

1 第1部 計画の基本

2

3 第1節 計画の主旨

4

5 この環境総合計画は、大阪府環境基本条例に基づき、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

7 また、大阪でくらし、学び、働くみなさんや事業者、環境NPOなどの民間団体、行政の各主体が、「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造に向けて」いっしょに行動するための目標や、その実現のための方向性など、基本的な考え方を示したものです。

10 今後、この環境総合計画に示す目標の達成に向けた施策の展開に際しては、この計画の基本的方向に沿って、具体的な個別計画等の策定あるいは改定を行います。

12

13 1 計画策定の背景

14 大阪は古くから産業が集中し、人口も多く、賑わいがあるまちでした。そのため、環境行政の歴史も古く、明治10年に全国に先駆けて鍛冶屋等の取り締まりに乗り出し、明治29年には「製造場取締規則」で、「公害」という用語をわが国で初めて法令に導入しました。昭和25年には、「大阪府事業場公害防止条例」を制定し、公害の規制を行うなど環境保全の推進に積極的に取り組んできました。しかし、昭和30年代からの高度経済成長に伴う産業活動の活発化により、昭和40年代には大気汚染、水質汚濁等の産業公害が人の健康に影響を与えるなど深刻な問題が生じました。これらの解決のため、国の法整備に先駆け、昭和44年には「大阪府公害防止条例」を制定し、発生源に対する直接規制に積極的に取り組むとともに、昭和48年には全国に先駆けた環境の管理計画として、「大阪府環境管理計画(BIG PLAN)」を策定し、公害の防除に先見的な環境容量の考え方を取り入れ、汚染の出口での濃度規制だけでなく総量規制の考え方を導入しました。その後、これらの施策の効果や経済の安定成長への移行等により、大阪の環境の状況は一定の改善をみましたが、良好といえるレベルには達していません。

27 また、自然環境については、大阪平野は低湿地帯であり、古くから農耕や商工業が発達し、特に高度経済成長期以降の人口や産業の集中による急速な都市化の進展によって、緑の喪失や生物多様性の減少をはじめ生態系に対する影響も生じています。さらに、大阪湾においては、赤潮などが発生したり、人工護岸が大半を占めるなど府域の自然環境は全体的にその基本的な機能が低下しています。

32 このため、昭和57年には、より質の高い環境を求める府民のニーズを受けて、環境の保全、環境の創造、環境利用の予見的総合的管理を柱に「大阪府環境総合計画(STEP 21)」を策定し、環境の監視体制の充実、環境影響評価制度の導入など環境の保全と創造に関する施策を推進しました。その後、産業公害だけでなく、自動車公害や生活排水を主因とする水質汚濁などの都市・生活型公害のウェイトが大きくなったことへの対応や、人類の存

1 亡にまで影響を及ぼす地球環境問題について、地域からの貢献が必要であるという視点を
2 とり入れた「大阪府新環境総合計画(NEW STEP21)」を平成3年に制定し、自動車公害対
3 策、廃棄物やリサイクル対策、地球環境への貢献などを主要課題として取り組みました。

4 さらに、これまでの状況の変化を踏まえ、平成6年には、前文において「良好で快適な
5 環境を享受することは、府民の基本的な権利」であることを宣言する「大阪府環境基本条
6 例」を制定し、「健康で豊かな生活を享受できる社会の実現」、「自然と共生する豊かな環
7 境の創造」、「文化と伝統の香り高い環境の創造」、「地球環境保全に資する環境に優しい社
8 会の創造」を施策の基本方針として示すとともに、環境総合計画の策定や、年次計画・年
9 次報告、府の機関相互の連携と推進を図る体制整備等、施策を総合的・計画的に推進する
10 ための枠組みを定めました。平成8年には、環境基本条例に基づく「環境総合計画」を策
11 定し、いわゆる生活環境、自然環境、都市環境及び地球環境にわたり施策を体系化し、施
12 策を展開してきました。

13 しかしながら、その後も大阪の環境をめぐる状況は大きく変化しています。豊能郡能勢
14 町の豊能郡美化センター周辺土壌などや施設内から高濃度のダイオキシン類が検出され、
15 周辺住民等の健康影響への不安が生じたことや、廃棄物の不法投棄等不適正処理の事案が
16 多発するなど廃棄物処理の問題が表面化したこと、大気汚染を改善するための現行の自動
17 車排出ガス対策など、これまでの対策手法の限界が明らかになっています。さらに、地球
18 温暖化の進行と影響がいっそう明確になり、地球規模での対応が求められる中、大都市圏
19 を形成する大阪でもこのような動向を踏まえ、負荷の大きな地域としての行動が必要で
20 す。

21 一方、国においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「ダイオキシン類対策特
22 別措置法」、「循環型社会形成推進基本法」や関連するリサイクル法等の整備、自動車から
23 排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正、新た
24 な環境基本計画の策定などの取り組みが進んでいます。これらの状況を踏まえ、大阪府で
25 は新たな課題にも対応する新しい環境総合計画が必要となっています。

26 このため大阪府では、新しい環境総合計画策定にあたっての基本的な考え方について、
27 大阪府環境審議会に諮るとともに、府民とともに考えるという視点を大切に、環境審議会
28 の部会での公聴会やインターネット等の活用により府民の意見を聴きながら検討を行いま
29 した。

30 また、これまでの環境総合計画は、大阪府の環境施策を行うための基本的な方向を示す
31 計画として定めてきました。しかしながら、今日の多様な環境問題の解決を図り、私たち
32 の大阪を、持続的発展が可能な魅力ある元気な都市にするためには、府民、事業者、民間
33 団体、行政などすべての主体が自らの役割を認識し、具体的な行動を着実に進めていかな
34 ければなりません。このため、この計画を大阪府の行政計画という位置づけにとどまら
35 ず、みんなで取り組む基本的方向を示す新たな計画として策定することとしました。

36

1 2 計画の理念

私たちは、環境の危機に直面しています

大阪の環境は、身近な自然が姿を消す一方で、自動車排ガスによる大気汚染や河川などの水質汚濁、廃棄物問題などが課題となっており、すべての府民が良好で快適な環境を享受することが困難であるという環境の危機に直面しています。人口や産業、交通が過度に集中する大都市圏・大阪においては、宿命的な問題ともいえますが、これらの問題は、事業活動だけでなく私たちの日常生活からも生じ、環境への負荷が適正規模を越えつづけ、自動車交通や生活排水などの不特定多数の発生源に対して十分に対処してこなかったことなどが原因となっています。

環境上の「負の遺産」の解決への取り組みが必要です

20世紀は、産業の発展等が生み出した公害と開発行為に伴う自然の減少が急激に進み結果として完全な回復が実現できないまま、人の健康への被害、有害化学物質による環境汚染や生態系への影響、地球温暖化、その他多くの環境上の「負の遺産」を21世紀に残すことになってしまいました。これは、経済性や利便性の向上と環境保全とがトレードオフの関係にある中で、対策の遅れや環境保全の配慮が十分でなかったことによるものと考えられます。私たちは、こうした経験を再び繰り返してはならない教訓として真摯に受け止め、環境への負荷をより一層低減させるとともに、これらの環境上の「負の遺産」の解決に向け、環境優先の新たな視点に立った取り組みを着実に進めなければなりません。

このままでは、私たちは、将来への責務を果たせません

昭和40年代の高度成長に伴う環境の危機は、発生源における対策が不十分であったことに起因しており、障壁は多かったものの対症的な対策で改善することが可能であったといえます。しかし、私たちが今直面する環境の危機は、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした経済社会システムやライフスタイルに根ざしています。これまでのように資源やエネルギーを大量に消費しつづけることから、資源の過剰な消費を避け、物質の循環をできる限り確保する循環型の社会をめざさない限り、私たちは、かけがえのない地球を守り、健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐという責務を果たすことはできません。

1 解決のためには、価値観を「環境倫理」に根ざしたものに換えなければなりません
2 これらの環境問題の解決のために、私たちは、これまでの豊かさや利便性を優先してき
3 た価値観を、

- 4 ・将来の世代に環境上の負の遺産や資源浪費型システムを残さないこと（持続性の確保）
- 5 ・エネルギーや物質の取得と廃棄について地域内で可能な限り完結させ、他の地域に正当な代償
6 なく負の要因を転嫁しないこと（自律性の確保）
- 7 ・すべての生物・生態系に対して負の要因を転嫁しないこと（共生・共存性の確保）

8 という「環境倫理」に根ざすものに革新しなければなりません。そして、私たち一人ひ
9 とりの生活においても、無駄な消費を避け、知恵と工夫によりみんなが「上手にくらす」
10 というライフスタイルに変えていくことが必要です。

11
12 「汚染者負担の原則」を基本とした環境配慮の行動が不可欠です

13 この新たな価値観を基礎に、すべての主体において、汚染するものが環境改善のコスト
14 を支払うという「汚染者負担の原則」を基本として、それぞれが与える環境への負荷、責
15 任と能力に応じた環境配慮の行動が不可欠です。環境配慮の行動意識の浸透やその仕組み
16 づくりについては、これまでのような規制手法だけでなく、新たな規制的手法の採用や、
17 経済的手法、自主的取り組みや環境教育・環境学習などの手法の最適な組み合わせによる
18 ことが重要です。

19
20 経済社会システムが「環境効率性」をめざさないといけません

21 私たちが、環境配慮を前提として生産活動や日常生活をするためには、環境配慮の行動
22 を選択し、織り込みやすい経済社会システムが整っていなければなりません。そのため、
23 経済活動の評価に環境保全の視点を導入し優先することが必要です。すなわち、経済効率
24 性の追求から技術の向上を通じて物の生産やサービスの提供から生じる環境負荷の低減を
25 図る「環境効率性」をめざさないといけません。

26 また、環境関連産業の振興や環境に配慮した製品・サービスの市場拡大を促すことが、
27 持続的発展が可能な社会の形成へとつながるとともに、産業自体の競争力を高めることに
28 もなります。

29
30
31 **みんなの積極的な行動とパートナーシップが重要です**
32
33

34 環境問題の解決に向けた取り組みを着実に進めていくためには、大阪という地域社会を
35 構成する府民、事業者、民間団体、行政などすべての主体が、それぞれが環境に与えてい
36 る影響を自覚し、責任と能力に応じた積極的な行動が求められます。また、それぞれが連

1 携し協働することによって大きな相乗効果が期待されるため、各主体は情報を共有し、公
2 平な役割分担のもとパートナーシップをもっていっしょに環境保全に取り組んでいかなけ
3 ればなりません。

4

5

この計画において、府は、環境配慮に率先して行動し、
施策の隅々まで環境配慮を優先します

6

7

8 私たちが、健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐという責務を果たすた
9 めには、健全で恵み豊かな環境の再生は一朝一夕では実現できるものではなく、地道な取
10 り組みを強化し、併せて新たな取り組みも効果的に実践していかななくてはなりません。特
11 に、この計画を推進する立場の大阪府は、率先してその役割と責務を果たすために、自ら
12 の施策の立案・実行において、府民参加と説明責任を果たしながら、環境配慮に率先して
13 行動し、施策の隅々まで環境配慮を優先します。

14

1 第2節 計画の期間

この計画の期間は、21世紀の第1四半期（概ね2025年）を長期的に見通しつつ、2010（平成22）年度までとします。

長期的な目標としては、概ね2025年を目途として設定し、中期的な目標としては、原則として2010（平成22）年度を目途として設定します。

8 第3節 計画の対象

10 1 計画の対象地域

計画の対象地域は、大阪湾を含む大阪府全域とします。

また、大阪府域からの環境負荷が地球環境に影響を与えていることも考え、地球環境保全についても視野に入れるとともに、隣接する府県域など広域的な視点での施策の展開も含むこととします。

16 2 対象とする環境の範囲

この計画では、環境基本条例の「施策の基本方針」^注で示された範囲、すなわち環境基本法の環境の概念に加え、美しい景観や歴史的文化的環境の形成など文化と伝統の香り高い環境までをみんなの共通の環境の範囲として考えます。

また、今後、新たな環境問題が生じた場合に適切に対応できるよう、限定的にとらえないことも大切です。

^注大阪府環境基本条例第7条（施策の基本方針）：

府は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康の保護及び生活環境の保全を図り、府民が健康で豊かな生活を享受できる社会を実現すること。

生態系の多様性の確保、希少な野生動植物の保護、貴重な自然環境の保全、森林、水辺地等における多様な自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出、清らかな水環境の形成等を図り、自然と共生する豊かな環境を創造すること。

水や緑に親しむことができる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全及び活用による歴史的文化的環境の形成等を図り、文化と伝統の香り高い環境を創造すること。

廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用等が徹底される社会の構築、環境の保全に関する技術等の蓄積の活用等を図り、地球環境保全に資する環境に優しい社会を創造すること。

1 第4節 各主体の基本的な役割

2
3 環境基本条例がめざす「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」のためには、府民、事業者、民間団体、行政の各主体が、環境に配慮するという意識をもち、社会でのそれぞれの役割に応じて主体的に行動することが必要です。

6 そのためには、民間団体、事業者、行政もそれらを構成しているのは個人であることから、まず個人の意識が環境配慮型へと変化し、それが行動につながり、継続することが重要です。個人の意識や行動を変えるということは大変難しい課題ですが、「わかってはいるが、やめられない。」という状態を漫然と続ける、あるいは「自分がしなくても誰かがしてくれるだろう。」といった他人任せにするのでは、何一つ解決することはできません。一人ひとり、認識していても実際の行動に結びつかないことや、行動を起こす動機が形成されても継続的な行動が着実に根づかない現実があることに留意する必要があります。

14 これを解決するための「鍵」は、環境に関するコミュニケーションの今後の飛躍的な発展であると考えられます。個人は日々の生活のなかで様々な場や情報媒体により社会全体の環境配慮に関する取り組みの情報に触れ、その係わり合いを通じて、「周りのみんなもしているのであれば」と自発的な環境配慮の行動を起こさせることにつながり、さらに、それぞれが属する組織の中で変革の原動力となっていくことが期待できると考えられます。さらに、各主体が、社会のなかでの相互の係わり合いを通じて環境問題に関する情報と認識を共有し、影響を与え合いいっしょに取り組んでいくことが必要です。

21 22 1 府民の役割

23 府民は、環境汚染等の影響を受ける一方、自らも日常活動において環境への負荷を与えていることを認識するとともに、豊かさや利便性を優先してきたこれまでの日常生活の価値観を見直す必要があります。

26 次世代を担う子どもから豊かな知識や経験を持つ高齢者まであらゆる世代の人々が性別や職業等にかかわらず、くらしのなかで得た経験などを広く活かして相互に触発しあい、過度な自動車への依存や大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを変革するなど、日常生活に起因する環境への負荷の低減や身近な環境をより改善していく活動に、自発的・積極的に取り組まなければなりません。このような取り組みは、特に、地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題、交通公害問題、近隣騒音問題などのように、個人の行動が直接的に環境負荷の低減に結びつく事象や身近な自然環境を保全する行動において、その効果が期待できます。

34 また、行政が行う環境の保全と創造に関する施策に協力することや、環境NPOなどの民間団体への参加や支援を積極的に行うことにより、環境保全の活動が広がっていくことも大きく期待されています。

1 さらに、府民が、消費者、労働者、投資者などのそれぞれの立場において事業者に働
2 きかけることによって事業者の環境配慮を促すことや、環境施策の評価やあり方などに
3 ついて意見を述べたり施策を提案することなどにより行政の活動に環境配慮を求め、積
4 極的な係わり合いをもつことも重要です。

6 2 事業者の役割

7 私たちの経済社会システムのあり方そのものが問われている今日、経済社会活動のな
8 かで大きな位置を占める事業者は、これまでも事業活動により環境に大きな負荷を与え
9 てきたことを自覚し、あらゆる活動の場において、資源やエネルギーの削減に努め、廃
10 棄物の発生抑制、資源利用の合理化等環境への負荷を総合的に低減するとともに、汚染
11 物質の排出抑制や自然環境への影響に配慮するなど環境の保全と創造に向けて積極的に
12 取り組むことが重要です。

13 事業者は、これまでのような、環境法令を遵守することや無駄な電力の節約などに取り
14 り組むことだけでなく、事業者責任を意識した環境配慮の行動として、環境ISOの取
15 得やグリーン調達を行うようになっていきます。また、次のステップとして、事業者とし
16 て環境に積極的に取り組む姿勢を評価する「環境格付け」という尺度が環境戦略や環境
17 経営の推進策として社会的に認知されはじめています。環境配慮の製品やサービスを提
18 供する社会貢献を果たし、自らも環境投資の対象となるべく環境報告書・環境会計・環
19 境ラベルをはじめとする環境情報の公開や地域住民とのコミュニケーションに積極的に
20 取り組む必要があります。

21 さらに、製品などが使用されて廃棄物となった後まで生産者自らが一定の責任を負う
22 「拡大生産者責任」の考え方に立ち、製品の設計、製造、流通、消費、廃棄などのライ
23 フサイクル全体を見通した製品づくりやサービスの提供などにおいて環境効率性を重視
24 した事業活動が必要です。また、事業者がその地域の一員として地域の環境保全活動や
25 自然保護活動へ取り組み、従業員一人ひとりの環境保全意識の向上に努めることが重要
26 です。

28 3 民間団体の役割

29 府民や事業者等により組織された環境NGO・NPOなどの様々な民間団体が、環境
30 に配慮したまちづくり活動や自然再生・保全活動、地球温暖化防止活動、環境啓発活動
31 や環境学習、調査研究など幅広い活動に自主的・組織的に取り組み、飛躍的な成果をあ
32 げています。そして、このような民間団体だけでなく消費者団体、労働組合、事業者団
33 体、学術団体など幅広くかつ多くの民間団体が、環境の保全と創造に関する取り組みを
34 活発化させています。このような取り組みが社会全体に広がり、社会を構成するそれぞ
35 れの主体と係わり合いをもつことによって、みんなの価値観が「環境倫理」を基礎とし
36 たものに変革し、自主的に環境配慮の行動を行うような社会を形成していくことにつな

1 あります。

2 また、これらの民間団体は、行政の行う施策や事業者・府民の活動とも連携を図りな
3 がら、情報などの橋渡し役を行うことなど各主体をつなぐ役割を担うとともに、地域の
4 きめ細かい草の根的な運動の展開、施策の提案、民間国際協力などにおいて、さらなる
5 多様な取り組みを行うことが期待されます。

6 さらに、これらの民間団体は、意識を行動に結びつける啓発者であり、環境情報を分
7 かりやすく伝える伝達者であるとともに、住民の主張を代弁する仲介者、そして公平な
8 立場から各主体間の協力関係を築く対話の促進者として、環境問題の解決に向けた重要
9 な役割を果たすことが期待されます。

10

11 4 市町村の役割

12 豊かな環境都市の構築の基礎は地域における環境の保全と創造の施策展開が基礎とな
13 ります。市町村は地域の実情を最も身近なところで把握しており、地域に密着した環境
14 施策を進めるにあたってその役割は極めて大きいことから、市町村は環境保全に関わる
15 各主体と連携しつつ、それぞれの地域特性に応じて、独自に多様な環境の保全と創造に
16 関する施策を総合的に推進しなければなりません。

17 また、市町村自らが事業者・消費者としての側面を有することから、環境の保全と創
18 造に関する取り組みを率先して実行するとともに、職員一人ひとりの環境保全意識の向
19 上に努めることが重要です。

20

21 5 大阪府の役割

22 大阪府は、環境基本条例の基本理念である「人のこころがかよいあう豊かな環境の保
23 全と創造」をめざし、本計画に基づき「豊かな環境都市・大阪の構築」に向け、すべて
24 の主体の積極的な環境の保全と創造に関する活動への参加と協働のもと、効果的な施策
25 を策定し、実施しなければなりません。

26 また、府民、事業者、民間団体などにおける環境の保全と創造に関する自発的な取り
27 組みが促進されるよう、環境教育・学習の推進や環境情報の提供、活動の場づくりその
28 他必要な支援を行うとともに、各主体との連携と協働に努めなければなりません。

29 特に、自動車公害対策や大阪湾の富栄養化対策、野生鳥獣保護対策など広域的な取り
30 組みが求められる課題については、国、他府県や市町村との広域的な連携と協働のもと
31 に施策を展開しなければなりません。

32 さらに、府自らが事業者・消費者としての側面を有することから、環境の保全と創造
33 に関する取り組みを率先して実行するとともに、職員一人ひとりの環境保全意識の向上
34 に努めることが重要です。

35

1 6 各主体の連携と協働

2 地域社会を構成するすべての主体は、まず、地域として自律性のある協働社会の構築
3 に向け、豊かな環境の保全と創造に積極的に取り組まなければならないことを自覚する
4 必要があります。また、それぞれが果たすべき役割について、他者に依存することなく
5 主体性をもつとともに、他の主体ともパートナーシップをもって協働して取り組んでい
6 かなければなりません。

7 そして、各主体の活動が連携し相乗的によりよい効果を生むためには、それぞれが次
8 の基本要件を念頭に行動することが大切です。

9 主たる活動の目的・目標を共有する。

10 各主体が対等であることを認識する。

11 各主体の独自性(特性、能力)を活かす。

12 各主体相互の情報公開を基本とする。

13

1 第5節 計画の構成

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

この計画の構成は、概ね2025年における長期的な目標とその実現の方途を掲げる長期ビジョンの部分(第2部)及び2010(平成22)年度を目標年度とする施策展開の基本方向(第3部)と計画の効果的推進に関する事項(第4部)の基本計画の部分で構成されています。

長期ビジョン

【第2部 長期的な目標と実現の方途】

21世紀の第1四半期(概ね2025年)における長期的な目標及びその実現の方途を示します。

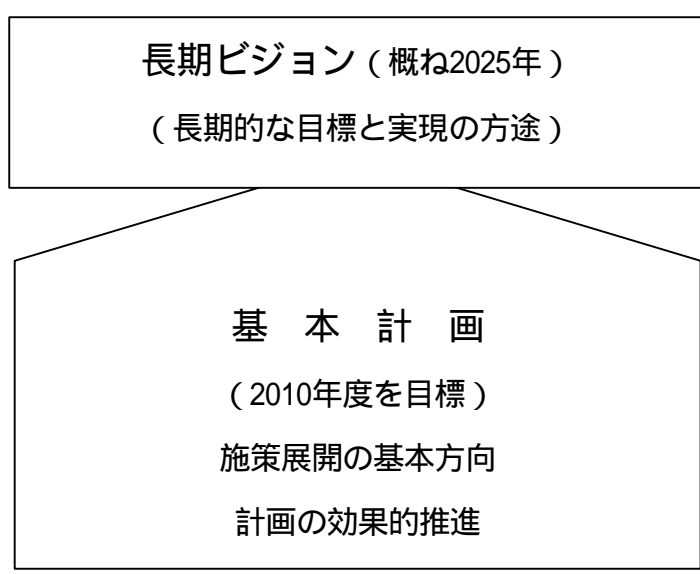
基本計画

【第3部 施策の展開】

長期ビジョンを実現するために、「循環」、「健康」、「共生・魅力」、「参加」の4つの基本方向ごとに施策の大綱を示し、それぞれの項目ごとに、現状と課題を概括し、2010(平成22)年度を中期的な目標として講ずる取り組み方向と、具体的な目標を示しています。

【第4部 計画の効果的推進】

この計画を効果的に推進するため、計画の推進体制、効果的な進行管理と財源の確保について示しています。また、日常生活や事業活動を営む上での環境配慮について、環境配慮の行動指針として示しています。



1 第2部 長期的な目標と実現の方途

3 第1節 「豊かな環境都市・大阪」の構築

5 1 長期的な目標

6 この計画の長期的な目標については、環境基本条例の基本理念である人のこころがかよ
7 いう豊かな環境の保全と創造をめざし、21世紀の最初の四半期である2025年を目途に、
8 良好で快適な環境が享受できる「豊かな環境都市・大阪」の構築を図ることとし、「概ね
9 2025年における大阪の望ましい環境像」として、次の3つを設定します。

11 環境の負荷量についての視点として、

12 「**環境への負荷が少なく良好な環境が享受できる大阪**」

13 人々の環境に対する実感的な視点として、

14 「**ゆとりと潤いがあり、四季が感じられる大阪**」

15 環境を大切にする社会の実現についての視点として、

16 「**環境を大切にする文化が誇れる大阪**」

17 なお、長期的な目標に関しては、環境基本条例第7条に掲げる施策の基本方針を踏ま
18 え、府民が良好で快適な環境を享受できているか、府として定期的に府民意識の動向を調
19 査し、諸施策に反映させます。

21 2 実現の方途

22 長期的な目標を実現する方途（基本方向）については、府民のみなさんの視点に立っ
23 て、環境と人との係わり合いを中心に、体系的に分かりやすく示す必要があること。ま
24 た、環境基本条例の施策の基本方針及び「大阪21世紀の総合計画」の取り組み体系との整
25 合性にも考慮して、次の4つの基本方向により取り組みます。

27 社会システム及び地球規模の環境を視野に入れ、

28 「**持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現(循環)**」に向けた取り組み
29 身近な大気・水・土壌など一人ひとりが生活する空間としての環境を視野に入れ、

30 「**環境への負荷が少ない健康的で安心なくらしの確保(健康)**」に向けた取り組み
31 豊かさや安らぎを実感する環境を視野に入れ、

32 「**豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現(共生・魅力)**」に向け
33 た取り組み

34 目標の達成に向け、環境配慮を基本としたシステムや人づくり等を視野に入れ、

35 「**すべての主体が積極的に参加し行動する社会の実現(参加)**」に向けた取り組み

1 これら4つの基本方向は、すべての主体が「参加」することを基礎として、「循環」、
2 「健康」及び「共生・魅力」で掲げる取り組みを相互に連携させるとともに、「資源循
3 環」、「水循環」、「地球環境」、「交通環境」、「有害化学物質」、「エコロジカルネットワーク
4 (水と緑のネットワーク)」を今日の大阪の主要な課題として位置づけ、長期的には都市
5 構造を適切に変革していくことも視野に入れて、それぞれの目標の達成をめざします。
6 また、第1部「計画の理念」で述べたように、環境保全の仕組みづくりとして経済社会
7 システムやライフスタイルを変革していくことを前提に、府民、事業者、民間団体、行政
8 の各主体の役割を明確にするとともに、各主体の実践活動が積極的に行われるよう、府と
9 して啓発を行います。
10 さらに、ライフスタイルの変革を促進し、社会に「環境倫理」を確実に根づかせるため
11 に、長期的かつ多面的な視点での環境教育・学習などを中心とする人づくりにも努めま
12 す。
13

1
2
3 **【長期的な目標】** 概ね2025年における大阪の望ましい環境像

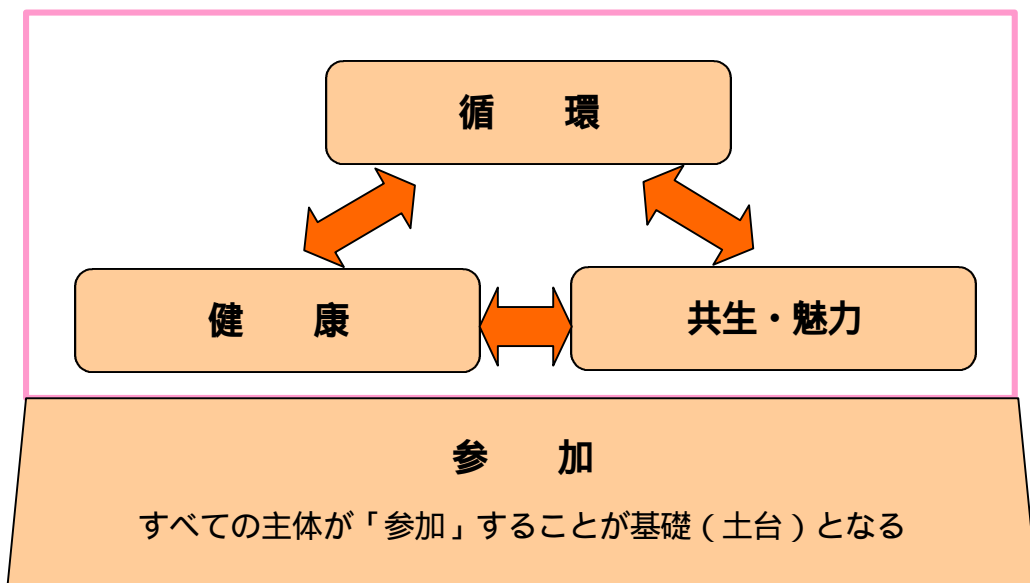
4 **豊かな環境都市・大阪の構築**

5
6
7
8
9
10
11
12 環境への負荷
が少なく良好
な環境が享受
できる大阪

ゆとりと潤い
があり、四季
が感じられる
大阪

環境を大切に
する文化が誇
れる大阪

13
14 **【実現の方途】** 4つの基本方向（相互に連携）



28 循 環 : 持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現

29 健 康 : 環境への負荷が少ない健康的で安心なくらしの確保

30 共生・魅力 : 豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現

31 参 加 : すべての主体が積極的に参加し行動する社会の実現

1 第2節 主要な課題ごとの長期的な目標と実現の方途

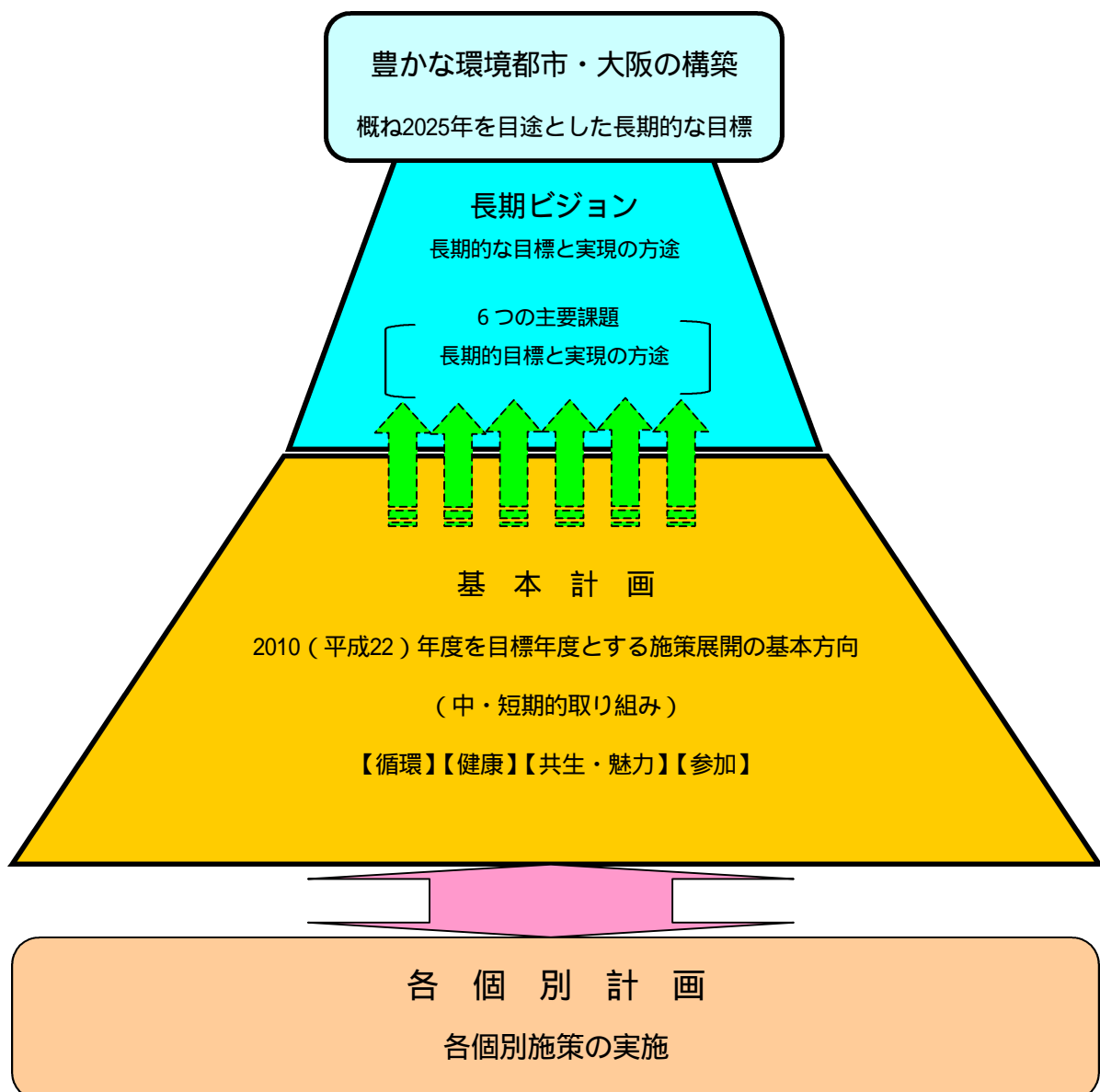
2

3 この計画で示す概ね2025年の長期的な目標の実現に向けて2010（平成22）年度を中期的
4 な目標とする基本計画の取り組みを展開します。また、今日の大阪における環境上の主要
5 課題であり、かつ、長期的な取り組みが必要な「資源循環」、「水循環」、「地球環境」、「交
6 通環境」、「有害化学物質」、「エコロジカルネットワーク（水と緑のネットワーク）」の6
7 つの課題について、それぞれの長期的な目標と実現の方途を示します。

8

9

10



1 資源循環

(1) 長期的な目標

石油、石炭、鉱物など地下資源の消費が抑制されているとともに、生産物や廃棄物を含むあらゆる資源の循環を推進し、ごみゼロ社会をめざし、廃棄物の発生抑制や再利用、リサイクルの取り組みが大きく前進していること。

(2) 実現の方途

「循環型社会形成推進基本法」に基づき国が策定する「循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、府域の自然的社会的条件に応じた循環型社会形成のための施策を策定し、資源の循環的な利用などについて総合的かつ計画的に推進します。

廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動やライフスタイルを見直し、資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の処理による環境への負荷を可能な限り軽減するため、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進します。

ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムを推進し、ごみゼロに向けた府民運動を広げます。

無駄な消費を抑制するためにレンタル・リースの活用や、容器の再利用・再生利用、さらにはプラスチック類を熱源として利用するサーマルリサイクルなどを組み合わせ廃棄物をゼロにしようとする（ゼロエミッション）をめざした事業者の自主的取組みを促進します。

建築物の長寿命化設計やリフォームの促進、製品の長寿命化、部品の再利用、リサイクルを容易にする設計や材質の選択などについて生産者に働きかけます。

再生産可能な循環型資源である森林資源の利用を事業者や府民に働きかけます。

リサイクルのための施設の整備

廃棄物最終処分場跡地などを活用し、民間事業者を主体としたリサイクル施設などの整備、森林・ビオトープなどの自然とふれあう場の創造などを通じて循環型社会の構築をめざす「大阪エコエリア構想」を推進します。

府民、事業者等との連携の強化

最適生産・最適消費・最少廃棄型社会の構築をめざすため、府民、事業者、民間団体、行政の果たすべき役割を明確にし、すべての主体が連携して取り組みます。

1
2
3
4
5
6

府民団体、事業者団体、行政等で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」を活用して、関係者相互に連携しながら一般廃棄物の減量化・リサイクルに関する取り組みを推進します。
廃棄物に関する環境教育・啓発を学校・企業及び生涯教育の場などで推進します。

2 水循環

(1) 長期的な目標

雨が地面にしみ込み、やがて川となり海へ流れて蒸発し、再び雨となる自然の水循環の中で、私たちの生活や産業活動の基盤となる水資源の利用などが適切に行われ、水循環とのバランスが確保されることによって、自然の浄化機能や、豊かで多様な生態系が維持されているとともに、水資源が支障なく活用できるという自然の水循環がもたらす恩恵が発揮されていること。また、水を大切に使いつつそれを守り育てる文化が育まれていること。

(2) 実現の方途

自然の水循環への影響が少ない水資源の利用

生活排水などの処理を進めるとともに、雨水・中水の利用、下水処理水の雑用水や河川浄化用水への活用など、都市域での水の効率的利活用をはじめとした自然の水循環への影響が少ない水資源の適切な利用を図ります。

自然の水循環の安定的確保

森林・農地などの貯留浸透・かん養能力を保全・回復・増進させるとともに、都市域での雨水貯留施設の設置や透水性舗装の推進などにより、自然の水循環の安定的な確保を図ります。また、河川では、多自然型川づくりなどにより自然浄化機能の向上を図ります。

水を大切に使い、守り育てる文化の育成

親水空間の整備や河川等の水質改善等の美しい水辺を身近なものにする取り組みを進めるとともに、水循環の保全・回復のための活動での各主体の積極的な参加・連携を促進・支援することにより、水を大切に使い、守り育てる文化の育成に努めます。

1 3 地球環境

2

3 (1) 長期的な目標

4 地球温暖化やオゾン層破壊など地球環境問題の重要性が理解されることによって、
5 温室効果ガス削減に向けての取り組みが着実に進められ、生産・流通・消費の各段階で
6 エネルギー消費の抑制が徹底されること。

7 また、脱温暖化社会の実現に向けて、新エネルギーや未利用エネルギーを活用した環
8 境負荷の少ないエネルギーシステムの積極的な活用が図られていること。

9 さらに、オゾン層破壊や地球温暖化に寄与するフロンガスが適切に処理され、フロン
10 ガスを使用しないシステムの普及が図られていること。

11

12 (2) 実現の方途

13 地球温暖化対策推進法に基づく施策

14 「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、温室効果ガスの削減目標の達
15 成をめざします。

16 「大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画」に基づき、府自らが排出する温室効
17 果ガスの削減に努めます。

18 府内のすべての自治体における温暖化対策実行計画の早期策定を促進します。

19 京都議定書の批准・発効に向けた国内体制の整備に伴う温室効果ガスの一層の排
20 出抑制に努めます。

21

22 省エネルギーの徹底

23 エネルギー効率の改善を経済的に行うE S C O事業^{注1}の活用により、既設建物
24 の省エネルギー化を進めます。

25 新規に建物を建築する際には「省エネルギー計画書」の提出により、エネルギー
26 の効率的利用を確認するなど省エネルギー化を促進します。

27 グリーン購入の推進により省エネルギー機器の普及を促進します。

28

29 新エネルギー、未利用エネルギーの活用

30 「エコエネルギー都市・大阪計画」に基づき、太陽光発電や天然ガスコージェネ
31 レーション^{注2}などの新エネルギーの普及や河川水や下水の温度差エネルギーなど
32 未利用エネルギーの活用に努めます。

注1 ESCO(Energy Service Company)事業:電力の大口需要化に対して省エネルギー診断やエネルギー効率の改善計画を行
う事業のこと。

注2 天然ガスコージェネレーション:天然ガスを燃焼させ発電を行うとともに、その際に発生する熱を利用するもの。

1 森林や廃棄物から発生する木質バイオマス^注の活用を促進します。

2
3 地球温暖化対策に対する自主的取り組みの促進

4 大阪エコアクション宣言事業により、府民、事業者の省エネルギー化等の活動を
5 積極的に支援します。

6 温暖化防止活動推進員などによる日常生活における温室効果ガス排出抑制につな
7 がる実践行動等の普及・啓発活動の支援を進めます。

8 エコ商品（環境に与える負荷の少ない商品）の情報をわかりやすく提供すること
9 などによりグリーン購入を促進します。

10
11 フロンガスの適正処理及び脱フロンの促進

12 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン
13 回収破壊法）」に基づき、フロンガスの適正処理に努めます。

14 自然冷媒を使用した冷凍サイクルや発泡、洗浄分野での代替物質の使用などフロ
15 ンガスを使用しないシステムの技術開発の促進及び普及を図ります。

16

^注 木質バイオマス:樹木（幹、枝、葉、樹皮、根）や草木、植物成分、廃材などからつくった燃料、抽出物のこと。

4 交通環境

(1) 長期的な目標

燃料電池車^{注1}などクリーンな自動車が開発され広く普及するとともに、利便性の高い交通体系の整備による自動車交通から公共交通への転換や、交通管制システムなどの整備による円滑な交通流の確保がなされており、また、府民、事業者、民間団体、行政などのすべての主体において、環境に配慮した交通利用のライフスタイル・ビジネススタイルが形成されていること。

これら社会基盤、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革により、公害のない快適な環境が確保されていること。

(2) 実現の方途

発生源対策の充実

クリーンな自動車の普及による発生源対策の充実を図ります。とりわけ、低公害なバス・トラックの普及などディーゼル車対策の充実を図ります。

車社会からの転換

鉄道等公共交通機関の整備を図るとともに府民や事業者の協力のもと自動車交通量の調整・抑制を図る交通需要マネジメント（TDM）^{注2}施策を推進するなど過度に車に依存した社会からの脱却を図ります。

円滑な交通流の確保

環状道路等の整備による交通の分散や交差点の立体交差化等の整備を図るとともに、交通管制システム等の「高度道路交通システム（ITS）^{注3}」の整備を進め、交通流の円滑化を図ります。

ライフスタイル・ビジネススタイルの転換

税制などによる誘導や規制的手法の展開により、府民、事業者、行政のそれぞれにおいて、よりクリーンな交通利用をめざすライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図ります。

^{注1} 燃料電池車：水の電気分解「水を電気分解すると酸素と水素が発生する」の逆の反応で、水素と酸素により発電する燃料電池で発電しながら走行する自動車のこと。

^{注2} 交通需要マネジメント(TDM)：時間、経路、交通手段の選択や自動車の利用方法などの交通行動を変更することにより、道路交通混雑を緩和する手法の体系のこと。

^{注3} 高度道路交通システム(ITS)：最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システムのこと。

5 有害化学物質

(1) 長期的な目標

府民・事業者・行政が、化学物質に関する情報を共有し理解を深めながら、適切な役割分担の下に連携して環境リスクの低減と管理をすすめることにより、有害化学物質による環境影響から人の健康がまもられ生態系が保全されていること。

(2) 実現の方途

環境リスクの適切な管理に基づく効果的な排出抑制の実施

人の健康の保護や生態系の保全に係る環境リスクの評価手法については、国と連携して確立することとし、リスクの程度に応じた排出抑制や汚染の除去・浄化を図るなど環境リスクの管理に努めます。特に、現在規制されている化学物質以外にも環境リスクが大きいと認められる物質について、規制的措置も視野に入れつつ、事業者が自主管理目標を設定しその達成に努めるよう指導や支援を行い、排出抑制を図るなど未然防止のための対策を進めます。

有害性の少ない化学物質に代替した製品の開発・使用を促進します。

現地での処理が困難な汚染土壌について、掘削・運搬から最終処分に至るまでの適正処理システムを確立し、汚染地の浄化を促進します。

有害化学物質に関する知見や情報の収集と提供

有害化学物質について計画的にモニタリングを実施し、汚染や排出の実態を的確に把握するよう努めます。

有害化学物質の環境濃度、排出量、有害性情報等のデータを網羅したデータベースを活用し、環境リスクに関する府民のニーズに応じた情報を分かりやすい形で提供します。

リスクコミュニケーションの推進

環境リスクとその管理についての社会的合意を得るために事業者が実施するリスクコミュニケーションを支援します。このため、環境リスクに関して正確にわかりやすく説明し話し合いを仲介できる人材（リスクコミュニケーター）を国と連携しつつ養成・活用に努めます。

6 エコロジカルネットワーク（水と緑のネットワーク）

（１）長期的な目標

周辺山系やベイエリアの豊かな自然が「まち」をつつみ、それらの自然が河川の流れを軸として「まち」へと導かれ、そして「まち」の中でも都市公園をはじめとする緑の拠点が緑道や街路樹などでつなげられている。

このような「エコロジカルネットワーク」が各主体の協働で地域特性を活かしながら形成されており、「自然と共生する社会」が実現していること。

（２）実現の方途

エコロジカルネットワーク軸の形成

周辺山系の森林やベイエリアでの「共生の森」、干潟・藻場、河川や河畔林などの連続した自然空間の拠点や軸となる自然環境を保全・創出することにより、生きものの生育・生息の場や移動経路としての機能を発揮し、また、ヒートアイランド現象の緩和やゆとりと潤いを実感する景観の形成などの役割も果たす「エコロジカルネットワーク軸」を形成します。

都市空間におけるみどりのネットワークづくり

エコロジカルネットワーク軸から都市の内部へと自然を導くため、都市公園や生産緑地、社寺林などの緑の拠点を確保するとともに、街路樹や緑道の整備、市街地の大半を占める民有地の緑化、ビルの屋上・壁面緑化や学校などを中心としたビオトープづくりなどに取り組むことにより、府民が身近に自然との共生を実感できるようにします。

自然環境の保全・整備手法に係る調査研究の推進

府域における野生動植物種の分布、生育状況等、地域固有の自然植生や生態系を基本にした自然環境の現状の把握に努めるとともに、その評価や保全・整備手法に係る研究を進めます。

各主体の連携

府民の参加・協力のもと、関係行政機関、民間企業、NPOなどの民間団体が連携してエコロジカルネットワーク軸となる周辺山系やベイエリア、河川周辺の自然環境の保全・整備活動に取り組みます。

また、市町村毎に策定されている「緑の基本計画」に基づき各市町村域における水と緑のネットワーク化の推進により、エコロジカルネットワークを府域全域に広げていきます。

1 第3部 施策の展開

1 基本となる視点

長期的な目標の実現に向けた取り組みを着実に前進させ、実感できるものとするため、この計画の期間である2010（平成22）年度を施策の中期的な目標達成年とします。

施策の展開に当たっては、パートナーシップをもって協働して取り組むことが重要であることから、それぞれの取り組みに対して、府民、事業者、民間団体、行政の各主体が自主的に果たすべきと考えられる役割を例示的に示しています。

また、各主体がそれぞれの役割を十分に果たせるよう、取り組みと関連づけた数値などの目標を可能な限り掲げるとともに、中期的な目標のほかに、2005（平成17）年度を短期的な目標達成年として設定します。

さらに、それぞれの取り組みで掲げる目標については、達成状況をみながら、必要に応じて計画自体の見直しができるよう、効果的な進行管理を行います。

なお、この計画によって示される取り組みを、環境分野における大阪府の重点施策として全庁的に取り組みます。

2 施策展開の方向

施策の展開に当たっては、長期的な目標の実現に向けた方途である4つの基本方向に基づいて体系的に展開するため、まず、基本方向ごとの基本認識をわかりやすく的確に示し、次に、これに対応した取り組みと目標を掲げています。

また、取り組みを掲げる際には、これまでの施策との連続性も考慮しながら、可能な限り長期的な取り組みを先取りするよう努めます。

さらに、「取り組みと目標」では、それぞれの施策区分にしたがって、「現状」、「課題」、「取り組み」、「目標」、「各主体の役割」の順で体系的に整理するとともに、平成8年3月策定の環境総合計画において目標とした事項について、目標達成が困難である、あるいは大幅に遅れているものについては、その原因を明らかにした上で、取り組みや目標に反映します。なお、「各主体の役割」において、事業者などに対する法令等の規制や指導に関しては、大阪府と同等の権限を有する市町村については、大阪府の役割と同じです。

なお、大阪府においては、それぞれの「取り組み」に基づく具体的な個別の施策について、毎年度、環境の状況などに応じて施策の重点化を図り、環境白書などで公表の上、効果的な実施に努めます。

1 < 施策体系図 >

2
3
4 持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現（循環）

5
6
7
8
9 【基本方向】

【 施 策 分 野 】

【 取 り 組 み 】

10
11 廃棄物の減量化・リサイクルの
12 推進

13 ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進
14 排出事業者等への指導
15 リサイクル関連諸法の円滑施行などのリサイクルの
16 推進
17 大阪エコエリア構想の推進
18 条例の検討
19 廃棄物処理計画の策定
20 再生産可能な循環型資源である「森林（木材）資源」
21 の利用促進
22 農のゼロエミッションの推進
23 研究開発の推進

24 水 循 環 の 再 生

25 水の効率的利活用
26 流域の貯留浸透・かん養能力の保全・回復・増進
27 水を大切に使い、守り育てる文化の育成

28 環境に配慮したエネルギー利用
29 の促進

30 新エネルギー等の導入
31 木質バイオマスエネルギーの技術開発と利用促進
32 E S C O事業による省エネルギー化の推進
33 中小企業へのエネルギー・環境対応の支援
34 カスケード利用による省エネルギー化の推進

35 地球環境保全に資する取り組み

36 地球温暖化対策の推進
37 グリーン購入の推進
38 二酸化炭素の貯蔵庫としての森林（木材）資源の
39 利用促進
40 二酸化炭素の吸収源としての効果的な森林整備
41 オゾン層保護対策
42 酸性雨対策

43 ヒートアイランド対策

44 人工排熱量の低減
45 都市における自然面（植生、水、土）確保の促進
46 土地利用形態に応じたヒートアイランド現象の把握
47 屋上、壁面緑化や建物反射率の改善等建物による
対策の推進
都市形態等の改善

循
環

1 < 施策体系図 >

2
3 環境への負荷が少ない健康的で安心なくらしの確保(健康)

4
5
6 【基本方向】

7 【 施 策 分 野 】

8 【 取 り 組 み 】

9 自動車公害の防止

10 (自動車排ガス対策)
11 自動車単体規制・車種規制
12 低公害な車(低公害車、LEV-6)の普及促進
13 グリーン配送の推進
14 交通流対策
15 物流対策
16 人流対策
17 局地汚染対策
18 (自動車騒音対策)
19 自動車騒音の常時監視
20 各種騒音対策

21 廃棄物の適正処理

22 廃棄物処理施設の整備の推進
23 PCB廃棄物対策
24 最終処分場の確保
25 不適正処理の撲滅
26 大阪エコエリア構想の推進(再掲)
27 条例の検討(再掲)
28 廃棄物処理計画の策定・推進(再掲)

29 大気環境の保全

30 窒素酸化物対策
31 浮遊粒子状物質対策
32 光化学オキシダント対策
33 市町村と連携した悪臭防止対策の推進

34 水環境の保全

35 生活排水対策
36 合流式下水道の越流水対策
37 大阪湾の水質保全対策
38 大阪湾の海域環境の回復・創造
39 大阪湾の埋め立てに対する環境保全

40 地盤環境の保全

41 地盤環境の監視
42 汚染対策

43 騒音・振動の防止

44 固定発生源対策
45 移動発生源対策
46 低周波音対策

47 有害化学物質による環境リスクの低減・管理

48 有害化学物質の排出削減
49 化学物質に関する知見・情報の充実と環境リスクの管理
50 リスクコミュニケーションによる府民の理解の促進

51 環境保健対策及び公害紛争処理

52 環境保健サーベイランスシステムの構築
53 公害に係る健康被害の救済
54 公害紛争処理

健康

1 < 施策体系図 >

2
3
4 豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現（共生・魅力）

5
6
7
8
9 【基本方向】

【 施 策 分 野 】

【 取 り 組 み 】

10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
共生・魅力

生物多様性の確保

野生生物の保護
ビオトープのネットワーク化
水辺生態系の保全
生態系に配慮した海辺環境づくり
外来種の移入対策

自然環境の保全・回復・創出

「エコロジカルネットワーク軸」(水と緑の環境軸)の設定
森林・自然環境の保全
農空間の保全
河川空間等の保全
海辺空間の保全
府民参加による自然環境保全活動の推進

自然とのふれあいの場の活用

森林空間の活用
農空間の活用
河川空間等の活用
海辺空間の活用
自然とふれあえる場のネットワーク化

潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用

緑豊かなまちづくりの推進
水辺空間の整備

美しい景観の形成

公共事業等における景観への配慮
美しい景観づくりに向けた適切な誘導・規制
電線類の地中化の促進
景観を阻害する行為等の抑制
各主体による景観づくり活動の推進

歴史的文化的環境の形成

未指定の歴史的文化的遺産の保存
指定文化財等の保存・活用と次世代への継承
歴史的文化的遺産にふれる場と機会づくり

1 < 施策体系図 >

2
3
4 **すべての主体が積極的に参加し行動する社会の実現（参加）**

5
6
7
8
9 【基本方向】

【 施 策 分 野 】

【 取 り 組 み 】

10
11
12 **パートナーシップによる環境保全**
13 **活動の促進**

府民、事業者、民間団体等各主体相互間の情報
交換・交流の場づくり
府民、事業者、民間団体と行政とのパートナ
シップによる環境保全活動の実施
環境NGO・NPOなど民間団体の環境保全活動
への支援

14
15
16
17
18
19
20 **環境教育・環境学習の推進**

学校における環境教育・環境学習の推進
社会における環境教育・環境学習の推進

21
22
23
24 **総合的な環境情報システムの**
25 **整備・環境情報の提供**

総合的な環境情報システムの整備
環境情報発信拠点の整備

26 **参**

27
28
29 **加**

30 **環境監視及び調査研究**

環境モニタリングの充実
環境リスク管理機能の整備
調査研究の推進

31
32
33
34 **事業活動における環境への配慮**

環境影響評価制度の推進・拡充
環境マネジメントシステムの確立

35
36
37 **経済的手法等による環境負荷の**
38 **低減**

経済的手法の活用
グリーン購入の推進
環境関連産業振興のための支援

39
40
41
42 **国 際 協 力 の 推 進**

国際機関とのパートナーシップによる国際協力の
推進
パートナーシップによる国際技術協力の推進
国際的な情報ネットワークへの参加

1 第1章 持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現

3 第1節 基本認識

5 わが国の物質収支（平成11年度）をみると、20.4億トンの総物質投入量があり、そのうち再生利用量は、エネルギー消費や輸出分を除いたものの約7分の1（2.2億トン）となっています。循環型社会を形成するためには、この割合を一層高めていくことが必要です。

8 府域においては、依然として大量の廃棄物が排出されるとともに、不法投棄などの不適正処理が増加するなど、循環型社会づくりに向けて廃棄物対策が大きな課題となっています。

11 資源の有効活用や地域の環境保全の観点から、廃棄物の減量化・リサイクルなどの一層の推進が求められています。

13 また、大阪は都市化の進展で水のかん養機能が低下し、通常時の河川流量が減少して潤いをもたらす水辺空間の喪失や生活排水などによる水質汚濁が進みました。このため、水循環の健全化に向け、より一層水源のかん養、水の効率的な利活用や水質の改善に取り組むことが必要です。

17 さらに、都市部における緑地の減少、ビル化や舗装面の増大などとともに、事業活動や日常生活における冷暖房や自動車の使用などのエネルギー消費が、ヒートアイランド現象（都市の高温化）を引き起こしていることや地球温暖化にも影響していることを十分に認識し、省エネルギーや環境負荷の小さい新しいエネルギーの開発・転換はもとより、排熱など未利用エネルギーの有効利用にも一層取り組むことが必要です。

22 地球規模の環境を視野に入れ、「循環型社会形成推進基本法」も踏まえながら、資源やエネルギーの過剰な消費を避け、再生産可能な資源の活用をできる限り確保し、最適生産・最適消費・最少廃棄型システムの経済社会をめざすとともに、技術開発により資源生産性の向上^注を一層図っていかねばなりません。

26 同時に、リサイクル・省エネルギーに向けた事業や環境配慮型の商品開発・流通に向けた事業など、環境関連事業を経営戦略の柱として位置づける企業を増やすことが必要です。

28 このため、持続可能な資源やエネルギーの利用、水循環やヒートアイランド現象、ひいては地域における地球環境保全に資する取り組みについてすべての主体が各々の役割を果たし、社会全体で取り組んでいかなければなりません。

^注 資源生産性の向上：新しい資源利用と技術改善で少ない資源から同じ効用を引き出すか、あるいは同じ消費で多くの効用を生み出すこと。

第2節 取り組みと目標

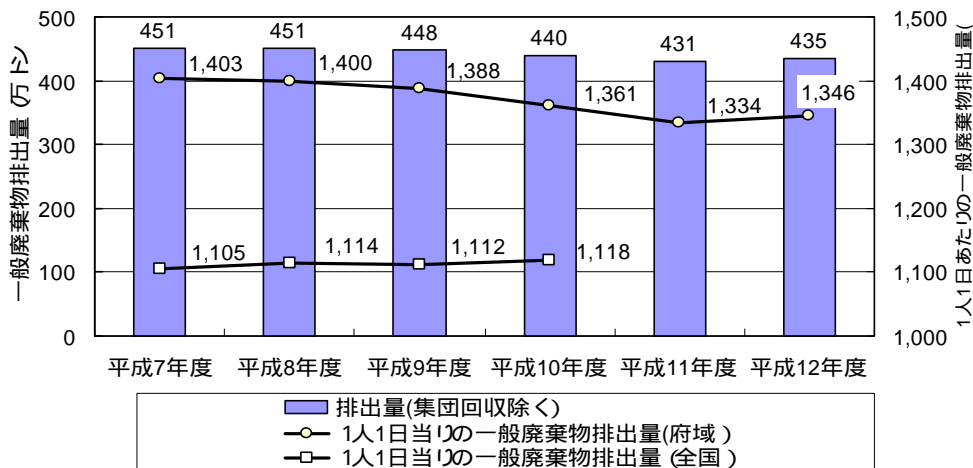
1 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

(1) 現状

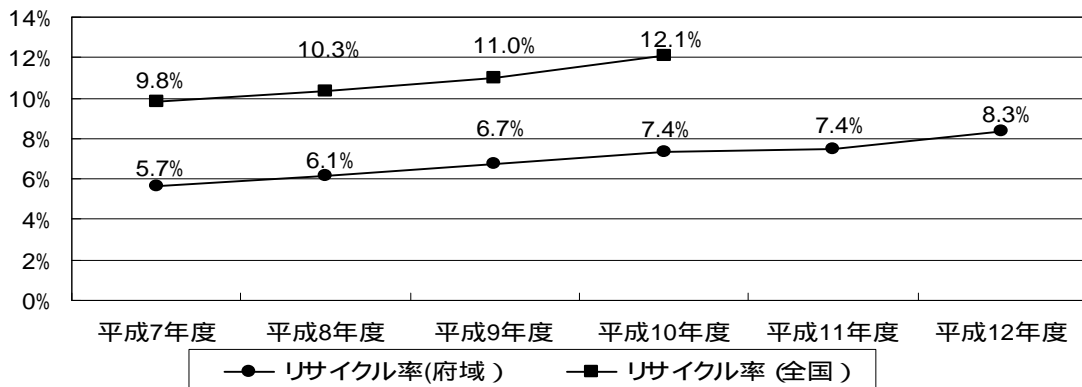
一般廃棄物（ごみ）

平成12年度に府内で排出され市町村や一部事務組合で処理した一般廃棄物は、435万トン(全国5,160万トン)であり、一人一日当たりの排出量は、1,346 $\frac{\text{g}}{\text{人}}($ 全国1,118 $\frac{\text{g}}{\text{人}})$ となっています。

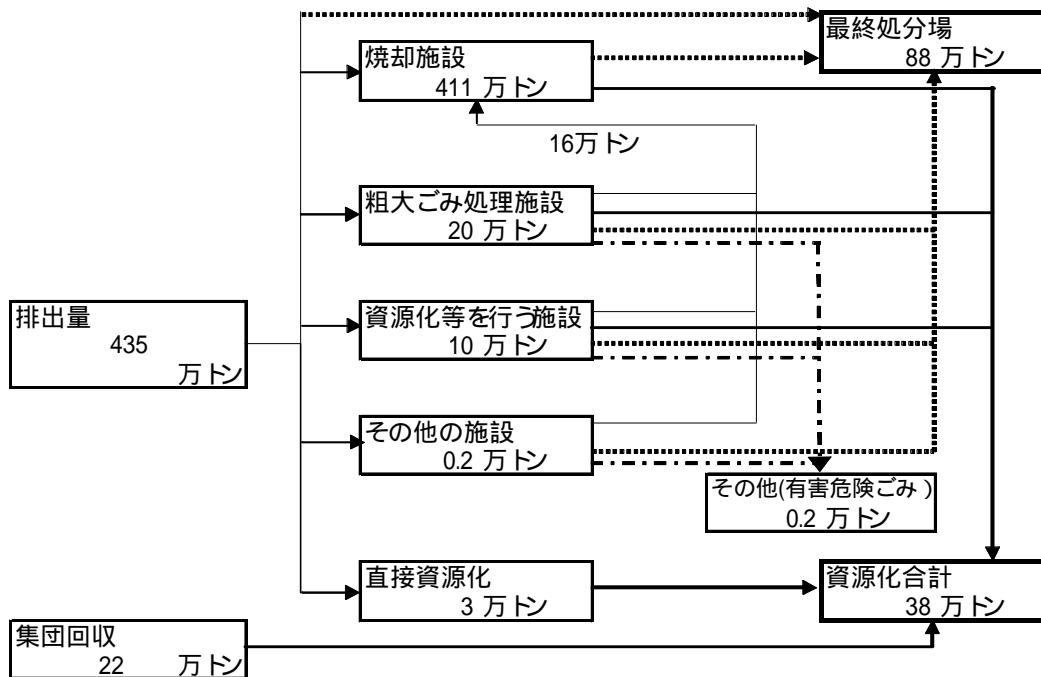
そのほか、古紙等22万トン(全国252万トン)が集団回収により資源化されており、自治体における資源回収(焼却残渣からの回収を含む。)と集団回収を合わせた資源化量の合計は38万トン、リサイクル率は8.3%(全国12.1%)となっています(但し、全国数値は平成10年度)。



一般廃棄物の排出量の推移



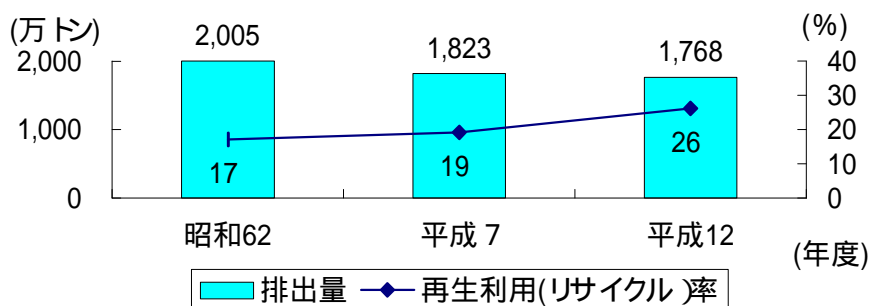
一般廃棄物のリサイクル率の推移



一般廃棄物の処理状況図（平成12年度）

産業廃棄物

平成12年度に府内で排出された産業廃棄物は1,768万トン（全国4億800万トン）であり、全国排出量の約4%を占め、面積あたりの排出量では全国平均の約9倍、人口あたりでは全国平均の約0.6倍となっています。排出された廃棄物の26%（全国42%）が事業者や処理業者によって再生利用され、65%（全国44%）が汚泥の脱水^{注1}や焼却等の中間処理^{注2}によって減量化されています（但し、全国数値は平成10年度）。

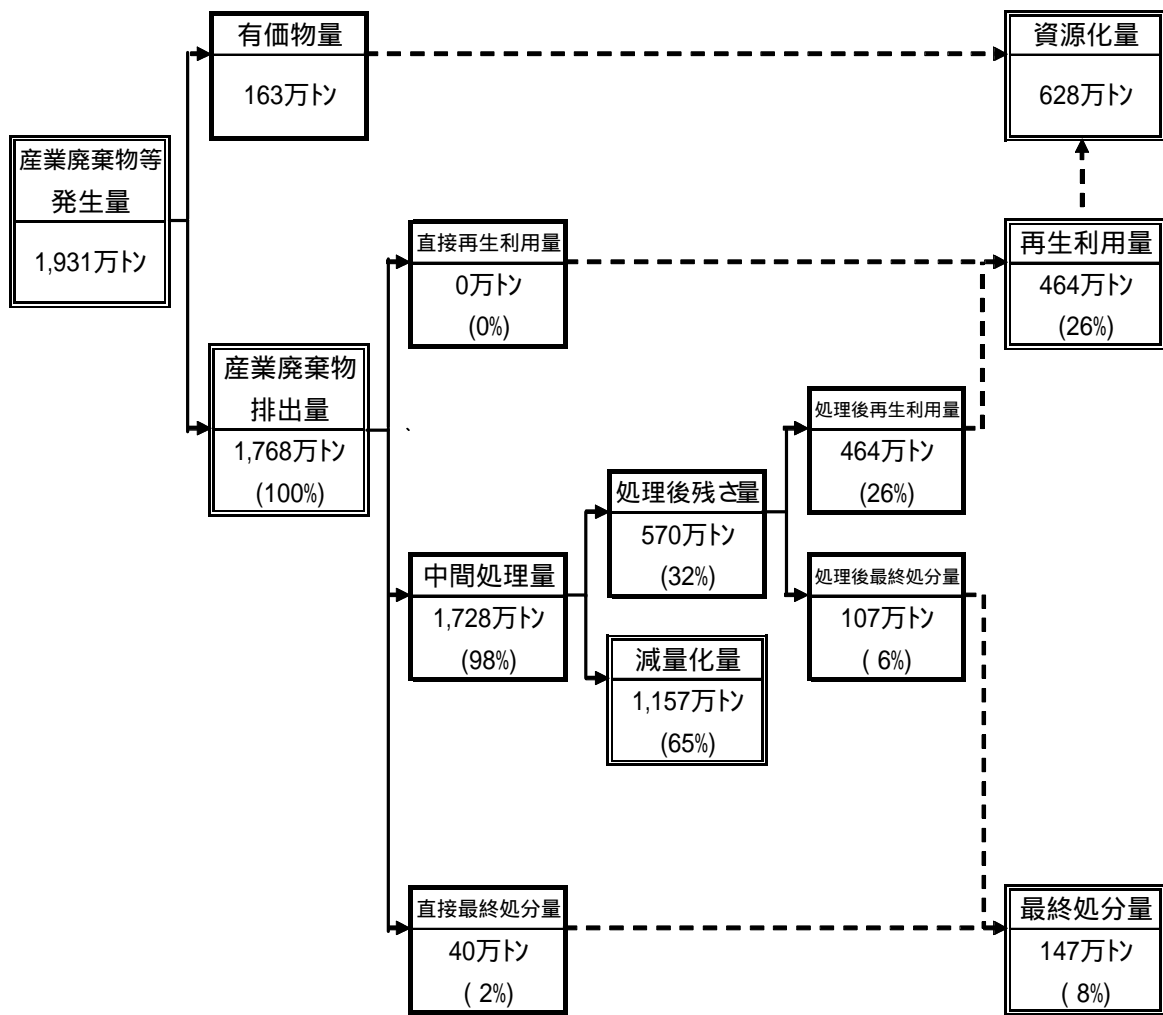


産業廃棄物の排出量と再生利用（リサイクル）率の推移

注1 汚泥の脱水：府内の流域下水道で生成する下水汚泥（固形物量換算で約6万トン（平成12年度））は、うち約43%が資源化されている。

注2 中間処理：廃棄物の再生利用、最終処分に先立って廃棄物を無害化・安定化・減量化するための人為的な操作のこと。焼却、破碎、圧縮、脱水、中和、蒸留、コンクリート固定化などの方法がある。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36



産業廃棄物等の処理状況図（平成12年度）

なお、建設産業では、全産業の資源利用量の約50%を建設資材として利用しており、最終処分される産業廃棄物の約40%を占めています。今後、住宅・社会資本の更新に伴い、建設廃棄物はさらなる増大が予想されています。

再生産可能な循環型資源

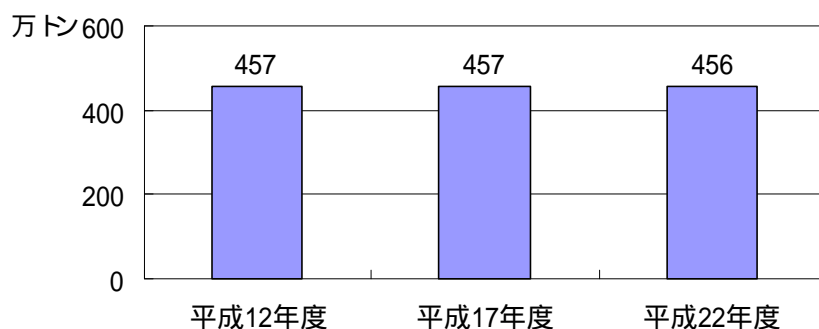
森林は、適切な維持管理を行うことにより再生させることのできる循環型資源であるとともに、成長の過程では地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収・固定するなど様々な公益的機能を発揮する環境資源であると言えます。

このような森林の発揮する役割に対する要請は、経済社会の発展に伴い、今後も一層多様化・高度化していくものと考えられますが、近年の長期にわたる木材価格の低迷や経営コストの上昇などによる採算性の悪化などにより、維持管理が適切に行われない森林が急激に増加しており、森林資源の循環利用も危惧される状況となっています。

1
2 一般廃棄物と産業廃棄物の排出量の将来予測

3 府内における集団回収量を含んだ一般廃棄物の将来の排出量は、下図のとおりで
4 す。

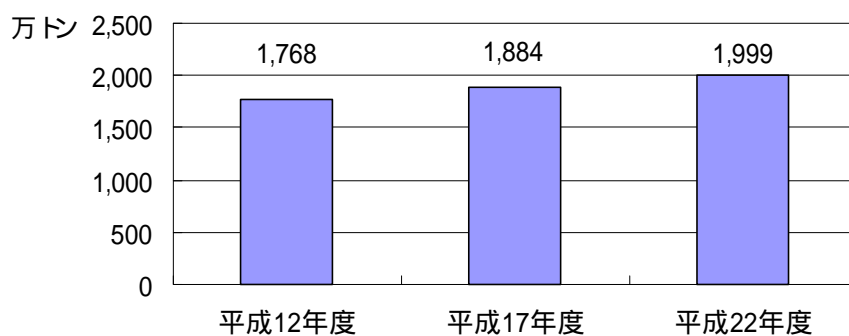
5 将来の排出量は、過去の排出量の推移をもとに行った結果(トレンド予測：相関係数
6 の最も高い予測式を採用)、現状の対策だけでは横ばいで推移すると予測されます。
7 なお、予測のもととなる期間は、バブル経済の影響を受けないよう平成6年度から
8 平成10年度までの5ヵ年としています。



10
11
12
13
14
15 一般廃棄物(集団回収量含む)の排出量の将来予測

16
17 府内における産業廃棄物の将来の排出量は、下図のとおりです。

18 将来の排出量の予測は、平成13年度に実施した大阪府産業廃棄物処理実態調査の
19 結果から算出した活動量指標(製造品出荷額等)あたりの発生量を基に推計してい
20 ます。
21



23
24
25
26
27
28 産業廃棄物の排出量の将来予測

1 (2) 課題

2 (循環型社会システムの構築に向けて)

3 生産者自らが、製品などが使用されて廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡
4 大生産者責任」の考え方を念頭において、行動することが求められています。

5 製品開発、製造、流通、消費、廃棄にいたる社会活動の各段階で、廃棄物の発生
6 抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、いわゆる3Rを推
7 進することが必要です。

8 (リサイクルの推進)

9 リサイクル関連諸法を実効あるものとするため、容器包装、家電、食品、建設廃
10 材などの分野でリサイクルをより一層推進することが必要です。

11 食品関連事業者、府民などの意識の向上を図り、食品廃棄物の発生抑制、リサイ
12 クルなどを促進することが必要です。

13 「農のゼロエミッション^{注1}」の取り組みを進め、地域における未利用有機資
14 源^{注2}のリサイクルシステムの構築や環境保全型農業を推進することが必要です。

15 下水汚泥については、既に溶融処理や汚泥焼却灰の焼成により、建設資材などと
16 して資源化が行なわれていますが、今後一層のリサイクルを推進するためには、更
17 なる製品の開発と市場開拓を進めることが必要です。そのため、リサイクルにおけ
18 る適切な官民の協力体制を確立することが必要です。

19 (森林資源の活用)

20 化石燃料や地下資源に大きく依存している社会システムを変革するとともに、当
21 該資源の消費を抑制するため、再生産可能でかつ環境への負荷の少ない森林(木材)
22 資源を活用することが必要です。

23 府域の森林の約9割を占める私有林の多くは、林業採算性の悪化などによる維持
24 管理不足から荒廃化が進みつつあるため、府民や民間団体の協力によって間伐の推
25 進をはじめとする森林の適切な維持管理と都市における木材など森林資源の有効活
26 用を進めていくことが必要です。

27 (意識の向上)

28 ごみを減らす努力やごみ分別回収への協力はもとより、みだりに廃棄物を捨てな
29 いよう、府民、事業者などの意識を一層向上させることが必要です。

注1 ゼロエミッション：ある産業で排出される廃棄物を別の産業の原料として使い、地球全体として廃棄物をゼロにしようということ。

注2 未利用有機資源：農畜産業によって副次的に排出される有機物(稲わら、もみがら、家畜ふん尿など)や、家庭や学校給食から排出される残渣などのこと。

1 (3) 取り組み

2 府民、事業者、民間団体や行政が、適切な役割分担とパートナーシップのもとで、
3 製品開発、製造、流通、消費、廃棄の各段階で、発生抑制(リデュース)を最優先し、
4 製品・部品としての再使用(リユース)、原材料としての再生利用(リサイクル)、熱
5 回収に取り組みます。

6 さらに、循環型社会形成推進基本法に基づき国が策定する「循環型社会形成推進基
7 本計画」を踏まえ、府域の自然的社会的条件に応じた循環型社会形成のための施策を
8 策定し、資源の循環的な利用などを総合的かつ計画的に推進します。

9 ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進

10 住民団体・事業者団体・行政等で構成する大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進
11 会議において、平成12年6月に改定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプロ
12 グラム」に基づき、各主体が連携して取り組みを進めます。また、ごみゼロ型のま
13 ちづくりを進めるため、府民や民間団体などの自主的な活動を促進します。

14 排出事業者等への指導

15 産業廃棄物の多量排出事業者に対して発生抑制などの減量化目標などを定めた指
16 針を策定し、これに基づき、産業廃棄物の発生抑制並びに減量化を計画的に推進す
17 るとともに、製造事業者、建設事業者、公共事業発注者、中間処理・再生業者等
18 に対する発生抑制やリサイクルなどに向けた積極的な取り組みを働きかけていきます。

19 リサイクル関連諸法の円滑施行などのリサイクルの推進

20 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイ
21 クル法)」や「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」などのリサイクル
22 関連諸法を実効あるものとするため、分別収集促進計画の策定・推進、リサイクル
23 関連施設の整備促進を図るとともに、広報・啓発や再生品の利用促進に努めます。

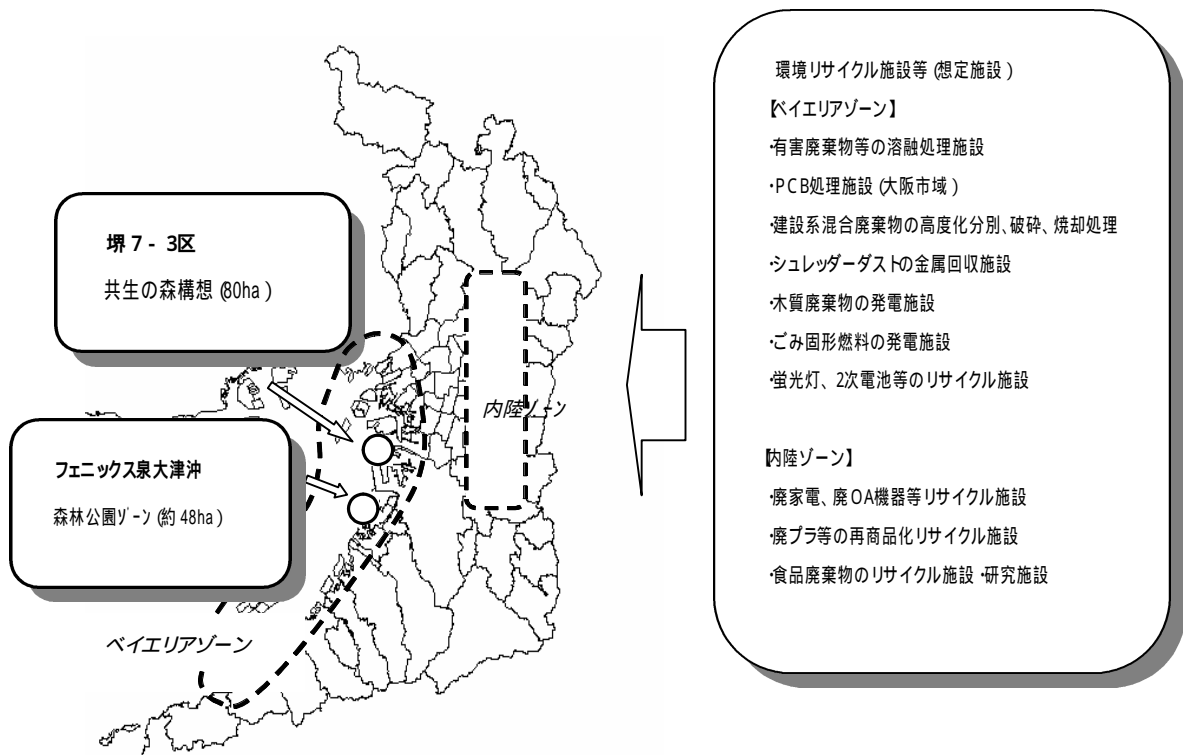
24 住宅・社会資本の更新に伴い増大する建設廃棄物に対応するため、「建設工事に係
25 る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)」、「大阪府建設リサイクル法実
26 施指針」や「大阪府建設リサイクル行動計画」などに基づき、建設リサイクルを強
27 力に推進します。

28 下水汚泥の資源化や有効利用、浄水場における水道残渣の減量化や有効利用など
29 に一層努めます。また、食品廃棄物の発生抑制、減量化や再生利用を図るため、「食
30 品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」の趣旨を事業者
31 などへ周知するとともに、再生利用事業計画の認定制度などを事業者が活用するよ
32 うに努めます。

33 リサイクルを進める際の法制度上の問題点を市町村とともに整理し、必要に応じ
34 て、財政措置や制度改善などを国に対して要望していきます。

大阪エコエリア構想の推進

大阪都市圏における循環型社会形成に向けた広域的なシステムの構築と、環境関連産業の振興を通じた大阪の活性化を図るため、大阪湾のベイエリアなどにおいて廃棄物最終処分場跡地などを活用し、民間事業者を主体としたリサイクル施設などの整備や森林、ビオトープなどの自然とふれあう場の創造などを目的とした「大阪エコエリア構想」を策定します。また、リサイクル分野での民間事業者のニーズなどの把握に努めながら、ベイエリアゾーン、内陸ゾーンそれぞれの特性を活かし事業の具体化を図ります。



大阪エコエリア構想イメージ

条例の検討

廃棄物の減量化・リサイクルなどの推進により、大阪を魅力あるきれいな環境都市とするため、府民などの自主的な活動の促進に資するよう、府民・事業者・行政などの責務などを定める条例の制定をめざします。

廃棄物処理計画の策定

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」に基づき、廃棄物の減量化・適正処理に関する「廃棄物処理計画」を5年ごとに策定し、この計画に基づいて、廃棄物の減量化・リサイクルなどに関する施策を総合的かつ計画的に進めます。

1 再生産可能な循環型資源である「森林（木材）資源」の利用促進

2 森林の有する水源かん養^注や大気浄化などの「環境保全機能」の発揮を損なうこ
3 となく、木材を生産・供給する「資源供給機能」を十分に引き出すため、持続可能
4 な森林を維持管理していきます。

5 そのため、「木の消費が森林の再生につながる」という考え方の啓発を通して「上
6 流域」の森林資源を「下流域」の都市で利用する「木に囲まれた暮らし」を地域ぐ
7 るみで実践します。

8 農のゼロエミッションの推進

9 地域内の未利用有機性資源について、その発生量などの実態調査をおこない、今
10 後の発生抑制と減量化をめざして、堆肥化による農地還元などを実施するモデル実
11 証を進めます。

12 また、あわせて未利用有機性資源の循環利用について幅広い啓発などを行います。

13 研究開発の推進

14 府の試験研究機関においてコーディネート機能を充実し、産・学・官の連携強化
15 を図りながら、食品廃棄物など未利用有機性資源のリサイクル技術の開発などを進
16 め、府内産業の活性化と循環型社会の構築に向けた研究開発推進のための体制づく
17 りに努めます。

^注 水源かん養：樹木や地表植生などにより降雨の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる森林の機能のこと

1 (4) 目標

2 項目ごとの目標は下表のとおりであり、廃棄物の最終処分量については、国の基本方針に基づき、平成9年度実績に対して、平成22年度は概ね半分に削減します。
 3 なお、廃棄物の処理やリサイクルなどの技術の進歩、府民意識の変革などの実態を
 4 踏まえ、必要に応じて目標を見直し、最終処分量の更なる削減に努めます。
 5

項目	2005(平成17)年度	2010(平成22)年度
一般廃棄物排出量(1)	450万トン/年	442万トン/年
一般廃棄物の再生利用量	68万トン/年	111万トン/年
一般廃棄物の中間処理による減量	298万トン/年	275万トン/年
一般廃棄物最終処分量	84万トン/年	56万トン/年 (平成9年度実績比概ね半減)
産業廃棄物排出量	1,872万トン/年	1,977万トン/年
産業廃棄物の再生利用量	505万トン/年	543万トン/年
産業廃棄物の中間処理による減量	1,255万トン/年	1,334万トン/年
産業廃棄物最終処分量	111万トン/年	100万トン/年 (平成9年度実績比概ね半減)
特定建設資材廃棄物リサイクル率	-	95%
下水汚泥のリサイクル率	-	50%
森林資源の利用	-	・府内産木材の利用を増やします ・「おおさか材の家」の建設：50棟/年 ・木を使った学校(木造、内装・机など)の増加
食品関連事業者などによる食品廃棄物の減量化・リサイクルなどの実施率	排出量の20%以上に向上させる。(2006年度)	(2)

6 1 一般廃棄物排出量は、集団回収量を含みます。

7 2 平成19年度の食品リサイクル法基本方針による目標値見直しに従い設定します。



17 おおさか材の家



木を使った学校(泉佐野市立大木小学校)

1 (5) 各主体の役割

2 府 民

3 消費、廃棄時における廃棄物の発生をできるだけ抑制することを考えて商品を購入
4 入するとともに、モノを所有しないレンタルやリースの利用、リターナブルビンの
5 使用など、再使用やリサイクル活動に積極的に取り組みます。

6 環境に配慮した製品を優先的に購入します。

7 過剰包装やレジ袋を辞退します。

8 製品を適正に使用し、できるだけ長期間使用します。

9 分別収集に協力し、集団回収などを推進します。

10 事業者

11 製品開発・製造から流通(販売・購入)・消費、廃棄にいたるまで、廃棄物の発生
12 抑制、再使用や再生利用を自ら実施するとともに、社会全体で促進されるよう努め
13 ます。また、森林資源や植物資源などを活用した製品の積極的な採用に努めます。

14 製品の省資源化・長寿命化に努めます。

15 リサイクルしやすい製品などを開発し、生産にはできるだけ再生資源を利用し
16 ます。

17 生産段階で廃棄物の発生を抑制します。

18 包装材を過剰に使用しません。

19 環境に配慮した製品などを販売します。

20 自主回収システムを充実します。

21 再生産可能な資源を用いた製品(例えば木質トレイ)を開発・生産し、販路を
22 拡大します。

23 再生利用を自ら実施するあるいは委託するなど、循環資源の再生利用を推進し
24 ます。

25 民間団体

26 啓発事業に積極的に参加・協力します。

27 自発的な学習活動を企画・実施します。

28 地域の森林(木材)資源活用製品の開発を支援し、その製品の利用にかかる啓発
29 を行います。

30 市町村

31 廃棄物の減量化・リサイクルに向けた諸施策を推進します。

32 廃棄物の減量化・リサイクルについての普及啓発活動を行います。

33 廃棄物の分別収集などを行います。

34 環境に配慮した製品を優先的に購入します。

35 地域の森林(木材)資源の利用を促進します。

36

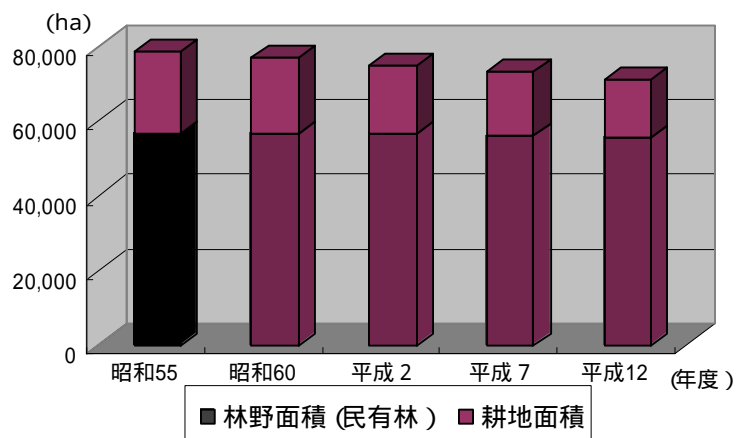
- 1 大阪府
- 2 廃棄物の減量化・リサイクルに向けた諸施策を推進するとともに、各種支援など
- 3 を実施します。
- 4 廃棄物の減量化・リサイクルについての普及啓発活動を行います。
- 5 事業者に対して減量化・リサイクルの指導を行います。
- 6 リサイクル関連施設の整備を促進します。
- 7 環境に配慮した製品を優先的に購入します。
- 8 製品開発の技術支援を行います。
- 9 市町村に対して技術的援助を行います。
- 10 「府内産木材ラベリング制度」の創設等を通じ、地域の森林（木材）資源の利
- 11 用を促進します。
- 12 堆肥化による農地還元モデルの実証に対する支援を行います。

2 水循環の再生

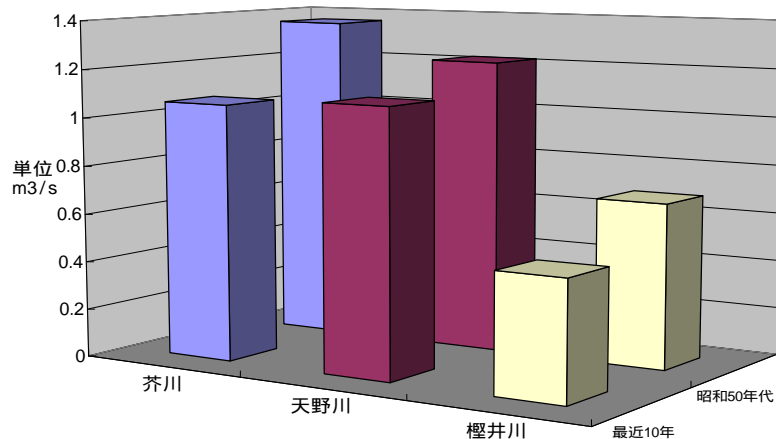
(1) 現状

自然の大きな水循環は、水の汚れを浄化するとともに、豊かな水の流れを生み出します。人間はこの恩恵を受け、快適な生活や健全な生産活動を行ってきました。しかしながら、都市への人口集中に伴う急激な都市域の拡大、森林、水田などの荒廃や減少、都市での雨水の不浸透域の拡大などが進み、水をかん養する能力が低下するとともに、下水道の普及をはじめとする生活様式の変化や用水需要の増大によって水循環系に異変がもたらされました。

府内の水循環に関する環境の現状として、林野(民有林)面積は、約56千ha(平成12年度末)で面積・占有率とも全国で一番低い水準にあり、耕地面積は、約15,300ha(平成12年8月)で昭和55年頃と比較すると約30%程度減少しています。また、保水機能を有するため池は、昭和50年度末で13,300か所ありましたが、年々減少して平成12年度末では約11,000か所となっています。このような環境の変化の影響も受け、自然の保水機能の減少に伴い、通常時の河川流量の減少がみられます。



林野面積(民有林)と耕地面積の推移



通常時の河川流量の変化

1 加えて、人為的な水質の汚濁や治水目的のコンクリート護岸の整備などによる水生生物の生息場所の喪失により、水循環がもたらす恩恵が損なわれ、水辺の親水性や生物の生息環境の面で良好とはいえない水環境となってきました。

5 (2) 課題

6 (水を上手に使う)

7 家庭や事業場での節水に努めるなど水の消費量の抑制を図るとともに、雨水・中水などの効率的利活用を推進し、また、利用した水は適切に処理して自然の水循環に戻すなどにより、私たちの活動が自然の水循環に与える負荷を量・質の面から低減することが必要です。

11 (水を貯える)

12 森林の維持管理、農地やため池の保全・再生、都市域での緑地の保全・整備や雨水貯留施設の設置などを推進し、自然の水循環が有する水源かん養機能、保水機能の回復・強化を図るとともに、通常時の河川流量の回復や適正な地下水位を維持することが必要です。

16 (水との関わりを深める)

17 自然の水循環は非常にスケールが大きなものであるため、私たちの活動との関わりについての理解や、自然の水循環から得ている恩恵についての認識は、まだ不十分な面もあります。このため、河川や大阪湾の水質改善、生物の生息環境の保全・回復、親水空間の保全・創造などの取り組みを通じて、水とふれあい、水との関わりについて考える機会を増やすことが必要です。

23 (3) 取り組み

24 水循環が有する上流域から下流域へという面的な広がり、地表水と地下水を結ぶ立体的な広がりを視野に入れながら、流域単位の水循環系のシステムを的確に把握、評価し、各主体がこの情報を共有しながら、「水循環再生アクションプログラム」に示す諸行動をはじめとした以下のような取り組みを推進します。

28 水の効率的利活用（水を上手に使う）

29 水資源の有効活用を図るため、節水啓発活動を推進します。

30 建築物における雨水貯水槽の設置を促進し、トイレ洗浄水や散水などに利用します。

32 また、下水道の高度処理水については、河川浄化用水や水洗便所用水、散水などに利用するとともに、各市町村などの協力も得ながら、修景用水^注や防災用水などへの利用を目的として下水処理水を供給する事業を実施します。

^注 修景用水：住宅団地や駅前広場等において、人工的につくられた小川、池等に利用する水のこと。
なお、視覚的効果をねらったものであるため、水質としては飲料されることを前提としていない。

1 さらに、地域の状況特性に応じて合併処理浄化槽^{注1}による生活排水処理を進め、
2 河川などへ各戸から排水される水量を変化させず、水質のみを向上させる施設とし
3 て整備を促進します。

4 流域の貯留浸透・かん養能力の保全・回復・増進（水を貯える）

5 森林の水源かん養機能の向上を図るため、治山事業や森林整備事業、生駒山系グ
6 リーンベルト整備事業などの実施にあたっては、間伐の促進により健全な人工林の
7 育成に取り組むとともに、複層林^{注2}や大径^{注3}木林への誘導、広葉樹林の育成、竹林
8 の整備など本来の自然の姿を指向した多様な森づくりを進めます。

9 また、農地やため池などは、その雨水の浸透や保水機能が水循環のうえでも重要
10 であることから、自然と共生した地域づくりを進めることにより、その保全に努め
11 ます。

12 都市域においては、公園敷地内での降雨一時貯留を検討するほか、大規模な建築
13 物などにおいても雨水貯留施設の設置を検討し、河川流量の平準化を図ります。

14 また、公共施設などにおける透水性舗装^{注4}や道路緑化を推進するとともに、大規
15 模な施設においては、必要以上に敷地内をコンクリートなどで舗装しないように努
16 めます。

17 水を大切に使い、守り育てる文化の育成（水との関わりを深める）

18 美しい水辺が私たちの身近なものとなり、水の大切さを実感できるよう、河川や
19 海岸における自然景観の保全、親水空間の創出や多自然型の川づくり、干潟や藻
20 場^{注5}の保全・再生などにより生物の生息環境の確保を図るとともに、これらを含め
21 た水域自然環境に関する調査研究に努めます。

22 また、水循環に関する情報提供を行うとともに、森林保全や緑地整備、生活排水
23 対策などの地域の取り組みに対して、各主体の参加・連携を促進し、積極的に支援
24 を行います。さらに、これらの取り組みが府域や流域一体となった取り組みへと拡
25 大・浸透するよう努めます。

注1 合併処理浄化槽：便所と連結してし尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。

注2 複層林：樹齢・樹高の異なる樹木で構成される人工林のこと。

注3 大径：丸太で最小径が30センチメートル以上をいう。

注4 透水性舗装：雨水が地中に浸透することのできる舗装のこと。

注5 藻場（もば）：水底で大型水生植物が群落状に生育する場所の総称。

1 (4) 目標

項目		2005 (平成17) 年度	2010 (平成22) 年度
下水処理水再利用率		-	30%
森林の保全	水源林の保全・整備	-	・人工林 間伐の実施率概ね90% (現状:60%) ・雑木林 維持管理活動の促進 ・放置竹林 健全化と拡大防止
	生駒山系グリーンベルト整備	モデル流域での実施	モデル流域の拡張
緑地の保全整備	府営公園	883.1ha	967.0ha
親水空間の整備	河川・溪流	-	親水護岸 220km
	海岸	適切な保全	同左
生活排水処理率		95%	100%
公共用水域 (環境保全目標達成率)		健康項目 概ね100% BOD ^{注1} (河川)概ね95% COD ^{注2} (海域)概ね80%	健康項目 同左 BOD(河川)概ね100% COD(海域)同左
大阪湾の浅海域における干潟、藻場の保全・再生		干潟:49.4ha(現状31.4ha) 藻場:42.7ha(現状37.7ha)	干潟:63.4ha 藻場:47.7ha

2
3 (5) 各主体の役割

4 府 民

5 日常生活において効率的に水を使用し、生活排水による汚濁を少なくするだけで
6 なく、森林保全や水辺環境の維持・改善のため、各種ボランティア活動などに参加
7 します。

8 節水型機器を選択して購入します。

9 雨水を積極的に利用します。

10 合併処理浄化槽を設置し、適正に管理します。

11 廃食用油を流さないなど生活排水の汚れ度合いを減らします。

12 森林ボランティア活動や水辺における清掃活動などに参加します。

13

注1 BOD: 河川水などの汚れの度合を示す指標で、水中の有機汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要とされる酸素量から求める。

注2 COD: 海水などの汚れの度合を示す指標で、水中の有機物などの汚濁源となる物質を、過マンガン酸カリウムなどの酸化剤で酸化するときに消費される酸素量で表したものの。

1 事業者

2 あらゆる産業において水利用の抑制・循環を実施するとともに、河川や大阪湾へ
3 の汚濁負荷低減を図ります。

4 水を回収し、再利用します。

5 節水型工程の導入や改善に努めます。

6 雨水を積極的に利用します。

7 敷地内の透水性を確保します。

8 工場排水の負荷を低減します。

9 民間団体

10 啓発事業・活動へ積極的に参画します。

11 生活排水対策啓発事業に積極的に参加・協力します。

12 森林ボランティア活動や水辺における清掃活動に参加・参画します。

13 市町村

14 森林保全、水の再利用や緑化などに関する施策・支援などを行うとともに、透水
15 性舗装や雨水の流出抑制などを行います。

16 間伐を推進し、保水機能の高い複層林、広葉樹林などの育成やその支援を行
17 います。

18 公共施設において雨水貯留・浸透や緑化を推進します。

19 公共施設において雨水利用の導入や支援を行います。

20 下水処理水の利用を推進します。

21 合併処理浄化槽の設置を促進します。

22 親水空間の回復や創造に努めます。

23 森林ボランティア活動を支援します。

24 大阪府

25 森林保全、水の再利用や緑化などに関する施策・支援などを行うとともに、公共
26 施設などにおける透水性舗装の実施や雨水の流出抑制などを行います。

27 流域ごとの水循環系機構の把握に努め、再生方策について検討します。

28 間伐を推進し、保水機能の高い複層林、広葉樹林などの育成やその支援を行
29 います。

30 公共施設における雨水貯留・浸透や緑化を推進します。

31 公共施設において雨水利用の推進に努めます。

32 下水処理水の利用の推進や支援を行います。

33 合併処理浄化槽の設置を促進します。

34 流域内の各主体の連携の構築に努めます。

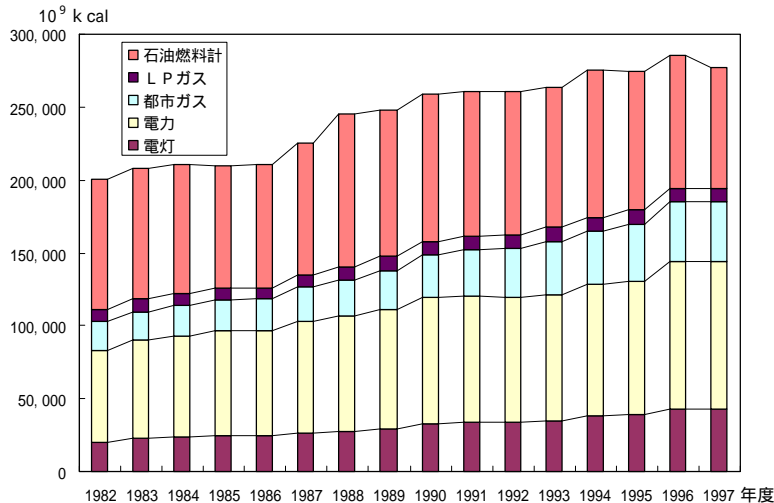
35 水循環についての情報を提供し、技術的支援を行います。

36 森林ボランティア活動を支援します。

3 環境に配慮したエネルギー利用の促進

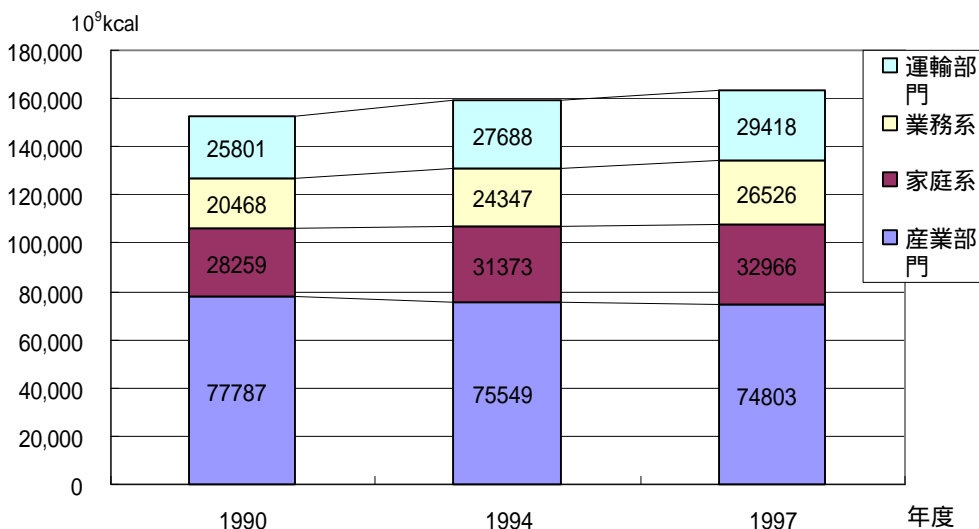
(1) 現状

府内におけるエネルギー消費量の推移をみると、緩やかに増加する傾向にあり、1997（平成9）年度は約277兆kcal（全国比5.0%）です。種類別にみると、電灯・電力、都市ガスの伸びが大きいものの、石油燃料は、産業部門における省エネルギーの進展やエネルギー転換が進み、経済変動の影響ともあわせ減少傾向にあります。



府内のエネルギー消費量の推移

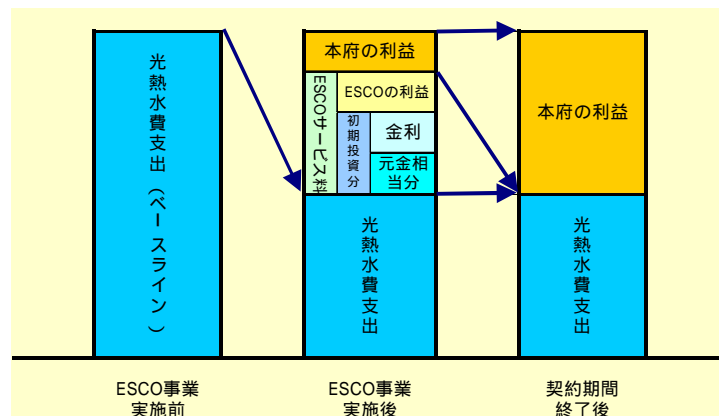
一方、部門別最終エネルギー消費量の1990（平成2）年度からの伸び率でみると、産業部門が減少しているのと対照的に民生部門（業務系・家庭系）は22.1%増であり、最も増加が著しく、運輸部門でも、1990（平成2）年度に比べ全体で14.0%、自動車では14.5%、鉄道では7.8%増加しています。



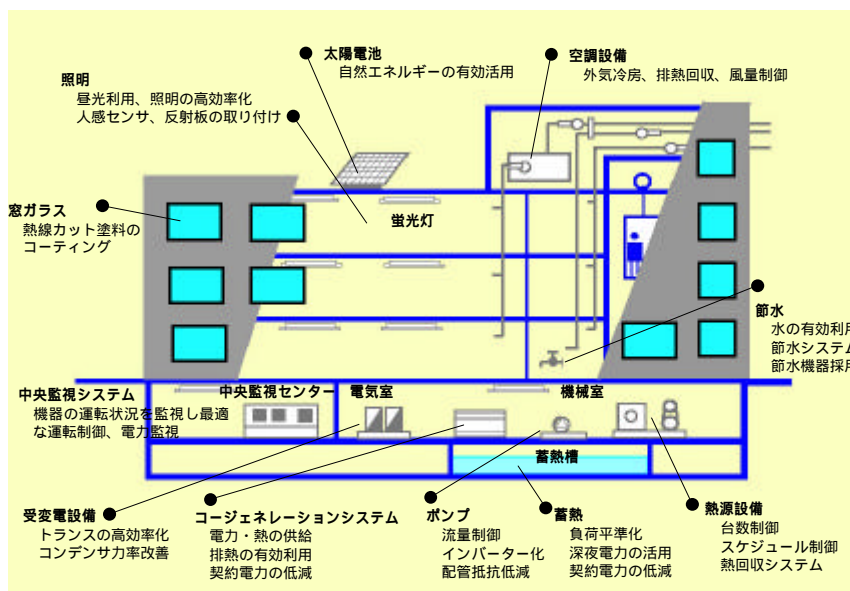
府内の部門別エネルギー消費量の推移（最終消費ベース）

1 従来から使用している石油、石炭、原子力、天然ガス、水力などのエネルギーに対し、
 2 今後普及が期待される新エネルギーとして、太陽光発電をはじめ太陽熱利用、風
 3 力発電、海水・河川・下水処理水など温度差エネルギー、廃棄物発電、木質バイオマ
 4 ス^{注1}、天然ガスコージェネレーション^{注2}や燃料電池などがあり、地球温暖化対策の一
 5 つとして重要な役割を担うものと考えられます。

6 また、平成12年度に、府立母子保健総合医療センターで全国自治体初の民間資金活
 7 用型ESCO事業^{注3}を開始しました。さらに広範な府有施設にESCO事業を推進す
 8 るため、ESCO推進マスタープランを策定しています。



ESCO事業の利益配分の考え方



ESCO事業の省エネルギー手法

注1 木質バイオマス：樹木（幹、枝、葉、樹皮、根）や草本、植物成分、廃材などからつくった燃料、抽出物のこと。
 注2 天然ガスコージェネレーション：天然ガスを燃焼させ発電を行うとともに、その際に発生する熱を利用するもの。
 注3 民間資金活用型ESCO事業：既存建築物の設備等を民間資金を利用して省エネルギー改修し、光熱水費の削減分で改修工事費を賄うとともに、CO2の排出量を削減する事業のこと。

1

府内の新エネルギー等の導入実績（平成12年度末現在）

種類	府内の導入実績
太陽光発電	5,458 kW
風力発電	2 kW
クリーンエネルギー自動車 ^注	4,900台
廃棄物発電	11万 kW
廃棄物熱利用	28工場
温度差エネルギー	6か所（河川水1、海水1、下水処理4）
天然ガスコージェネレーション	43万 kW
燃料電池	4,424 kW

2

3 (2) 課題

4 太陽光発電や木質バイオマスエネルギーなど自然エネルギーを含めた、新エネルギーの導入促進を図ることが必要です。

5 河川水や下水などの未利用エネルギーの活用・普及・技術開発を推進することが必要です。

6 民生用のエネルギーの伸びを抑えるためには、建物の省エネルギーの徹底など、環境に配慮したまちづくりを進めることが必要です。また、E S C O事業などによる省エネルギー化の推進を図ることが必要です。

7 エネルギー多消費型の産業やライフスタイルを見直し、エネルギー消費を削減することが必要です。

8 運輸部門における新エネルギーの導入を進めるため、クリーンエネルギー自動車の普及を推進します。

9

10 (3) 取り組み

11 省エネルギー化の推進、未利用エネルギーの有効利用、新エネルギーの積極的導入に向け、以下の施策を着実に推進します。

12 新エネルギー等の導入

13 府域における温室効果ガスの排出抑制に向けて、府自らが率先して省エネルギー化や新エネルギーの導入を推進します。

14 また、国の補助制度や関西グリーン電力基金を活用して、市町村、事業者、府民へ新エネルギーの普及を図ります。

15

注 クリーンエネルギー自動車：天然ガス自動車、メタノール自動車、電気自動車のほかガソリン等石油燃料等と電気を併用するいわゆるハイブリッド型自動車のこと。

1 木質バイオマスエネルギーの技術開発と利用促進
2 大阪府森林組合が中心となり、林業構造改善事業により燃料用ペレットの製造プ
3 ラントの整備を進めるとともに、その利用促進と安定供給に努めます。
4 また、ガス化技術の開発・普及を促進します。

5 E S C O 事業による省エネルギー化の推進

6 広範な府有施設に民間資金活用型 E S C O 事業を推進するため、マスタープラン
7 に基づき経済性などを考慮し、事業の可能性が明らかになった施設から順次事業化
8 を図って府有施設の省エネルギー化を推進します。

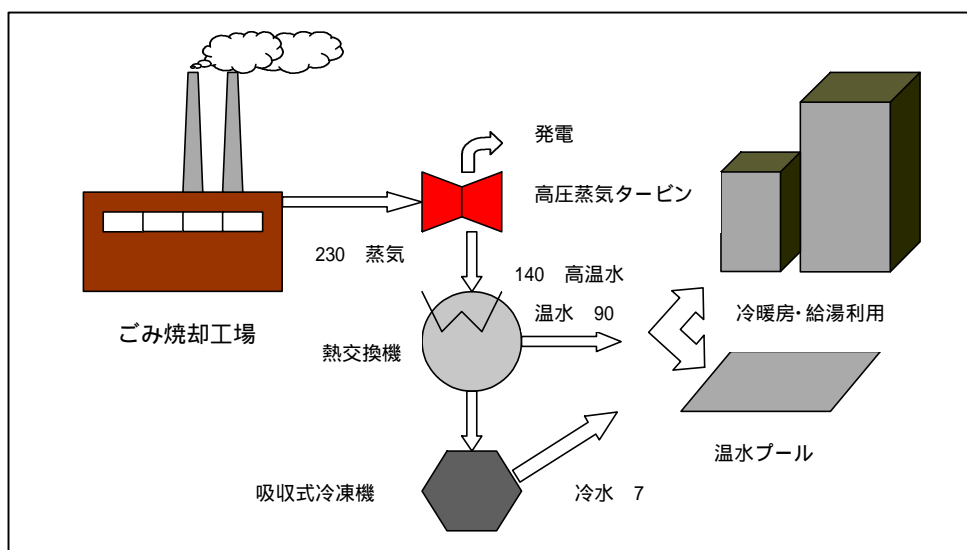
9 また、府の事業手法を確立し、その手法を啓発することにより、市町村、民間施
10 設へ広く E S C O 事業の普及を図り、省エネルギー化による環境対策を推進します。

11 中小企業へのエネルギー・環境対応の支援

12 中小企業がエネルギーの使用合理化や環境対応を図る際に必要な情報を提供する
13 ため、専門家による相談や企業派遣、パンフレット・ガイドブックなどの配布、講
14 習会の開催などの事業を実施します。

15 カスケード利用^{注1}による省エネルギー化の推進

16 廃棄物焼却工場などの排熱を発電に利用し、更に残った熱を地域冷暖房^{注2}や温水
17 プールなどに供給するエネルギーのカスケード利用を促進します。



30 ごみ焼却場排熱の多段階利用例

31 注1 カスケード利用：温度の高い方から順繰りに、その温度レベルに合わせて電気（照明・動力）、次いで蒸気（冷暖房）
さらに温水（給湯）といった形で利用することにより、エネルギーを多段階で有効利用すること。

注2 地域冷暖房：熱発生プラントでつくった冷水、温水、蒸気などの熱媒を一定地域の複数の建築物に配管を通して供給
し、冷暖房や給湯等を行うこと。

1 (4) 目標

項目		2010 (平成22) 年度
エネルギー消費量		217,234億 kcal (1990(平成2)年度5%削減)
新 エ ネ ル ギ ー 導 入	太陽光発電	40万 kW
	クリーンエネルギー自動車	6万台
	廃棄物燃料製造	4万 k L (原油換算)
	廃棄物発電	30万 kW
	廃棄物熱利用	1.4万 k L (原油換算)
	温度差エネルギー	0.5万 k L (原油換算)
	天然ガスコージェネレーション	72万 kW
	燃料電池	14万 kW
	太陽熱利用	35万 k L (原油換算)
木質バイオマスエネルギー		<ul style="list-style-type: none"> ・ 木質ペレット製造プラントの整備 ・ バイオマスエネルギー活用モデル施設の設定 50か所 ・ ガス化技術の開発・普及

2

3 (5) 各主体の役割

4 府 民

5 これまでのライフスタイルを見直すとともに、新エネルギー導入の意義、経済性
6 や利便性などの特性に関して理解し、新エネルギーなどの導入を積極的に行います。

7 太陽光発電、クリーンエネルギー自動車などを積極的に導入します。

8 グリーン商品（環境に配慮した商品）を購入します。

9 エネルギー料金や税を通じた費用を負担します。

10 事業者

11 省エネルギー・新エネルギーなどの積極的な導入・研究開発だけでなく、それら
12 関連機器・システムの安定供給や適切な情報提供を行うほか、環境に配慮した商品
13 の製造・販売を行います。

14 工場排熱を有効に利用します。

15 E S C O事業の導入を検討します。

16 研究開発、設備投資によるコストを減らし、性能を向上します。

17 電気事業者による余剰電力買い取りなどの環境整備を行います。

18 「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」に基づく取り組みを推
19 進します。

20 木質ペレット暖房^注の導入を検討します。

^注 木質ペレット暖房：樹皮、廃材等の粉碎物やおが粉等を原料とし、成型機を用いて直径10mm、長さ5～40mm程度の円筒形にした木質成型燃料（ペレット）を使って、ストーブや温水熱供給のボイラー燃料とする暖房のこと。

1 民間団体

2 住民・事業者による省エネルギー化の推進・新エネルギー導入のため普及啓発活
3 動に努めます。

4 また、間伐や枝打ちなどの実行、伐採木や剪定枝の搬出・運搬、チップ、堆肥の
5 使用など木質バイオマス資源の有効活用を図るため、森林組合を中心に再生産可能
6 資源の利活用に取り組みます。

7 太陽光発電、クリーンエネルギー自動車などの普及に努めます。

8 木質バイオマス資源を有効に活用します。

9 木質バイオマスガス化施設の開発・普及に努めます。

10 木質バイオマス資源の利用例



木質ペレットと
ペレットストーブ

1 市町村

2 住民・事業者による省エネルギー化の推進・新エネルギー導入のため、積極的な
3 普及啓発活動、情報提供や支援を行うだけでなく、自らが、太陽光発電、太陽熱利
4 用機器やクリーンエネルギー自動車などを積極的に導入します。

5 太陽光発電、クリーンエネルギー自動車などを積極的に導入します。

6 廃棄物焼却工場の排熱の有効利用を促進します。

7 住民に省エネについての情報提供、啓発などの環境教育を実施します。

8 市町村施設へのE S C O事業の適用を検討します。

9 木質ペレット暖房の普及・啓発に努めます。

10 大阪府

11 府民や事業者による省エネルギー化の推進・新エネルギー導入のため、L C A^注
12 による評価を基礎にしながら積極的な普及啓発活動、情報提供や支援を行うだけで
13 なく、自らが、太陽光発電、太陽熱利用機器やクリーンエネルギー自動車などを積
14 極的に導入します。

15 太陽光発電、クリーンエネルギー自動車などを積極的に導入します。

16 未利用エネルギーを活用した地域冷暖房システムを推進します。

17 府有施設へのE S C O事業の適用を検討します。

18 中小企業のエネルギーの使用合理化や環境対応について支援します。

19 木質ペレット暖房の普及・啓発に努めます。

20

^注 L C A : ライフサイクルアセスメントの略語。製品や構造物の評価を、原料の調達から部品・部材の加工、製品・構造物の製造・建設、運用、解体、廃棄に至るすべての過程で生じる環境負荷を分析して行うこと。

4 地球環境保全に資する取り組み

(1) 現状

地球温暖化

地球温暖化に寄与する二酸化炭素、メタン、フロンなど温室効果ガスの大気中濃度が増え続けており、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）^{注1}の予測結果によると、21世紀中に地球の平均気温が1.4～5.8 上昇、海面水位が0.09～0.88m上昇するとされています。

1997（平成9）年12月に京都で第3回気候変動枠組条約^{注2}締約国会議（COP3）が開催され、2008（平成20）年から2012（平成24）年までに先進国全体で温室効果ガスの総排出量を1990（平成2）年に比べ、5%削減（日本は6%削減）する京都議定書が採択されました。その後、1998（平成10）年にCOP4（ブエノスアイレス）、1999（平成11）年にCOP5（ボン）、2000（平成12）年にCOP6（ハーグ）、2001（平成13）年11月にCOP7（マラケシュ）が開催され、京都議定書の運用ルールが決定し、2002（平成14）年議定書発効の準備は整いました。しかしながら、世界の温室効果ガスの約4分の1を排出している米国が京都議定書から離脱することを表明するなど、解決しなければならない課題もあります。

国の発表資料によると、全国での1999年度の温室効果ガスの総排出量は13億700万CO₂換算トンで京都議定書の規定による基準年度^{注3}（1990年、ただし、代替フロン類については1995年）の排出量に比べ6.8%の増加となっており、目標達成のためには、新たな規制を含め一層の排出抑制対策が必要です。

府における、1999年度の温室効果ガス排出量は5,839万CO₂換算トンで、基準年度の排出量に比べ1.1%の増加となっています。

温室効果ガスの約90%を占める二酸化炭素の1999年度の府内における排出量は、全国総排出量の約4.2%に当たる約5,132万CO₂換算トンで、1990年度と比べ約0.5%減少しています。

これを部門別に見ると、産業部門では基準年度から約18%の減少となっているのに比べ、運輸部門では約13%、民生部門では約23%の増加となっています。

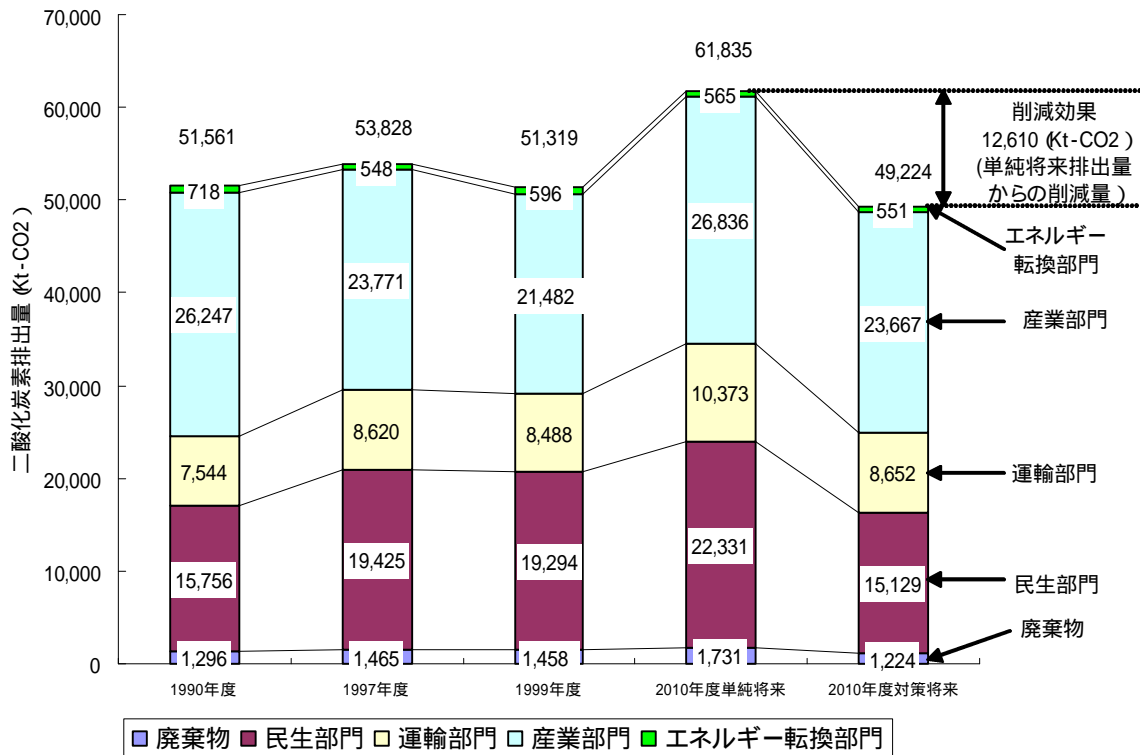
府では、平成7年3月に策定した「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」を平成12年3月に全面改定し、また、新たに「エコエネルギー都市・大阪計画」を策定して、2010（平成22）年度における温室効果ガス総排出量を1990（平成2）年度レベルから9%削減（二酸化炭素排出量は5%削減）することを目標として、省エネルギーや新エネルギーの導入促進、省資源・リサイクルの推進などに取り組んでいます。

注1 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）：地球の温暖化問題に対する公式の政府間の検討の場のこと。

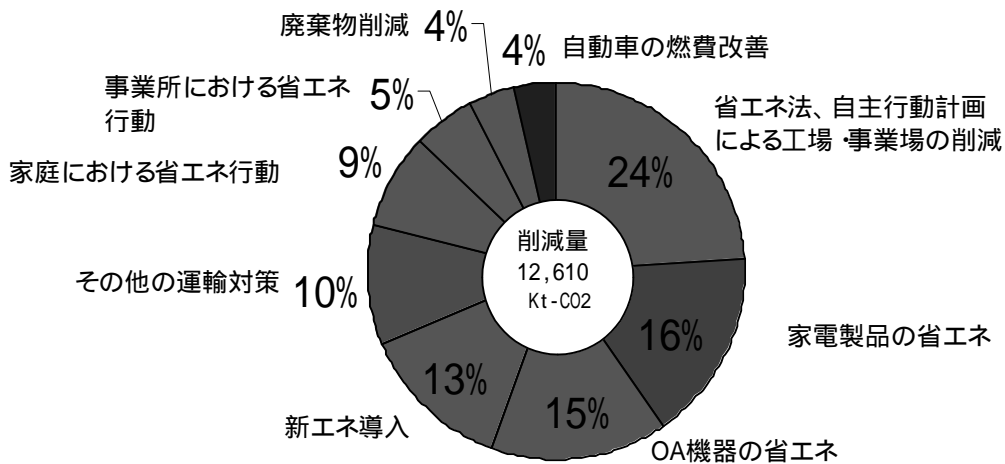
国連環境計画と世界気候機関の共催により1988（昭和63）年11月設置。

注2 気候変動枠組条約：気候に対して人為的な悪影響が及ぶことにならないよう大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とする条約のこと。

注3 基準年度：京都議定書の規定では「年」とされているが、ここでは統計の関係上、エネルギー起源の二酸化炭素等については会計年度（4月から3月）の値を用いている。



府内における二酸化炭素排出量の推計結果



二酸化炭素削減量（2010年における単純将来と対策将来の差）の対策別内訳

また、府自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスを1998（平成10）年度を基準として2004（平成16）年度までに5%削減することを目標とする「大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画」を策定し、省エネルギーやリサイクル、グリーン購入などを推進する「エコオフィスづくり」等を進めています。

1 オゾン層の破壊

2 オゾン層は、有害紫外線を吸収することにより、生態系や生命を保護する大切な
3 役割を果たしていますが、近年、熱帯地域を除き、ほぼ全地球的に減少傾向にあり、
4 平成12年には南極上空で過去最大のオゾンホールが観測されるなど、有害紫外線の
5 地表面到達量の増加による皮膚ガンなどの増加や生態系への影響が懸念されてい
6 ます。

7 日本では、気象庁が札幌、つくば、鹿児島、那覇、南鳥島の計5地点でオゾン層
8 の観測を行っており、そのうち、札幌、つくば、鹿児島の上空では、オゾンの減少
9 傾向が確認されています。

10 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」に
11 基づき、オゾン層破壊物質の生産量と消費量が削減されており、現在、オゾン層破
12 壊に強い影響のあるCFC（クロロフルオロカーボン；フロン類の一種）などの物
13 質は、日本では生産が全廃されています。しかしながら、現在冷媒などとして使用
14 されているフロン類の回収実績が依然として低い水準にとどまっている実態を踏
15 まえ、平成13年4月から全面施行された家電リサイクル法において、家庭用冷蔵庫
16 やルームエアコンのリサイクルの一環として、冷媒用フロンの回収などが義務づけ
17 られました。また、業務用冷凍空調機器、カーエアコンなどに冷媒として使用され
18 ているフロンが、機器の廃棄に伴って大気中に放出されないよう、廃棄時における
19 適正な回収や破壊処理の実施などを義務づけた「特定製品に係るフロン類の回収及
20 び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が平成13年6月15日に
21 成立し、同月22日に公布されました。

22 酸性雨

23 酸性雨とは、pHが5.6以下の降雨とされていましたが、現在では霧や雪なども
24 含めた「湿性沈着」や晴れた日でも沈着する粒子状やガス状物質なども含めた「乾
25 性沈着」を合わせたものとされています。

26 欧州や北米などでは、酸性雨による樹木の衰退、湖沼生態系への影響や大理石や
27 金属などでできている建物、文化財への被害が生じています。

28 全国における酸性雨の現況は、国の第3次調査(平成6～9年度)結果によると、
29 降水の年平均pHは4.7～4.9(年度ごとの全地点平均値)で、欧米とほぼ同程度の
30 酸性雨が観測されています。

31 府内における降雨のpHの年平均値の推移をみると、大阪市内(国設大阪局)で
32 は平成11年度5.19で長期的にみると上昇(改善)傾向にあり、池田市内(池田局)
33 では4.81でほぼ横ばいの傾向にあります。また、平成11年度に梅雨期と秋期に実施
34 した市町村共同調査(36地点)の結果は、梅雨期のpHが4.75～6.10(加重平均5.11)、
35 秋期が4.44～5.40(同5.11)でした。

36

1 (2) 課題

2 産業部門では、1997年度、1999年度とも1990年度と比較して二酸化炭素排出量
3 が大幅に減少しているのに対し、民生部門と運輸部門における二酸化炭素排出量の
4 伸びが大きいことから、民生部門ではライフスタイルやビジネススタイルを変革し
5 家庭やオフィスなどにおける省エネルギーの実践活動等を一層推進することが必要
6 です。また、運輸部門においては、公共交通機関の利用や省エネルギー運転の促進
7 を図るとともに、エネルギー効率の良い輸送機関への誘導、交通混雑の解消や低公
8 害車の普及促進を図ることが必要です。

9 2002年(平成14年)の京都議定書の批准・発効に向け、現在国において検討されて
10 いる国内制度の整備を踏まえ、府としてもこれまでの取り組みを強化し、再構築す
11 る必要があります。

12 林業の採算性の悪化による人工林の維持管理不足、燃料・肥料としての需要の減
13 少による広葉樹林の放置などにより、二酸化炭素吸収源として期待される府内の森
14 林の多くが荒廃しつつあるので、森林の適正な維持管理を行い、森林吸収を高めて
15 いくことが必要です。

16 延床面積136㎡の木造住宅が蓄えている炭素の量は約6トンにも及ぶことから、炭
17 素固定の面で考えた場合、街の中の木造住宅群は「第2の森林」であるとも言われ
18 ており、このように二酸化炭素の貯蔵庫として期待される木材や木製品の利用を促
19 進することが必要です。

20 熱帯雨林などの保護の観点からも、地域の森林資源をその成長量分だけ伐採して
21 木材として利用する、伐採跡地には植林等により速やかに森林復元を図る、という
22 「持続可能」な森林管理が行われることも必要です。

23 オゾン層を破壊し、地球温暖化にも影響を及ぼすフロンの排出抑制対策を講じる
24 必要があります。

25 また、フロン使用機器の廃棄時に適切に回収・処理を行う必要があります。

26 急速な工業化が進む東アジア地域においては、国境を越えた広い範囲で酸性雨の
27 環境影響が懸念されており、国際的に協力して実態を把握することが必要です。

28 (3) 取り組み

29 大阪府地球温暖化対策地域推進計画に基づき、府域における温室効果ガスの削減を
30 推進するとともに、循環型社会形成推進基本法に基づき国が策定する循環型社会形成
31 推進基本計画を踏まえ、府域の自然的社会的条件に応じてエネルギーや資源の効率的
32 利用により地球温暖化対策を推進します。
33

1 また、家電製品やOA機器などについては、エネルギー消費の少ない製品の普及を
2 促進するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入
3 法）」などにに基づき、府民、事業者、行政におけるグリーン購入^注を推進します。

4 さらに、家電リサイクル法並びにフロン回収破壊法に基づき、フロン類の排出抑制
5 と回収・処理の徹底を図ります。

6 地球温暖化対策の推進

7 産業部門については、二酸化炭素排出量の減少について検証を行いながら引き続
8 き対策を進めます。また、民生部門においては、府民一人ひとりによる日常生活や
9 事業活動での取り組みが重要であることから、府民参加による「大阪エコアクション
10 宣言」や地球温暖化防止活動推進員による啓発活動などを行うとともに、運輸部門に
11 においては、一層の低公害車の普及促進や物流の効率化、交通流の円滑化などにより
12 二酸化炭素排出量の削減を図ります。

13 また、2002（平成14）年の京都議定書の批准・発効に向けて整備される国内制度
14 を踏まえ、今後、府としても大阪府温暖化対策地域推進計画を充実・強化するなど
15 見直し、国の施策と連携しながら府域の実情に応じた温暖化対策に取り組みます。

16 さらに、バイオマスエネルギーの利用による資源循環の促進と温暖化対策に関す
17 る調査や、炭素固定からみた森林利用・保全モデルに関する研究など、温暖化対策
18 に係る各種調査・研究を行います。

19 グリーン購入の推進

20 「大阪府グリーン調達方針」に基づき具体的な数値目標を設定し、グリーン購入
21 を率先実行するとともに、府域におけるグリーン購入の促進を図ります。

22 また、グリーン商品（環境配慮、省エネルギー型商品）の市場活性化を図るため、
23 「豊かな環境づくり大阪府民会議」と「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」
24 のキャンペーン活動などを通じた普及・啓発に努めるとともに、ISO14001^注認証
25 取得企業や自治体などにより設立された「大阪グリーン産業創造ネットワーク」を
26 活用し、グリーン購入の促進に向けた取り組みを進めます。

27 二酸化炭素の貯蔵庫としての森林（木材）資源の利用促進

28 地球温暖化防止の観点から、長く使用できる家づくりや家具づくり、木材を活か
29 したまちづくり、あるいは木質系製品の再利用システムの創造などを通じて、社会
30 全体の中に「木のストック」を増やす行動を推進します。

注 グリーン購入：商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への
負担ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。

注 ISO14001：国際標準化機構（ISO）が取り決めている環境関連規格ISO14000シリーズの一つで、生産、
サービス、経営に際して環境対応の立案、運用、点検、見直しといった環境管理・監査システム
が整備されているかについて認証機関の審査を受けて、審査に合格すればISO14001（ISO
14001environmental-standardscode）認証取得企業として登録される。

二酸化炭素の吸収源としての効果的な森林整備

雑木林については、二酸化炭素を旺盛に吸収する20年程度で伐採と更新（切り株からの萌芽更新）を繰り返し、伐採木をチップや木質製品などとして利用する資源循環型の維持管理を進めます。人工林については、樹体への炭素貯蔵機能の活用を図るため、間伐材の利用とともに100～200年かけて大木を育てる森林整備を進めます。

オゾン層保護対策

オゾン層を破壊し、地球温暖化にも影響を及ぼすフロン¹の排出抑制のため、フロン回収破壊法に基づく指導体制を整備し、フロンの回収を徹底します。消費者団体、業界、市町村や府で構成する、大阪府フロン対策協議会における啓発活動などを行います。

酸性雨対策

東アジア酸性雨モニタリングネットワーク^{注1}に参加し、国際的に連携して酸性雨のモニタリング調査を行うとともに、府域においては、大気汚染の原因物質である窒素酸化物、硫黄酸化物の工場・事業場、自動車からの排出を抑制することにより、酸性雨の発生の低減に努めます。

(4) 目標

項目	2010（平成22）年度
二酸化炭素排出量	4,922万4千CO2換算トン（1,342万5千炭素換算トン）
メタン排出量	13万7千CO2換算トン（3万7千炭素換算トン）
亜酸化窒素排出量	38万 CO2換算トン（10万4千炭素換算トン）
代替フロン等 ^{注2} 排出量	280万1千CO2換算トン（76万4千炭素換算トン）
温室効果ガス全体	5,254万2千CO2換算トン（1,433万炭素換算トン） （基準年度*における排出量レベルから9%削減）
木材・木質資源の利用	・森林（木材）資源を活用した新素材、新商品などの開発促進 ・「府内産木材利用指針」の策定 ・「府内産木材ラベリング制度」の創設 ・河内林業地でのF S C 認証取得 ^{注3} ・グリーン購入法に基づく間伐材の利用促進

* 基準年度は二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素については、1990年度、代替フロン類については1995年度。

注1 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク：東アジア地域の酸性雨の状況に関して共通の理解を形成すること等を目的として、2000年に設立された組織のこと。

注2 代替フロン等：ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）及び六フッ化硫黄

注3 F S C 認証取得：F S C（Forest Stewardship Council）が認定した認証機関により「適切な森林管理」を認証し、その森林で生産された木材や木材製品をラベリングする制度のこと。

1 (5) 各主体の役割

2 府 民

3 マイカーの使用自粛、アイドリングの停止、家庭での省エネルギーを実践します。
4 フロンを使用した機器の廃棄には、適切な処理手続を行います。さらに、ごみの減
5 量化・リサイクルや環境負荷の少ない製品を購入するグリーン購入に取り組みます。

6 マイカー通勤などの自動車使用を自粛します。

7 消費電力の少ない家電製品を利用します。

8 冷暖房を使用するときは、適正温度に設定します。

9 フロン使用機器を廃棄するとき、フロン回収・処理費用を負担します。

10 グリーン購入に努めます。

11 暮らしの中で地域産木材や木製品を利用します。

12 ごみ減量化とリサイクルの推進に努めます。

13 事業者

14 冷暖房の適正温度の設定、積極的な低公害車の利用のほか、新エネルギー・省エ
15 ネルギー機器の導入、フロンの適正な回収・破壊や排出抑制を行います。また、ご
16 みの減量化・リサイクルに取り組みます。

17 燃料を環境に配慮したものに改善します。

18 フロン代替品の製造などについて研究開発を行います。

19 グリーン商品を開発します。

20 グリーン購入に努めます。

21 地域産木材や木製品を積極的に活用します。

22 冷暖房使用時には適正温度に設定します。

23 積極的に低公害車を利用します。

24 ごみの減量化とリサイクルの推進に努めます。

25 民間団体

26 省エネやグリーン購入など地球環境保全につながる普及・啓発などに努めます。

27 省エネライフスタイルの啓発に努めます。

28 グリーン商品の普及に努めます。

29 森林資源を活用した新素材、新商品の開発と普及に努めます。

30 ごみの減量化とリサイクルの推進に努めます。

31

1 市町村
2 法に基づく地球温暖化対策の実行計画を策定し、温室効果ガスの削減目標を設定
3 します。事業者・消費者としての環境保全行動やグリーン購入の率先実行を行うと
4 ともに、住民や事業者などへの各種情報提供や誘導措置を行います。

5 地球温暖化対策の実行計画を策定・推進します。

6 市町村内の温室効果ガスの排出状況を調査・把握します。

7 公用車を低公害車に積極的に代替します。

8 グリーン購入の目標を設定するとともに、普及に努めます。

9 フロン回収処理の啓発・指導を行います。

10 地域産木材や木製品の利用を啓発します。

11 ごみの減量化とリサイクルの推進に努めます。

12 大阪府

13 地球温暖化対策の指針・目標などの策定・普及、森林整備などに対する助成・支
14 援、事業者・消費者としての環境保全行動やグリーン購入の率先実行を行うととも
15 に、府民や事業者などへの各種情報提供や誘導措置を行います。

16 地球温暖化防止活動推進員を委嘱します。

17 地球温暖化防止活動推進センターの指定を行います。

18 府内の温室効果ガスの排出状況を調査・把握します。

19 自動車交通流の円滑化や交通需要マネジメント(T D M)^注施策を推進します。

20 低公害車の普及を推進します。

21 グリーン購入の目標を設定するとともに、普及に努めます。

22 フロンの回収事業者などの登録・指導を行います。

23 地域産木材や木製品の利用を啓発します。

24 ごみの減量化とリサイクルの推進に努めます。

25

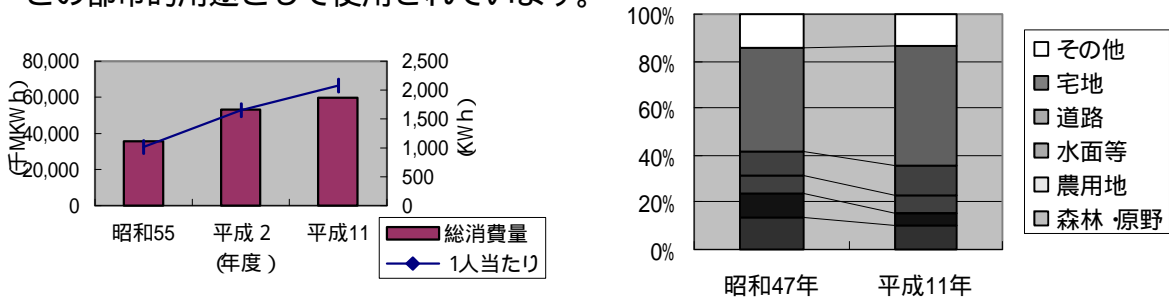
^注 交通需要マネジメント(T D M): 時間、経路、交通手段の選択や自動車の利用方法などの交通行動を変更することにより、都市あるいは地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法の体系のこと。

5 ヒートアイランド対策

(1) 現状

経済社会活動や人口の都市域への過度の集中により、冷暖房などの人工排熱の増加や、水面・緑地の減少、道路舗装・建築物の増加など地表面被覆の改変が進み、都市部における熱収支が変化し、都市に熱がたまり気温が郊外に比べて高くなる、いわゆるヒートアイランド現象が顕著になりつつあります。

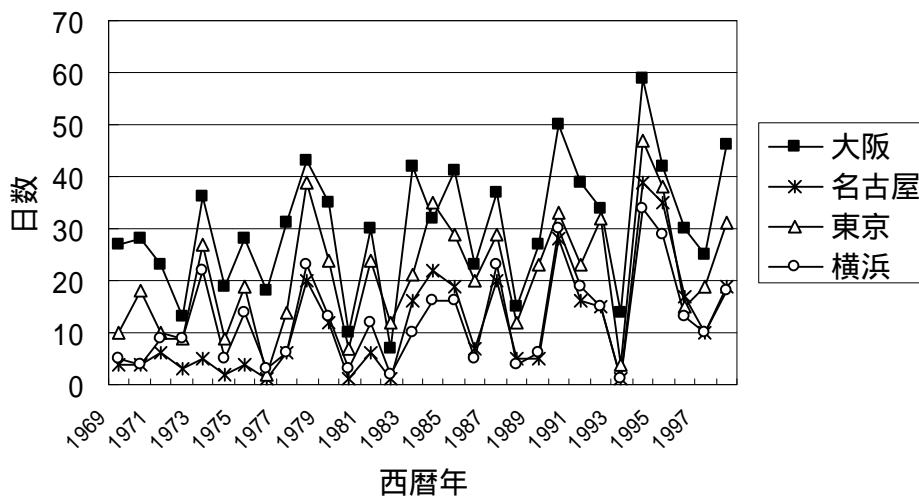
主に一般家庭で使用されている電力消費量の推移をみると、年々増加しており、昭和55年と比べ平成11年度は、総量で約1.68倍、一人あたりで約2.05倍の消費量に達しています。また、土地利用の推移をみると、昭和47年と比べ農用地や森林がそれぞれ約42.2%、約10.9%減少した結果、平成11年には府域面積の約39.8%が宅地や道路などの都市的用途として使用されています。



電力消費量の推移（一般家庭）

大阪府中部地域（大阪市と東部10市）における土地利用の推移

大阪府においては、熱帯夜(日最低気温25.0 以上)出現日数をみると、大阪市は他都市と比べて日数が多く、近年増加する傾向がみられます。また、夜間から早朝にかけて大気が安定するために、ヒートアイランドがより顕著になる傾向があります。



大都市における熱帯夜日数の推移

1 (2) 課題

2 昼間人口の多い都心部では、経済社会活動のためにエネルギーを集中的に投入し、
3 それに伴う人工排熱も多く排出され、ますます郊外との気温差が広がっていく傾向
4 にあります。このため、エネルギー消費の抑制により人工排熱量を減少させること
5 が必要です。特に、夏季は気温上昇による冷房用電力消費の増加が人工排熱量の増
6 加につながっているため、冷房の適度な使用、適正温度の設定などを実践すること
7 が必要です。

8 自動車からの排熱についても、都心部においては人工排熱量に占める寄与が小さ
9 くないことから、交通流の円滑化、交通需要マネジメント（TDM）^{注1} 施策の実施
10 や低公害車への代替によって排熱量の削減を図ることが必要です。

11 都市部は、コンクリートなどの人工構造物によって地表が覆われているだけでな
12 く、緑地や水面の減少などにより、ますます熱がこもる土地利用形態となっていま
13 す。これら地表面の改変に伴う都市の高温化を防止するため、屋上や壁面などを活
14 用した都市の緑化、水面の確保、地表面被覆の改善、建物の反射率の改善などを行
15 うことが必要です。

16 屋上緑化^{注2} に関して、実施者に対する支援方策の検討、簡易・低コスト手法（工
17 法）などの研究・開発、高温化抑制効果の把握を行うことが必要です。

18 ヒートアイランド対策は多岐にわたっており、緑被率だけでは対策の進捗を評価
19 しにくいことから、府内の自然面（植生、水、土）^{注3} の把握・評価手法を確立する
20 ことが必要です。

21 緑地や水面の有無、地表面被覆の状況や人工排熱の多寡など、土地利用形態に応
22 じたヒートアイランド現象の実態把握を行うことが必要です。

23 大阪では、海陸風が吹き、その特性が比較的明確であることから、海陸風の向き
24 を配慮した都市・建築計画が有効な手段と考えられているため、既存の水路や自然
25 の風通しなどを活かしたまちづくりをすることが必要です。

注1 交通需要マネジメント（TDM）：時間、経路、交通手段の選択や自動車の利用方法などの交通行動を変更することにより、都市あるいは地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法の体系のこと。

注2 屋上緑化：ビルの屋上に植物を植えて緑化すること。

注3 自然面：緑被地、水面、草地や農地を合わせた地表面のこと。

1 (3) 取り組み

2 大阪市などヒートアイランド現象の顕著な市における取り組みとも連携し、都市公園
3 の整備はもとより、大阪府みどり基金を活用した民間施設緑化推進事業による屋上緑化
4 を推進するとともに、容積率の緩和などによる屋上緑化の誘導策について検討するなど、
5 ヒートアイランド現象の緩和に努めます。

6 人工排熱量の低減

7 一定規模以上の建築物については、建築確認申請時に「省エネルギー計画書」の
8 提出を指導し、建築物の熱損失の抑制や空調設備の効率化を確認するなど省エネル
9 ギー化を促進するとともに、啓発活動によりオフィスや家庭など民生部門での省エ
10 ネルギー行動を促進します。

11 また、自動車交通流の円滑化やTDM施策の実施により自動車からの排熱の低減
12 に努めます。

13 都市における自然面（植生、水、土）確保の促進

14 これまでの樹木・樹林による「緑被率」の尺度だけでなく、ビオトープの空間な
15 どの草地、水面や土で覆われた部分も評価する「自然面率」(仮称)を把握すること
16 により、都市における自然面確保を促進します。

17 土地利用形態に応じたヒートアイランド現象の把握

18 関係市とも連携し、土地利用形態に応じたヒートアイランド現象の実態把握に努
19 め、ランドサット^注のデータなどを活用した広域的なヒートアイランド現象の把握
20 手法を確立するとともに、排熱の実態を把握し、地域特性に応じた対策の推進に努
21 めます。

22 屋上、壁面緑化や建物反射率の改善等建物による対策の推進

23 都市部の市街地で、ビルの屋上や壁面を樹木、芝生、草花などによる植生で被覆
24 する屋上緑化のモデル施設の整備や助成制度の普及に努めるとともに、緑化や建物
25 反射率の改善による高温化抑制効果の検証を行い、建物による対策の推進を図りま
26 す。

27 また、屋上緑化を行う事業者に容積率の割り増しを認める方策を検討しその普及
28 に努めます。

29 都市形態等の改善

30 新たなまちづくりなどにおいて、既存の水路や自然の風通しを活かしたまちづく
31 りについて検討するとともに、廃棄物焼却工場などの排熱を発電に利用し、更に残
32 った熱を地域冷暖房や温水プールなどに供給するエネルギーのカスケード利用を促
33 進します。

34 また、保水性舗装や保水性の建築材料についてその有効性の検討を進めます。

注 ランドサット：アメリカ航空宇宙局(NASA)の地球観測衛星のこと。地表の状況を観測し、データを地球に送り、地図作成・資源探査・植生調査・気象調査などに利用している。

1

【参考】屋上緑化の推進施策の例

府の助成制度

<大阪府民間施設緑化推進事業>

- ・補助対象事業：民間施設での新しく行う植栽工事
- ・補助対象施設：市街化区域内の公開性・公共性のある民間施設
- ・助成対象：樹木の植栽費、土壌改良費、簡易な支柱等
*平成13年度から草花、地被類、芝、防水シート、防根シートも対象
- ・助成金額：助成対象事業費の2分の1以内、2000万円上限

国の制度

<緑化施設整備認定制度>（国土交通省）

- ・平成13年5月都市緑地保全法の改正による新制度
- ・緑化重点地区内の市町村が認定した屋上緑化が対象
- ・緑化部分の固定資産税を5年間半分に減額
- ・平成15年3月までの時限制度

<まちづくり総合支援制度>（国土交通省）

- ・まちづくり事業計画に位置づけられた事業が対象
（市町村単位で作成し国の同意が必要）
- ・市町村事業（市町村からの間接補助を含む）が条件
- ・緑化施設整備費の3分の1を助成

2

3

(4) 目標

項目	2005（平成17）年度	2010（平成22）年度
緑被率	-	長期目標としての 15%を目指す
府営公園	883.1 h a	967.0 h a
屋上・壁面緑化	-	屋上緑化実施施設の増加

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16



屋上緑化モデル施設（府庁本館屋上）のパース図

1 (5) 各主体の役割

2 府 民

3 「環境に配慮したエネルギー利用の促進」「地球環境保全に資する取り組み」での
4 役割のほか、住宅における省エネ対策や地表面被覆改善を行います。

5 住宅を断熱化（断熱材使用・窓ガラスの断熱）するとともに、庇や保水性建材
6 を使用することにより省エネルギーに努めます。

7 住宅の屋上緑化や居住空間での緑化推進に努めます。

8 マイカー通勤などの自動車使用を自粛します。

9 事業者

10 省エネルギー・新エネルギーの導入による人工排熱の低減だけでなく、施設内に
11 おける地表面被覆の改善に取り組みます。また、輸送効率の向上による都市交通量
12 の低減に取り組みます。

13 太陽光発電などの自然エネルギーを利用します。

14 省エネルギー型設備・機器・製品の開発や導入を行います。

15 低公害車の導入、最新規制適合車への代替などを行います。

16 共同輸配送、帰り荷の確保、物流の情報化などに一層努めるとともに、適切な
17 輸送機関を選択します。

18 府条例に基づく「大阪府施設緑化基準」に準じて、屋上緑化をはじめ事業所内
19 の緑化推進に努めます。

20 時差通勤を推進し、業務用車両の持ち帰りを控えます。

21 民間団体

22 屋上緑化などの普及啓発を行います。

23 市町村

24 公園・緑地の整備や沿道緑化を行うとともに、屋上緑化などを推進します。

25 公園・緑地の整備や沿道緑化、屋上緑化をはじめ、府条例に基づく「大阪府施
26 設緑化基準」に準じて、市町村の設置・管理する施設の緑化を推進します。

27 国が創設した緑化施設整備計画認定制度を活用し、市町村の緑の基本計画に基
28 づき定められた緑化重点地区における屋上緑化などを推進します。

29 自動車交通流の円滑化やTDM施策を推進します。

30 大阪府

31 公園・緑地の整備や沿道緑化を行うとともに、屋上緑化などを推進します。

32 公園・緑地の整備や沿道緑化、屋上緑化をはじめ、「大阪府施設緑化基準」に基
33 づき、府が設置・管理する施設の緑化を推進します。

34 屋上緑化などの助成、屋上緑化推進のための容積率緩和方策の検討を行います。

35 自動車交通流の円滑化やTDM施策を推進します。

1 第2章 環境への負荷が少ない健康的で安心なくらしの確保

3 第1節 基本認識

5 環境施策の原点は、生命と健康を守ることです。府民が健康的で安心した暮らしを営む
6 ためには、まず、現在の人の健康への被害、有害化学物質による環境汚染や生態系への影
7 響、地球温暖化などの環境上の「負の遺産」を解決することが必要です。

8 大阪府では、府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、大
9 気、水、土壌、騒音などについて、環境保全目標を別表（巻末の参考資料を参照）のと
10 り設定しています。これらについては、ほとんどの項目で目標を達成しているものの、大
11 気汚染や騒音、水質汚濁などでは目標を達成していない項目もあることから、引き続き目
12 標達成に向け、新たな手法も取り入れながら、環境保全の取り組みを進める必要がありま
13 す。

14 また、内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）^{注1}をはじめ、私たちの生活のあらゆる場
15 で利用されている化学物質による環境への影響も懸念されています。その有害性などに関
16 する情報や知見の集積が必ずしも十分とはいえませんが、化学物質により環境へ悪影響が
17 生じないよう、私たちがどのように対応していくかが重大な課題となっています。

18 新たな環境問題が判明した場合に、原因を調査し、因果関係などが明らかになった後に
19 対策を講じたのでは、その効果が現れるまでに時間がかかり、環境や健康への影響が拡大
20 し続けるケースもあります。影響などに関する知見が十分確立されていない段階から、悪
21 影響を未然に防止するという観点から環境への負荷の低減を図り、環境や健康への影響に
22 ついて、定期的かつ、継続的に監視し、異常を早期に発見して、必要な対策を講じなけれ
23 ばなりません。また、汚染状況や影響についての正確な情報をわかりやすく提供すること
24 により、環境リスク^{注2}に対する府民の不安を解消し、理解が深まるよう努めることも必要
25 です。

注1 内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）：動物の生体内に取りこまれた際、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を意味する。このホルモン作用の攪乱を通じて生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなど、悪影響を及ぼす可能性が指摘されている。

注2 環境リスク：化学物質が環境を経由して人の健康や生態系に悪い影響を及ぼすおそれ（可能性）をいう。

第2節 取り組みと目標

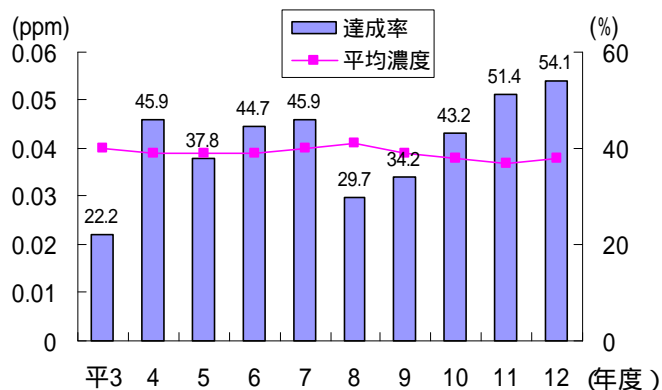
1 自動車公害の防止

(1) 現状

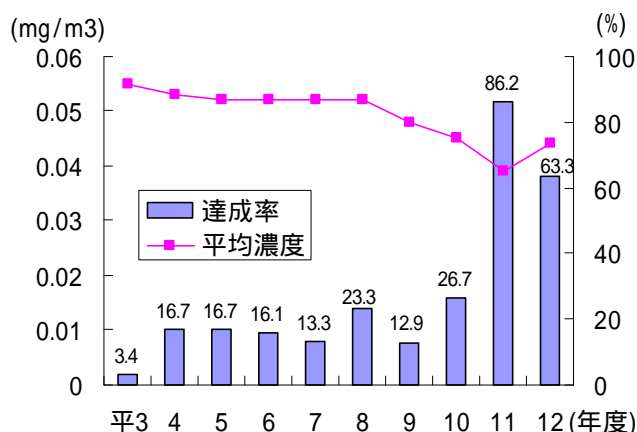
環境保全目標の達成状況

府域の自動車排出ガス測定局での環境保全目標については、二酸化硫黄と一酸化炭素は達成されていますが、二酸化窒素（NO₂）と浮遊粒子状物質（SPM）^注は改善傾向にあるものの、大阪市域を中心に依然として厳しい状況にあります。

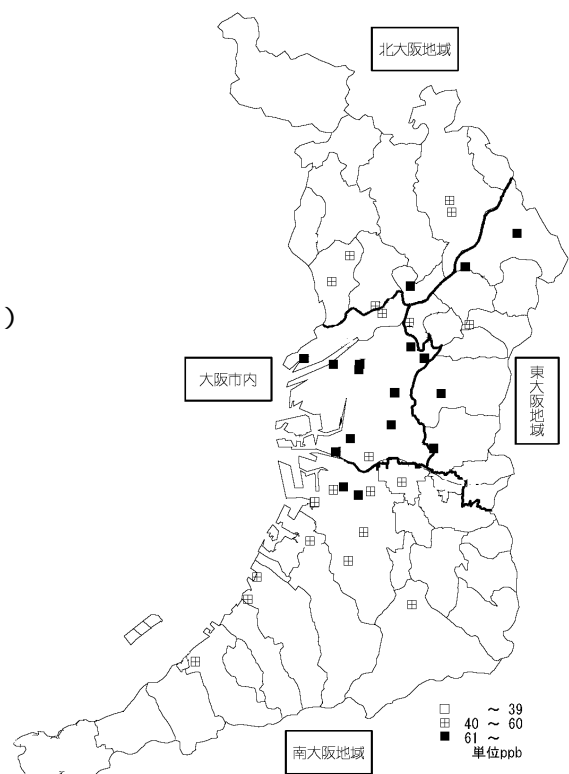
自動車騒音の現況については、府域の主要幹線道路沿道における測定地点のうち、昼間・夜間とも環境保全目標を達成したのは41.5%（平成11年度）、41.4%（平成12年度）にとどまっています。



自動車排出ガス測定局の二酸化窒素の環境保全目標達成率と年平均濃度



自動車排出ガス測定局の浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率と年平均濃度



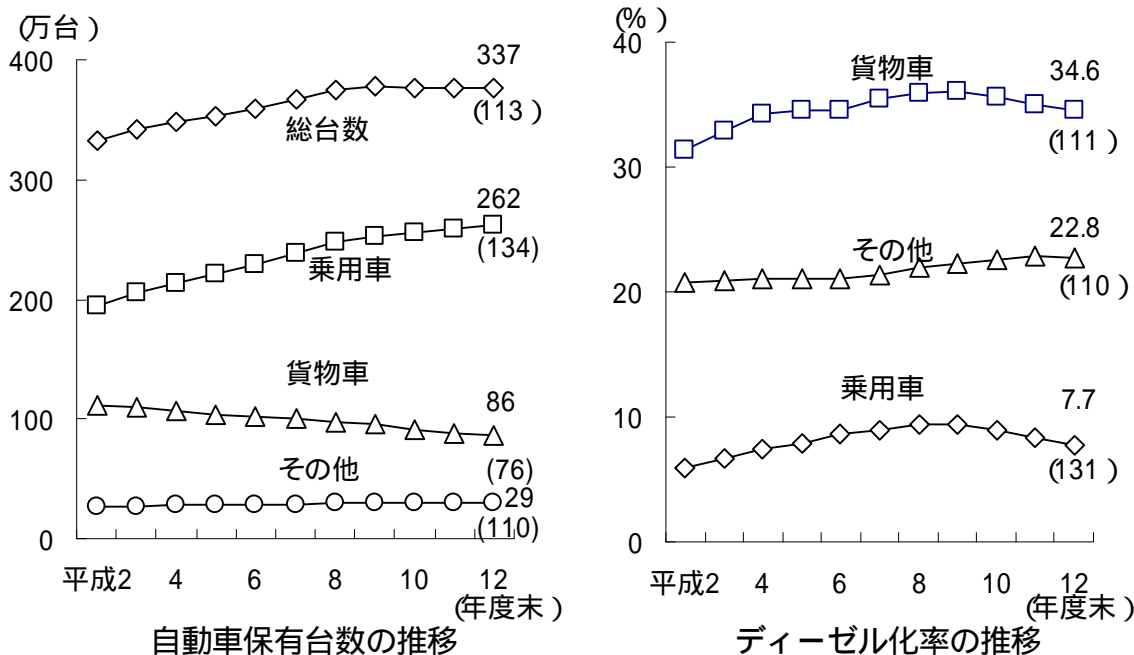
自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の環境保全目標達成状況（平成12年度）

^注 浮遊粒子状物質（SPM）：大気中に浮遊する粒径10μm（1μmは、1000分の1mm）以下の粒子状物質。

自動車交通の状況

ア 自動車保有台数とディーゼル化率

府域における自動車保有台数は、下図に示すように車社会の進展に伴い増加して、平成 12 年度末には 377 万台に達し、この 10 年間で 1.13 倍になっています。また、ディーゼル化率についても貨物車や乗用車を中心に上昇を続けてきましたが、ここ数年は自動車保有台数、ディーゼル化率ともに、横ばいないし減少傾向にあります。



(注) 1 ()内は平成 2 年度を 100 とした指数を示しています。 (国土交通省調べ)
 2 乗用車：普通・小型・軽乗用車
 貨物車：普通・小型・小型三輪・軽貨物車及び被牽引車
 その他：乗合車・特殊用途車・二輪車

イ 自動車走行量

国土交通省などが実施している全国道路交通情勢調査結果に基づき、府が算定した自動車走行量の推移は下表に示すとおりですが、平成 11 年度は平成 2 年度に比べ、全体で 9.2%の伸びで、乗用系自動車と大型貨物車の伸びが認められます。

大阪府域（特定地域）における自動車走行量の推移

(単位：千台扣/日)

車種	年度	平成 2 年度		平成 6 年次		平成 9 年度		平成 11 年度	
		走行量	伸率(%)	走行量	伸率(%)	走行量	伸率(%)	走行量	伸率(%)
乗用系		44,990	13	51,050	21	54,470	30	58,500	
貨物系	小型	24,370	- 10	21,900	- 18	19,960	- 29	17,350	
	大型	11,840	9	12,920	17	13,820	8	12,780	
	計	36,210	- 4	34,820	- 7	33,780	- 17	30,130	
合計		81,200	5.8	85,870	8.7	88,250	9.2	88,630	

(注) 伸率は、平成 2 年度の走行量を基準に算出

1 ウ 低公害車などの普及状況

2 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動
3 車）の普及状況は、下表に示すとおり、近年増加の傾向にあるものの、平成13年3
4 月末で4,900台の普及に止まっています。

5 また、京阪神の六府県市（京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、神戸市）
6 では、共同で設立した「京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会」において、一
7 般に市販されているガソリン車やディーゼル車の中でもより低公害な車として指定
8 している「LEV-6（京阪神六府県市が指定する低排出ガス車）」の普及に努めて
9 おり、平成12年度末までに大阪府内において約59万台販売されています。

11 大阪府域における低公害車普及状況（各年度末現在）

12 （単位：台）

年 度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
電 気 自 動 車	39	44	90	170	219	266	269	240	247	274	258	261
メタノール自動車	10	7	8	8	21	30	30	30	30	31	26	16
天然ガス自動車	2	5	18	44	49	86	152	257	492	945	1,223	1,821
ハイブリッド自動車	0	0	1	3	7	9	13	14	21	1,329	2,109	2,802
全 車 種	51	56	117	225	296	391	464	541	790	2,579	3,616	4,900

14 大阪府域におけるLEV-6普及状況（各年度末現在）

15 （単位：台）

年 度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
販売台数累計	108,419	239,102	418,773	586,514

16 国においては、平成13年7月11日に経済産業省、国土交通省と環境省が共同で、
17 天然ガス自動車や低燃費・低排出ガス車^注などの実用段階にある低公害車を2010年度
18 までのできるだけ早い時期に1,000万台以上普及させ、燃料電池車については、開発
19 を促進して2010年度までに5万台の普及を図ることを目的とした、「低公害車開発普
20 及アクションプラン」を策定しました。

22 自動車排出ガスの現状

23 自動車排出ガスによる大気汚染対策としては、「大気汚染防止法」による単体規制
24 の段階的な強化に加え、これまでの措置だけではNO₂の環境保全目標の確保が困

^注低燃費・低排出ガス車：「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準（トップランナー基準）早期達成車で、かつ国土交通省が定めた「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車。

1 難と認められる地域を対象に、平成4年12月に「自動車から排出される窒素酸化物
2 の特定地域における総量の削減などに関する特別措置法（自動車NOx法）」が施行
3 されました。府では、この法律に基づき策定した「大阪府自動車排出窒素酸化物総
4 量削減計画」による諸施策を関係機関と連携しながら推進してきましたが、大型貨
5 物車の走行量の増加、ディーゼル化率の上昇、貨物車の平均車両重量の増加など
6 により、計画の目標である「環境保全目標の概ね達成」には至りませんでした。

7 こうした状況を踏まえ、国においては特に大気汚染物質排出量の多いディーゼル
8 車対策を進めるため、自動車NOx法を改正^{注1}し、対象物質に粒子状物質（PM）^{注2}
9 を追加するとともに、車種規制^{注3}の強化や一定台数以上の自動車を使用する事業者
10 への自動車使用管理計画書の都道府県知事への提出義務づけなどの自動車排出ガス
11 対策の強化を図りました。

12 自動車騒音対策の現状

13 自動車1台ごとの単体の騒音規制については、国において数次にわたる規制強化
14 が実施されており、近年では、平成4年及び7年の中央環境審議会答申で目標値が
15 示されたすべての車種について、平成13年10月までに規制強化が実施されていま
16 す。

17 また、府域の道路管理者及び関係行政機関により、自動車騒音対策の総合的な推
18 進を目的とした大阪府道路環境対策連絡会議が平成8年に設置され、道路交通騒音
19 の深刻な地域における沿道環境対策の実施方針（「大阪府域の沿道環境対策につい
20 て」）を平成9年に策定しました。これに基づき、遮音壁や低騒音舗装などの道路構
21 造対策、道路網整備や交通管理・規制などの交通流対策などを推進しています。

22 しかしながら、騒音規制法に定められた要請限度^{注4}を超過する地域が解消されて
23 いないなど、自動車騒音の状況は現在もなお厳しいことから、諸対策の継続・強化
24 が必要とされています。

25 道路構造対策の実施状況（各年度末現在）

26 （単位：延長 km）

年 度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
遮 音 壁	18.2	23.8	28.0
新 型 遮 音 壁	34.3	61.2	72.2
低騒音舗装の敷設	117.8	162.5	212.3

27
注1 自動車NOx・PM法：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成13年6月27日公布）

注2 粒子状物質（PM）：自動車排気管から排出される粒子状物質。

注3 車種規制：窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を満たしていない自動車は、猶予期間経過後は、自動車NOx・PM法に基づく対策地域内で登録できなくなる制度。

注4 要請限度：自動車騒音がその限度を超えることにより周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるとき、市町村長は都道府県公安委員会に交通規制等の措置を要請するもの。

1 (2) 課題

2 府域における自動車排出ガスによるNO₂やSPMなどの大気汚染物質と騒音に係
3 る環境保全目標の達成を図るためには、以下に示すような課題があります。

4 (大気汚染物質の排出抑制)

5 自動車、特にディーゼル自動車に対する窒素酸化物や粒子状物質の排出ガス規制
6 のさらなる強化が必要です。

7 (低公害車の普及)

8 低公害車やLEV-6などの低公害車を大量に普及させる必要があります。

9 (事業者による排出抑制)

10 自動車を多く使用する事業者は、低公害車の導入や運行の合理化による走行量の
11 抑制により、大気汚染物質の排出をできるだけ削減することが必要です。

12 (自動車交通需要の抑制)

13 貨物車の走行量の抑制が必要です。

14 公共交通機関の整備・利便性の向上が必要です。

15 自動車に過度に依存したライフスタイル・ビジネススタイルの変革が必要です。

16 (交通流の円滑化)

17 道路ネットワークの整備による交通の分散や道路機能の分化が必要です。

18 (自動車騒音の抑制)

19 自動車単体対策や道路構造対策などの施策の総合的な推進が必要です。

20

1 (3) 取り組み

2 ディーゼル車に重点を置いた事業者指導や、グリーン配送^注をはじめとした低公害
3 な車の大量普及に向けた取り組みを広域的に推進するほか、環境負荷の少ない都市・
4 交通システムの整備、交通需要の少ないライフスタイルやビジネススタイルへの変革
5 などの取り組みを府民、事業者、行政などが協力して着実に実施します。

6 (自動車排ガス対策)

7 自動車単体規制・車種規制

8 自動車NOx・PM法に基づく特定地域において、融資制度や税制などを活用し、
9 車種規制適合車への早期代替を促進します。

10 低公害な車(低公害車、LEV-6)の普及促進

11 低公害車については、融資制度や税制の活用などによる事業者への経済的支援や
12 燃料供給施設の整備、自動車メーカーの技術開発などを促進することで、普及を推
13 進します。

14 京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会などを活用し、近隣自治体と連携して
15 低公害な車の大量普及を広域的に推進します。

16 自動車NOx・PM法に基づき事業者指導を行うほか、府内の事業者や府民へ啓
17 発することで、低公害な車の導入を促進します。

18 グリーン配送の推進

19 物品の配送に環境負荷の少ない車の使用を納入業者などに求めるグリーン配送
20 を府が率先して実施するとともに、関西広域連携協議会や大阪自動車公害対策推進
21 会議などを通じて民間事業者にも普及を働きかけます。

22 交通流対策

23 自動車交通が集中する地域を解消するために、環状道路やバイパスなどの整備に
24 より交通量を分散するほか、立体交差や右左折専用レーンなどの整備により交通渋
25 滞を緩和するなど、自動車交通流を円滑化します。

26 駐車場や駐車場誘導・案内システムを整備するほか、違法駐車の手配取締りを実
27 施することで違法駐車を抑制し、円滑な交通流対策を行います。

28 物流対策

29 自動車NOx・PM法に基づく事業者指導を徹底するなど、輸送効率や積載効率
30 の向上を推進するとともに、鉄道・船舶などの活用を促進し、自動車需要の軽減を
31 図ります。

32 人流対策

33 鉄道、モノレールなどの公共交通機関を整備するほか、相互乗り入れ、駅前広場

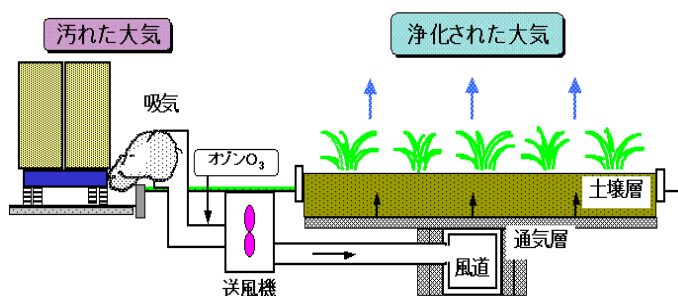
^注 グリーン配送：荷主、発注者の立場から物品の配送業務に環境への負荷の少ない車(低公害車、ガソリン自動車、LPG(液化プロパン)自動車、LEV-6指定ディーゼル車など)の使用を求め、自動車排出ガスによる環境負荷の低減を図ろうとするもの。

1 の整備など利便性を向上させることで公共交通機関の利用を促進するとともに、大
2 阪自動車公害対策推進会議や大阪府交通対策協議会を通じてノーマイカーデー運動
3 や環境にやさしい自動車使用方法の普及啓発を推進するなど、自動車交通需要を抑
4 制します。

5 また、パークアンドライド^{注1}などのTDM^{注2}施策を推進し、自動車交通から公共
6 交通への転換を促進します。

7 局地汚染対策

8 二酸化窒素や浮遊粒子状物質などの汚染が著しい交差点などについて、道路構造
9 の改良などの沿道環境改善方策を検討・推進するとともに、土壌による浄化システ
10 ムなどの大気直接浄化手法の実用化・普及促進を図ります。



19 土壌による大気浄化システムの概要

20 土壌による大気浄化システム（生駒山上）

21 (自動車騒音対策)

22 自動車騒音の常時監視

23 主要幹線道路沿道の騒音の状況を面的評価手法^{注3}で的確に把握し、環境保全目標
24 の達成状況を評価します。

25 各種騒音対策

26 関係機関による連携のもと、自動車単体について騒音の規制強化などの対策を促
27 進することや、低騒音舗装の敷設や遮音壁設置などの道路構造対策、交通流対策な
28 どの施策を総合的、計画的に推進します。

注1 パークアンドライド：マイカーを自宅の最寄り駅周辺の駐車場に駐車（パーク）し、電車などに乗り換えて（ライド）通勤などを行う方法。

注2 交通需要マネジメント（TDM）：時間、経路、交通手段の選択や自動車の利用方法などの交通行動を変更することにより、都市あるいは地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法の体系のこと。

注3 面的評価手法：道路に面する地域について、当該地域内の全ての住居のうち、環境保全目標を超過する戸数及びその割合を把握する方法。

1 (4) 目標

項目	2005（平成17）年度	2010（平成22）年度
二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率	平成14年度に策定予定の「大阪府自動車排出窒素酸化物・粒子状物質総量削減計画」において、	環境保全目標の概ね達成 窒素酸化物 17,000 トン/年
自動車排出大気汚染物質排出量	短期目標を設定する。	
道路に面する地域の環境騒音	要請限度 ^注 を超える地域を解消	環境保全目標の概ね達成

2

3 (5) 各主体の役割

4 府 民

5 府民は、日常使用している自動車に環境に大きな負荷を与えていることを認識し、
6 環境負荷の少ない交通手段を利用するとともに、できるだけ自動車利用を控えるよ
7 う努め、アイドリングストップなどの環境への負荷の少ない自動車運転方法を実践
8 することが必要です。

9 マイカー通勤などの自動車使用を自粛します。

10 積極的に公共交通機関を利用します。

11 交通法規・マナー（違法駐車、アイドリング、急発進、急加速などをしない）
12 を遵守します。

13 低公害な車を購入・使用します。

14 事業者

15 自動車を使用する事業者、自動車生産者、燃料生産・供給者は、各事業が環境に
16 与える負荷を認識し、規制の遵守に止まらず、行政の施策に協力するとともに、積
17 極的に環境負荷を低減できるよう自主的な取り組みを行うことが必要です。

18 低公害な車を導入・使用するとともに、グリーン配送を積極的に導入します。

19 輸送効率・積載効率を改善したり適切な輸送機関を選択します。

20 時差出勤を積極的に採用します。

21 業務用車両の持ち帰りを控えるとともに、定期的に点検整備を行います。

22 低公害車や燃料の技術開発をします。（自動車生産者、燃料生産者）

23 低公害車の燃料供給施設を整備します。（燃料供給者）

24 自動車騒音対策の技術開発をします。

^注 要請限度：自動車騒音がその限度を超えることにより周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるとき、市町村長は都道府県公安委員会に交通規制等の措置を要請できる騒音レベル。

1 民間団体

2 府民、事業者、行政の取り組みと協調し、各主体の取り組みがさらに進むよう提
3 言を行うほか、環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルの普及に協力し
4 ます。

5 行政の取り組みと協調した活動や、積極的な提言を行います。

6 低公害な車などの普及・啓発活動を推進します。

7 市町村

8 公用車への低公害な車の率先導入や自動車排出ガス街頭検査などによる整備不良
9 車の排除などの発生源対策に加え、住民の生活に密接な公共交通機関の利便性向上
10 など、府や近隣市町村と連携して自動車公害対策を推進することが必要です。

11 (自動車排ガス対策)

12 公用車を低公害な車へ率先代替します。

13 低公害車の燃料供給施設の整備を促進します。

14 自動車排出ガス街頭検査を実施します。

15 道路の拡幅整備、公共駐車場や駅前広場を整備します。

16 自転車道、自転車駐輪場や歩道を整備・拡張します。

17 低公害な車の普及啓発に努めます。(低公害車フェアの開催など)

18 (自動車騒音対策)

19 自動車騒音を測定するとともに、必要に応じ関係機関に措置の要請などを行い
20 ます。

21 大阪府

22 国、事業者、民間団体、府民と相互に連携を図りながら、以下の諸施策を率先し
23 て推進します。

24 (自動車排ガス対策)

25 現在使用されているディーゼル車対策の強化や低利融資・税制の活用による車
26 種規制適合車への早期代替を促進します。

27 大型ディーゼル車の低公害車への代替を促進します。

28 グリーン配送を率先実施し民間事業者へ普及啓発します。

29 渋滞箇所の立体交差化やバイパス、交通管制システムの整備などの交通流対策
30 を推進します。

31 公共交通機関の整備や利便性の向上を図るとともに、TDM施策を展開します。

32 土壌や光触媒^注による大気直接浄化手法の実用化を図るとともに、普及を促進
33 します。

^注 光触媒：太陽光などの光によって活性化され、それ自身は反応せずに他の化学反応を促進させる性質(触媒作用)をもつ物質のことをいう。

1 ノーマイカーデーの推進や大阪自動車公害対策推進会議を通じた啓発を行い
2 ます。

3 (自動車騒音対策)

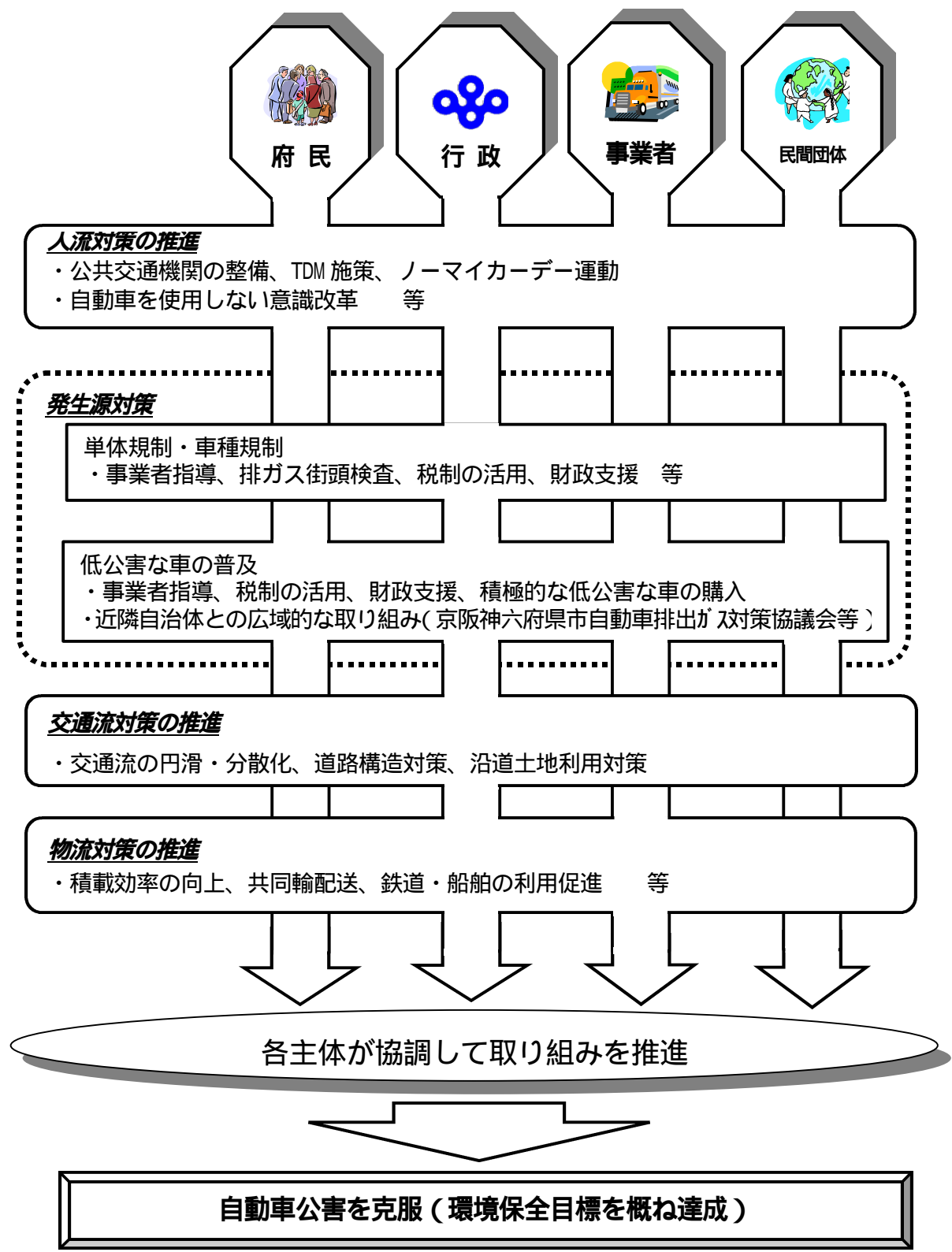
4 自動車単体について騒音の規制強化を促進します。

5 バイパスの整備など交通流対策を実施します。

6 遮音壁の設置や低騒音舗装の敷設などの道路構造対策を実施します。

7

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35



自動車公害対策における各主体の役割

2 廃棄物の適正処理

(1) 現状

適正処理の現状

府内における一般廃棄物の排出量(平成12年度)は457万トン(集団回収量含む)で、そのほとんどが焼却処理され、最終処分量は88万トンです。

府内における産業廃棄物などの発生量(平成12年度)は1,931万トンと推計されます(排出事業者が何ら処理を行わずに、有償で売却している金属くずなど有価物163万トンを含む)。そのうち、有価物を除く1,768万トンが産業廃棄物として排出されており、1,728万トンが脱水、焼却などの中間処理され、1,157万トン減量されています。最終的には、排出量の26%にあたる464万トンが再生利用され、排出量の8%にあたる147万トンが最終処分されています。

廃棄物処理法の改正やダイオキシン類^注対策特別措置法の施行により適正処理のための規制強化が図られましたが、廃棄物処理に対する住民の不安から、建設の同意が得にくくなるなど処理施設の設置が難しくなっています。

PCB(ポリ塩化ビフェニル)については、昭和43年にカネミ油症事件が発生しその毒性が問題とされ、昭和49年に製造などが原則禁止されましたが、その後、ほぼ30年間の長期にわたりPCB廃棄物の保管が続いています。

また、府域内においては、不法投棄・野外焼却などの不適正処理が依然として増加傾向にあり、行政の監視が手薄になる夜間や早朝、休日にきわめて短期間に行われるなど悪質・巧妙化しています。

大阪府域におけるPCB使用機器などの保管状況(平成10年度)

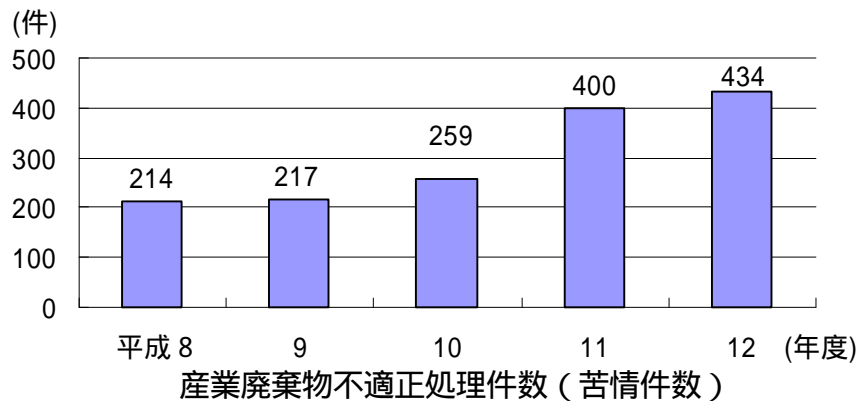
	保管中	使用中	
	確認済	確認済	未確認 ¹
高圧機器	2万台	6千台	5千台
低圧機器	56万台	2	2
廃油等	6.3万トン	-	-
廃感圧紙	226トン	-	-

(注) 1 (財)電気絶縁物処理協会のPCB使用電気機器登録台帳を基に調査した結果、使用中かどうか確認できなかった台数

2 高圧機器以外は電気事業法の適用外のため、基礎データなし

(平成10年度厚生省全国一斉PCB調査結果)

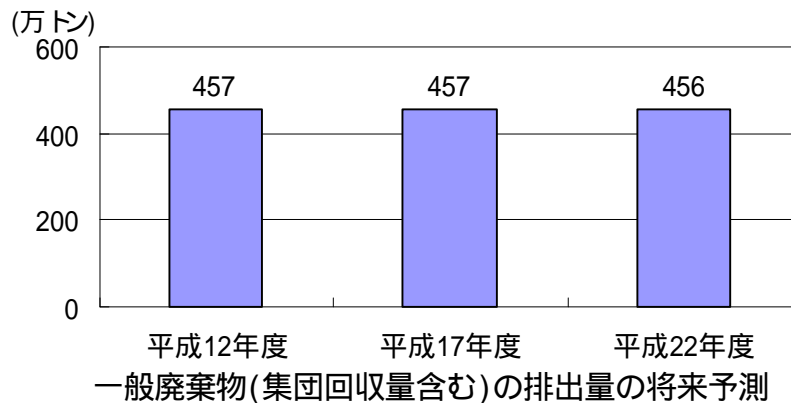
^注 ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称。



一般廃棄物と産業廃棄物の排出量の将来予測 (再掲)

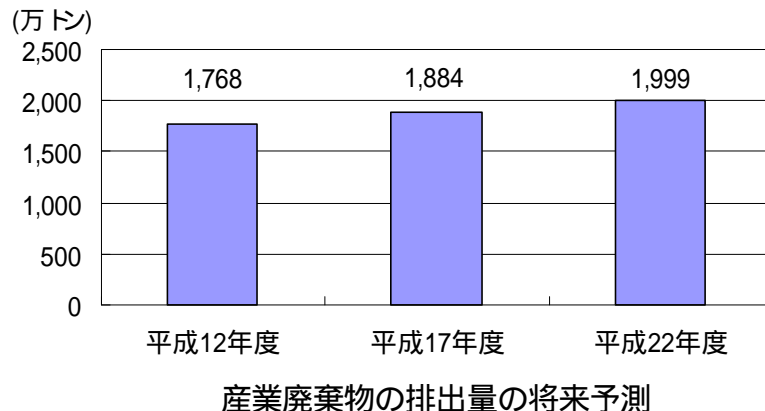
府内における集団回収量を含んだ一般廃棄物の将来の排出量は、下図のとおりです。

将来の排出量は、過去の排出量の推移をもとに行った結果(トレンド予測:相関係数の最も高い予測式を採用)、現状の対策だけでは横ばいで推移すると予測されます。なお、予測のもととなる期間は、バブル経済の影響を受けないよう平成6年度から平成10年度までの5カ年としています。



府内における産業廃棄物の将来の排出量は、下図のとおりです。

将来の排出量の予測は、平成13年度に実施した大阪府産業廃棄物処理実態調査の結果から算出した活動量指標(製造出荷額等)あたりの発生量を基に、推計しています。



1 (2) 課題

2 (廃棄物処理施設の整備の促進)

3 焼却施設は、ダイオキシン類の排出基準を満たす必要があります。そのため、一
4 般廃棄物の発生量が少なく焼却施設の規模が小さな市町村では、隣接市町村と連携
5 し、一定規模以上の全連続炉への集約化(広域化)を計画的に推進する必要があります。
6

7 一部が府域外で処理されている有害廃棄物の中間処理システムについて検討する
8 必要があります。

9 (PCB廃棄物の処理の推進)

10 PCB廃棄物については、処理施設の設置が困難な状況が続いており、保管の長
11 期化に伴い、PCB廃棄物の紛失などによる環境汚染が懸念されています。

12 (最終処分場の確保)

13 廃棄物の適正処理を推進するためには、資源循環を促進し最終処分量を削減する
14 ことにより、既存の最終処分場の延命化を図るとともに、どうしても処分しなければ
15 ならない廃棄物の適正処分のため最終処分場の確保が必要です。

16 (不適正処理の撲滅)

17 建設工事などから発生する廃棄物の不法投棄や野積みなどの不適正処理によって、
18 地域住民の生活に悪影響を与えるおそれが懸念されており、その適切な対応が求め
19 られています。

21 (3) 取り組み

22 廃棄物処理施設の整備促進や最終処分場の確保など処理体制の整備や、産業廃棄物
23 の排出事業者・処理業者などに対する指導・啓発を行うなど、廃棄物の適正処理を推
24 進します。

25 また、産業廃棄物の不適正処理の撲滅に向けた取り組みを推進します。

26 廃棄物処理施設の整備の促進

27 府内6ブロックにおいて、市町村などの一般廃棄物処理施設の広域化などを図る
28 ため、ごみ処理広域化ブロック計画の進行管理に努めるとともに、廃棄物処理施設
29 の整備にあたっては、周辺住民の理解を得ることが重要であることから、早い段階
30 での情報の公開を行うなど、周辺住民の理解を深めるための制度づくりを進めます。

31 また、ばいじんや燃え殻などの有害な一般廃棄物や産業廃棄物については、府域
32 内処理を進めるため、排出者責任を基本に、公共関与による中間処理施設の整備を
33 検討します。

34 PCB廃棄物対策

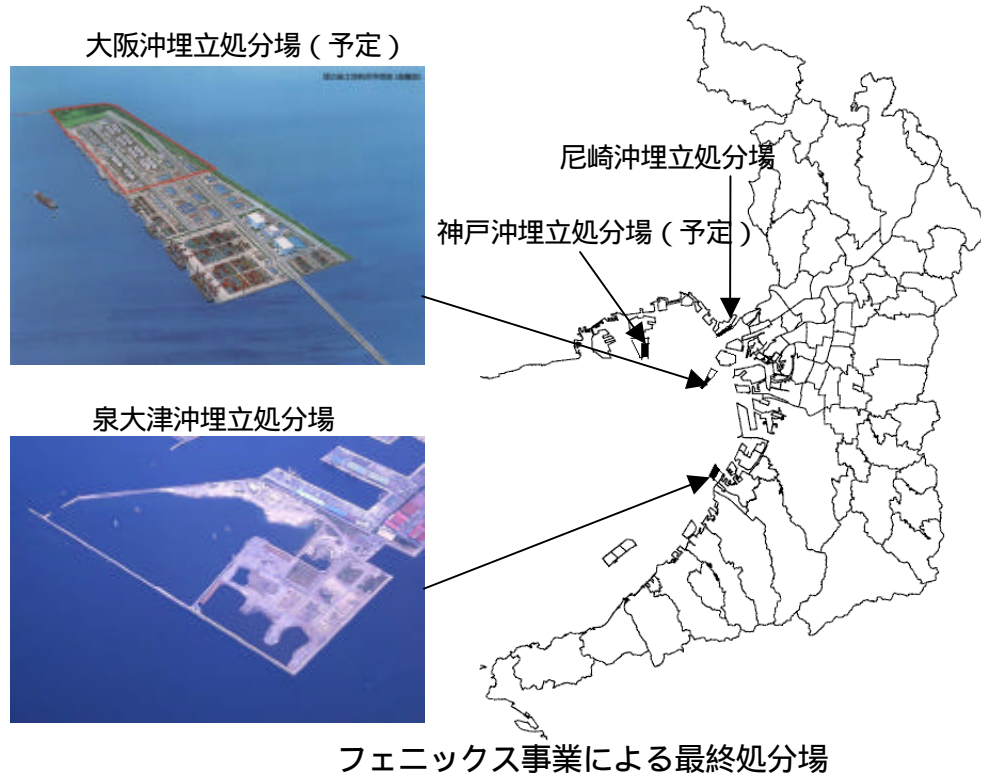
35 PCB廃棄物の適正な保管、処理を推進するため「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処
36 理計画(PCB廃棄物処理計画)」を策定し、事業者に対し使用状況や保管状況の届

1 出、適正保管を指導するとともに、近畿ブロック関係府縣市と協力し、環境事業団
 2 によるPCB処理施設の整備を促進します。

3 また、中小企業のPCB処理を支援するための基金への拠出などを行います。

4 最終処分場の確保

5 公共関与による最終処分場の確保のため、近畿の関係府縣市と協力して大阪湾圏
 6 域広域処理場整備事業（フェニックス事業）を推進します。



26
 27 公共関与による最終処分場の状況

28 （面積単位：ha、容量単位：万m³）

設置者	受入開始	面積	計画容量	残余容量	
堺第7-3区	昭和49年2月	280	3,117	189	
フェニックス	泉大津沖	平成4年1月	203	3,080	972
	尼崎沖	平成2年1月	113	1,535	188
	神戸沖	平成14年1月(予定)	88	1,500	
	大阪沖		95	1,400	

29 残余容量は平成13年3月31日時点での数値。

30 不適正処理の撲滅

31 産業廃棄物の不適正処理の撲滅を図るため、排出事業者や処理業者に対し、産業
 32 廃棄物管理票(マニフェスト)^注の交付の徹底や適正処理の指導などを強化するとと
 33 もに、優良な処理業者を育成するための方策を検討するなど適正処理の推進を図り

^注 産業廃棄物管理票(マニフェスト)：排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に交付する管理票のこと。

1 ます。

2 また、不適正処理を未然に防止するため、「産業廃棄物不適正処理対策会議」など
3 を活用し警察や市町村などと連携したパトロールの強化や情報の共有化を図るとと
4 もに、ITなどを活用した不適正処理監視システムを検討します。

5 さらに、不適正処理が行われた場合は、廃棄物処理法に基づき厳正な行政処分を
6 行うとともに、必要に応じ府警本部と十分な連携を図り、告発などを行います。

7 大阪エコエリア構想の推進（再掲）

8 大阪都市圏における循環型社会形成に向けた広域的なシステムの構築と、環境関
9 連産業の振興を通じた大阪の活性化を図るため、大阪湾のベイエリアなどにおいて
10 廃棄物最終処分場跡地などを活用し、民間事業者を主体とした中間処理施設などの
11 整備や森林、ビオトープなどの自然とふれあう場の創造などを目的とした「大阪エ
12 コエリア構想」を策定します。

13 条例の検討(再掲)

14 廃棄物の適正処理などの推進により、大阪を魅力あるきれいな環境都市とするた
15 め、府民などの自主的な活動の促進に資するよう、府民・事業者・行政などの責務
16 などを定める条例の制定をめざします。

17 廃棄物処理計画の策定・推進(再掲)

18 廃棄物処理法に基づき、廃棄物の減量化・適正処理に関する「廃棄物処理計画」
19 を5年ごとに策定し、この計画に基づいて、廃棄物の適正処理などに関する施策を
20 総合的かつ計画的に進めます。

21
22 (4)目標

項目	2005(平成17)年度	2010(平成22)年度
一般廃棄物最終処分量	84万トン/年	56万トン/年 (平成9年度実績比概ね半減)
産業廃棄物最終処分量	111万トン/年	100万トン/年 (平成9年度実績比概ね半減)

23

24

1 (5) 各主体の役割

2 府 民

3 ごみをできるだけ出さないよう心がけるとともに、市町村が適正処理できるよう
4 に協力します。

5 製品を購入するときは、本当に必要なものか考えて購入します。

6 ごみの再生利用や再使用がしやすいように協力します。

7 分別収集へ協力します。

8 廃家電品を適正に引渡します。

9 事業者

10 発生する廃棄物を法律の基準に従って適正に処理します。

11 廃棄物を法律に基づき適正に処理します。

12 製品の設計に当たっては、適正処理できるように配慮します。

13 民間団体

14 府民、事業者、市町村、大阪府の取り組みが進むよう学習活動を行います。

15 啓発事業へ積極的に参加、協力します。

16 自発的な学習活動を企画、実施します。

17 市町村

18 一般廃棄物処理施設の改善や維持管理を適切に行い、適正処理を推進します。

19 一般廃棄物処理施設の整備及や維持管理をします。

20 分別収集を徹底し、それぞれのごみを適正に処理します。

21 廃家電品などの一般廃棄物の不法投棄防止対策を推進します。

22 大阪府

23 廃棄物の適正処理を推進するため、事業者の指導、市町村への技術的援助などを
24 行います。また、産業廃棄物の不適正処理対策も強力で推進します。

25 廃棄物の適正処理についての普及啓発活動を行います。

26 事業者に対し適正処理を指導します。

27 市町村に対し技術的援助をします。

28 不適正処理の撲滅に向けた取り組みを強化します。

29 最終処分場を確保します。

30

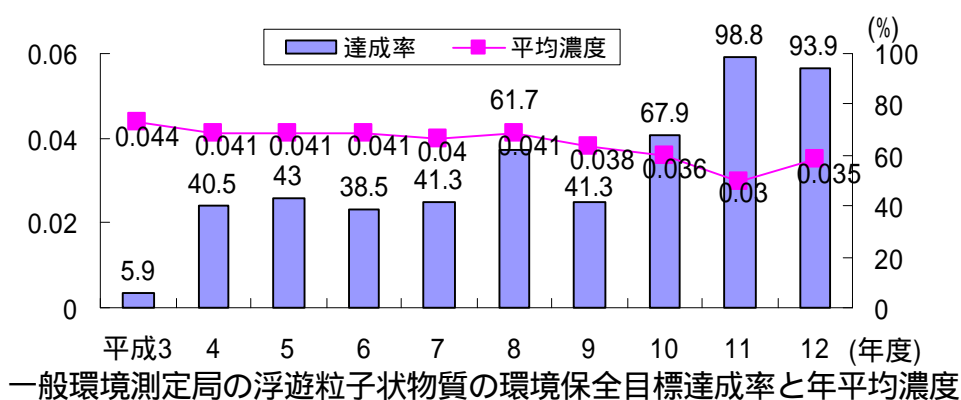
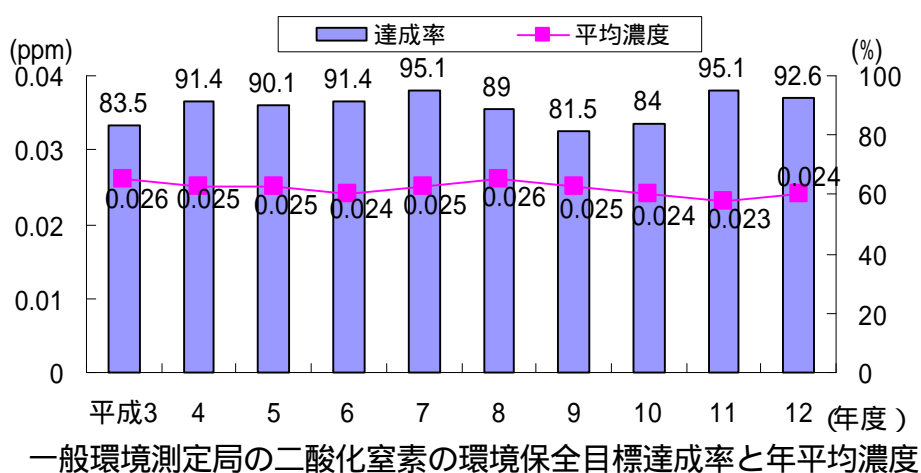
3 大気環境の保全

(1) 現状

大気環境（自動車排ガス測定局における大気環境の状況は自動車公害の防止の項で記述）について、一般環境測定局における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の状況は下図に示すとおりであり、環境保全目標達成状況は改善が進んでいますが、平均濃度では大幅な改善傾向は見られません。また、二酸化硫黄については、平成12年度は三宅島の噴火に伴う火山性ガスの影響により短期的評価では61.4%(平成11年度100%)と低下しましたが、長期的評価では100%環境保全目標を達成しており、一酸化炭素についてもすべての地点で環境保全目標を達成しています。

しかしながら、光化学オキシダント^注と非メタン炭化水素についてはすべての地点で環境保全目標を達成していません。また、光化学オキシダントについても緊急時の発令が依然として続いています。

悪臭については、生活型の苦情など、悪臭の発生源が多様化し、平成12年度の苦情件数は1,176件で、10年前と比べ1.5倍に増加しています。



^注 光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や非メタン炭化水素などが、太陽光線を受けて光化学反応を起こし二次的に生成される酸性物質のこと。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

大気に係る環境保全目標達成状況（平成12年度）

測定項目	環境保全目標達成率	測定項目	環境保全目標達成率
二酸化窒素	92.6%（75 / 81）	浮遊粒子状物質*	93.9%（77 / 82）
光化学オキシダント	0%（0 / 77）	二酸化硫黄*	100%（70 / 70）
非メタン炭化水素	0%（0 / 18）	一酸化炭素*	100%（11 / 11）

(注) 1 %の後の()内の数字は環境保全目標達成局数 / 一般環境測定局数を表す。
2 *印の項目については環境保全目標の達成の評価には長期的評価と短期的評価があるが、
3 本表においては長期的評価について示している。

光化学オキシダント（光化学スモッグ）緊急時発令と被害状況

	予報	注意報	被害訴え件数	被害訴え者数
平成10年度	29回	25回	2件	2名
平成11年度	13回	11回	3件	161名
平成12年度	30回	23回	3件	55名

(2) 課題

(大気汚染物質の排出抑制)

二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどの環境保全目標を満足していない地域も見られることから、大気汚染物質の一層の排出抑制が求められています。

浮遊粒子状物質については、発生源が多岐にわたし、多種多様な成分が含まれていることから、一次粒子及び二次生成粒子の原因物質の排出抑制を含めた効果的な総合対策が必要です。

光化学オキシダント緊急時発令や被害の訴えがなくなるように改善する必要があります。

(悪臭の防止)

生活環境を保全するため、悪臭の発生を防止する必要があります。

1 (3) 取り組み

2 自動車や工場・事業場から排出される窒素酸化物の総量規制と浮遊粒子状物質の削
3 減を中心とした対策を推進することにより、大気環境を改善します。また、悪臭につ
4 いては、市町村と連携した悪臭防止対策を推進します。

5 窒素酸化物対策

6 窒素酸化物については、工場・事業場などの固定発生源について大気汚染防止法
7 や「固定発生源窒素酸化物総量削減指導要綱」などに基づき、排出規制や総量規制、
8 燃料の良質化などの排出量削減指導による対策を進めます。また、小規模な未規制
9 のボイラーについては「大阪府低NOx機器普及促進方針」により機器の開発、製
10 造や普及についての啓発を行います。

11 浮遊粒子状物質対策

12 浮遊粒子状物質には、工場の煙突などから排出されるばいじんなどの一次粒子と、
13 窒素酸化物や硫酸酸化物などのガス状の大気汚染物質が環境大気中で光化学反応な
14 どにより粒子となった二次生成粒子があり、これらについては知見が少なく、国の
15 調査に協力して発生機構の解明を行うとともに、原因に応じた適切な対策を進めま
16 す。

17 また、固定発生源対策としては、一次粒子であるばいじんなどはもとより、二次
18 生成粒子の原因物質である硫酸酸化物、窒素酸化物、塩化水素、炭化水素類につい
19 ても大気汚染防止法や「大阪府生活環境の保全などに関する条例（生活環境保全条
20 例）」による規制指導を進めます。

21 光化学オキシダント対策

22 光化学オキシダント生成の原因物質となる窒素酸化物やガソリンや塗料などから
23 大気中に放出される炭化水素類について、大気汚染防止法や生活環境保全条例によ
24 る規制指導を行うとともに、緊急時（光化学スモッグ）の措置として、緊急時対象
25 工場にばい煙量などの削減に関する要請、勧告又は命令を行います。

26 市町村と連携した悪臭防止対策の推進

27 「悪臭防止法」の適正かつ円滑な施行を図るため、市町村に対し悪臭物質の排出
28 防止技術などに関する指導・助言などの支援を行います。

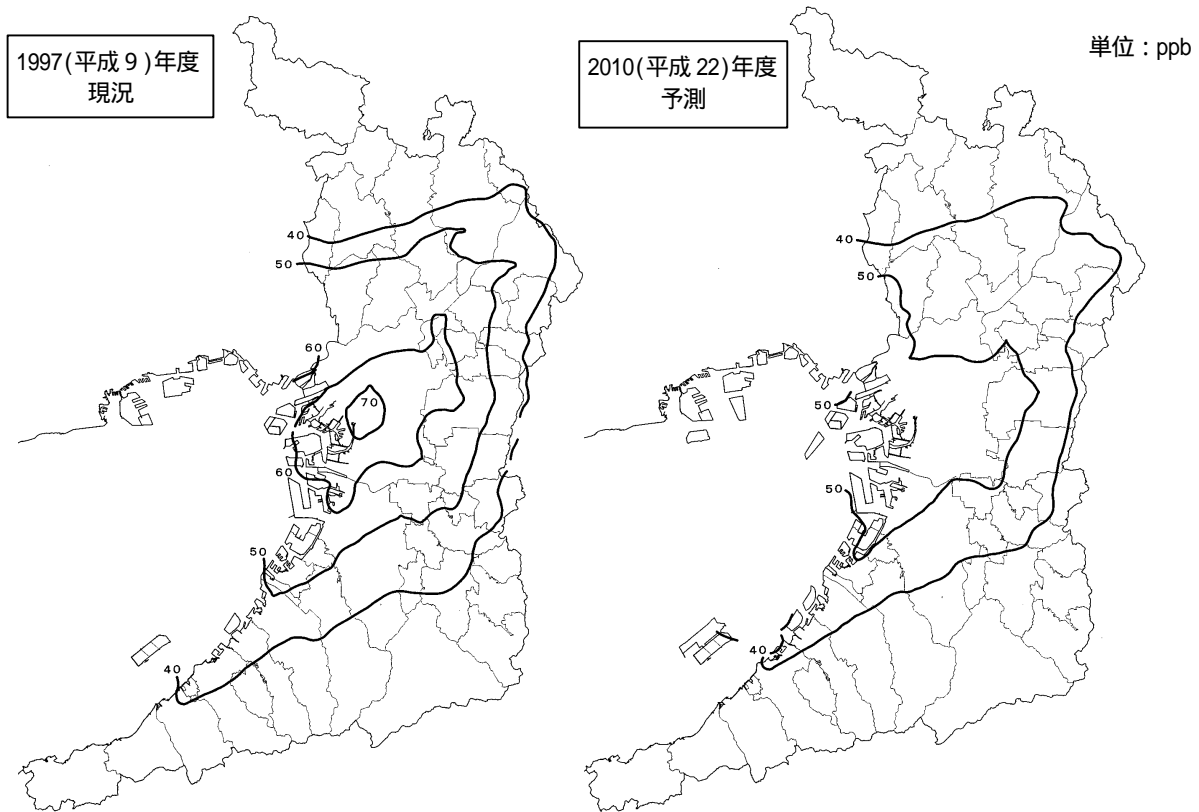
29

1 (4) 目標

項目	2005(平成17)年度	2010(平成22)年度
二酸化窒素・浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率	平成14年度に策定予定の「大阪府自動車排出窒素酸化物・粒子状物質総量削減計画」にあわせて短期目標を設定する。	環境保全目標の概ね達成
大気汚染物質排出量		窒素酸化物 45,000トン/年 (自動車からの排出量を含む)

2

3



4

5

6

二酸化窒素濃度分布予測(日平均値の年間98%値^注)

7

^注 日平均値の年間98%値：二酸化窒素の環境保全目標の適合状況を判断する値で、年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの。

1 (5) 各主体の役割

2 府 民

3 大気を汚す行為をしないことが必要です。

4 みだりに屋外でものを焼却しません。

5 省エネルギー化に努めます。

6 事業者

7 事業活動において大気汚染を発生させないよう配慮します。

8 施設の適正な維持管理・改善に努め、環境汚染負荷量を削減します。

9 大気汚染物質の排出を抑制する生産工程に変更するなどの改善を行います。

10 民間団体

11 府民、事業者、市町村、大阪府の取り組みが進むよう提言や普及啓発を行います。

12 啓発事業へ積極的に参加、協力します。

13 自発的な学習・啓発活動を企画、実施します。

14 市町村

15 府民、事業者、大阪府の取り組みが進むよう提言や普及啓発を行うことが望まれます。

17 啓発事業へ積極的に参加、協力します。

18 自発的な学習・啓発活動を企画、実施します。

19 工場、事業場に係る苦情に対応します。

20 悪臭防止法における工場・事業場を規制・指導します。

21 大阪府

22 工場・事業場の排出ガスの規制・指導や大気環境における監視などを行います。

23 大気環境モニタリングを行います。

24 工場、事業場を規制・指導します。

25 悪臭防止法における市町村への技術的支援を行います。

26

4 水環境の保全

(1) 現状

河川の水質汚濁は、工場・事業場に対する規制や下水道の普及によりかなり改善されてきました。しかし、河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量^{注1}(BOD)の環境保全目標は、4割の河川で達成されていません。とりわけ、全国一級河川の中でも汚濁の程度が高い河川のひとつである大和川や、泉州諸河川で汚濁が改善されていません。一方、淀川は府内の河川としては良好な水質ですが、水道の水源としてさらなる水質保全が求められています。また、有害化学物質による汚染も心配されています。河川の水質汚濁の原因は、汚濁物質の約8割を占めている炊事や洗濯などに伴って排出される生活排水によるものですが、都市化の進展による自然の保水機能の低下、下水道の普及拡大などによる平常時の河川水量の減少も一因としてあげられます。

大阪湾の水質は、海域の代表的汚濁指標である化学的酸素要求量(COD)^{注2}や富栄養化の要因物質とされている窒素、りん^{注3}の環境保全目標について、湾奥部で達成・維持しているものの、ほかの海域は未達成となっており、季節、場所によって赤潮や貧酸素水塊^{注3}の発生が確認されています。

埋め立て、海岸整備などにより浅海域や自然海岸が減少し、自然の浄化機能の低下があやぶまれています。人工干潟、緩傾斜護岸^{注4}の設置など機能回復への取り組みもなされるようになってきました。

水質に係る環境保全目標の達成状況(平成12年度)

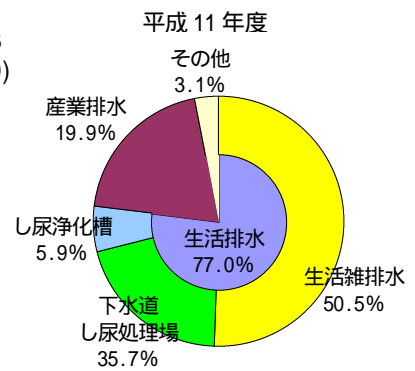
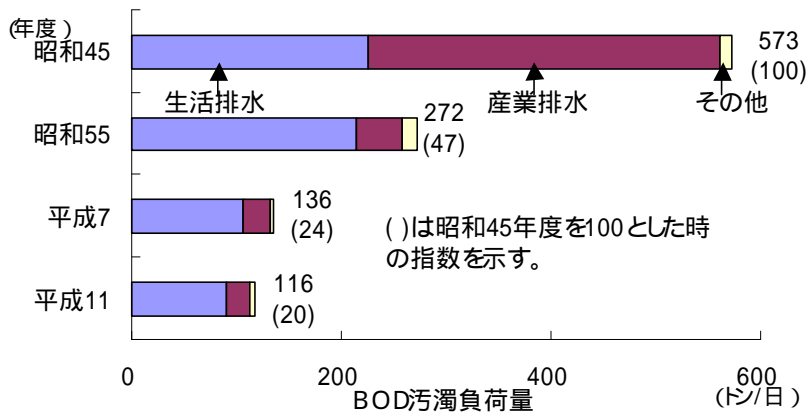
測定項目		環境保全目標の達成状況	
健康項目		99.9%	目標値を満足する検体数(13,838) / 河川の調査対象検体数(13,865)
生活環境項目	BOD	58.9%	目標を達成した河川水域数(43) / 目標が定められている河川水域数(73)
	COD	46.7%	目標を達成した環境保全目標点数(7) / 大阪湾の環境保全目標点数(15)
窒素		湾奥部のみ達成	
りん		湾奥部のみ達成	
赤潮発生頻度		24件	

注1 生物化学的酸素要求量(BOD)：河川水などの汚れの度合を示す指標で、水中の有機汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要とされる酸素量から求める。

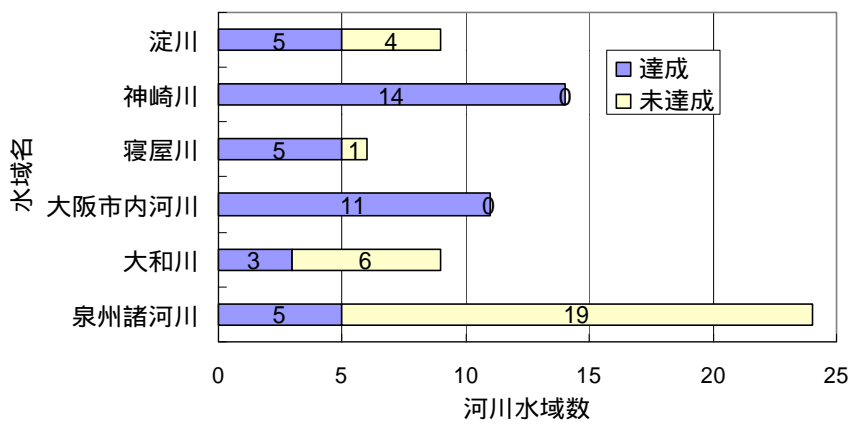
注2 化学的酸素要求量(COD)：海水などの汚れの度合を示す指標で、水中の有機物などの汚濁源となる物質を、過マンガン酸カリウムなどの酸化剤で酸化するときに消費される酸素量で表したものである。

注3 貧酸素水塊：水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。瀬戸内海の富栄養化水域では底層に貧酸素水塊が形成され、水・底質環境の悪化を招き、魚介類の生息に影響を及ぼしている。

注4 緩傾斜護岸：河岸または堤防を流水や波浪による侵食から防ぐ目的で設置される護岸のうち、特にその傾斜が緩やかなもの。緩傾斜護岸の設置により人が水辺に近づきやすくなり親水性の向上が期待できるとともに、藻場などの水生生物の生育空間が形成され、生物の増殖や水質浄化にも役立つことが確認されている。



発生源別のBOD汚濁負荷量の推移



環境保全目標 (BOD) の水域別達成数 (平成12年度)

水質保全対策の状況

項目	状況
COD、窒素、りんの排出量 (平成11年度)	COD 103トン/日 窒素 90トン/日 りん 7.2トン/日
生活排水処理率 (汚水衛生処理率) (平成11年10月1日現在)	79.9% (汚水処理施設整備人口/住民基本台帳人口) 下水道実処理率 75.3% 合併処理率 4.5%
下水道普及率 (平成12年度末)	84.6% (下水道施設整備済区域内人口 / (住民基本台帳人口 + 外国人登録人口))
下水処理水再利用率 (平成12年度)	18% (有効利用水量/処理水量)
下水高度処理施設整備率 (平成12年度末)	31% (高度処理能力/水処理能力)

22

23

1 (2) 課題

2 (河川の水質保全)

3 生活排水は河川汚濁の大きな要因となっているため、早期に生活排水のすべてを
4 適正に処理する必要があります。

5 合流式下水道^注を採用している地域では、雨天時に施設計画を超過した未処理水
6 が河川に越流することによる汚濁負荷を軽減させる必要があります。

7 (大阪湾の水質保全)

8 大阪湾は、閉鎖性海域であり汚濁物質が滞留しやすいことなどを踏まえた総合的
9 な取り組みが必要です。

10 大阪湾の水質改善と赤潮の発生防止のためには、工場などから排出され、河川な
11 どから流入するCODと窒素、りん^注の総量を規制する必要があります。

12 埋め立てによる環境への影響の防止や貧酸素水塊の解消を図る必要があります。

13 有機物の堆積などが水質に影響を及ぼすため、底質などの環境改善が必要です。

14 なぎさ、干潟などによる自然浄化機能の回復が必要です。

15

^注 合流式下水道：汚水と雨水を同じ管路で処理場へ送る方式。雨水管を別に設けた方式は、分流式という。

1 (3) 取り組み

2 生活排水対策を推進し、水質汚濁物質の排出総量を削減する取り組みを行うとともに、
3 河川や海の自浄作用の向上を目指した整備を行い水質の改善を進めるなど、水環
4 境の保全に努めます。

5 生活排水対策

6 生活排水を適切に処理するため下水道や合併処理浄化槽を地域の実情に応じて適
7 切に選択し、生活排水処理施設の効率的な整備を促進します。また、礫や木炭など
8 を敷き詰めた川床に水を広く薄く流す薄層流施設などの、河川の自浄作用を向上さ
9 せる河川浄化施設の設置や下水処理の高度化を推進します。

10 合流式下水道の越流水対策

11 越流水による汚濁負荷を削減するため、浸水対策として整備する下水道の幹線管
12 渠を有効利用して貯留を行うなど、未処理水の越流量や越流回数を減少させます。

13 大阪湾の水質保全対策

14 大阪湾への流入負荷量を削減するため、CODの総量規制を強化するとともに、
15 植物プランクトンの増殖による有機汚濁（内部生産）の原因となる窒素・りんにつ
16 いても総量規制を行います。

17 大阪湾の海域環境の回復・創造

18 貧酸素水塊の解消や底質・底層水質の改善を図るため、水質浄化機能を付加する
19 などの環境に配慮した港湾構造物の導入、堆積した汚泥の除去や覆砂などを実施す
20 るとともに、残されたなぎさや干潟・藻場^{注1}の保全、さらには人工干潟・藻場の整
21 備を進めるなど、海域環境の回復・創造に努めます。

22 大阪湾の埋め立てに対する環境保全

23 埋め立てについては、「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づく基本方針に沿って
24 必要性などの検討を行い、やむをえない場合でも、埋め立て規模の最小化を図ると
25 ともに、埋め立てによる環境影響を最小限にとどめ、埋め立てにより失われる環境
26 を代替する適切な措置（ミティゲーション^{注2}）が実施されるように努めます。

注1 藻場（もば）：水底で大型水生植物が群落状に生育する場所の総称。

注2 ミティゲーション：痛みや苦痛を緩和・軽減する意味から転じ、「人間の行動は環境に何らかの影響を及ぼす」ということを前提とし、それを緩和することを目的とした行為をいう。特に、なんらかの開発行為を行う際、環境や生態系への影響を事前に評価し、以下の対策のいずれか又はそれらを組み合わせる事によって、その影響を解消することをめざす行為。

ある行為の全部または一部を実施しないことにより影響を回避する。

ある行為もしくはその実施の規模や程度を制限することによって、影響を最小限度に止める。

影響を受ける環境を修復、回復、復元することによって、環境に与える影響を矯正する。

ある行為の全期間中にわたって、繰り返しの保護やメンテナンス作業を行うことによって、環境に与える影響を軽減もしくは除去する。

代替しうる資源または環境を提供するか、それらと置き換えることにより影響を代償する。

1 (4) 目標

項目	2005(平成17)年度	2010(平成22)年度
COD、窒素、りんの排出量	COD 95トン/日 窒素 81トン/日 りん 6.5トン/日 (目標値は2004年度)	国の総量削減基本方針に基づき2004年度に設定します
公共用水域の環境保全目標達成率	健康項目 概ね100% BOD(河川) 概ね95% COD(海域) 概ね80%	同左 BOD(河川) 概ね100% 同左
下水道普及率	-	97%
下水処理水再利用率	-	30%
下水高度処理施設整備率	-	80%
生活排水処理率(汚水衛生処理率)	95%	100%
大阪湾の浅海域における干潟、藻場の保全・再生	干潟:49.4ha(現状31.4ha) 藻場:42.7ha(現状37.7ha)	干潟:63.4ha 藻場:47.7ha

2

3

目標年次における主要河川のBOD予測値 (単位:mg/L)

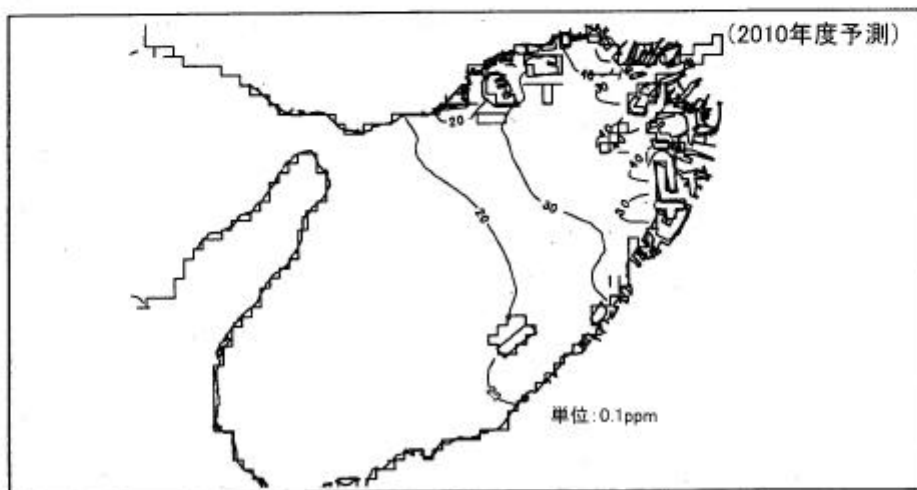
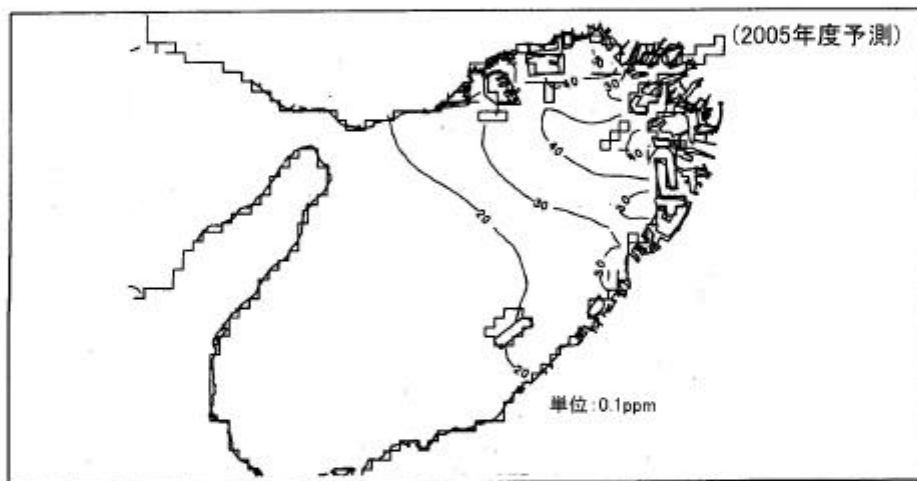
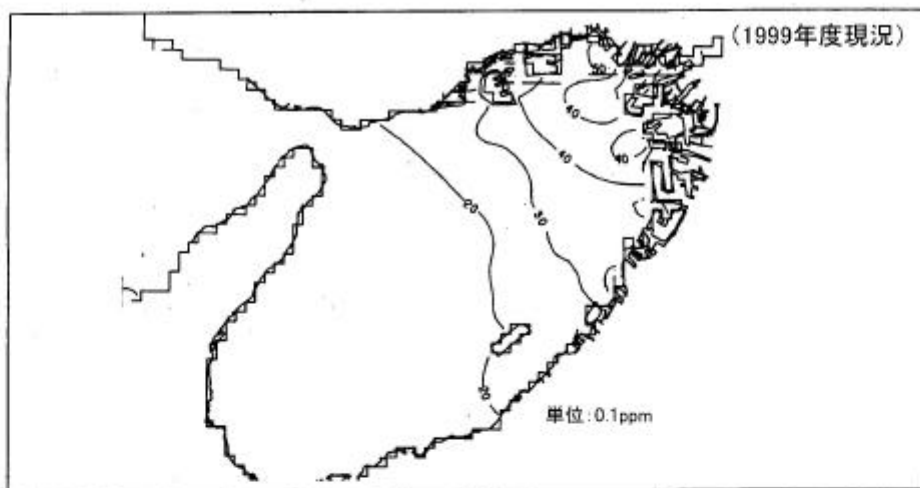
河川名	地点名	基準値	現状水質	2005年度予測水質	2010年度予測水質
淀川	JR赤川鉄橋	3	2.0	1.7	1.7
神崎川	千船橋	3	2.5	1.6	1.3
寝屋川	京橋	10	5.9	4.6	3.6
大和川	遠里小野橋	8	6.0	5.0	4.5
櫻井川	櫻井川橋	10	12	11	6.6

4

(注) 現状は2000年度、水質は75%値

5

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34



目標年次における大阪湾のCOD濃度分布予測(75%水質値^注)

注 75%水質値：水質環境保全目標の生活環境項目であるBOD、CODの適合状況を判断する値。低いほうから75%の位置にある水質値のこと。

1 (5) 各主体の役割

2 府 民

3 日常生活において効率的に水を使用し、生活排水による汚濁を少なくします。

4 水環境への汚濁負荷が少ないライフスタイルへ転換します

5 下水道整備が当面見込めない区域の場合は、合併処理浄化槽を設置し適正に管
6 理します。

7 下水道整備済み区域の場合は下水道へ接続します。

8 河川などへの不法投棄をしません。

9 水辺における清掃活動などへ参加します。

10 事業者

11 事業活動から発生する汚水による河川や大阪湾への汚濁負荷の低減を図ります。

12 生産工程において水質汚濁を発生させないよう配慮します。

13 節水型工程を導入、改善します。

14 生活排水対策啓発事業へ積極的に参加します。

15 海域環境に配慮した工法、形態の採用、環境修復を実施します。

16 民間団体

17 府民、事業者、市町村、大阪府の取り組みが進むよう提言や普及啓発を行います。

18 啓発事業へ積極的に参加、協力します。

19 自発的な学習・啓発活動の企画、実施します

20 市町村

21 下水道や合併処理浄化槽などにより、地域の実状にあった効率的かつ効果的な施
22 設整備を進めます。特に、下水道整備が相当見込めない地域では、効率的な整備手
23 法であり、効果の発現が早く、河川流量への影響が少ない整備手法として、市町村
24 が各戸に合併処理浄化槽を整備して住民から使用料を徴収する方式（市町村設置型
25 面的整備事業）による施設整備を進めます。

26 また、工場・事業場排水の規制・指導や公共用水域における水質監視などを行
27 います。

28 効率的、かつ効果的な生活排水処理施設を整備します。

29 公共下水道の整備と接続への指導、啓発を行います。

30 工場排水に関する事故、苦情に初期対応します。

31 生活排水対策啓発事業を実施します。

32 大阪府

33 市町村と協力して下水道や合併処理浄化槽などにより、地域の実状にあった効率
34 的かつ効果的な施設整備を促進します。

35 また、COD、窒素、りん第5次総量削減計画に基づく総量規制など工場・事
36 業場排水の規制・指導や公共用水域における水質監視などを行います。さらに、水

- 1 環境の再生に向け、人工干潟の造成などの事業を行うとともに、埋め立ての影響を
- 2 防止するとともに、大阪湾の海域環境の回復・創造に努めます。
- 3 効率的、かつ効果的な生活排水処理施設を整備促進します。
- 4 流域下水道を整備します。
- 5 河川浄化施設を設置します。
- 6 COD、窒素、りんの総量規制基準に基づき工場・事業場排水を規制・指導し
- 7 ます。
- 8 公共用水域の水質を監視します。
- 9 干潟、藻場などの保全・創造や覆砂などにより海域環境を創造します。
- 10 遊休埋立地の利活用促進などにより埋め立てを抑制します。
- 11

5 地盤環境の保全

(1) 現状

大阪の地盤沈下は過去に年間20cm以上沈下した場所がありましたが、最近は全般的に沈静化傾向にあります。

土壌汚染・地下水汚染については、地下水質の常時監視で判明するほか、事業場のISO14000シリーズの取得や工場跡地の再開発などを契機とした自主調査により判明する事例が増加しています。

このうち、地下水汚染については、トリクロロエチレンなどの有機塩素系化合物による汚染事例が、土壌汚染については水銀などの重金属類や有機塩素系化合物による汚染事例が多数を占めます。

土壌環境保全目標(溶出基準)の超過事例

年 度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
全 国	47件	122件	117件
大阪府	5件	10件	13件

環境保全目標を超過した土壌の汚染物質内訳

	平成3年度から平成11年度までの累積件数			
	重金属類	有機塩素系化合物	複合汚染	
全 国	431件	214件	188件	29件
大阪府	33件	11件	20件	2件

地盤沈下状況と地下水の環境保全目標の達成状況

測定項目	状 況
地盤沈下(平成11年度)	1cm以上の沈下 3点(最大1.8cm、すべて大阪市内)
地下水の環境保全目標の達成状況(平成12年度)	93.1% 目標を達成した地点数(81) / 概況調査地点数(87)

1 (2) 課題

2 (地下水の保全)

3 地下水を良好な状態に保つため、地下水かん養の促進など健全な水循環の確保に
4 努めるとともに、有害化学物質などによる地下水汚染の未然防止や地下水の適正な
5 利用を図る必要があります。

6 (土壌の保全)

7 水銀などの重金属類や有機塩素系化合物による土壌の汚染は、いったん発生する
8 と自然分解などによる回復は困難であり、その汚染が地下水汚染などほかの環境問
9 題にも波及する恐れがあることから、早期発見・早期措置とともに未然防止が重要
10 であり、制度的な対応が必要です。

11
12 (3) 取り組み

13 地盤沈下、土壌汚染と地下水汚染を一体として捉えた総合的な対策を推進し、地盤
14 環境に係る環境保全目標の達成を図ります。

15 地盤環境の監視

16 地盤沈下の監視として、水準測量、地下水位の常時監視を行うとともに、地下水
17 採取量の把握に努めます。

18 地下水質の常時監視として、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、定期モニタリン
19 グ調査を実施し、事業者の自主調査の報告などと併せて、地下水質の把握に努めま
20 す。

21 土壌汚染については、適切な契機を捉えて調査を求める制度を構築し、状況の把
22 握に努めます。

23 汚染対策

24 工場・事業場に対する排水規制、有害化学物質の漏洩と地下浸透の禁止規定、事
25 故時の措置などの規定などにより、土壌汚染、地下水汚染の未然防止を図ります。

26 土壌汚染、地下水汚染が確認された場合、速やかに効率的な浄化などの措置が実
27 施されるよう総合的な汚染対策制度を構築し、土壌・地下水環境の保全を図ります。

28
29 (4) 目標

項目	2005(平成17)年度	2010(平成22)年度
地盤沈下	地盤沈下を進行させない	同左
地下水汚染	環境保全目標の概ね達成	同左
土壌汚染	早期発見、早期措置のため の制度を構築します	汚染地の影響が周辺に及 ばないよう適切に管理さ れていること

30
31

1 (5) 各主体の役割

2 府 民

3 化学物質についての適切な情報を得て、農薬や化学肥料などの化学物質の適正な
4 使用に努めます。また、行政や民間団体が行う化学物質の環境リスクなどに関する
5 啓発事業に参加します。

6 農薬や化学肥料などの化学物質を適正に使用します。

7 行政や民間団体が行う啓発事業へ参加します。

8 事業者

9 地下水の使用を控え、有害化学物質の管理を徹底し、土壌・地下水を汚染しない
10 ようにします。また、土壌・地下水を汚染した場合は、速やかに浄化対策を取りま
11 す。

12 地下水の汲み上げを抑制します。

13 有害化学物質による土壌・地下水汚染を未然に防止します。

14 敷地の土壌・地下水の汚染状況を把握します。

15 土壌汚染・地下水汚染を浄化します。

16 土壌汚染・地下水汚染の情報を公開します。

17 民間団体

18 府民、事業者、行政（市町村、大阪府、国）の取り組みが進むよう提言や普及啓
19 発を行います。

20 啓発事業へ積極的に参加、協力します。

21 自発的な学習・啓発活動を企画、実施します。

22 市町村

23 井戸の存在状況や利用状況、土地利用状況などの情報を提供し、土壌汚染・地下
24 水汚染の対策の推進に努めます。

25 地下水の環境監視地点選定のための情報を提供します。

26 土壌汚染・地下水汚染の対策を推進するにあたって情報を収集・提供します。

27 大阪府

28 地下水の環境監視を行うとともに、有害化学物質を含む汚水の地下浸透禁止の指
29 導や土壌汚染・地下水汚染が判明した場合は、浄化対策を指導します。

30 地盤沈下、地下水位を監視します。

31 地下水採取を規制・指導します。

32 地下水採取量の報告を事業者から徴収します。

33 地下水の環境監視を実施します。

34 地下水の代替としての工業用水道を安定的に供給します。

35 事業者の土壌・地下水の汚染調査・対策に対して指導します。

36 事業者の土壌汚染調査を円滑にする土地履歴情報を収集・提供します。

37 土壌汚染・地下水汚染による環境リスクをわかりやすく情報提供します。

38

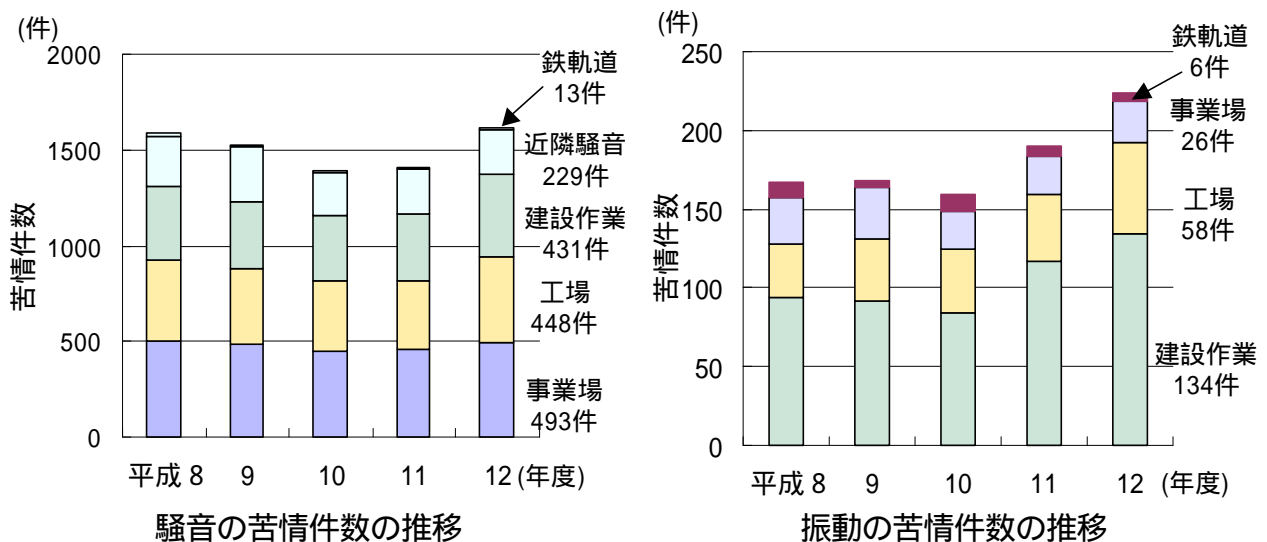
6 騒音・振動の防止

(1) 現状

騒音・振動に関する苦情は、毎年1,000件以上寄せられています。発生源は、主に工場・事業場と建設作業が8割以上を占めていますが、鉄道などの交通騒音（自動車騒音については自動車公害の防止の項で記述）のほか、拡声器やカラオケ、生活様式が多様化に伴う生活騒音などの近隣騒音に関するものまで多種多様です。また、近年は、低周波音^注に関する苦情が増加傾向にあります。

平成12年度における一般地域の騒音に係る環境保全目標（昼間・夜間とも）の達成状況は57.4%です。

大阪国際空港の周辺地域における環境状況については、関西国際空港の開港に伴う発着回数の減少により、騒音レベルは減少しましたが、環境保全目標の達成率は25%にとどまっています。



低周波音の苦情件数の推移

年 度	平成8	9	10	11	12
件 数	0件	0件	4件	3件	17件

^注 低周波音：人の耳には聞きとりにくい低周波数の音を指す。国内では周波数がおよそ100Hz以下のものを低周波音とし、そのうち20Hz以下のものを特に超低周波音と定義しています。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

騒音に関する環境保全目標達成状況（平成12年度）

測定項目	環境保全目標達成状況
環境騒音 （昼間・夜間とも達成）	一般地域 57.4%（299 / 521）
新幹線騒音	一種地域 43%（6 / 14）、二種地域 75%（3 / 4）
航空機騒音	大阪国際空港周辺 25%（2 / 8） 関西国際空港 100%（16 / 16）

（注） %の後の（ ）内の数字は環境保全目標達成地点数 / 測定地点数を表す。

（2）課題

騒音・振動に係る苦情は、例年公害苦情件数の上位を占めています。発生源が多種多様であるため、その解決には発生源対策はもとより、土地利用の適正化や社会的意識の改革が重要な課題となっています。また、大阪国際空港周辺においては、緑地整備などの環境対策を関係機関と連携し講じていく必要があります。

低周波音については、人体への影響等も十分解明されておらず、現在のところ法的な規制がないことなどから、実態調査を進め、早期に評価の基準などを設定していく必要があります。

（3）取り組み

固定発生源対策

工場・事業場や建設作業などの固定発生源対策については、府と市町村との適切な役割分担と連携のもと、法・条例に基づく規制・指導の徹底を図るとともに、土地利用の適正化などの施策を推進します。

移動発生源対策

新幹線鉄道と在来線鉄道については、沿線自治体と連携しながら騒音・振動の実態を把握し、鉄道事業者による沿線の実態に即した対策の促進を図ります。

また、航空機騒音については、大阪国際空港及び関西国際空港周辺の環境の状況を関係市町と連携して把握するとともに、大阪国際空港については、緑地整備などの土地利用や民家防音工事などの周辺防音対策を推進し、一層の周辺対策を促進します。

低周波音対策

生活環境中における低周波音の実態把握を行うとともに、市町村と緊密な連携を保ち、低周波音の測定方法や対策事例などの技術的助言や情報支援に努めます。

1 (4) 目標

項目	2005(平成17)年度	2010(平成22)年度
一般地域の環境騒音	環境保全目標の概ね達成	同左

2
3 (5) 各主体の役割

4 府 民

5 日常生活で発生する騒音により周囲に迷惑をかけないように配慮します。

6 ペットの鳴き声等に配慮します。

7 テレビ、ステレオ、楽器などの使用は、時間帯に気をつけ、窓やドアを閉めま
8 す。

9 電化製品などは低騒音の製品を選び、設置場所や使用時間帯に配慮します。

10 住宅の壁や床はできるかぎり防音に配慮して建設します。

11 マンションなどの集合住宅では、深夜の給排水や足音に気を配ります。

12 事業者

13 騒音・振動を伴う事業を行う場合は周囲に迷惑をかけないように配慮します。

14 事業に伴う騒音・振動が周囲に影響を与えないよう、設置場所や使用時間帯に
15 配慮し、必要な防音・防振対策をします。

16 低騒音・低振動の機械、工法を使用します。

17 騒音・振動の低減に向けた従業員教育を行います。

18 民間団体

19 府民、事業者、行政と協調し、各主体の取り組みがさらに進むよう提言や普及啓
20 発を行います。

21 行政の取り組みと協調した活動や、積極的な提言を行います。

22 騒音・振動の低減に向けた啓発活動を実施します。

23 市町村

24 工場・事業場や建設作業などの騒音・振動について、法・条例に基づく規制・指
25 導の徹底を図ります。

26 事業者への規制・指導を徹底します。

27 騒音・振動・低周波音を測定します。

28 大阪府

29 工場・事業場や建設作業などの騒音・振動について、規制・指導の徹底を図りま
30 す。

31 事業者への規制・指導を徹底します。

32 騒音・振動・低周波音の実態把握に努めます。

33 環境影響を低減するための調査・研究を行います。

34

7 有害化学物質による環境リスクの低減・管理

(1) 現状

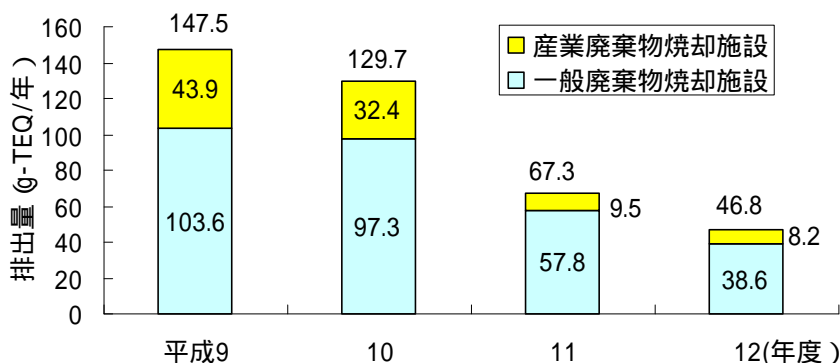
近年、科学技術の進展や生活形態の多様化に伴い、生産・使用される化学物質は多種類にわたり、私たちの生活のあらゆる場面で利用されています。しかし、これらの化学物質の中には人の健康や生態系への有害な影響が懸念されている物質も多くあります。

有害化学物質の一つであるダイオキシン類については、法令による規制などの措置を講じることにより、府内における環境への排出量は着実に減少しており、平成12年度の常時監視結果では、河川の9地点、大気の1地点を除き環境保全目標を達成しています。

また、大阪府では、条例により有害物質を規制するとともに、「大阪府化学物質適正管理指針」に基づき、府で選定した管理物質について、事業者による自主管理を推進しています。

しかしながら、内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）のように、その有害性に関する情報や知見が十分でなく、生態系への影響や生物を介した人への影響など環境中の挙動も十分解明されていない物質が多いのが現状であり、情報不足や断片的な情報により不安が助長されることもあります。

化学物質の排出量などの届出・公表制度を柱の一つとする「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）^{注1}」においては、問題となる化学物質を規制するという手法ではなく、未然防止の観点に立って事業者の自主的な管理を促進し、化学物質による環境リスク^{注2}を低減するという方法が取り入れられています。府でも、この制度を活用して地域社会における環境リスクの低減に向けて取り組む基盤づくりが重要となっています。



(注) 1 一般廃棄物処理施設は民間のごみ焼却専焼炉を含む
2 平成9～11年度まではコプラナーPCBを除く数値

廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類の排出量の推移

注1 P R T R法：「P R T R」とは、Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質排出・移動登録）の略称で、有害性のおそれがある化学物質の環境中への排出量と、廃棄物に含まれて事業所の外に移動する総量を集計し、公表する仕組みのこと。P R T R法とは事業者の自主的な化学物質管理を促し、化学物質による環境汚染の未然防止を目指した制度のこと。

注2 環境リスク：化学物質が環境を経由して人の健康や生態系に悪い影響を及ぼすおそれ（可能性）をいう。

ダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設から
排出されるダイオキシン類の量（平成12年度）

区 分	排出量 (g-TEQ / 年)
排ガス特定施設	89.1
排水特定施設	0.3
合 計	89.4

ダイオキシン類に係る環境保全目標の達成状況（平成12年度）

区 分		環境保全目標達成状況
大 気 汚 染		97.5% (39 / 40)
水質汚濁	河 川	87.7% (64 / 73)
	海 域	100.0% (12 / 12)
	地 下 水	100.0% (41 / 41)
土 壌 汚 染		100.0% (112 / 112)

（注）%の後の（ ）内の数字は環境保全目標達成地点数 / 常時監視地点数を表す

（2）課題

（有害化学物質の排出抑制）

有害化学物質については、その排出実態が多様であるため、規制的手法も含めた多様な手法を用いて、排出抑制対策を実施する必要があります。

事業者による自主的な排出抑制を促進するため、事業者に対する技術的助言・指導とともに、自主管理を促進するための取り組みを進める必要があります。

下水処理場に流入する家庭や事業所などからの排水や放流する処理水に含まれる化学物質を適正に管理する必要があります。

（化学物質に関する情報・知見の充実と環境リスクの管理）

有害性や分析法などの情報・知見が必ずしも十分でない化学物質について、国などの関係機関と連携して調査・研究を進めるとともに、効率的に情報を収集する必要があります。

野生生物への影響も含めた総合的なモニタリングを計画的、迅速に実施する必要があります。

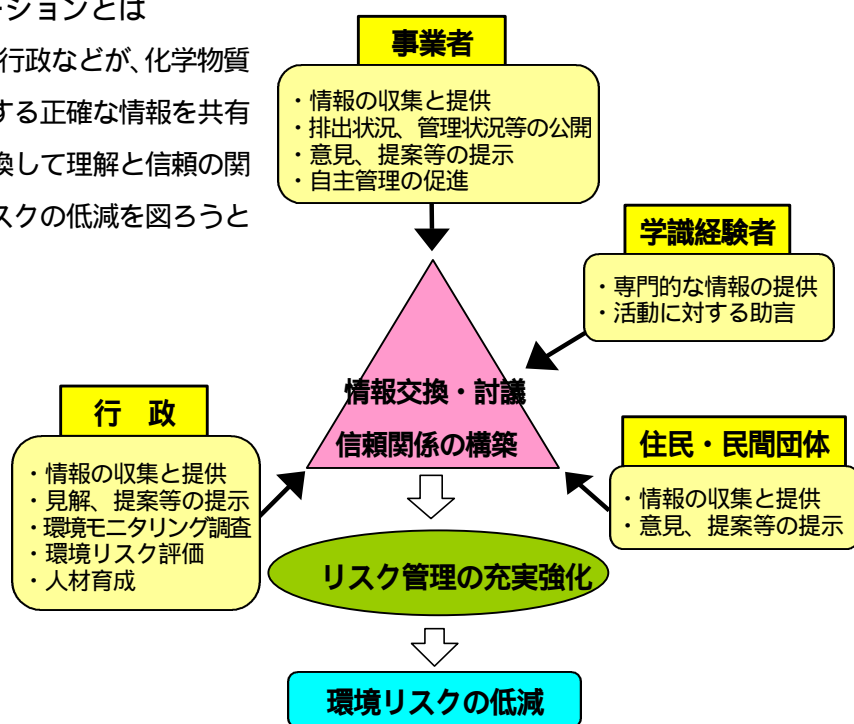
リスク管理を効果的に推進するため、有害化学物質に関する情報を一元管理するデータベースを整備する必要があります。

（リスクコミュニケーションの普及）

化学物質に対する不安を解消するため、府民、事業者、行政などの間の円滑なコミュニケーションを図る必要があります。

また、リスクコミュニケーションを円滑に進めることのできる、人材を育成する必要があります。

1
2 リスクコミュニケーションとは
3 住民、事業者、民間団体、行政などが、化学物質
4 による環境リスクに関する正確な情報を共有
5 しつつ相互に意見を交換して理解と信頼の関
6 係を築き、効果的にリスクの低減を図ろうと
7 することです。



18 リスクコミュニケーションの概念図

19 (3) 取り組み

20 有害化学物質による環境リスクの低減を図るため、化学物質の有害性情報、環境中
21 の存在状況、P R T R制度などに基づく排出状況などを把握し、府域の環境リスクを
22 的確に評価するとともに、規制的手法や事業者による自主管理改善を促進することに
23 より排出抑制を進め、適切な環境リスクの管理に努めます。

24 また、有害化学物質に関する情報を正確にわかりやすく提供しながら、リスクコミ
25 ュニケーションが円滑に行われるよう努めるとともに、リスクコミュニケーションを
26 通じてより一層効果的に環境リスクの低減が図れるよう総合的な化学物質対策を推進
27 します。

28 有害化学物質の排出削減

29 ア ダイオキシン類対策

30 ダイオキシン類による環境リスクの低減を図るため、廃棄物焼却炉などの設置
31 事業者に対し法令に基づく規制基準の遵守を指導するとともに「大阪府廃棄物焼
32 却炉に係る指導指針」などに基づき焼却施設の維持管理や技術的な助言・指導を
33 進めます。

34 イ 化学物質に係る自主管理の改善の促進

35 P R T R法に基づき有害化学物質の排出量などの把握・公表を行うとともに、
36 事業者に対して排出抑制のための助言・指導を行います。

1 また、事業者有害化学物質の管理・排出状況に関する情報の公開を促すとと
2 もに、化学物質の取り扱いの改善により排出削減に貢献した優良事業所の公表・
3 表彰を行うなど、事業者の自主管理の改善を促進します。

4 化学物質適正管理指針については、P R T R法の施行状況を勘案しながら、府
5 域の実態に即して、自主管理による有害化学物質の排出抑制がより一層促進され
6 るよう見直します。

7 ウ 下水道における対策

8 下水処理場に流入する下水や放流する処理水に含まれる化学物質について、情
9 報収集を行うとともに必要に応じて下水処理場における管理の改善を図ります。
10 また、地域住民や事業所などの協力のもと下水道へ流入する化学物質量の抑制に
11 努めます。

12 化学物質に関する知見・情報の充実と環境リスクの管理

13 ア 環境モニタリングの実施

14 従来から実施している有害大気汚染物質や公共用水域における健康項目と要監
15 視項目に加え、環境ホルモンやP R T R法指定化学物質の環境モニタリング調査
16 を計画的に実施します。また、下水道においても同様に処理水、汚泥、下水処理
17 に伴う排出ガスに含まれる有害化学物質などの実態の把握に努めます。

18 水道水源などにおいては、水道法の監視項目などの水質監視に加え、微量な有
19 害化学物質などの実態把握に努めるなど、水道水の安全確保に努めます。

20 イ 調査・研究の推進

21 環境ホルモンなどの有害化学物質の分析方法について、国などの研究機関と連
22 携して開発するとともに、マニュアルを整備します。また、環境への影響につい
23 て、知見の集積に努めるとともに、国などと連携しながら府立試験研究機関など
24 で調査・研究を行い、府民への適切な情報提供に努めます。

25 ウ 情報の提供

26 国が行う環境モニタリングや調査・研究の結果も併せ化学物質の有害性、環境
27 濃度、排出状況などに関するデータベースを整備し、府民にわかりやすく情報を
28 提供するとともに、その活用を図ります。

29 エ 環境リスクの管理

30 国が行う有害性評価や環境リスク管理手法検討の結果を踏まえ、府域の地域特
31 性に応じた管理手法を確立や、有害性情報や暴露情報などのデータベースを活用
32 して環境リスクを評価し、対策の優先順位が高い化学物質のリストを作成するこ
33 とを検討するなど、効果的な環境リスクの低減に努めます。

34

1 リスクコミュニケーションによる府民の理解の促進
 2 リスクコミュニケーションの普及を図るため、化学物質の自主管理において積極
 3 的な活動を行っている事業者を中心にモデル事業を検討します。また、リスクコミ
 4 ュニケーションにおいて指導的な役割を果たした人などを対象にリスクコミュニケ
 5 ーターとして登録し、その経験やノウハウを活用しながらリスクコミュニケーショ
 6 ンを推進します。

7
 8 (4) 目標

項目	2005(平成17)年度	2010(平成22)年度
	環境保全目標の概ね達成	同左
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設から排出されるダイオキシン類の量を平成12年度の89.4gから約4割削減します	2005(平成17)年度の排出量を維持します
その他の化学物質	-	環境リスクの高い化学物質について排出量を削減します

9
 10
 11 (5) 各主体の役割

12 府民

13 化学物質についての正しい知識を身につけ、有害性の少ない製品を使用するなど
 14 環境リスクの低減に配慮したライフスタイルに心がけることが望めます。

15 有害性の少ない製品を使用します。

16 廃棄物の減量と分別・リサイクルへ協力します。

17 環境リスクに関する理解を深めます。

18 リスクコミュニケーションへ参加します。

19 事業者

20 化学物質の取り扱い状況や排出状況を適切に管理し、環境リスクに関する情報を
 21 公開しながら地域社会と共生することが望めます。

22 施設の適正な維持管理・改善に努め、排出量を削減します。

23 有害性の少ない製品を開発・使用します。

24 P R T R法に基づく排出量データなどを適切に把握・届出します。

25 情報公開、地域住民とリスクコミュニケーションを行います。

26 民間団体

27 府民、事業者、市町村、大阪府の取り組みが進むよう提言や普及啓発を行います。

- 1 啓発事業へ積極的に参加、協力します。
- 2 自発的な学習・啓発活動を企画、実施します。
- 3 有害性情報を提供します。
- 4 リスクコミュニケーションの実施を支援します。
- 5 市町村
- 6 大阪府と連携して有害化学物質対策に取り組みながら、地域の実情に即した適切
- 7 な対応が求められます。
- 8 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理・改善に努め、排出量を削減します。
- 9 ダイオキシン類対策を早期に実施します。
- 10 下水道に排出する事業所などを規制、指導します。
- 11 地域の実情に関する情報を収集・提供します。
- 12 リスクコミュニケーションの実施を支援し、人材を育成します。
- 13 大阪府
- 14 有害化学物質について、環境リスクの適切な管理のもとに環境監視や工場・事業
- 15 場の規制、指導など多様な取り組みを行います。
- 16 有害化学物質の排出を規制します。
- 17 有害化学物質について科学的知見や情報を収集します。
- 18 地域特性に即したモニタリング調査を実施します。
- 19 わかりやすい環境リスク情報を提供します。
- 20 市町村や事業者に対する化学物質の排出抑制などの技術的支援を行います。
- 21 国と連携してリスクコミュニケーターの養成に努めます。
- 22

8 環境保健対策及び公害紛争処理

(1) 現状

府域の大気環境の二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率は改善の方向ですが未だ厳しく、光化学オキシダントについても環境保全目標の達成がされていない状況です。健康指標については、肺ガン死亡率・学童のぜん息有症率も全国に比べて高く推移しており、さらに二酸化窒素、粒子状物質などの大気汚染と呼吸器症状など健康への影響やディーゼル排気粒子についての発ガン性も示唆されています。

環境汚染と健康影響の関係については、近年注目されている粒子状物質などによる健康への影響を把握するため、府においても継続した調査を進めています。

一方、近年の公害紛争は、環境に対する府民意識の高まりから、従来の大気汚染、水質汚濁、交通騒音など人口の都市集中による都市型の公害が原因となるものから、より高度な科学技術と生活環境の利便性を追求する過程で生成された有害化学物質、複合的要因から生じると考えられている低周波音、さらには、当事者の心理的要因で起きる近隣生活者間の生活騒音などによる相隣紛争^注まで複雑多様化しています。

そのため、発生源や発生要因、さらには被害の程度や因果関係など紛争解決に向けて、収集すべき事項が広範囲にわたり、紛争終結までに相当の日数を要する状況となっています。

(2) 課題

(環境保健サーベイランスシステムの構築)

長期的かつ予見的観点から、地域人口集団と環境汚染との関係を定期的かつ継続的に観察し、健康影響やその予兆について、可能な限り早期の段階で客観的に把握するために、より適切な健康影響指標を検討し、より精度の高い調査手法を確立・導入する必要があります。

(公害に係る健康被害の救済や予防)

公害に係る健康被害の予防のための適切な対策を講じ、被害者の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染原因者負担の原則を踏まえ、救済制度などの円滑な実施に努める必要があります。

(公害紛争処理に関する公害審査会の運営)

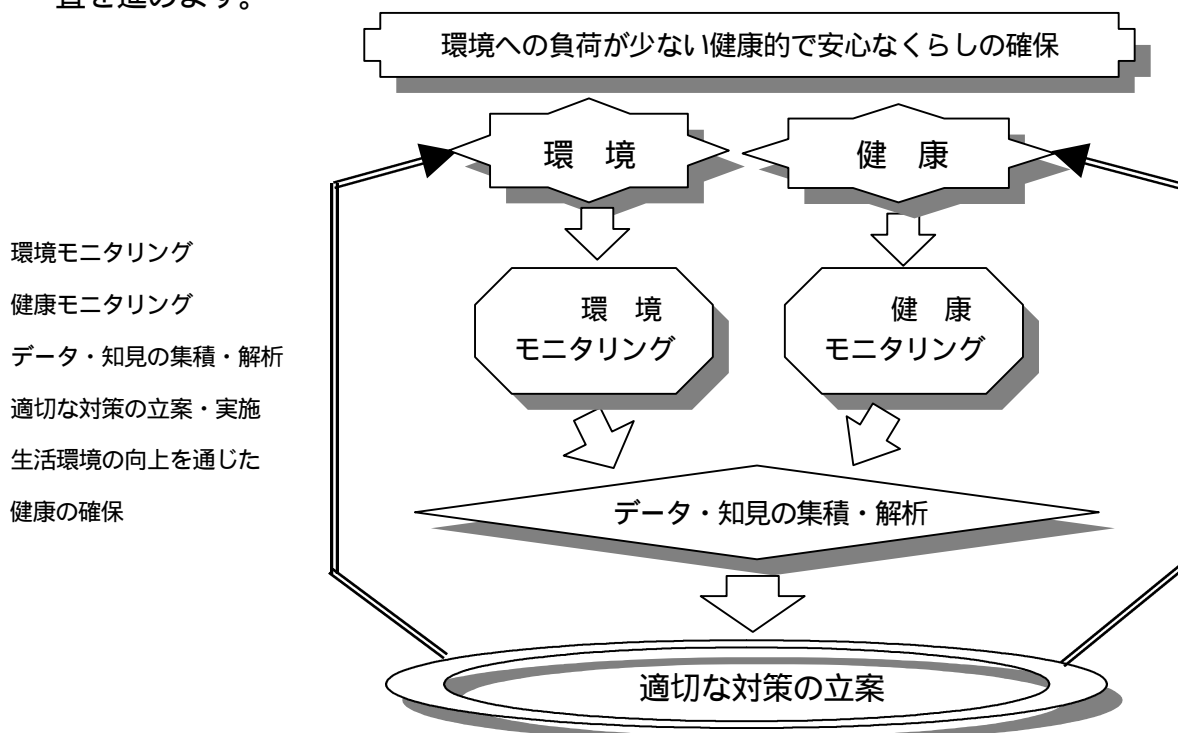
公害審査会制度は、本来、司法で救済すべき生存権や生活権を迅速に救済することを目的としていますが、近年の複雑多様化する公害紛争は専門知識や分析を必要とする事案が増加する傾向にあります。このため、公害紛争の発生源、発生要因、因果関係などを早期に把握する体制の整備と有害化学物質の分析や心理面から紛争の実態を把握することも必要となっています。

^注 相隣紛争：隣接する居住者どうしの争い事。

1 (3) 取り組み

2 環境保健サーベイランスシステムの構築

3 粒子状物質などと健康影響の関係を把握するなど環境汚染と健康影響の監視体制
4 をさらに整備し、既存情報の活用・科学的知見の集積を図り、より早期に予防対策
5 が講じられるよう、サーベイランスシステムの整備と運用手法の確立へむけて取り
6 組みをすすめます。なお、府域において過去の調査で得られた知見や既存情報をも
7 とにさらなる検討を加え、大気汚染と健康影響に関して、粒子状物質を主とした調
8 査を進めます。



22 環境保健サーベイランスシステムの概念図

23 公害に係る健康被害の救済

24 健康被害の救済については、公害病認定患者への現行救済制度を維持するととも
25 に、転地療養事業を継続的に効果的に実施できる施設の整備やリハビリテーション
26 に関する事業などについて国に要望しています。また、「大阪府公害病認定患者死亡
27 見舞金支給要綱」に基づき、死亡見舞金を引き続き支給します。

28 公害紛争処理

29 公害の発生源、発生要因、因果関係などを早期に把握する体制や公害規制部門と
30 緊密な連携を図り公害の原因の早期除去に努めます。また、有害化学物質の分析や
31 心理面から紛争の実態を把握し、複雑多様化する公害紛争に対応できるよう公害審
32 査会を運営します。

1 (4) 目標

項目	2005(平成17)年度	2010(平成22)年度
健康モニタリング	浮遊粒子状物質(SPM)などの大気汚染と健康影響について実態を把握します。	環境保健サーベイランスシステムの運用手法を確立します。

2

3 (5) 各主体の役割

4

府 民

5

健康影響などのモニタリング調査などに積極的に協力します。

6

騒音や悪臭などで近隣に迷惑をかけないようにします。

7

事業者

8

環境保全に対する新たな施策、対策へ積極的に協力します。

9

汚染者負担の原則を踏まえた、被害者に対し補償します。

10

民間団体

11

情報の共有化や健康情報の発信、啓発へ協力します。

12

市町村

13

健康影響調査などの実施に関して積極的な連携と協力を行います。また、環境影響情報の収集・把握にも努めます。

14

15

苦情処理、紛争処理に迅速・適正に対処します。

16

大阪府

17

大気汚染などに係る健康影響調査などを実施し、環境保健サーベイランスシステムを運用することにより、府民の健康影響の実態を把握して早期予防措置の基礎とします。

18

19

20

環境汚染と健康被害について情報収集し公開します。

21

苦情処理、紛争処理に迅速・適正に対処します。

22

公害審査会の効率的な運営を図ります。

1 第3章 豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現

2

3 第1節 基本認識

4

5 自然環境は、生態系の維持をはじめ水や大気の循環や浄化など様々な公益的機能を有し
6 ており、農林水産業の生産基盤を提供するとともに、私たちの心を癒し、やすらぎを与え
7 てくれます。また、府内に残された数多くの歴史的文化的遺産も、個性的で賑わいのある
8 景観とともに、郷土に対する愛着や誇りを醸成し、内外の人々の心をひきつけるなど、人
9 の心に働きかける作用があります。

10 しかしながら、大阪の自然環境は、住宅開発などによる都市化の進展に伴い減少、分断
11 され、わずかに残された自然環境も維持管理不足による荒廃化（特に周辺山系の森林）が
12 すすむとともに、河川などの水質汚濁や大気、土壌の汚染等その質の劣化で、生物多様性
13 の確保にも支障が生じています。

14 とりわけ、森林をはじめとする緑については、もともと平野部において樹林が少ない状
15 況でしたが、周辺山系を中心とする森林の面積や割合（府域面積に対する率）が全国で最
16 も低く、農地面積の減少傾向も大きいことから、府民の約3人に2人は大阪の市街地の緑
17 が不十分だと感じているという調査結果も出ています。

18 一方、大阪湾においては貧酸素水塊^注の発生や浅海域の減少等により、多様な生物の生
19 息の場という最も基本的な機能が損なわれてきています。

20 歴史的文化的遺産については、豊富な蓄積があるものの、その保存と活用は十分とは言
21 えません。さらには、雑然としたまちなみもまだまだ多く、まちづくりや社会経済活動に
22 おいて景観へのさらなる配慮が必要です。

23 自然や歴史・文化、景観は、地域の魅力を決めるバロメーターであり、人が環境を通し
24 て豊かさや潤いを実感する上での重要な要素です。「豊かな環境都市・大阪」の構築に向け
25 て、府民、事業者、民間団体、行政といったすべての主体の協働のもと、これらを守り、
26 育て、活用して、緑あふれる環境の中で心の豊かさを実感できる大阪づくりを進めるとと
27 もに、すぐれた歴史的文化的環境の形成や美しい景観づくりに努め、個性的で魅力あふれ
28 る地域の実現をめざす必要があります。

29

^注 貧酸素水塊：水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。瀬戸内海の富栄養化地域では、底層に貧酸素水塊が形成され、水・底質環境の悪化を招き、魚介類の生育に影響を及ぼしています。

1 第2節 取り組みと目標

2

3 1 生物多様性の確保

4

5 (1) 現状

6 現在、府内には、約8,700種の生物の生息・生育が確認されており、未調査のものを加
7 えると1万種を越えると予想されます。なかには、国の特別天然記念物に指定されてい
8 るオオサンショウウオや天然記念物のアユモドキ、イタセンパラなどの貴重な生物も含
9 まれています。

10 しかしながら、都市化の進展による緑の減少や分断化、森林の維持管理不足、河川な
11 どの水質汚濁に伴い、多様な生物の生息・生育する場所が減少するとともに、残された
12 生息環境も悪化しています。

13 また、近年、外来種^注の移入により、地域の生態系がかく乱され、在来種の減少や生
14 態系の健全性が損なわれるケースも見られ、「大阪府レッドデータブック」によれば、
15 保護上重要な野生生物は896種(うち102種はすでに絶滅)に及ぶとされています。

16

17 絶滅のおそれのある種(写真)

18



24 クマタカ



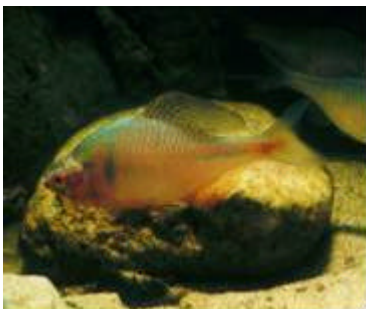
24 カスミサンショウウオ



24 タガメ

25

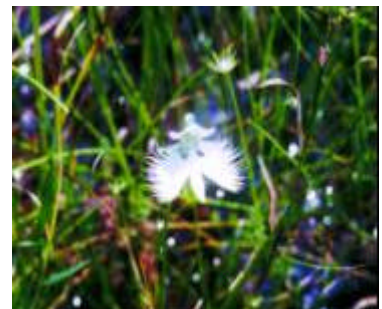
26



32 ニッポンバラタナゴ



32 トキソウ



32 サギソウ

33

^注 外来種：国外又は国内の他の地域から野生生物が本来持つ移動能力を遥かに超えて意図的・非意図的に移動・移入した種、移入種、帰化種と呼ばれることもある。

1 大阪における絶滅のおそれのある野生生物一覧(抜粋)

分類群	絶滅危惧 類 (絶滅の危機に瀕している種)		絶滅危惧 類 (絶滅の危険が増大している種)		
	種数	種 名	種数	種 名	
動物	哺乳類	2	アズマゴウラ、テングコウイ	3	北ガコウイ、キガシコウイ等
	鳥類	2	クマカ、ウスラ	27	オカカ、クハ、クマシ等
	爬虫類	2	アカミガメ、クサガメ	0	
	両生類	1	ダルマガエル	2	オササギ、カササギ
	淡水魚類	13	アユ、ヒメマス等	9	ヤマメ、コイ、ウナギ等
	昆虫類	20	ヒメマルカツオブシ、ゲンゴウ等	45	クマカ、オカカ、キナガ等
	陸産貝類	15	ナニワチミズガイ等	7	アサギ、イノエマダガイ等
	淡水産貝類	6	オカサガイ等	8	マルタニシ、クサガメ等
	小計	61		101	
植物	シダ植物	13	アサギ、カササギ等	6	オカカ等
	種子植物	112	クサ、カササギ等	54	シロツバク、ササ等
	小計	125		60	
合計	187		161		

2 参考図書：大阪府における保護上重要な野生動植物 - 大阪府レッドデータブック -

3

1 (2) 課題

2 (野生生物の生育・生息場所の保全・創出)

3 生物多様性の保全上重要な地域を保護地域として適切に保存することが必要です。

4 ○ 里山の雑木林など人間活動との関わりの中で形成されてきた二次的自然環境につ
5 いては、野生生物の生息・生育場所として重要であることから、適切な維持管理を行
6 う必要があります。

7 ○ 都市空間の中においても、生物の生息・生育場所(ビオトープ^注)の確保・創出に努
8 めていかなければなりません。

9 (ビオトープのネットワーク化)

10 自然環境の保全・復元・創造を通じて、地域の生物多様性を復元していくために
11 は、生物の移動経路の確保や他集団との繁殖交流を促進する観点から、様々なタイ
12 プのビオトープをネットワーク化する必要があります。

13 (外来種の移入対策の推進)

14 外来種の移入は、人の都合により持ち込まれる場合が多いことから、マナーや意
15 識の向上を図るとともに、その駆除も検討する必要があります。

16 (生物多様性情報の蓄積・活用)

17 生物多様性の確保に向けては、生物の生息・生育状況についての的確な情報を把握
18 するとともに、その情報をすべての主体が共有し、生態系保全のための取り組みに
19 活用していくことが必要です。

20

^注 ビオトープ：ドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。いきものの繁殖地やねぐらだけでなく、隠れ場や移動経路も含んだ一定の空間的広がりをもった概念と捉えられている。

1 (3) 取り組み

2 豊かな生態系は、それを構成しているすべての生物の生存基盤であるだけでなく、私
3 たちに様々な恩恵をもたらしてくれます。こうした生態系は、多様な生物が相互に関係
4 し作用しながら生存しているからこそ成り立っており、人も生態系の一員として、その
5 健全性が損なわれないよう配慮していくことが必要です。このため、貴重な野生生物の
6 保護やビオトープの保全・創出、外来種の移入対策などに取り組み、生物多様性の復元
7 に努めます。

8 野生生物の保護

9 「大阪府レッドデータブック」の活用や生物の生育・生息状況にかかる調査研究を推
10 進し、希少な野生動植物種の保護に努めます。

11 また、鳥獣保護区の設定や野生鹿の保護管理など野生鳥獣の保護対策を推進すると
12 ともに、「大阪府自然環境保全条例」に基づく地域指定などの活用による保護にも努め
13 ます。

14 なお、野生動植物種の保護を推進するためには、府民の理解と協力が欠かせないこ
15 とから、普及啓発や自然環境学習の推進に努めます。

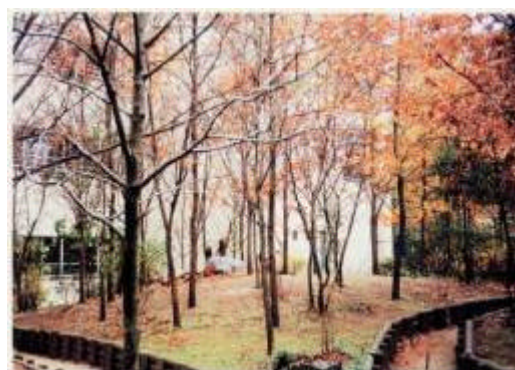
16 ビオトープのネットワーク化

17 周辺山系を中心に、府内に残る生態系を適切に維持・保全するとともに、里山林や農
18 地など多様な生物の生育・生息地としての二次的自然環境の維持、形成に努めます。

19 また、野生生物の生息・移動空間を確保するため、水系や街路樹を軸として生活空間
20 の中の緑を連続化するとともに、都市公園や学校などでのビオトープ整備にも努めま
21 す。



22
23
24
25
26
27
28
29
30 小学校でのトンボ池づくり(豊中市)



31
32
33
34
35
36
37 小学校での雑木林づくり(富田林市)

1 水辺生態系の保全

2 隠し護岸^{注1}の整備や魚道の設置など生態系に配慮した多自然型の川づくりを進め
3 ます。また、淀川のわんど^{注2}は、本流とは異なるユニークな環境が残されていて、国
4 指定天然記念物のアコモドキ、イタセンパラをはじめとした様々な水生生物の生息、
5 繁殖場所となっていることから、関係機関などと連携しながら、その保全に努めます。



13 多自然型川づくりの例(穂谷川)

14 生態系に配慮した海辺環境づくり

15 富栄養化の原因物質に対する総量規制を行い、大阪湾の水質保全対策を進めます。

16 また、大阪湾の浅海域において、魚、貝類等の生物の生息・生育場所となっている干
17 潟や藻場の保全に努めるとともに、エコ岸壁^{注3}や透過性護岸^{注4}、人工干潟・藻場の整
18 備を図り、生態系に配慮した海辺環境づくりを進めます。

19 外来種の移入対策

20 ブラックバスやブルーギル等の外来魚の駆除や釣り人へのマナーの啓発などを通し
21 て、外来種の侵入の予防と拡散の防止に努めます。

注1 隠し護岸：人口構造物である護岸を見えないように土で覆う工法。表土で護岸を覆うことによって、植生を復元し、小動物の生息場所を確保しています。

注2 わんど：淀川の流れを調整するために築いた、流れに直角に張り出した石積(水制)に土砂がたまり、池のようになったもの。わんどは水の流れがなく、魚貝類の重要なすみかとなっています。

注3 エコ岸壁：鋼管杭と床板によってつくられた岸壁で、床下の海に石を積み上げることにより、魚や蟹などの生物が生息できる磯や岩場が提供されています。

注4 透過性護岸：石を積み上げたり、壁に穴を開けたりした構造の護岸です。海水や空気を取り入れる隙間があるため、水質浄化や生態系の回復に寄与しています。

1 (4) 目標

2010(平成22)年度
ネットワークの拠点となる学校、公共施設などでビオトープ整備を推進します。
新たに560haの鳥獣保護区の設定をめざします。 《第9次鳥獣保護事業計画》(平成13年3月31日現在 8,096ha)
二次的自然環境の保全やミティゲーション ^注 の手法を研究・普及します。
愛鳥モデル校を30校指定します。 《第9次鳥獣保護事業計画》(平成13年3月31日現在 11校)

2

3 (5) 各主体の役割

4 府 民

5 野生動植物を大切にします。また、野生動植物の生息・生育環境の保全に努めます。

6 野生動植物の生息・生育場所である森林・里山、河川、沿岸部の干潟・藻場の保全
7 活動や学校、地域におけるビオトープ整備活動に積極的に参加します。

8 むやみに野生動植物の生息・生育場所に立ち入るなど影響を与える行為をしたり、
9 貴重な野生動植物を捕獲・採集したりしません。

10 飼育ペットの管理に努め、その世話を途中で投げ出し、野に放すようなことはし
11 ません。

12 事業者

13 事業計画の策定や事業の実施にあたっては、野生動植物の生息・生育環境への配慮
14 を徹底します。

15 開発行為にあたっては、自然環境保全条例に基づく「自然環境の保全と回復に関
16 する協定」を締結するとともに、野生動植物の生息・生育場所の確保に配慮し、地域
17 の生態系への影響を最小限にします。

18 野生動植物の生息・生育場所である森林や河川、海等に廃棄物を不法投棄しません。

19 自然環境保全活動に積極的に協力、参加します。

20 民間団体

21 地域の自然環境保全活動のリーダーとして自主的な活動を推進します。

^注 ミティゲーション：痛みや苦痛を緩和・軽減する意味から転じ「人間の行動は環境に何らかの影響を及ぼす」ということを前提とし、それを緩和することを目的とした行為をいう。特に、何らかの開発行為を行う際、環境や生態系への影響を事前に評価し、以下のいずれか又はそれらを組み合わせることによって、その影響を解消することをめざす行為。

ある行為の全部又は一部を実施しないことにより影響を回避する。

ある行為もしくはその実施の規模や程度を制限することによって、影響を最小限に止める。

影響を受ける環境を修復、回復、復元することによって、環境に与える影響を矯正する。

ある行為の全期間中にわたって、繰り返しの保護やメンテナンス作業を行うことによって、環境に与える影響を軽減もしくは除去する。

代替しうる資源又は環境を提供するか、それらと置き換えることにより影響を代償する。

1 地域の自然環境保全活動や府民ボランティア活動を支援します。
2 自然環境関連調査をはじめ、府民、事業者、行政が行う生物多様性の確保に関する活動に協力するとともに、府民への啓発に努めます。

3
4 市町村

5 地域の特性に応じた生物多様性の確保に関する施策を展開します。

6 「緑の基本計画^注」を策定するとともに、その実現に向けての取り組みを推進しま
7 す。

8 公共事業の計画、実施にあたっては、対象地域や周辺地域の自然環境を十分に把
9 握し、野生動植物の生息・生育環境に配慮します。また、やむを得ず自然環境に影
10 響を及ぼす場合は、ミティゲーションに努めます。

11 府民、事業者、民間団体の自主的な野生動植物保護活動を支援します。

12 大阪府

13 広域的な観点から、野生生物の生育場所である自然環境の保全をはじめとする生物
14 多様性の確保に関する施策を展開します。

15 二次的自然環境や水辺空間の保全、ミティゲーションの手法について、農林技術
16 センターをはじめ各研究機関とも連携しながら調査研究を進めるとともに、その普
17 及、指導に努めます。

18 公共事業の計画、実施にあたっては、対象地域や周辺地域の自然環境を十分に把
19 握し、野生動植物の生息・生育環境に配慮します。また、やむを得ず自然環境に影
20 響を及ぼす場合は、ミティゲーションに努めます。

21 自然環境関連調査を実施し、その結果の情報提供に努めるとともに、府民、事業者、
22 民間団体の自主的な野生動植物保護活動を支援します。

注 緑の基本計画：都市緑地保全法（平成6年改正）に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。都市の緑全般に関する計画制度であり、市町村が独自に、緑地の保全から公園緑地の整備その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進、また緑化意識の醸成など、都市の緑全般に対して目標を設定し、それを実現するための方針や施策を市民に向けて示すもの。

2 自然環境の保全・回復・創出

(1) 現状

大阪の自然環境は、淀川、大和川をはじめとする多くの河川が流れる大阪平野とこれを取り囲む北摂、金剛生駒、和泉葛城の三山系、そして大阪湾からなっています。

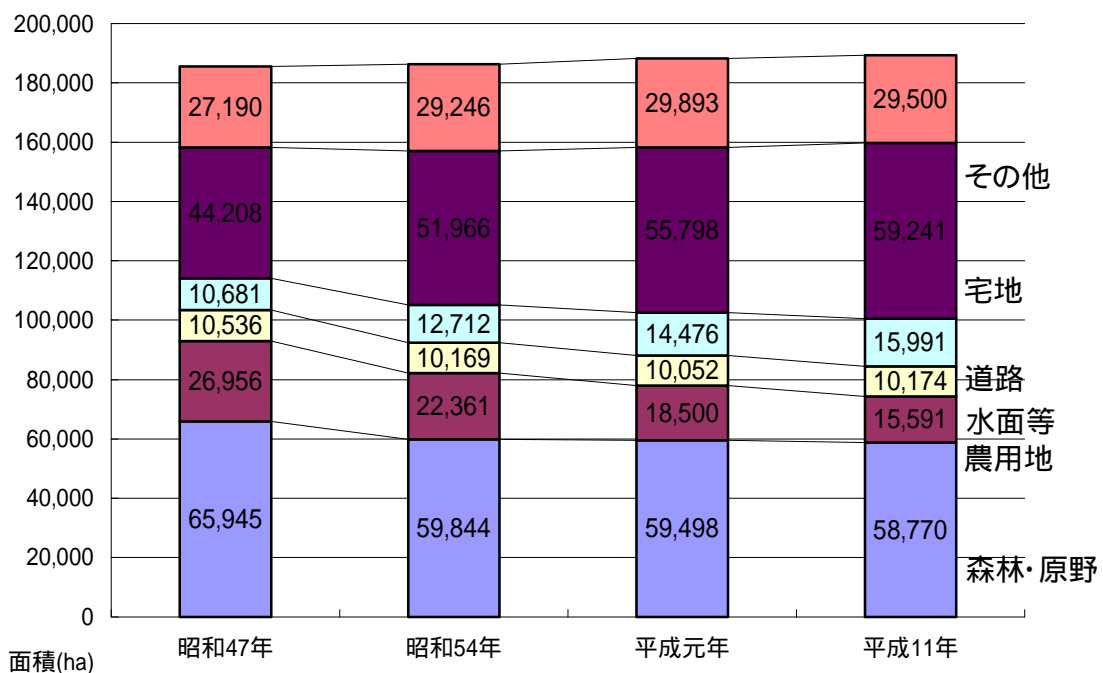
これらの自然の中には、国の天然記念物に指定されている和泉葛城山ブナ林のように学術的な価値が高いものや、大阪府自然環境保全地域に指定されている郷土景観を代表する植物群落など貴重なものも含まれています。

しかしながら、都市化の進展や開発行為などにより、森林や農空間は減少し、分断化が進んでいます。

また、周辺山系の森林はこれまで林業活動を通じて、あるいは薪や炭などの燃料や肥料の供給源として、人々の生活との関わりの中で良好な状態に保たれてきましたが、担い手不足や化石燃料の普及などにより維持管理が困難になってきており、荒廃化が進んでいます。農空間においても担い手不足や高齢化などにより同様の状況となっています。

大阪湾については、自然海岸の割合が全体の1.1%にあたる2.3kmに過ぎず、干潟や藻場も減少しつつあることに加えて、夏場には貧酸素水塊が発生しています。また、河川においては水質の改善は徐々に進んでいるものの、大和川が平成12年の全国一級河川の水質調査においてワースト1となっています。

平成12年度に実施した府政モニター・アンケートでは、約7割の府民が府域の自然環境の状況を「悪い」と感じていると回答しています。



府内の土地利用の推移

1 府内の自然資源の現状(平成12年)

森 林 面 積	56,755ha	森林面積率(森林面積÷府域面積)：30% (全国：67%)
保 安 林	15,321ha	
国 定 公 園 区 域	16,498ha	2 公園：明治の森箕面、金剛生駒紀泉
府立自然公園地域	2,594ha	府立北摂自然公園(H13.8.31 指定)
近郊緑地保全区域	33,472ha	3 区域：北摂連山、金剛生駒、和泉葛城
自然環境保全地域 (大阪府自然環境保全条例)	38.33ha	5 地域：本山寺[高槻市] 意賀美神社[岸和田市] 美具久留御魂神社[富田林市] 若山神社[島本町] 妙見山[能勢町]
緑地環境保全地域 (大阪府自然環境保全条例)	32.18ha	2 地域：三草山[能勢町] 地黄[能勢町]
緑 地 保 全 地 区	2.4ha	3 地域：今米[東大阪市] 男神社[泉南市] 加賀屋[住之江区]
農 地 面 積	15,300ha	
河 川	総延長 878km	
た め 池	11,223 か所	
海 岸	216.1 km	うち自然海岸は 2.3 km 出典：環境省「自然環境保全基礎調査(平成 5 年)」

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14



三草山緑地環境保全地域

1 (2) 課題

2 (自然環境の保全・回復・創出)

3 貴重な自然から人の生活と結びついて維持されてきた里山や雑木林等の二次的自
4 然環境まで、それぞれの特性に応じて適切に保全するとともに、質の低下の激しい
5 ところについては必要に応じて復元・回復措置を講じる必要があります。

6 自然環境の適切な保全のためには、その現状や経年の変化を十分に把握する必要
7 があります。

8 (自然の連続性の確保に関する取り組みの推進)

9 自然環境を長期にわたって保全していくにあたっては、個々の自然環境を保護・
10 回復するだけでなく、それらの連続性を確保することが必要です。

11 (水質保全対策の推進)

12 大阪湾や河川等の水質保全のため、下水道などの都市基盤整備を一層進めること
13 が必要です。

14 ○ 河川については、上流域の府県や市町村との連携を強化し、総合的な水質保全対
15 策を進めることも必要です。

16 (府民参加による自然環境の保全)

17 森林や農空間の維持管理不足による荒廃化を防ぐためには、森林・里山ボランテ
18 ィア活動など幅広い府民参加による取り組みが必要です。

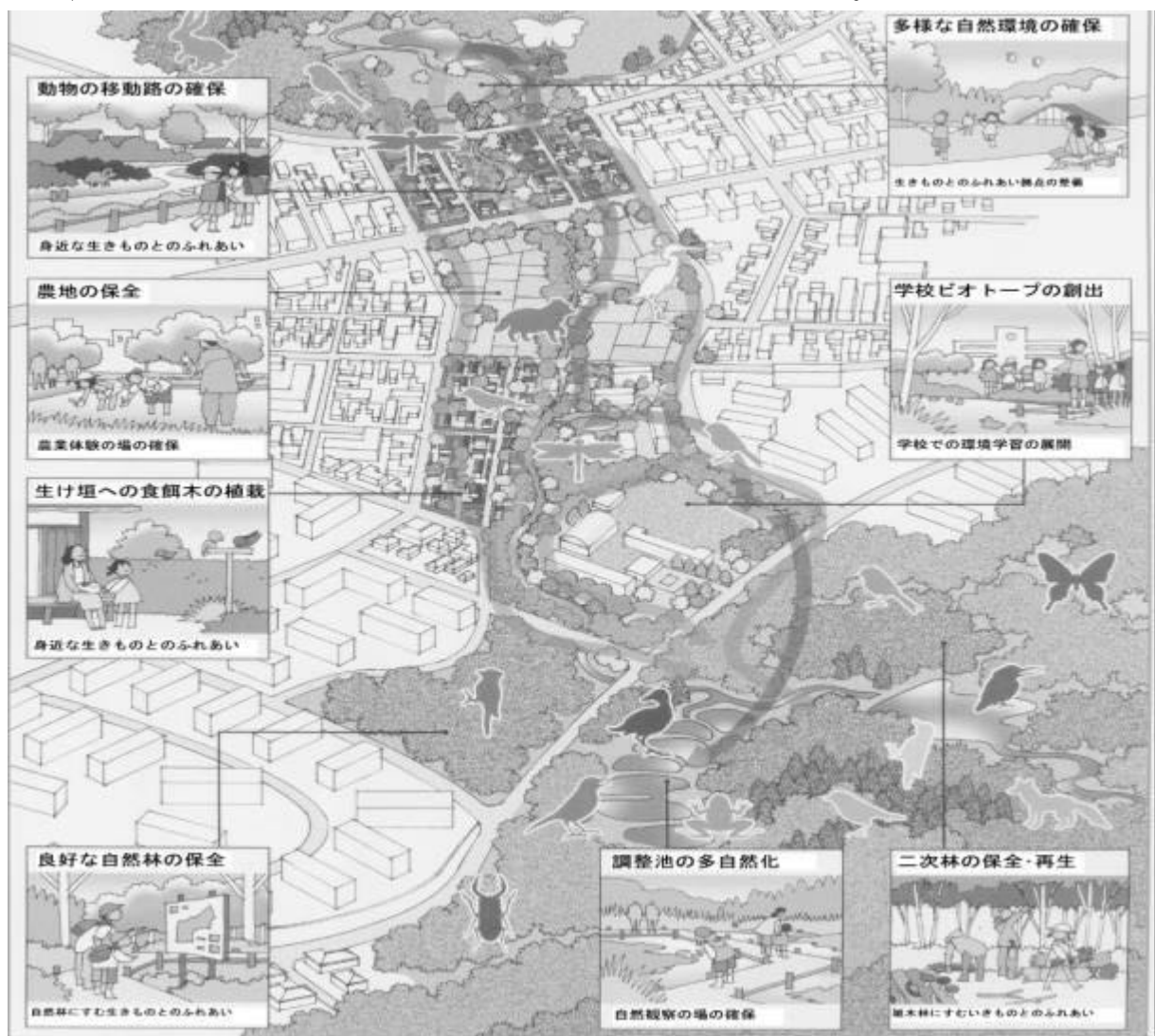
19

1 (3) 取り組み

2 私たちは、これまで自然の様々な恵みを楽しみ社会を発展させてきました。しかしな
3 がら、人の活動による自然環境への負荷は、既に自然の持つ回復能力を超えており、こ
4 のままでは、自然の恵みを次の世代に引き継ぐことはできません。このため、すべての
5 主体の継続的な参加のもと、自然の連続性に留意しながら、多様な自然環境を保全する
6 とともに、その回復・創出に努めます。また、公共事業や各種の開発事業において、環
7 境や生態系への影響を事前に評価し、可能な限りその影響を解消することに努めます。

8 「エコロジカルネットワーク軸」(水と緑の環境軸)の設定

9 周辺山系の森林や大阪湾などの自然を「まち」へと導くため、山から海をつなぐ連続
10 した自然空間である河川を中心に、河畔林や河川沿いの公園・ため池、各種ビオトープ
11 整備などを取り込んだエコロジカルネットワークの幹線軸の形成に努めます。そのため、
12 多様な主体の参加による周辺山系の森林の維持管理活動やベイエリアでの「共生の森」
13 づくり、干潟・藻場の再生に取り組むとともに、多自然型の川づくりや河畔林の保全活
14 動、川沿いの各種施設におけるビオトープ整備などを進めます。



36 エコロジカルネットワーク イメージ図(出典：都市のエコロジカルネットワーク [ぎょうせい])

1 森林・自然環境の保全

2 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、「森林プラン(仮称)」の策定を
3 進めます。また、府内に残された自然環境を保全するため、条例に基づく地域指定や
4 市民参加型の維持管理活動の促進を図ります。

5 ア 森林プラン(仮称)の策定

6 周辺山系の森林を府民の貴重な環境資源としてとらえ、森林の有する様々な機能
7 の中でも特にその発揮が期待される「災害防止」や「資源循環」、「環境学習・レク
8 リエーション利用」といった機能ごとにゾーニングを行い、それぞれのゾーンに応
9 じて適切な保全整備・管理水準を定めたプランを策定します。

10 イ 貴重な自然の保全

11 国指定天然記念物の和泉葛城山ブナ林をはじめ、
12 大阪府自然環境保全地域・大阪府緑地環境保全地域
13 といった学術的に価値の高い自然を保全する、(財)
14 大阪府みどりのトラスト協会^{注1}などによる活動を
15 促進します。



和泉葛城山ブナ林

16 また、「大阪府立自然公園条例」に基づく府立自然
17 公園の指定により、すぐれた自然環境の保全と利用
18 のバランスを図ります。

19 ウ 二次的自然環境の保全

20 雑木林や里山など人の生活との関わりの中で維持されてきた二次的自然環境を、
21 森林ボランティア活動の促進や里山森林整備の実施などにより、その維持管理に努
22 めます。

23 また、森林のモニタリング調査の実施により経年の変化などの情報収集に努めま
24 す。

25 農空間の保全

26 農空間の持つ多面的機能を十分に発揮させるため、農空間の保全・活用すべきエリ
27 アを示す「大阪府農空間保全指針(仮称)」や住民主体による地域農空間の将来像を踏
28 まえた土地利用計画である「農空間づくりプラン(仮称)」の策定を進めるとともに、
29 「農のエコ・テクノロジー^{注2}」を活かしつつ、自然と共生した地域づくりを進めるこ
30 とにより、府民の「心のふるさと」ともいえる農空間の保全に努めます。

^{注1} (財)大阪みどりのトラスト協会：市民参加による府域の良好な自然環境の保全と、身近なみどりをふやし育てる運動の推進母体として平成元年に設立。和泉葛城山ブナの森をはじめとする貴重な自然を対象にしたナショナル・トラスト運動の展開や身近な自然を対象にした里山保全活動の推進、「緑の募金」運動の推進など、幅広い事業を実施しています。

^{注2} 農のエコテクノロジー：農空間が本来有している自然との共生・調和(Ecology)、農業生産を主体とした地域循環型経済(Economy)、地域慣習を支え育む協働・連携体制(community)等の各機能を有機的に融合・連携させ、豊かな府民生活が実現できる地域づくりに寄与する技術(計画・設計・施工・管理)を総称して言います。

1 また、環境への負荷を低減するため、農薬や化学肥料などの節減による環境保全型
2 農業を促進します。

3 河川空間等の保全

4 河川については、周辺環境や地域整備と一体となった河川改修を行い、人と自然の
5 共生をめざすための、生態系に配慮した多自然型の川づくりを進めます。

6 ため池や農業用水路については、「大阪府オアシス構想^注」に基づき、府民の身近な親
7 水空間として保全・活用を図ります。

8 また、下水道整備の促進や合流式下水道の改善に取り組むことに加え、下水処理水や
9 貯留雨水を河川に放流することなどにより、河川の水質保全や水量確保に努めるとと
10 もに、府民や事業者に対して河川、ため池等へのごみ投棄の防止を呼びかけるなど、一
11 層の啓発を行います。

12 さらに、水辺空間にかかる自然環境の保全や創造に必要な調査研究を進めます。



13
14
15
16
17
18
19
20
21
22 ため池のオアシス整備イメージ図

23 海辺空間の保全

24 ア 大阪湾豊かな海づくりプラン(仮称)の策定

25 インターネット上に設置した「大阪湾豊かな海づくり会議(仮称)」を通して、幅広
26 い府民参加のもと、「大阪湾豊かな海づくりプラン(仮称)」を策定し、これに基づ
27 き、多様な水生生物が健全に生育でき、府民も親しめる海づくりを進めます。

28 イ 海域環境の保全・再生

29 富栄養化の原因物質に対する総量規制を行い、大阪湾の水質保全対策を進めます。

30 また、水質浄化機能が付加された港湾構造物の導入や堆積した汚泥の除去、覆砂
31 などを通して、貧酸素水塊の解消や底質・底層水質の改善を図るとともに、残され
32 たなぎさや干潟・藻場の保全、人工干潟・藻場の整備を進めるなど、海域環境の再
33 生・創造に努めます。

^注大阪府オアシス構想：ため池を農業用資源としてだけでなく、都市生活に安らぎと潤いを与える環境資源としても活用することを目的に、総合的な整備を行う構想(平成3年6月策定)。

1 あわせて、海域へのごみの投棄を抑制するため、府民や事業者に対する一層の啓
2 発や清掃活動を実施します。

3 なお、大阪湾の埋め立てについては、「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づく基
4 本方針に沿って必要性などの検討を行い、やむを得ない場合でも、埋め立て規模の
5 最小化を図るとともに、埋め立てによる環境影響を最小限にとどめ、埋め立てによ
6 り失われる環境を代替する適切な措置（ミティゲーション）が実施されるように努
7 めます。

8 ウ 自然海岸の保全

9 大阪湾に残された貴重な自然海岸については、「大阪府自然海浜保全地区条例」に
10 基づき、その保全と適正な利用を図ります。

11 府民参加による自然環境保全活動の推進

12 森林ボランティア活動や里山保全活動、ビオトープ整備活動をはじめ、生態系の保
13 全のため流域住民とともに漁業者が森林の維持管理活動や河川の自然環境保全活動に
14 参加する「漁民の森づくり」など、様々な主体が参加する自然環境保全活動を促進し
15 ます。



23 【(財)大阪みどりのトラスト協会や大阪府森林組合が活躍するみどりのボランティア活動】

24

1 (4) 目標

2 項目	2010(平成22)年度
3 「エコロジカルネットワーク軸」の設定	4 「エコロジカルネットワーク軸」が設定され、様々な 5 自然環境の保全・創造に関する取り組みが進められて 6 います。
7 府立自然公園の指定	8 泉州地域などにおいて府立自然公園を指定します。
9 府民参加による自然環境保全活動の推進	10 二次的自然環境の象徴である雑木林の300ha以上 11 で、府民参加による保全活動が進められています。
12 自然海浜保全地区の維持・利活用	13 自然海浜保全地区を維持し、その利活用を促進しま 14 す。

13 (5) 各主体の役割

14 府 民

15 自然を大切にし、府内の自然環境を守り、育てます。

16 自然の持つ様々な機能について理解を深め、地域の自然環境の保全活動やボラン
17 ティア活動、海岸、河川の清掃活動などに積極的に参加・協力します。

18 アウトドア活動を行ったり、自然公園を利用する際は、マナーを守り、ごみなど
19 を持ち帰るなど自然に負荷をかけないように努めます。

20 雑木林や里山環境の再生活動を活性化させるため、広葉樹材や竹材などの森林資
21 源の活用製品を地域で積極的に利用します。

22 事業者

23 事業の計画・実施にあたっては、自然環境の保全に十分配慮します。

24 開発を行う場合は、対象地域や周辺地域の自然環境に十分配慮します。やむをえ
25 ず自然環境に影響を及ぼしてしまう場合は、ミティゲーションに努めます。

26 有害化学物質や廃棄物を自然界に排出せず、自然を汚染しないよう配慮します。

27 地域の環境保全活動に参加・協力・支援します。

28 再生産可能で環境への負荷も少ない地元産の木材を、製品や原料あるいは燃料と
29 して積極的に利用します。

30 民間団体

31 地域の自然環境保全活動のリーダーとして自主的な活動を推進します。

32 地域の自然環境保全活動や府民ボランティア活動を支援します。

33 他の主体が行う自然環境保全活動に協力するとともに、府民への啓発に努めます。

34 市町村

35 地域の特性に応じた自然環境保全施策を展開するとともに、他の主体の環境保全活
36 動を支援します。

1 公共事業の計画、実施にあたっては、対象地域や周辺地域の自然環境を十分に把
2 握し、野生動植物の生息・生育環境に配慮します。また、やむを得ず自然環境に影
3 響を及ぼす場合は、ミティゲーションに努めます。

4 他の主体の環境保全活動やリーダー養成を支援するとともに、森林保全活動など
5 の場の設定に努めます。

6 自然公園の適正な利用を府民に呼びかけます。

7 「緑の基本計画」などに基づき、エコロジカルネットワーク（水と緑のネットワ
8 ーク）を市町村域に広げていきます。

9 大阪府

10 地域住民やNPOとも協力しながらエコロジカルネットワークの軸づくりに取り
11 組むなど、府域全体を見通して自然環境保全施策を展開するとともに、他の主体の環
12 境保全活動を支援します。

13 公共事業の計画、実施にあたっては、対象地域や周辺地域の自然環境を十分に把
14 握し、野生動植物の生息・生育環境に配慮します。また、やむを得ず自然環境に影
15 響を及ぼす場合は、ミティゲーションに努めます。

16 二次的自然環境や水辺空間の保全、ミティゲーションの手法について、農林技術
17 センターをはじめ各研究機関とも連携しながら調査研究を進めるとともに、その普
18 及、指導に努めます。

19 他の主体の環境保全活動やリーダー養成を支援します。

20 自然公園や自然海浜保全地区の適正な利用を府民に呼びかけます。

1 3 自然とのふれあいの場の活用

2

3 (1) 現状

4 近年、余暇時間の増大や都市化の進展による身近な自然の減少に伴い、人々の自然志向
5 は高まりを見せています。

6 府内には、明治の森箕面国定公園と金剛生駒紀泉国定公園の2つの国定公園がありま
7 すが、その中に設置されている8か所の「府民の森」では、年間200万人以上の府民の利
8 用があります。また、市民農園や農業公園などを通じて農作業を体験する人や、自宅で
9 ガーデニングを楽しむ都市住民あるいはレジャーで釣りを楽しむ人も増えています。さ
10 らには、府民や企業がボランティアとして森づくりや里山保全活動に取り組むなど、自
11 主的な自然環境保全活動への参加の輪も広がりつつあります。

12 このように、自然と積極的にふれあうことにより、心の充足感を得ようとする人が増
13 える中で、府民の幅広いニーズに対応した多様な自然とのふれあいの場や機会を提供す
14 ることが求められています。

15 また、今後の高齢化社会の進展にともない「健康づくり」の場や、子どもたちの「自然環
16 境学習」のフィールドとして、自然や緑とのふれあいの場を創出することも必要です。

17

18 【府民の森】

19



25 くるんど園地



26 ちはや園地



27 なるかわ園地(らくらく登山道)



32 ほしだ園地



33 むろいけ園地



生駒縦走歩道

33

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36



【みどりの施設マップ】

府内で行われている主な里山保全活動や貴重な自然の保全活動

府内では、(財)大阪みどりのトラスト協会がコーディネーター役となって、市民や企業のボランティアが参加する様々な保全活動が行われています。

	場所・名称等	活動内容
里山保全活動	島本町大沢の森	手入れの遅れた人工林や雑木林の再生をめざし、地元住民の協力のもと、間伐や柴刈り、植樹、歩道づくりなどに取り組んでいます。また、椎茸づくりや炭焼き作業も行っています。(約9ha)
	茨木市車作の森	竜王山に近く、東海自然歩道沿いの里山で多様な生きものの生息できる雑木林の復元や炭焼きに取り組んでいます。地元自治会や市民ボランティア、行政が協力して実施しています。(約40ha)
	箕面市外院の森	住宅地に隣接する放置された雑木林の再生をめざし、箕面市が主体となって柴刈りなどに取り組んでいます。(約1ha)
	地黄住民参加の森 (能勢町)	森林の水源かん養や防災等の機能を高めるため、地域住民やNPOの参加を得ながら、間伐、枝打ちやアカマツ林でのマツタケ発生環境の整備などに取り組んでいます。(約10ha)
	貝塚市蕎原の森	和泉葛城山麓の雑木林と人工林が混在する森林で、NPOや森林組合の協力のもと、台風被害地の復元や人工林の間伐、雑木林の維持管理に取り組んでいます。(約11ha)
	泉佐野市いずみの森	稲倉池周辺の森林で、複数のボランティア団体(NPO)が協力しながら里山保全活動に取り組んでいます。炭焼きも行っています。(約31ha)
	泉南市堀河の森	堀河ダムの上流の雑木林と「紀泉ふれあい自然塾」(整備中)の田畑を利用し、農林業体験を通じて里山保全に取り組んでいます。企業ボランティアも多く参加しています。(約11ha)
貴重な自然の保全活動	和泉葛城山ブナの森 (岸和田市・貝塚市)	国の天然記念物に指定されているブナ林を保全するため、地元市と府、学識経験者やトラスト協会で策定した保全方法に基づいて、種の採取や植栽、草刈りのほか成長量調査をボランティアの参加を得て行っています。(約57ha)
	三草山ゼフィルスの森 (能勢町)	「森の妖精」と呼ばれるゼフィルス(ミドリシジミ類の蝶)をはじめ、多くの生きものが棲む雑木林の保全活動を行っています。(約14ha)
	ニッポンバラタナゴの池 (八尾市)	絶滅が危惧されるニッポンバラタナゴを救うため、ため池の復元作業や周辺の雑木林の保全作業に取り組んでいます。(ため池:0.1ha)
	大和葛城山のカタクリ群生地 (千早赤阪村)	大和葛城山の府内唯一のカタクリ群生地とギフチョウの生息地を守るため、立入防止柵の設置や調査など、生態系の保全活動に取り組んでいます。(約3ha)
	地黄湿地 (能勢町)	ハッコウトンボ、トキソウ、サギソウなど希少な動植物が生息・生育する湿地環境を保全するため、草刈りや土砂の流入防止作業などを行っています。(約18ha)
	信太山湿地 (和泉市)	かつての谷津田(谷、低湿地にある湿田)が放置され、乾燥・樹林化しつつあったものを整備し、湿地環境の復元、保全に取り組んでいます。(約3ha)

1 (2) 課題

2 (自然とふれあえる場のネットワーク化)

3 自然が減少する中で、山から海までの魅力ある自然資源や観光・文化施設等をネ
4 ットワーク化し、府民が思い思いに自然とのふれあいを楽しむことのできる場と機
5 会を提供することが必要です。

6 (多様なニーズに対応した施設整備の推進)

7 レクリエーション利用だけでなく、健康づくりや自然環境学習など、子どもから
8 高齢者までの多様なニーズを考慮した施設整備を進めるとともに、森林・里山イン
9 ストラクター^{注1}やパークレンジャー^{注2}など自然環境とふれあうための橋渡しをし
10 てくれる人材を育成する必要があります。

11

^{注1} 森林インストラクター： (社)全国森林レクリエーション協会に登録した者に付与される称号で、森林についてのもの
知りであり、森林を訪れる人々と森林とのコーディネート役といえます。

里山インストラクター： 農林作業体験や里山生活体験の指導者のこと。まだ正式な名称ではありませんが、今後、大
阪府において、当該指導者の資格制度を創設し、「紀泉ふれあい自然塾」等の里山体験施設で指
導者養成を行うことが検討されています。

^{注2} パークレンジャー： 自然公園などにおいて、訪れる人々に自然を解説したり自然体験活動の指導を行う人のこと。府
民の森でも、公園の案内人や各種ネイチャーイベントの指導者として活躍しています。

1 (3) 取り組み

2 都市と自然との共生を図るためには、自然とのふれあいを通して、一人ひとりが自然
3 について学び、理解を深めるとともに、自然の価値を実感することが重要です。このた
4 め、既存施設の活用や様々な自然資源と観光・文化施設等とのネットワーク化を図り、
5 自然とのふれあいの場や機会の提供に努めます。

6 森林空間の活用

7 「紀泉ふれあい自然塾」における里山生活体験や里山保全活動、周辺山系における森
8 林ボランティア活動を推進するとともに、森林・里山インストラクターなどの自然体
9 験活動リーダーや府民の森パークレンジャーなどの自然解説員を育成し、その活用を
10 図ることで、森とのふれあいの場と機会を提供します。

11 また、自然公園については、健康づくりや自然環境学習など多様な府民ニーズに対
12 応し、子どもから高齢者まで誰もが安全で気軽に利用できる施設の整備や維持管理に
13 努めます。

《紀泉ふれあい自然塾》

紀泉ふれあい自然塾では、「21世紀の里山空間」の創造をめざし、雑木林の手入れや農作業を中心とする里山生活体験をはじめ、自然環境学習に関する様々なプログラムを用意しています。

参加すること、利用することを通して「自然との共生」や「資源循環」を体感し、楽しみながら自然に対する認識や理解を深めてもらうことを目的としており、平成15年春、金剛生駒紀泉国定公園内の泉南市堀河(ほりご)地区にオープンします。



カヤ苺きの休憩所



交流会の様子



無農薬野菜作り

14 農空間の活用

15 農空間がもつ多面的機能に着目して、遊休農地等を活用した「セラピー農園^注」の普
16 及や、農空間での高齢者の生きがいづくりやNPO活動等を促進させ、広く府民が農業
17 参画できる多様な機会・情報の提供に努めることにより、農空間の活用を図ります。

18

^注 セラピー農園：福祉型市民農園。遊休地化が危惧される都市近郊農地を高齢者・障害者に開放し、自立支援のための農と緑の空間として活用を図るもの。

1 河川空間等の活用

2 階段護岸や遊歩道の設置を進めるとともに、それぞれの川の特性や地域のニーズを
3 踏まえながら、河川やダム湖周辺において緩傾斜護岸^注や遊歩道等の環境整備を行い、
4 水とふれあえる快適な水辺空間の創出に努めます。

5 また、住民参加のもと、ため池や農業用水路を活用した水辺環境づくりを進めます。

6 海辺空間の活用

7 「大阪府自然海浜保全地区条例」に
8 基づき、自然海岸の保全と適正な利用
9 を図るとともに、府民が海に親しめる
10 機会を提供する「ふれあい漁港」の整備
11 など、海辺を府民の憩いの場として有
12 効活用します。



ふれあい漁港イメージ図

13 また、護岸整備にあたっては、親水
14 空間が保たれるよう配慮するととも
15 に、港湾緑地の整備を進めます。

16 自然とふれあえる場のネットワーク化

17 水辺や森林、農空間の風情や地域の魅力ある資源を楽しめるよう、市町村との連携
18 のもと、様々な自然資源と観光・文化施設等とのネットワーク化を進めます。

19

^注緩傾斜護岸：河岸または堤防を流水や波浪による侵食から防ぐ目的で設置される護岸のうち、特にその傾斜が緩やかなもの。緩傾斜護岸の設置により人が水辺に近づきやすくなり親水性の向上が期待できるとともに、藻場などの水生生物の生育空間が形成され、生物の増殖や水質浄化にも役立つことが確認されています。

1 (4) 目標

2 項目	2010(平成22)年度
3 周辺山系の自然と親しむ機会を持った府民の数	年間300万人以上
4 「紀泉ふれあい自然塾」の利用者数	年間2万人以上
5 「ふれあい漁港」の整備箇所数	2箇所

6
7 (5) 各主体の役割

8 府 民

9 自然とのふれあいを通じて、自然への理解を深めます。

10 身近な自然を観察するとともに、自然環境保全活動に参加し、自然への理解を深
11 めます。

12 農林水産業を体験することを通して、農林水産業が果たす環境保全の役割につい
13 て理解を深めます。

14 自然公園を利用する際は、マナーを守ります。

15 事業者

16 人が自然とふれあえる場の提供・創出に努めます。

17 森林や農地などのフィールドを所有する事業者は、それらを積極的に府民に開放
18 し、自然とふれあいの場を提供します。

19 農林水産業者は府民の自然に対するニーズを受け止め、ふれあいの機会づくりや
20 場の提供を農林水産業活動の中に積極的に取り入れます。

21 施設整備にあたっては、自然とのふれあいの場の創出に配慮します。

22 社内の環境教育の場として自然公園を利用します。

23 民間団体

24 地域の自然環境教育活動のリーダーとして自主的な活動の推進や支援に努めます。

25 自ら自然環境学習の講座を開くなど、府民が自然とふれあう機会を創出します。

26 行政と協力しながら、府民啓発に努めます。

27 市町村

28 地域の特性を活かした自然とふれあう場と機会を提供します。

29 自然とふれあう場や機会の情報提供に努めます。

30 自然環境学習の場として府内の自然環境を活用します。

31 大阪府

32 地域バランスを考慮しながら、広域的な観点から自然とふれあう場と機会を提供し
33 ます。

34 森林・里山インストラクターやパークレンジャーなどの人材養成を支援します。

35 自然公園を健康づくりや自然環境学習の場として活用できるよう、施設整備と維
36 持管理に努めます。

1 4 潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用

2

3 (1) 現状

4 近年、人々の価値観は、これまでの経済的な豊かさから、ゆとりや潤いを重視する方向
5 へと変わってきており、都市空間についても心を豊かにする快適な環境を形成していくこ
6 とが求められています。とりわけ、都市部における緑や水辺空間は、人々の暮らしに潤い
7 とやすらぎを与えるとともに、都市景観の向上、スポーツ・レクリエーションの場や災害時
8 における避難場所の提供、ヒートアイランド現象の緩和にも役立つなど多様な機能を有し
9 ており、また、野生動植物の生息・生育空間としても貴重です。

10 しかしながら、都市部においては、もともと平野部に樹林が少ない上に、ビルなどの建設
11 により自然地が減少し、緑化する空間も少なくなるなど、身近な緑が少ない状況にありま
12 す。このため、大阪府では、これまで都市公園の整備など都市域における緑の創出に努め
13 てきましたが、都市公園の府民1人あたりの面積は依然として全国平均を下回っており、
14 市街化区域の緑被率も9.2%と低い水準にあります。

15 また、河川や水路などの水辺空間についても、治水安全度の向上と生活関連における利
16 便性を優先してきたため、コンクリートで覆われたり、埋め立てられたりすることにより
17 減少するとともに、親水性の低い空間となっています。

18

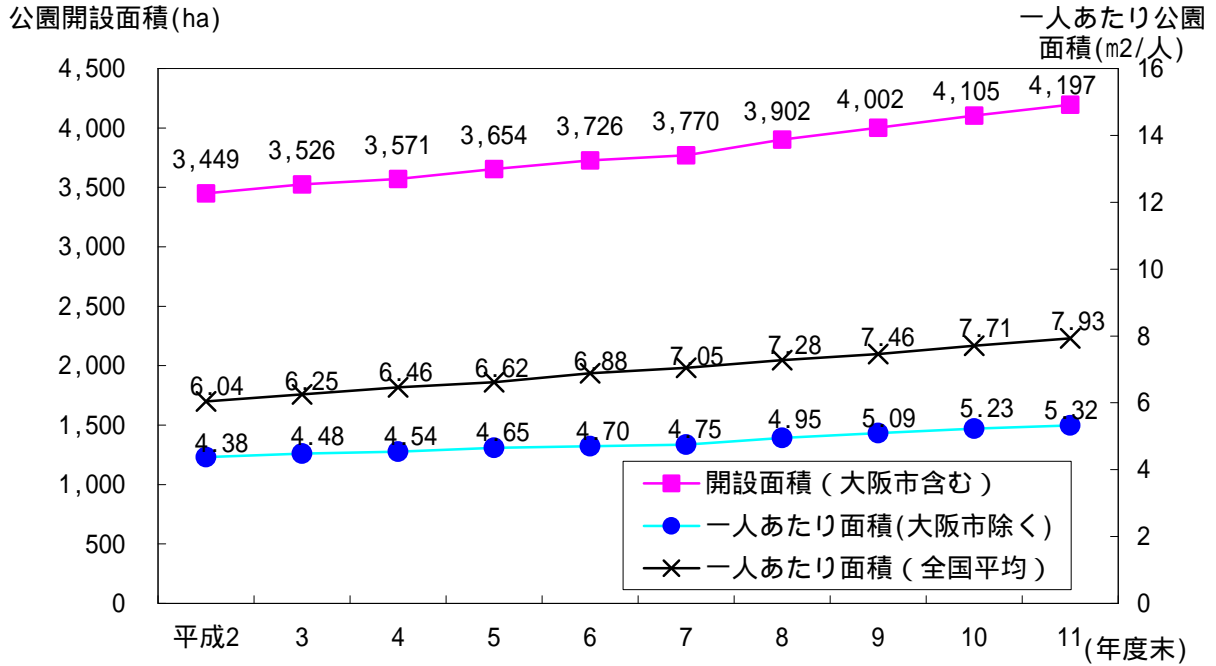
19 府内の緑被状況の推移(単位: ㊦)

年 度	昭和 48 年度	昭和 57、58 年度	平成 4 年度
市街化区域面積	86,268	87,951	90,085
うち緑被地の面積 (緑被率)	4,452 (5.2%)	5,858 (6.7%)	8,260 (9.2%)

20 緑被地の面積は、樹林・樹木に被われた土地の面積
21 緑被率については、10年ごとに調査を実施。

22 府管理道路における道路緑化の進捗状況(各年度当初)

年 度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	
緑化延長	412 km	417 km	420 km	434km	438 km	
内 訳	一般国道	104	105	105	106	106
	主要地方道	188	192	194	207	210
	一般府道	120	120	121	121	121
管理路線数	133 路線	136 路線	136 路線	146 路線	146 路線	
管理本数	2,268 千本	2,398 千本	2,451 千本	2,566 千本	2,634 千本	
内 訳	高木	74 千本	75 千本	75 千本	75 千本	75 千本
	中低木	2,194 千本	2,323 千本	2,376 千本	2,491 千本	2,557 千本



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16

都市公園開設面積と府民1人あたりの公園面積の推移

(2) 課題

(すべての主体の協働による緑化の推進)

都心部では高度な土地利用が進んでおり、有効な緑化スペースの確保が難しい状況にあるため、各主体の協働のもと、都市公園の樹林や社寺境内に残された社寺林など貴重な緑の保全に努めるとともに、ビオトープ整備を導入するなど自然環境の質の向上を進める必要があります。

道路緑化や学校等の公共施設の緑化、ビオトープ整備を進めるとともに、市街地の大半を占める民有地の緑を増やす必要があります。

(親水空間の整備)

河川や海辺・港湾の親水性を高めるとともに、ため池や農業用水路などを単に農業用施設として利用するだけでなく、身近な水辺空間として活用を図っていく必要があります。

1 (3) 取り組み

2 都市公園をはじめとする身近な緑や水辺は、都市域の人々の暮らしに潤いとやすらぎ
3 を与え、快適な都市空間を創造するとともに、災害時の避難地の提供やヒートアイラン
4 ド現象の緩和など様々な機能を有しています。また、四季折々の豊かな自然とのふれあ
5 いは、環境教育・環境学習の面からも大変重要です。

6 このため、都市公園の整備や都市緑化の推進等を通して緑豊かなまちづくりを進める
7 とともに、身近な水辺を再生し、府民が親しめる快適な水辺環境の創造に取り組み、潤
8 いとやすらぎのある都市空間の創造に努めます。

9 緑豊かなまちづくりの推進

10 公共施設の緑化を率先して進めるほか、民有地についても、敷地内だけでなく建物の
11 屋上や壁面を利用した緑化を推進するとともに、緑地協定の締結促進や市民緑地制
12 度を活用し、住民参加による緑化活動を支援します。

13 また、道路の特性、地域の特性に応じた美観やゆとりに配慮したアメニティ空間を
14 形成するため、道路緑化に努めます。

15 さらに、緑を生かした身近な憩いの場や都市公園の整備に努めるとともに、「都
16 市農空間保全型まちづくり計画(仮称)」を策定し、地域住民の参画のもと、府内の農
17 地面積の約1/6を占める市街化区域にある生産緑地の保全・活用を図ります。

18 水辺環境の整備

19 河川については、それぞれの川の特性や地域のニーズを踏まえながら、緩傾斜護岸
20 や遊歩道等の河川環境整備を行い、水とふれあえる快適な水辺空間の創出を図ります。

21 特に、都心部の河川については、「水都大
22 阪」の再生をめざし、沿川のまちづくりと一
23 体となった河川環境整備に努めます。

24 ため池や水路については、農業用施設とし
25 て利用するだけでなく、自然環境や周辺景観
26 の保全を図るとともに、身近に水辺に親しむ
27 ことのできる水辺空間としてオアシス整備を
28 進めます。



29 菰池オアシス(堺市)

30 海辺・港湾においては、水際に近づき、自然とふれあうことのできる護岸や府民が
31 海に親しめる機会を提供する「ふれあい漁港」の整備を行うとともに、景観形成にも配慮
32 しつつ、緑地・緑道やプロムナード等の整備に加えて、海辺の森づくりを行うなど、
33 アメニティ豊かな空間の形成を図ります。

1 (4) 目標

項目	2010(平成 22)年度
市街化区域における樹林・樹木で被われた面積の割合	長期的目標として 15%をめざして緑化を推進します。
地域緑化プランの策定率	各市町村 1 箇所以上の地域で地域緑化プランを策定します。

2

3 (5) 各主体の役割

4 府 民

5 身近な自然を守り、育てます。また、ゆとりのある都市空間の創出に協力します。

6 生垣の設置や植栽等を通して、身の回りの緑化に努めます。

7 地域の緑化活動や水辺環境の保全活動に参加します。

8 事業者

9 事業所や工場において、水や緑を取り入れた環境づくりに努めます。また、ゆとり
10 のある都市空間の創出に協力します。

11 事業所、工場の敷地内の緑化やビオトープづくりに努めます。

12 民間団体

13 地域の環境保全活動のリーダーとして自主的な活動を推進します。

14 地域の緑化活動を推進します。

15 市町村

16 潤いとやすらぎのある都市空間の形成に向け、地域の特性を踏まえた施策を展開し
17 ます。

18 公共施設の緑化に積極的に取り組むとともに、地域の特性を踏まえながら都市公
19 園などの整備を進めます。

20 「緑の基本計画」に基づく地域緑化を推進します。

21 大阪府

22 潤いとやすらぎのある都市空間の形成に向け、広域的な観点から施策を展開します。

23 府有施設緑化基準を達成するよう公共施設の緑化に積極的に取り組むとともに、
24 地域の特性を踏まえながら都市公園などの整備を進めます。

25 緑化技術の開発・普及及びモデル的な民間施設緑化に対する支援を行います。

1 5 美しい景観の形成

2

3 (1) 現状

4 大阪の景観は、周辺山系の山並みと西に大きく開いた大阪湾、そして多くの河川やため
5 池など自然の要素を土台として、多様な都市機能が集積する都心部や大阪湾ベイエリア、
6 放射線状に伸びる鉄道・道路とそれによって結ばれる郊外の市街地、さらには数多くの
7 歴史的文化的遺産などによって形づくられています。これらは、そこに住む人々の生
8 活・文化と相まって、個性的で賑わいのある景観を育んできました。

9 しかしながら、大阪のまちのイメージは賑やかで活気があるが、その反面、雑然とし
10 ていて緑が少ないなど、景観面ではマイナスのイメージが強いのが現状です。最近
11 は、周囲の環境との調和に配慮した商業施設や美しいまちなみを配した住宅地、街路樹や美
12 しい歩道のある通りが整備されつつあるものの、殺風景な工場群、様々なデザインや高
13 さの違うまちなみが依然として多く残っており、全体的にまとまりのない雑然とした景
14 観となっています。また、違法な看板・ポスターや上空に張り巡らされた電線類、林立
15 する電柱等、路上のめいわく駐車などがまちの景観を損ねています。

16 府政モニター・アンケートによれば、多くの府民が「大阪城と大阪ビジネスパーク」「御
17 堂筋などの街路景観」などを意識している一方で、「自分が生活している身近な地域の
18 まちなみ」や「文化財などのある歴史的な地域のまちなみ」などを、今後より魅力的な
19 場所にしていきたいと思っているという調査結果も出ています。

20 こうしたことから、大阪府では、「大阪府景観条例」に基づき、総合的・計画的な景観
21 施策を展開するとともに、大阪中央環状線等、国道423号（新御堂筋）国道308号、国道
22 26号（第二阪和国道）大阪外環状線(国道170号)の5地域を景観形成地域に指定し、良
23 好な景観形成に努めているところです。

24

25

26



御堂筋



アジア太平洋トレードセンター



金剛山



奈良街道(暗峠)

1 (2) 課題

2 (すべての主体の協働による景観づくりの推進)

3 美しい景観づくりにあたっては、府民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、
4 ともに手を携えて様々な活動や施策を進める必要があります。

5 (様々な施策との連携による景観づくり)

6 景観づくりに関する様々な啓発・支援事業や、法令に基づく規制・誘導制度など
7 と連携して景観づくりを進める必要があります。

8 (府民意識の向上)

9 ごみや空き缶、たばこの吸殻のポイ捨てやめいわく駐車・駐輪などについては、
10 心がけやマナーの問題であり、一人ひとりが意識の向上に努める必要があります。

11

1 (3) 取り組み

2 ニューヨークやパリ、ロンドンといった大都市はすぐれた景観を有しており、その魅力
3 に多くの人々が惹きつけられ、様々な都市活動の舞台となっています。大阪がこれらと
4 肩を並べる魅力的な都市として、また、そこに住む府民にとって居心地が良く、愛着の
5 持てる都市として発展するためには、たとえば豊かな自然や歴史的文化的遺産など地域
6 の特性を活かしながら、美しい景観づくりを進める必要があります。そのためには、府
7 民、事業者、民間団体、行政などの各主体が景観づくりに関して共通の認識を持ち、協働
8 して大阪の景観を守り、育てることが重要です。

9 公共事業等における景観への配慮

10 道路や橋、府営住宅等の公共施設の建設にあたっては、周辺環境との調和を図り、
11 良好な都市景観の形成に寄与するよう配慮します。

12 また、照明灯、ガードレール、標識等の道路付属施設についても、景観に配慮した
13 構造、デザインを検討します。

14 美しい景観づくりに向けた適切な誘導・規制

15 大阪府景観条例に基づき、特に良好な景観づくりの上で重要な地域を景観形成地域
16 として指定し、届出制度により、一定の基準に沿った景観づくりを進めます。

17 とりわけ、この地域の中で特に重要な区域については、美観誘導区域としての指定
18 を進めます。

19 電線類の地中化の促進

20 景観を損ねている電線類や電柱等をなくすため、道路の地下空間に電力線や通信線
21 等をまとめて収容する電線共同溝を整備することにより、電線類の地中化を進めます。

22 景観を阻害する行為等の抑制

23 屋外広告物法令に基づき、景観を損なう違法屋外広告物対策に取り組みます。とり
24 わけ、広告主の責任の明確化することにより違法屋外広告物の抑制を図るとともに、
25 住民参加による撤去活動の実施を進めるなど、まちの美化に努めます。

26 また、ポイ捨て防止、めいわく駐車・駐輪の追放に向けた啓発活動を展開します。

27 各主体による景観づくり活動の推進

28 府民、学識経験者、民間団体、行政をはじめとする公共団体の協働による美しい景
29 観づくりを推進するため、「大阪府美しい景観づくり推進会議」などの場を活用した活
30 動を展開します。

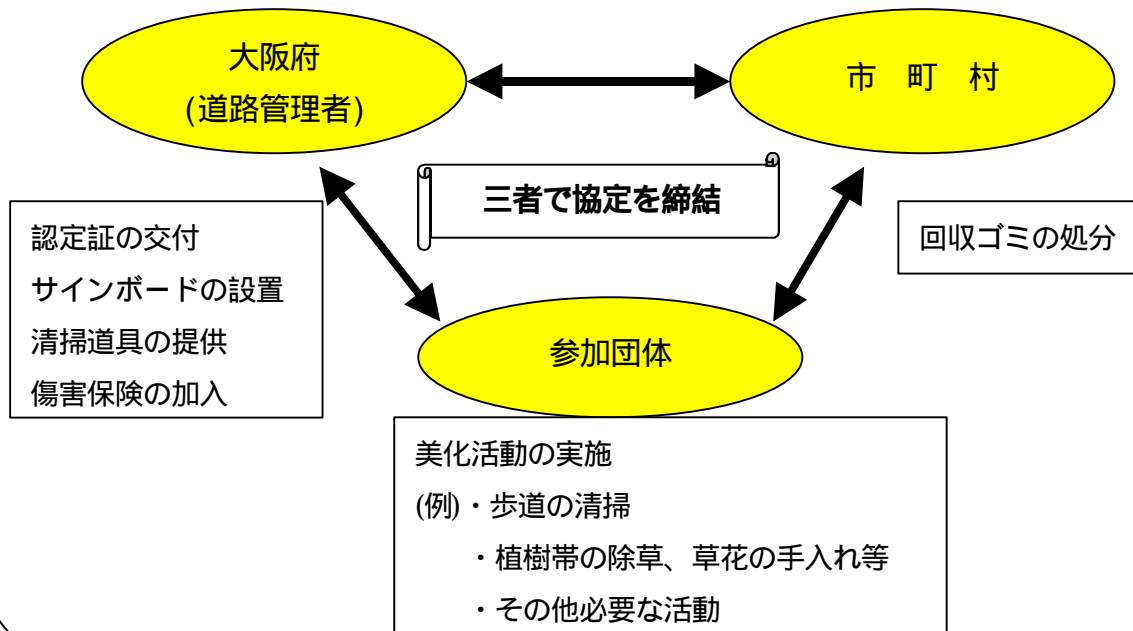
31 また、「大阪府アドプト・ロード・プログラム」に基づき、自治会や企業など、府民
32 と協働して道路の環境美化や緑化を推進します。

33

アドプト・ロード・プログラム

「アドプト」とは「養子にする」という意味で、このプログラムは地元自治会や企業等の団体など地元のみなさんに道路の「里親」になってもらい、清掃や緑化活動を継続的に行っていただくものです。大阪府と地元市は協力してこれを支援します。

プログラムの仕組み



(4) 目標

項目	2010(平成 22)年度
府管理道路における電線類地中化の総延長(平成12年度末現在で 32km)	72km を目途に整備を進めていきます。
美しい景観の形成	生活・文化の反映である良好な都市景観の創造・保全、並びに歴史的景観や自然景観の保全・創造を図るにより、個性と魅力に富む都市空間と、潤いと愛着を感じることのできる生活空間を創造します。

1 (5) 各主体の役割

2 府 民

3 まちに対する関心や愛着を持ち、美しい景観づくりに参加します。

4 住宅を建てる際は、周囲との調和に配慮したデザイン、色彩を採用します。

5 生垣の設置や植栽などを通して、身の回りの緑化に努めます。

6 地域の美化活動や清掃活動など美しい景観づくりに参加します。

7 めいわく駐車・駐輪をしません。

8 事業者

9 景観形成の重要な主体として、良好な景観形成に配慮します。

10 建築物を建設する際は、敷地内の緑化を行うとともに、周辺の景観に配慮したデ
11ザイン、色彩を採用します。

12 屋外広告物を設置する際は、周辺環境との調和を図り、周辺の景観に配慮します。

13 府や市町村の景観づくり施策に協力します。

14 めいわく駐車・駐輪をしません。

15 商業施設などの設置にあたっては利用者の駐車・駐輪場所を十分確保するととも
16に、利用者に対して施設周辺でのめいわく駐車・駐輪をしないよう呼びかけます。

17 民間団体

18 地域における景観づくりのリーダーとしての役割を果たします。

19 地域の美化運動や緑化活動を推進します。

20 行政などと連携しながら、めいわく駐車・駐輪の防止やまちの美化などの啓発活
21動を行います。

22 市町村

23 地域特性に応じた景観づくり施策を推進します。

24 府民や事業者などが行う景観形成に対して、適切な助言や誘導を行うとともに、
25各主体の自主的な景観づくりの活動を支援します。

26 公共事業の実施にあたっては、景観全体をデザインする視点を持って自らが手本
27となるよう配慮します。

28 めいわく駐車・駐輪の防止に向けて、府民への啓発を行います。

29 大阪府

30 広域的な視点からの景観づくり施策を推進します。

31 府民や事業者などが行う景観形成に対して、適切な助言や誘導を行うとともに、
32各主体の自主的な景観づくりの活動を支援します。

33 公共事業の実施にあたっては、景観全体をデザインする視点を持って自らが手本
34となるよう配慮します。

35 めいわく駐車・駐輪の防止に向けて、府民への啓発を行います。

6 歴史的文化的環境の形成

(1) 現状

大阪は、古くから文化・経済の中心地として発展してきた歴史があり、府内には、原始・古代から現代にいたるまで数多くの歴史的文化的遺産が存在しています。

応神・仁徳陵古墳や池上曽根遺跡、難波宮跡、大坂城跡などの史跡をはじめ、富田林寺内町のまちなみや多くの歴史的建造物のほか、人形浄瑠璃など、国や府の指定等文化財が1,399件登録されています。また、埋蔵文化財包蔵地も8,218件あるなど、その質・量とも決して他府県に勝るとも劣りません。

<p>史跡池上曽根遺跡と復元建物</p> 	<p>池上曽根遺跡は弥生時代の集落遺跡。写真は、発掘調査に基づき推定復元された神殿。(和泉市)</p>	<p>応神・仁徳陵古墳</p> 	<p>市街地に存在し、緑空間としても貴重なわが国最大の前方後円墳。(堺市)</p>
<p>国宝観心寺金堂と史跡境内</p> 	<p>史跡指定されている緑豊かな寺院境内地と、歴史的景観の中心となる室町時代の国宝建築。(河内長野市)</p>	<p>重要文化財吉志部神社本殿</p> 	<p>桃山時代の重要文化財である神社本殿は、地域コミュニティの中で活用されています。(吹田市)</p>
<p>重要伝統的建造物群富田林寺内町</p> 	<p>国選定の江戸時代の街並みは、地域主体で保全活用されています。(富田林市)</p>	<p>重要文化財大阪府立図書館</p> 	<p>住友吉左衛門が建設、寄附した明治の洋風建築は、まちの身近な文化財として親しまれています。(大阪市)</p>
<p>登録有形文化財田尻歴史館</p> 	<p>大正期の繊維業界の重鎮であった谷口房蔵の別邸。地域の文化施設として保存活用されています。(田尻町)</p>	<p>登録有形文化財玉手橋</p> 	<p>遊園地の導入路であった5径間のめずらしいつり橋が、地域のランドマークとなっています。(柏原市・藤井寺市)</p>

1 府内の歴史的文化的遺産一覧(平成13年3月末日現在)

(1)国指定等文化財

種 別		件数		
有形文化財	国宝	建造物	5	63
		絵画	9	
		彫刻	4	
		工芸品	25	
		書跡、典籍、古文書	17	
		考古資料	3	
	重要文化財	建造物	87	653
		絵画	126	
		彫刻	103	
		工芸品	202	
		書跡、典籍、古文書	110	
		考古資料	24	
		歴史資料	1	
	無形文化財	重要無形文化財	8	14
記録選択		6		
民俗文化財	重要有形民俗文化財	4	11	
	重要無形民俗文化財	2		
	記録選択	5		
史跡	特別史跡	2	63	
	史跡	61		
名 勝		4		
天然記念物	特別天然記念物	3	16	
	天然記念物	13		
重要伝統的建造物群保存地区		1		
選定保存技術		1		
合 計		826		

(2)国登録文化財

種 別	件 数
建 造 物	65 か所 141 件

(3)府指定等文化財

種 別		件数		
条例	有形文化財	建造物	56	234
		絵画	15	
		彫刻	67	
		工芸品	41	
		書跡、典籍、古文書	6	
		考古資料	48	
		歴史資料	1	
	民俗文化財	有形民俗文化財	7	25
		無形民俗文化財	4	
		記録選択	14	
	規則	史跡	65	143
		名勝	5	
		天然記念物	73	
	規則	重要美術品	6	30
史跡・名勝		2		
史跡		18		
名勝		4		
合 計		432		

(4)埋蔵文化財包蔵地

種 別	件数
古 墳	4,098
集 落 跡	1,596
窯 跡	1,066
城 跡	168
寺 跡	318
宮 跡	8
そ の 他	964
合 計	8,218

2 注) 1 国指定等文化財とは、文化財保護法に基づき指定、登録又は記録選択されたものです。

3 2 府指定等文化財中、条例とは大阪府文化財保護条例、規則とは大阪府古文化記念物等保存顕彰規則です。

4

1 (2) 課題

2 (周辺環境との一体的な保存)

3 歴史的文化的遺産の保全にあたっては、文化財そのものの保存とともに、周辺の
4 自然環境や伝統的行事などと一体的な保存を図ることが必要です。

5 (歴史的文化的遺産の活用)

6 府内に残る豊富な歴史的文化的遺産を観光やまちづくり、環境学習、生涯学習な
7 どの分野で活用することが必要です。

8 (府民参加による歴史的文化的遺産の保存と活用の推進)

9 古くても良いものを大切にする心を育み、府民参加による歴史的文化的遺産の保
10 存と活用を進めていく仕組みづくりが必要です。

12 (3) 取り組み

13 府内に数多く残る有形無形の歴史的文化的遺産は、大阪の歴史と文化を伝える府民共
14 有の貴重な財産であり、大阪の個性そのものです。これらは、内外の人々を惹きつけ、
15 心の豊かさや感動を与えてくれるだけでなく、地域の活力と創造力を高め、都市魅力を
16 一層向上させてくれます。

17 このため、地域住民の参加や市町村との連携のもと、歴史的文化的遺産の適切な保存
18 を図るとともに、観光やまちづくりの分野においての活用を進めるなど、すぐれた歴史
19 的文化的環境づくりに取り組みます。

20 未指定の歴史的文化的遺産の保存

21 市町村や地域住民の参加と協力のもと、まだ保存処置が講じられていない、未指定
22 物件を指定文化財や国の登録文化財に指定し、歴史的文化的遺産の保存と次世代への
23 継承に取り組みます。

24 指定文化財等の保存・活用と次世代への継承

25 市町村との連携のもと、指定文化財の所有者などが行う保存修理事業に補助金支援
26 を行うとともに、保存・活用・継承に伴う様々な問題に指導と助言を行います。

27 歴史的文化的遺産にふれる場と機会づくり

28 市町村などとの連携のもと、歴史街道や
29 歴史をめぐる遊歩道の整備などを通じて
30 歴史的文化的遺産を結ぶネットワークの
31 形成に努めるとともに、これらを観光資源
32 として内外に積極的に情報発信します。

33 また、博物館などの既存施設の活用等を
34 図り、府民が歴史的文化的遺産にふれあう
35 ことのできる場や機会を確保します。



近つ飛鳥博物館

1 (4) 目標

項目	2005(平成17)年度	2010(平成22)年度
一定期間内に府内の文化財を見に行ったことがある府民の割合	-	50%
登録文化財の数	指定文化財並びに国登録文化財の件数を今より増加させます。	府内のすべての市町村で1か所以上の登録文化財が登録されています。

2

3 (5) 各主体の役割と責務

4 府 民

5 歴史的文化的遺産を大切にします。

6 歴史的文化的遺産を傷つけないよう心がけます。

7 古くとも良き物を大切にす価値観の醸成を図り、歴史的文化的遺産の保全活動
8 に積極的に参加、協力します。

9 事業者

10 事業を計画・実施する際は、歴史的文化的遺産の保存や周辺環境に十分配慮します。

11 開発行為にあたっては、歴史的文化的遺産の保存に配慮するとともに、周辺環境と
12 の調和を図り、歴史的文化的景観を壊さないよう心がけます。

13 歴史的文化的遺産の保全・活用に積極的に参加・協力します。

14 民間団体

15 地域の歴史的文化的環境づくりのリーダーとして自主的な活動を推進します。

16 地域の歴史的文化的遺産の保全と活用に資する活動を推進します。

17 府民、事業者、行政が行う歴史的文化的遺産の保全と活用に資する活動に協力す
18 るとともに、府民への啓発に努めます。

19 市町村

20 地域の特性に応じた文化振興・文化財保護施策を展開します。

21 府民や事業者、民間団体が行う自主的な歴史的文化的遺産の保全と活用に資する
22 活動を支援します。

23 大阪府

24 歴史的文化的遺産のネットワーク化など広域的な観点から文化振興・文化財保護施
25 策を展開します。

26 府民や事業者、民間団体が行う自主的な歴史的文化的遺産の保全と活用に資する
27 活動を支援します。

1 第4章 すべての主体が積極的に参加し行動する社会の実現

2

3 第1節 基本認識

4

5 私たちを取り巻く廃棄物問題や地球温暖化など様々な環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした経済社会システムや豊かさ、利便性を優先してきたライフスタイルに根ざしているといっても過言ではありません。都市・生活型公害とも言われている今日のこれらの環境問題を克服するためには、この経済社会システムやライフスタイルを変えない限り、根本的に解決しません。

10 いまこそ私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムから脱却し、持続的な発展が可能な最適生産・最適消費・最少廃棄型の経済社会システムに移行しなければなりません。そのためには私たちの価値観を「環境倫理^{注1}」に根ざすものに変えていくとともに、自らのライフスタイルやビジネススタイルを環境に配慮したものへと転換するなど、私たち一人ひとりの意識・行動様式の転換が必要です。さらに地域社会を構成する府民、事業者、民間団体、行政などすべての主体がその責任と能力に応じて、環境に配慮した行動に自主的積極的に取り組むとともに、パートナーシップをもって取り組むことが必要です。

18 大阪府では、パートナーシップによる環境保全活動の促進や環境教育・環境学習の推進、環境情報の提供などによって環境パートナーシップを構築するとともに、環境影響評価制度の推進・拡充、環境マネジメントシステムの確立、経済的手法の活用、グリーン購入の推進、さらにエコビジネス振興のための支援などによって環境に配慮した経済社会への変革をめざすなど、「環境配慮のための仕組み」をつくります。もちろん、府自らも率先して取り組んでいきます。

24 さらに、このような仕組みづくりに加えて、すべての主体が日常生活や事業活動において環境への配慮意識を持ち、実践行動へと結びつけられるよう「環境配慮のための行動指針^{注2}」を示し、普及させていきます。

27

注1 環境倫理：次の3つの視点に価値観を変革すること。（第1部第1節「計画の理念」を参照）

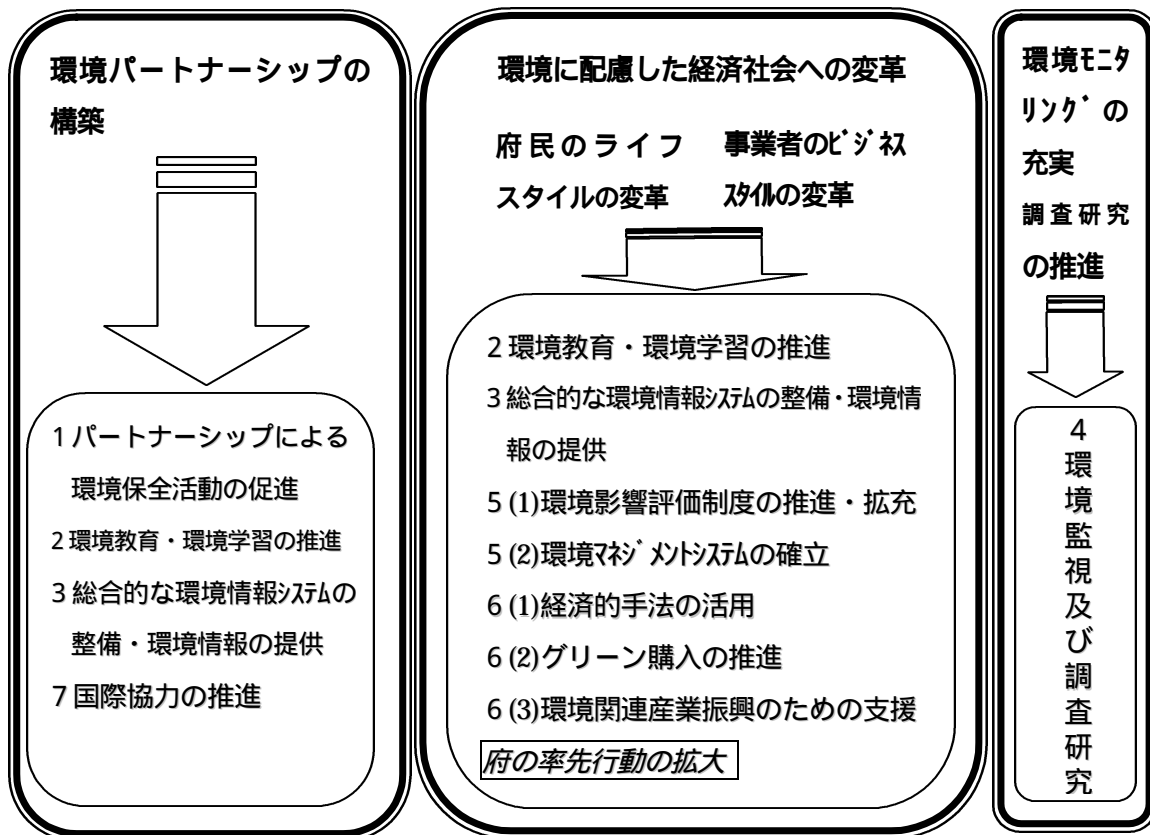
将来の世代に環境上の「負の遺産」や資源浪費型システムを残さないこと（持続性の確保）

エネルギーや物質の取得と廃棄について地域内で可能な限り完結させ、他の地域に正当な代償なく負の要因を添加しないこと（自律性の確保）

すべての生物・生態系に対して負の要因を転嫁しないこと（共生・共存性の確保）

注2 環境配慮のための行動指針：経済社会システムやライフスタイル・ビジネススタイルを変えるためには、私たち自身の日常生活や事業活動における環境への配慮が必要です。このため、第4部第2章で「環境配慮のための行動指針」を掲げることによって、本章とあわせて各主体の自主的積極的な環境配慮への取り組みを促しています。

環境配慮のための仕組みをつくる



第2節 取り組みと目標

1 パートナーシップによる環境保全活動の促進

(1) 現状

持続的な発展が可能な経済社会システムを構築するためには、府民、事業者、民間団体や行政など地域を構成する各主体が共通の目的をもって連携・協働しながら自主的積極的に取り組んでいく環境パートナーシップ^注を構築しなければなりません。

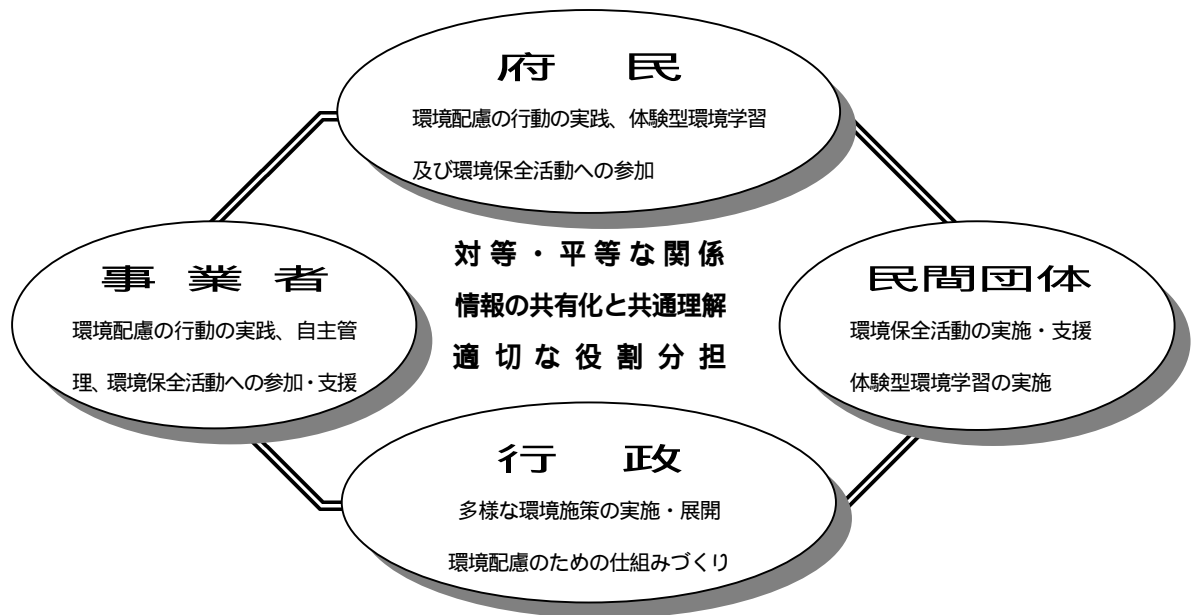
大阪府では、府民、事業者、民間団体や市町村からなる「豊かな環境づくり大阪府民会議」を運営するとともに、毎年、「豊かな環境づくり大阪行動計画」を策定し、パートナーシップによる各主体の自主的積極的な取り組みを促進しています。

また、「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」においては、「ごみ減量化・リサ

^注 環境パートナーシップ：府民、事業者、民間団体、行政が対等・平等な関係に立ち、連携・協働しながら各主体がそれぞれの役割と責務をよく理解し、共通の理解に基づき責任を持って環境保全活動を行うこと。

1 イクルアクションプログラム」に基づき、府民、事業者、行政のパートナーシップのもと、具体的な実践活動や啓発活動を行っています。

2
3 さらに、自然環境の保全では、放置され荒廃の進む里山林の保全や人工林の間伐に取り組んだり、住宅地内に残された雑木林の維持管理を行うグループ、昆虫類や植物群落の保全に取り組むグループ、山や川のクリーン活動を行うグループなど環境NGO・NPOや環境ボランティアが各地で活動を行っています。



20 環境パートナーシップの構築（イメージ図）

21 (2) 課題

22 環境パートナーシップによる各主体の自主的積極的な取り組みを促進するためには、
23 各主体の取り組み状況を発表したり、情報交換をしたりする交流の場や機会が必要です。
24
25

26 府民、事業者、民間団体と行政とのパートナーシップによる環境保全活動を積極的
27 に行っていく必要があります。

28 特に環境保全活動の取り組みに大きな役割を果たすことが期待されている環境
29 NGO・NPOなどの民間団体とのパートナーシップによる取り組みを進めるととも
30 に、こうした民間団体の環境保全活動を支援することが必要です。

31 (3) 取り組み

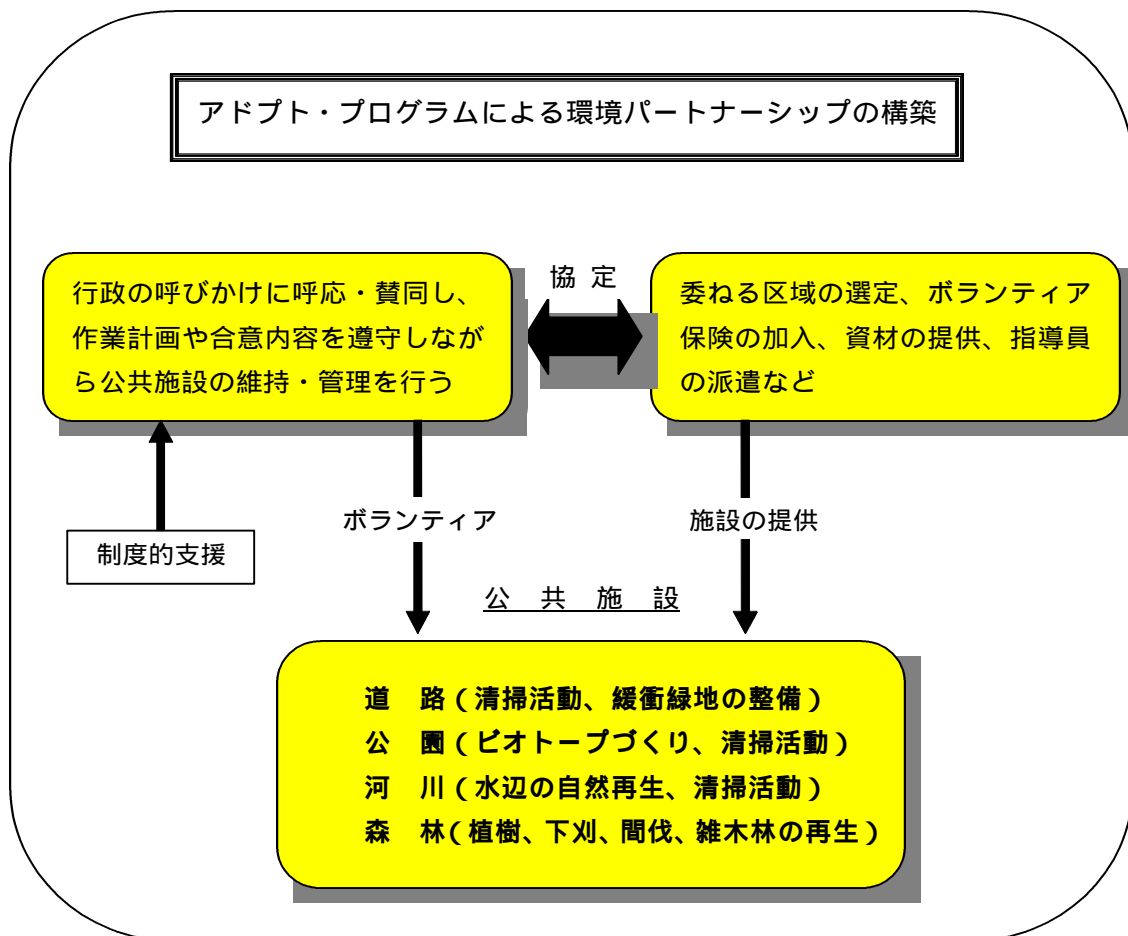
32 府民、事業者、民間団体、行政など各主体のパートナーシップによる取り組みを推進
33 するために、各主体の交流の場を提供したり、機会づくりを行います。また、環境
34 NGO・NPOなど民間団体の環境保全活動を支援します。
35
36

1 府民、事業者、民間団体等各主体相互間の情報交換・交流の場づくり
 2 大阪府の環境ホームページ「エコギャラリー」において、府民が自由に環境に関
 3 する意見交換ができる「かんきょう交流ルーム」の運営や環境学習プログラム
 4 「かんきょうワンダーランド」などの充実に努め、府民や環境NGO・NPOの参加
 5 や交流を促進します。

6 府民、事業者、民間団体と行政とのパートナーシップによる環境保全活動の実施
 7 府民、事業者、民間団体とのパートナーシップによる「ボランティアの森」(ボラ
 8 ンティア活動用地)の設定や活動リーダーの養成、技術研修の場や機会づくりなど、
 9 継続的な森林・里山^注保全活動に取り組みます。

10 また、地域の沿道の環境美化や緑化を推進するため大阪府アドプト・ロード・プ
 11 ログラムに基づき、自治会や企業、府民等のパートナーシップによる道路環境の美
 12 化に努めるとともに、河川にも広げていくなどアドプト・プログラムによる環境パ
 13 ートナーシップの構築を図ります。

14 環境NGO・NPOなど民間団体の環境保全活動への支援
 15 府民参加のワークショップ方式による自然環境の復元や緑化活動、清掃活動など
 16 を行う環境NGO・NPOなどの民間団体を積極的に支援します。



^注 里山：集落の周辺にあり、かつては薪炭用木材や肥料用の枝葉、山菜などを採取していたアカマツ、コナラ、クヌギ、スギなどの二次林のこと。周辺の田畑まで含めている場合もある。

1 (4) 目標

項目	2010(平成22)年度
ボランティアの森の設定	一定面積の森林を有する30市町村で設定されています。
漁民の森づくり	府内5か所で実施
森林・里山保全活動	年間1,000人以上の子どもが参加
里山インストラクターの養成・認定派遣制度の創設	年間50人の認定・登録
棚田ボランティア	500人
ため池環境コミュニティ	30地区
「学校の森」活動のモデル校の選定	小中学校30校を選定・活動の実施
「府民の森」のフィールドとしての活用	・自然体験活動の実施 ・活動リーダーの養成
「こどもエコクラブ」の登録クラブ数	300クラブ

2
3
4
5
6
7
8
9
10



「緑の少年団」の活動



「学校の森」の活動

2 環境教育・環境学習の推進

(1) 現状

持続的な発展が可能な社会を実現するためには、地域を構成するすべての主体が、地域環境から地球環境にいたるまで、様々な環境問題への理解と認識を深めるとともに、それを実践行動に結びつけていかなければなりません。

そのためには、子どものときから身近な環境問題について日常的に考える習慣を身につけることが大切であり、学校における環境教育・環境学習を総合的に推進していくことが必要です。また、学校だけでなく、家庭、職場など地域社会においても、府民一人ひとりが、楽しみながら環境について学ぶことができるよう環境学習を生涯学習として推進していくことが必要です。

大阪府では、学校における環境教育・環境学習を支援するために、教員向けの環境教育の手引きや活用事例集、環境学習のプログラム集の作成・配布などを行っています。

また、地域の環境保全活動のリーダーを養成するための講習会を実施したり、子どもたちの環境に配慮した具体的な行動を促進するために、「こどもエコクラブ交流会^注」を開催するなど、社会における自主的な環境学習への支援にも努めています。

さらに、身近な場所で自然の仕組みや大切さを学ぶことができるよう学校緑化やビオトープづくりに対する支援に努めるとともに「府民の森」などにおける自然観察施設「ちはや星と自然のミュージアム」¹、「紀泉ふれあい自然塾（整備中）」などの自然学習の拠点づくりに取り組んでいます。



こどもエコクラブ交流会

(2) 課題

府内の小・中・高校における環境教育・環境学習については、「総合的な学習の時間」を活用するなど、今後もより一層積極的に授業に取り込んでいく必要があります。

環境問題に関して単に知識のみにとどまることなく、実際の行動に結びつけていくために、体験型の学習を重視する必要があることから、体験型学習を行う活動リーダーの養成や学習講座の開催を行うとともに、体験型の環境学習を実地研修する場やシステムづくりに取り組むことが必要です。

^注 こどもエコクラブ：地域において環境に関する活動を行う小・中学生のグループの総称。全国の小・中学生の継続的な環境活動を支援するため、環境省の委託事業として始まったもの。

1 特に、活動リーダーの養成にあたっては、地域の農林水産業者や専門家、ボランテ
2 ィアなどの人材活用の仕組みづくりを進めていく必要があります。

3 環境学習に関する様々な関連情報を収集・整理するとともに、府民にわかりやすい
4 環境学習情報の提供を行うなど、総合的な環境学習システムの構築が必要です。

6 (3) 取り組み

7 次代を担う子どもたちに学校生活の場において、多様な環境教育・環境学習機会が提
8 供されるよう取り組むとともに、すべての世代の人々が、様々な場や機会において、環
9 境について学んだことを実践していけるよう、体験型学習を重視した環境教育・環境学
10 習を推進します。

11 学校における環境教育・環境学習の推進

12 学校における体験的学習プログラムの作成や、「総合的な学習の時間」等を活用し
13 て環境NGO・NPOと連携し、環境体験学習アドバイザーや環境学習リーダー^注
14 を学校や職場などの要請に応じて出向いていく派遣システムを整備するなど子ども
15 たちが環境問題に自発的に取り組んでいけるよう支援します。

16 また、自然との関わりの中で営まれる「農林水産業」の体験を学校教育の一環と
17 して取り入れる動きを広げます。

18 社会における環境教育・環境学習の推進

19 ア 体験型環境学習の支援

20 学校、家庭、職場など地域社会においては、生涯学習として楽しみながら環境
21 について学び、主体的に実践していけるよう、体験型学習を重視した環境学習の
22 推進を図るため、環境NGO・NPOなど民間団体と連携し、「森林インストラク
23 ター」、「里山インストラクター」、「ため池環境アドバイザー」そして「水辺環境
24 リーダー」などの環境体験学習アドバイザーや環境学習リーダーを地域の人材等
25 を活用して、養成していきます。

26 また、自主的な体験学習活動を促進するため、府内の環境学習拠点施設におい
27 て、植物・野鳥の観察や化学実験教室、森づくり教室、ビオトープづくりなどを
28 通じた水辺教室などを通して自然環境の大切さを理解させる環境学習講座を開催
29 します。

^注環境体験学習アドバイザー：体験的な環境学習を行う際に里山や森林、水辺など環境に関する豊富な知識・技術を持った環境学習リーダー

指導者のこと（第3章第2節「自然とのふれあいの場の活用」も参照）。

「森林インストラクター」は（社）全国森林レクリエーション協会に登録した者に付与される称号で、森林についての“もの”知りであり、森林を訪れる人々と森林とのコーディネート役を果たす者。

「里山インストラクター」は農林作業体験や里山生活体験の指導者（仮称）のこと。

「ため池環境アドバイザー」は住民参加型組織「ため池環境コミュニティ」の構成メンバーで「コミュニティ・リーダー」を育成する者。

「水辺環境リーダー」は水辺の自然環境を保全・回復させることをめざして指導的な役割を担う者。

1 イ 体験型環境学習のフィールドづくり
 2 府内の体験型環境学習の拠点となるフィールドを、府民の森、府民牧場、青少
 3 年野外活動センター、青少年海洋センターなど既存の施設を活用して整備すると
 4 ともに、現在整備中の「紀泉ふれあい自然塾」については、総合的な自然体験や
 5 里山生活体験が行える拠点として整備します。

6 ウ 環境教育・環境学習の推進体制の整備
 7 総合的な環境学習システムの構築を図るために、環境教育・環境学習に関する
 8 様々な関連情報を収集・整理するとともに、インターネットを活用して府民にわ
 9 かりやすく、実践活動に役立つ環境情報を提供するため、既存の施設を活用した
 10 環境情報発信拠点（大阪府環境情報センター）を整備します。

11
 12 (4) 目標

項目	2010（平成22）年度
学校における環境教育・ 環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・府内のすべての小・中・高校に対し、「総合的な学習の時間」 等を活用した体験的な環境教育・環境学習の場の提供 ・環境NGO・NPOと連携し、体験学習アドバイザーや環境 学習リーダーを学校や職場などの要請に応じて出向してい く派遣システムの整備
社会における環境教育・ 環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人材を活用した体験学習アドバイザーや環境学習リーダーの養成 ・府内における体験的な環境学習フィールドの整備 ・総合的な環境学習システムの構築を図るために、環境学習に 役立つ環境情報を収集・整理し、提供できる総合的な環境情 報発信拠点の整備

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

【体験型学習を重視した環境教育・環境学習】



自然体験や里山生活体験を通した自然環境学習



3 総合的な環境情報システムの整備・環境情報の提供

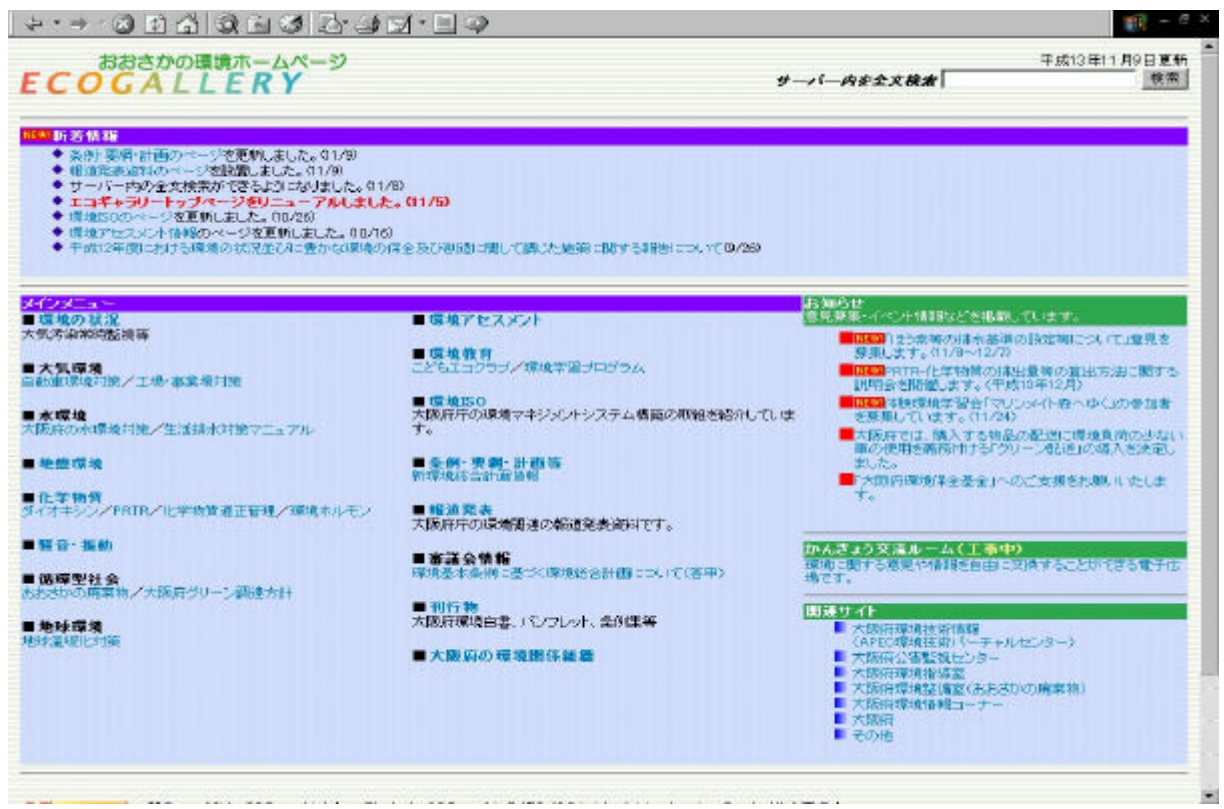
(1) 現状

大阪府ではこれまで府内の環境状況を把握するため、大阪府公害監視センターにおいて環境モニタリングデータを一元的に収集・管理するとともに、環境状況の解析・予測・評価などを行うために環境情報システムの整備に努めてきました。

また、環境情報の提供については、「環境の状況並びに豊かな環境の保全と創造に関して講じた施策」を中心に環境に関する資料を併せて取りまとめた「大阪府環境白書」を毎年、発行するとともに、府内の環境情報の提供施設として、昭和 59 年に「大阪府環境情報コーナー」を設置し、環境アセスメントや環境モニタリング結果などの情報を公開しています。

さらに、インターネットを活用した環境情報の発・受信として、大阪府の環境ホームページ「エコギャラリー」によって、府の環境施策等について情報発信を行うとともに、府民が自由に環境に関する意見交換ができる「かんきょう交流ルーム」の運営や環境学習プログラム「かんきょうワンダーランド」などのコーナーを設けて簡単な操作で環境学習ができる機会の提供を行うなど、環境情報の交流を促進しています。

その他、「大阪府環境技術情報」を A P E C 環境技術バーチャルセンターを通じて提供しています。



大阪府の環境ホームページ「エコギャラリー」(http://www.epcc.pref.osaka.jp)

1 (2) 課題

2 利用者のニーズに応じた的確かつ幅広い環境情報を、インターネット等を活用し
3 て、できるだけわかりやすい内容で提供していくことが必要です。

4 府民、事業者、民間団体などの自主的積極的な環境保全活動への取り組みを支援す
5 るために、各主体の取り組み状況などの情報を交換したり、相談ができるよう情報ネ
6 ットワークの構築が必要です。

7 利用者が容易に必要な環境情報を入手したり、情報交換や相談ができるよう情報窓
8 口の一元化を図るために、情報発信拠点の整備が必要です。

9

10 (3) 取り組み

11 これまでの環境行政情報や環境モニタリング結果だけでなく、環境教育・環境学習に
12 関する情報やエコビジネスに役立つ情報など利用者のニーズに応じた、的確で幅広い情
13 報を総合的に収集・整理し、できるだけわかりやすい内容で提供するとともに、利用者
14 が様々な意見や情報を交換できる情報ネットワークの構築など総合的な環境情報シス
15 テムを整備します。また、こうした総合的な環境情報を扱う府内の情報発信拠点を整備
16 します。

17 総合的な環境情報システムの整備

18 環境行政情報や環境モニタリング情報だけでなく、地域の環境保全活動や環境教
19 育・環境学習、エコビジネスに役立つ幅広い環境情報を総合的に収集・整理し、提
20 供していくために、インターネット等を活用したシステムを整備します。また、同
21 システムでは、府民、事業者、民間団体や行政（国、府、市町村）が環境に関する
22 意見・情報交換ができ、地域の環境保全活動に積極的に参加できるよう双方向の環
23 境情報ネットワークを構築します。

24 環境情報発信拠点の整備

25 総合的な環境情報システムを効率的かつ効果的に運用していくため、公害監視セ
26 ンターの機能を見直し、新たに環境情報発信拠点施設（大阪府環境情報センター）
27 として整備します。

28

1 4 環境監視及び調査研究

2

3 (1) 現状

4 環境の現況を正確に捉え、環境悪化を未然に防止するためには、環境モニタリング^{注1}
5 機能の充実が必要であることから、大阪府では、発生源、環境質、府民意識・影響とい
6 ったモニタリングについて市町村と連携を図り、実施しています。

7 また、新たな課題に対応するモニタリングとして、都市環境、自然環境を広域的に把
8 握するため、ランドサット^{注2}のデータも利用しています。

9 一方、現在起こっている様々な環境問題を解決し、持続的な発展が可能な経済社会シ
10 ステムを構築するためには、新しい環境技術の調査研究とその普及を図ることも大切で
11 す。大阪府では、多くの試験研究機関で環境技術に関する調査研究を行っています。例
12 えば、府立大学においては、大阪湾の環境管理に関する総合的な研究や循環型社会の構
13 築をめざした物質循環プロセスの構築に関する研究を行っており、府立農林技術センタ
14 ーでは、食品廃棄物の再資源化など「食のゼロ・エミッション技術」の研究開発や地理
15 情報システム（GIS）による森林資源情報のデータベースの構築に関する調査研究を
16 行っています。また、府公害監視センターでは、各種環境モニタリングを行うほか、大
17 阪湾の富栄養化に関する調査等を行っており、府立産業技術総合研究所では、廃棄物の
18 再資源化技術や環境汚染の防止等の研究を行っています。さらに、水産試験場・淡水魚
19 試験場では、水産資源生存環境及び生態系等に関する研究を行っています。

20

21 (2) 課題

22 環境の現況を正確に捉え、環境悪化を未然に防止するためには、環境モニタリング
23 の充実と適切な精度管理が必要です。

24 環境ホルモン^{注3}など微量化学物質に対する環境の現況把握の重要性が増しているこ
25 とから、的確な環境モニタリングや現況を踏まえた適切なリスク評価が必要です。

26 産・学・官や民間団体との連携による共同研究や技術開発を行うとともに、循環型
27 社会の構築や都市における自然環境との共生など社会的ニーズの高いテーマを設定
28 し、積極的に調査研究を推進していくことが必要です。

29

30 (3) 取り組み

31 環境モニタリングを充実させるとともに、環境ホルモンなど微量化学物質に対するモ

注1 環境モニタリング：大気、水質、騒音・振動等の生活環境や自然環境等の状況、環境汚染の発生源の追及・周辺への影響、さらに地域における府民意識など、広範囲にわたる情報の集積を図るもの。

注2 ランドサット：アメリカ航空宇宙局ナサ(NASA)の地球観測衛星のこと
(第1章第2節「ヒートアイランド対策」を参照)

注3 環境ホルモン：動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質のこと。(第2章第1節「基本認識」を参照)

1 ニタリングや適切なリスク管理機能を整備します。また、産・学・官が連携・協働して行
2 える調査研究体制を整備するとともに、社会的ニーズの高いテーマを設定します。

3 環境モニタリングの充実

4 大阪府公害監視センターにおいて、検査・分析の精度の維持向上を図るとともに、
5 環境モニタリングの適切な精度管理に努めます。

6 環境リスク管理機能の整備

7 環境ホルモンなど微量化学物質に対する環境モニタリングを実施し、府民が
8 環境リスク^注についての理解を深められるよう包括的な環境情報を整備します。

9 調査研究の推進

10 ア 調査研究体制の整備と研究開発の推進

11 府立の試験研究機関を中心として、国等の試験研究機関や大学、事業者と産・
12 学・官の連携による研究体制を整備します。

13 また、都市の緑化や親水空間の創出、生態系の保全など都市における自然環境
14 との共生に関する調査研究を積極的に推進します。

15 イ 研究成果の普及・移転

16 研究によって得た様々な環境技術については、中小企業等への技術移転に努め
17 るとともに、移転を円滑に進めるためアドバイザーボード（経営懇話会）の設
18 置を検討するなど、府は試験研究機関や大学、事業者とのコーディネート役を果
19 たします。

20

^注環境リスク：化学物質が環境を経由して人の健康や生態系に悪い影響を及ぼすおそれのこと
（第2章第2節「有害化学物質による環境リスクの低減・管理」を参照）

1 5 事業活動における環境への配慮

2

3 経済活動の主要な担い手である事業者は、他の主体に比べ、環境に与える負荷が大きい
 4 ことを自覚し、事業活動においては資源やエネルギーの削減、廃棄物の発生抑制、資源利
 5 用の合理化等環境への負荷を総合的に低減するよう努めるとともに、汚染物質の排出抑制
 6 や自然環境への影響に配慮するなど環境の保全と創造に向けた取り組みを積極的に行うこ
 7 とが求められます。また、これまでのように環境法令の遵守だけでなく、事業者自らが環
 8 境配慮への取り組み方針を決め、それを実行し、評価して改善していくといった自主的か
 9 つ継続的な環境管理システムの導入や、製品づくりにおける「拡大生産者責任^注」を果た
 10 すライフサイクルアセスメントなどによって事業活動の中に環境配慮を組み込んでいくこ
 11 とが求められます。

12

13 (1) 環境影響評価制度の推進・拡充

14 現状

15 環境影響評価制度は、事業者が環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実
 16 施に先立って、地域環境の十分な調査や事業の実施に伴う環境への影響を予測・評
 17 価し、その結果を公表して住民の意見を聴くとともに、事業の実施以後の影響を調
 18 査・把握することによって環境保全について適正な配慮を行う制度です。この制度
 19 は、環境悪化を未然に防止し、持続的な発展が可能な経済社会システムを構築して
 20 いく上で、極めて重要な制度といえます。

21 府では、昭和 59 年 2 月に制定した「大阪府環境影響評価要綱」に基づき環境影
 22 響評価の検討・審査を行ってきましたが、平成 10 年 3 月に、事業の実施以後に環境
 23 調査を行うことや住民等の意見を聴く機会を増やすなど、制度を一層充実させた「大
 24 阪府環境影響評価条例」を制定し、平成 11 年 6 月から全面施行しています。

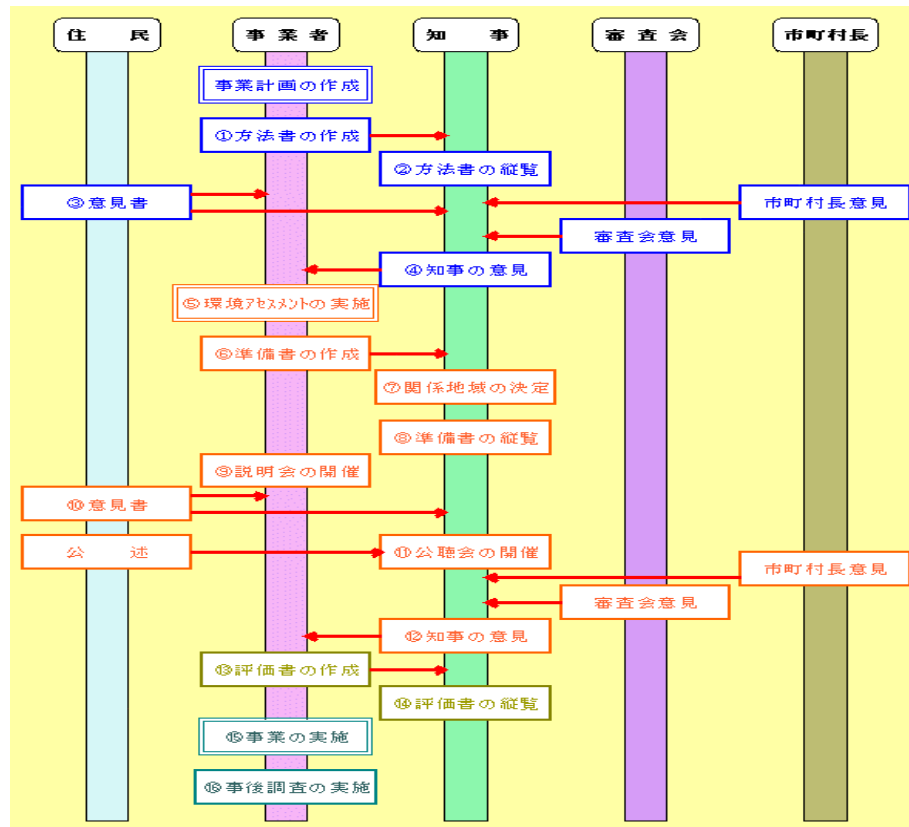
25 現在、「環境影響評価法」及び「大阪府環境影響評価条例」に基づき、環境影響
 26 評価制度を推進しています。

27 環境影響評価の対象事業

	道路	河川	鉄道	飛行場
一定規模	発電所	廃棄物処理施設	下水道終末処理場	工場又は事業場
以上の	建築物	公有水面の埋立	土地区画整理事業	新住宅市街地開発事業
19種類	工業団地の造成	新都市基盤整備事業	流通業務団地造成事業	開発行為
	採石の事業	発生土の処分の事業	その他の事業(から までのうち2以上の複合開発)	
一定規模以上の埋立等を伴う港湾計画				

^注 拡大生産者責任 (EPR): 何らかの環境負荷を発生させる製品を生産した場合、当該生産者に対して、それに伴う環境コスト負担の責任を負わせるルールのこと。OECD (経済開発協力機構) が提唱。製品づくりにおける「ライフサイクルアセスメント (LCA)」が主な手法の一つ。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30



環境影響評価の手続の流れ

課題

大阪府環境基本条例第8条においては、府の施策策定や実施にあたって、豊かな環境の保全と創造を図る見地から環境に十分配慮することとされていることから、制度のより一層の充実が必要です。

環境影響評価制度については、これまでの事業実施段階における環境影響の評価だけでなく、事業に先立つ計画や施策策定の段階から環境配慮を行うため、制度の拡充を図る必要があります。

取り組み

現行の事業実施段階における環境影響評価を推進するとともに、事業に先立つ計画や施策策定の段階における環境配慮を行うため、戦略的環境アセスメントの導入等の検討により、環境影響評価制度の拡充を図ります。

目標

項目	2005（平成17）年度	2010（平成22）年度
戦略的アセスメントの制度化及びその運用	大阪府が自ら実施する事業で、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、導入に向けた調査・検討を実施、制度化	運用を踏まえ、適用範囲の拡大など制度の拡充

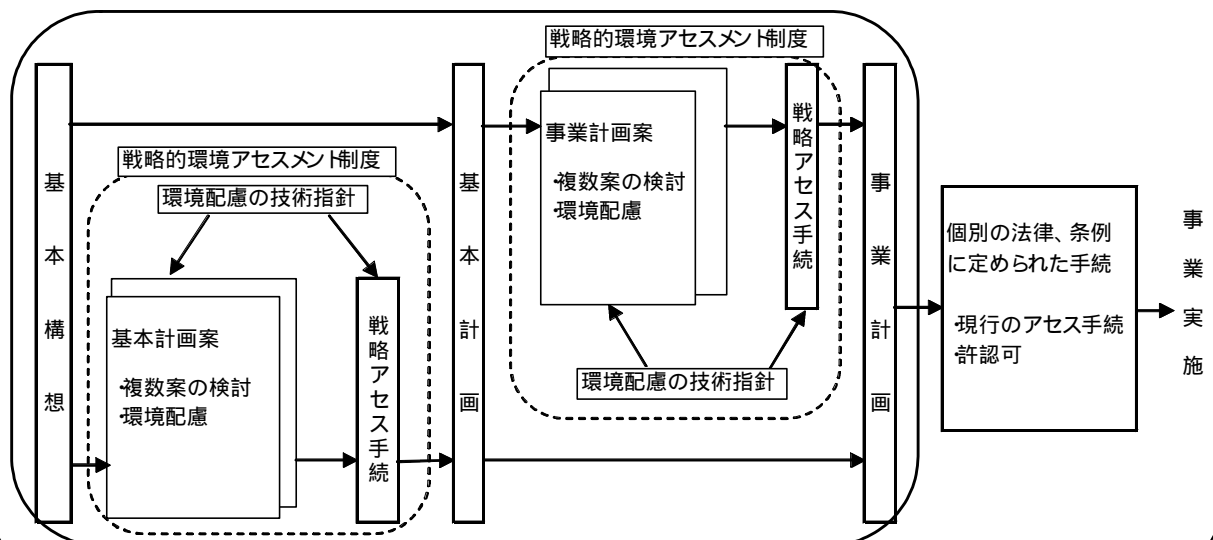
1
2 **戦略的環境アセスメントとは**

3 戦略的環境アセスメントは、図 に示すように、現行の環境影響評価が原則として、事業実施段階に
4 おける単独の大規模事業等を対象にしているのに比べ、相互に関連する個別事業の累積的・複合的な環
5 境影響を及ぼす広域的な開発計画等を対象にするなど、評価の領域を拡大するとともに、意思決定のよ
6 り早い段階である施策・計画策定段階における環境影響評価を行うことにより、計画等の策定に当たっ
7 て、環境への十分な配慮を行うための仕組みです。

	生活環境・自然環境等への 影響	累積的・複合的な環境への 影響
施策・計画策定段階	戦略的環境アセスメント	
事業実施段階	現行の環境影響評価	

15 戦略的環境アセスメントのイメージ（図 ）

16 戦略的環境アセスメントの手続は、基本計画や事業計画等個々の計画の策定プロセスに即した最も効
17 果的な時期に行われます。具体的に計画の典型的な策定プロセスに即して考えてみると、まず、計画策
18 定者は、社会・経済・環境など様々な要素を検討して複数の計画案を作成します。次に、これらの計画
19 案について、戦略的環境アセスメントの手続きが行われ、複数の計画案について、環境への影響を相対
20 的に比較評価します。その結果、環境配慮に関する情報が形成され、計画策定者は、この情報を判断要
21 素に入れて計画を策定します。複数の計画案の策定や戦略的環境アセスメントの手続は、適正な環境へ
22 の配慮を確保するための基準となる「環境配慮の技術指針」に基づいて行われます。こうした計画の策
23 定プロセスと戦略的環境アセスメント制度の関係を示したのが図 です。



24
25 計画の策定プロセスと戦略的環境アセスメント制度の関係（図 ）

1 (2) 環境マネジメントシステムの確立

2 現状

3 環境マネジメントシステムは、企業経営や財務管理等で使われているP D C A
4 (Plan Do Check Action) サイクルを環境保全活動の仕組みとして取り入れたもの
5 です。このシステムの普及促進を図るために、国際標準化機構が規格化を図り、平
6 成8年9月にI S O 14001 (環境I S O) として発効しています。

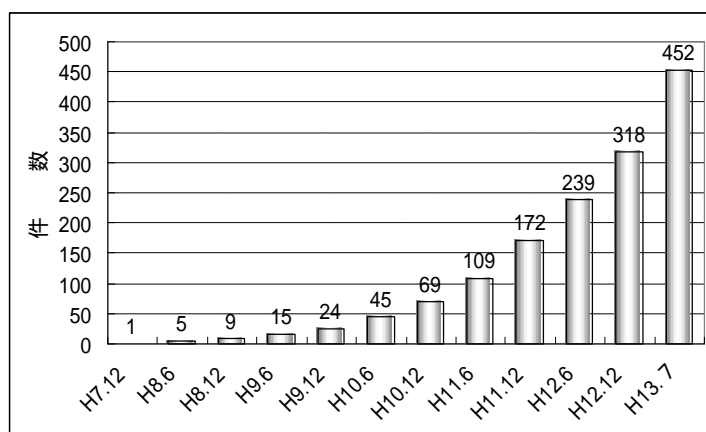
7 最近では、これに加え、レスポンスブルケア (化学物質に対する自主管理活動)
8 などにより、事業活動における自主的な環境管理の徹底がすすめられつつあります。

9 府では、事業者及び消費者としての立場から自ら率先して、府のあらゆる事務事
10 業に環境への配慮を徹底するため、平成9年3月に「環境にやさしい大阪府庁行動
11 計画(エコアクションプラン)」を策定し、省エネルギーやリサイクル、グリーン購
12 入などの取り組みを積極的に行っています。また、エコアクションプランに基づく
13 取り組みを一層、充実強化するため、平成11年2月には本庁舎、同年8月には環境
14 にやさしい水づくりを一層推進するため村野浄水場において、環境I S Oを取得す
15 るとともに、府内の事業者へ環境I S Oに関する情報を提供するなど、自主的な環
16 境管理活動の促進に努め

17 ています。

18 府内の環境I S Oの取得状
19 況をみると、取得件数はここ
20 1、2年急速に伸びており、
21 府内企業の環境マネジメント
22 システムへの関心が高いこと
23 がわかります。しかし一方で、
24 府内企業の多くを占める中小
25 企業の環境I S O取得は難し
26 く、取り組みがすすんでいないのが現状です。

27 このような環境マネジメントシステムを効果的に進めていくものとして、
28 環境会計^{注1} や環境報告書^{注2}、製品づくりにおけるライフサイクルアセスメント^{注3}な
29 どがあります。



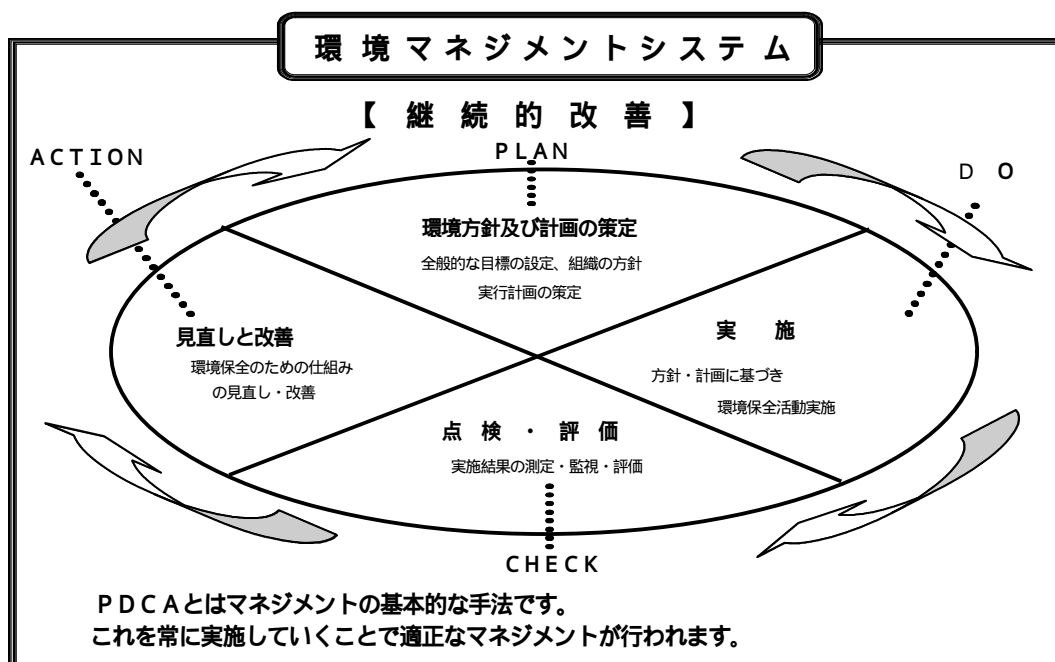
府内の環境I S O取得件数の推移

^{注1} 環境会計：企業が行う環境保全活動の費用とその効果を主として貨幣単位で把握(測定)し、分析し、公表すること。自主的な環境管理を行う上で、役に立つツールの一つ。

^{注2} 環境報告書：事業者が経営責任者の緒言、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況、環境負荷の低減に向けた取り組み状況等について取りまとめ、一般に公表するもの。自主的な環境管理を行う上で、役に立つツールの一つ。

^{注3} ライフサイクルアセスメント(LCA)：製品に関わる原材料の採取から、製造、流通、使用、廃棄に至るすべての段階を通して、環境への影響を定量的に把握(測定)し、評価すること。自主的な環境管理を行う上で、役に立つ(特に製造部門)ツールの一つ(第1章第2節「環境に配慮したエネルギー利用の促進」を参照)。

1 府では、水道部が平成 12 年に環境会計を導入するとともに「府営水道環境報告書」
2 に掲載し、広く府民に公表しています。



15
16
17 **課題**

18 環境マネジメントシステムについては、府自ら率先して導入の拡大を図ってい
19 く必要があります。

20 府内の事業者に対して、環境マネジメントシステムの導入やレスポンシブルケ
21 ア活動など事業活動における自主的な環境管理を促進していく必要があります。
22 特に環境ISO取得が困難な中小企業等の事業者に対しては、簡易な方法による
23 環境マネジメントシステムの普及を促進する必要があります。

24 環境マネジメントシステムを効果的に進めていくために、環境会計や環境報告
25 書、ライフサイクルアセスメントの導入について、事業者への普及を図るととも
26 に、導入方法の検討を行う必要があります。

27 **取り組み**

28 環境マネジメントシステムについては、府自らが率先して導入の拡大を図ってい
29 くとともに、事業者への取り組みを促進していきます。

30 また、環境会計や環境報告書については、事業者への普及・啓発を積極的に図り
31 ます。

32 **ア 事業者としての大阪府の率先行動の推進**

33 自主的な環境管理を徹底するため、本庁舎で構築した環境マネジメントシステ
34 ムを出先機関に拡大します。

35 **イ 府内事業者への取り組みの促進**

36 府内の中小企業に環境ISOの取得を促進するため、ノウハウの提供や取得資

1 金の融資を行うとともに、環境ISOの簡易な方法として環境省が提供している
2 「環境活動評価プログラム（エコアクション21）」や、その大阪版である「大阪
3 エコアクション宣言」の普及を図るなど、環境マネジメントシステムの導入を積
4 極的に支援します。

5 環境会計や環境報告書については、企業の発行した環境報告書をホームページ
6 で紹介するなど普及・啓発に努めるとともに、環境省の環境会計支援システムの
7 活用や、関係団体と連携したセミナー等の開催を通じて、導入の促進を図ります。

8
9 目標

項目	2005（平成17）年度	2010（平成22）年度
ISO14001 認証取得及び 環境活動評価プログラム登録件数	800 件以上	1,000 件以上

10
11 環境ISO認証取得事業所数（都道府県別）

都道府県	認証取得事業所数
東京都	682
愛知県	516
神奈川県	421
大阪府	452
全国	6,786

12 （注）平成13年7月現在
13

6 経済的手法等による環境負荷の低減

経済活動によって生じる環境への負荷を低減するためには、これまでのような直接的な規制だけでなく、経済的なインセンティブを与えることにより市場メカニズムを通じて環境負荷を低減するような仕組みづくりが必要です。また、持続的な発展が可能な経済社会システムを構築するためには、事業活動における環境への配慮だけでなく、環境に配慮した消費行動を行うことも重要であり、そのための仕組みづくりが必要です。

(1) 経済的手法の活用

現状

従来の規制的手法については、公害防止など環境保全関係法令に基づく規制・指導など、基本的な手法として広く活用され、環境保全上の支障の防止に効果を発揮してきました。しかしながら、現在、起こっている様々な環境問題の多くは、これまでの環境法令の規制対象となっていないものや、私たちの日常生活や事業活動などに起因するため発生源が不特定多数となっているものです。こうした状況に対応するためには、従来の規制的手法のほかに、経済的インセンティブを与えることにより市場メカニズムを通じて各主体を環境へ配慮した行動に誘導していく「経済的手法」が有効です。

経済的手法は、大きく分けると課税^{注1}や課徴金など経済的負担を課す手法と補助金など経済的助成を与える手法の2つがあります。経済的負担を課す手法は、製品やサービスの取引価格に環境コストが適切に反映されるため、都市・生活型公害、廃棄物問題、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出など不特定多数の者の社会経済活動から生ずる環境負荷を低減させる点で有効性が期待されます。しかしながら、府独自に導入する場合には課題も多くあります。その主な課題は、これまで誰もが無制限に使ってきた「環境」に対する負荷をいかにして費用として算定するか、その適当な負担水準を設定するのが難しいことや、課税対象によっては逆進性があり^{注2}不公平感が生じること、さらに近隣府県なども含め広域的に導入しなければ環境保全の効果が得られないことなどがあります。

一方、経済的助成を与える手法については、府はこれまで、中小企業に対する公害防止資金の融資制度をはじめ、低公害車の普及促進を図るための購入資金の融資制度・自動車取得税における優遇税制、さらに脱フロン関連機器の導入等にあたっての産業活性化資金融資など様々な助成に努めています。

^{注1} 環境税として制度化する場合、税の創設のほかに、既存の税に環境保全の目的から重課したり、優遇したりする税制の活用があります。

^{注2} 課税対象によって逆進性があるとは、環境負荷の大きい製品に消費税のように一定の税率をかけると、低所得者に高負担となります。

主な経済的手法とその特徴

経済的手法	制度の概要	特徴
税制	<p>【税の活用】</p> <p>〔超過課税〕 特別に財政上の必要がある場合には、自治体の判断によって、標準税率と異なる高い税率を条例で定めることができる。</p> <p>〔不均一課税〕 公益上その他の事由により必要がある場合には、一般の税率と異なる（低い）税率を定めることができる。</p> <p>【税の創設】</p> <p>〔法定外目的税〕 新設にあたっては、総務大臣への事前協議及び同意を要する。しかし、一定の要件を満たせば、大臣は同意しなくてもよい。 一定の要件とは、次の要件に該当するものについては賦課することができる。 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。 前2号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場メカニズムに組み込まれることによって、これまで反映されていなかった環境負荷による社会的損失（費用）を財やサービスの価格に反映させることができ、費用面から汚染をコントロールできる。 ・具体的な対応策は個々の経済主体が行うことから、最も効果的な社会的費用となるほか、行政コストも抑制できる。 ・規制基準が達成されると削減機能が失われる直接規制と異なり、対策技術の向上次第で、費用をさらに削減できるため、長期的な排出削減効果がある。 ・アナウンス効果が大きい。 ・排出削減のための技術開発の促進が期待できる。 ・新たな税収を確保できる。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適当な負担水準を見出すのが難しい。 ・課税対象によっては逆進性がある。 ・率を変更するのが難しい。 ・事業者に対する負担が大きくなると、大阪の産業再生を妨げるおそれがある。 ・都道府県単位で行うには他の自治体との連携が必要
手数料（課徴金）	<p>限定的な行為に伴い支払を義務づけるもので、通常、支払額に応じたサービスが提供される。 地方自治法第227条、第228条では、条例により特定の者のためにするものについて手数料（課徴金）を徴収することができる。</p>	
排出権許認可取引制度	<p>予め定められた汚染物質の排出量等を個々の主体に一定量を排出許認可という形態で割り当てておき、汚染物質を排出する主体間の排出許認可に関する取引市場をつくることで、全体として効率的に排出削減を図る制度</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出総量を直接規制できる。 ・経済情勢によって政策効果が低下しない。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出権取引市場の創設に係る問題（コストや排出権の割り当て方など） ・市場の公正な運営の確保
デポジット制度	<p>製品の価格に預託金を上乗せし、その製品が貯蔵所、処分場、リサイクルセンター等に返却されたときに預託金が払い戻される制度</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人々のリサイクル意識を高める。 ・リサイクル技術の向上を促進する。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集～リサイクルのルートや預託金の返還システムを新たに整備する必要がある。 ・都道府県単位で行うには他の自治体との連携が必要
補助金・助成金	<p>環境汚染を少なくしたり、環境資源を回復する活動に対して財政的に支援する制度</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税と同様の効果がある。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染者負担原則の観点から問題 ・府の財政難

課題

経済的負担を課す手法については、府独自で設定でき、環境保全効果のある手法を検討していく必要があります。ただし、経済的負担を課す手法の導入は、新たな負担を府民や事業者に求めることから、経済的助成を与える手法と組み合わせるなど、府民や事業者の理解と協力が得られるよう社会的な合意形成に努める必要があります。

1 取り組み

2 経済的手法の導入にあたっては、適当な負担水準や適用範囲等について、広域的
3 な影響を考慮しながら、その適切な活用について検討します。また、経済的負担を
4 課す手法の導入にあたっては、新たな負担を府民や事業者に求めることから目的に
5 応じて、経済的負担と助成を組み合わせるなど、府民や事業者の理解と協力を得ら
6 れるよう社会的な合意形成に努めます。

7 ア 廃棄物対策に係る経済的手法

8 廃棄物対策に係る経済的手法の活用については、一般廃棄物（ごみ）処理費用
9 の有料制やデポジット制、製品課徴金など、ごみの発生抑制・リサイクルを促進
10 する経済的手法について市町村等とともに検討します。

11 特にごみ処理費用の有料制は、一般廃棄物（ごみ）の減量化やリサイクルへの
12 取り組みの努力が報われ、ごみ処理に係る負担の公平性が図れるとともに、ごみ
13 の減量化に有効な手法であることから、ごみ処理費用の有料制に対する府民の理
14 解を得るため、その意義や効果、必要性等についての情報の提供に努めるなど、
15 有料制の導入に向けた市町村の取り組みを支援します。

16 イ 地球温暖化対策に係る経済的手法

17 地球温暖化対策に係る経済的手法の活用については、二酸化炭素の排出量の削
18 減を目的とした炭素税の導入が国レベルで検討されていますが、地方公共団体も
19 地球温暖化対策については大きな役割を担っており、財源確保などの観点からも
20 地方税の対応が必要であると考えます。したがって、今後は国際的な動向も踏ま
21 えながら、必要に応じて国に対して働きかけなどを行っていきます。

22 ウ 自動車公害対策に係る経済的手法

23 自動車公害対策に係る経済的手法については、低公害な車の一層の普及促進を
24 図るため、既に導入されている自動車税のグリーン化に加え、助成制度の充実や
25 幅広い税制の活用、駐車場利用料金割引制度などを検討します。

26 また、円滑な交通流の確保を図るため、経済的手法を取り入れた交通需要マネ
27 ジメント（TDM）施策について検討します。

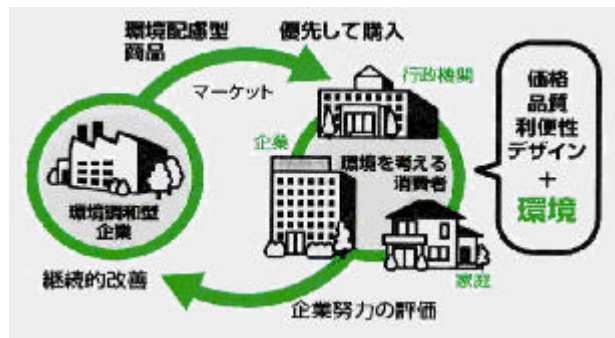
28

1 (2) グリーン購入の推進

2 現状

3 消費者の消費行動における環境配慮を促すためには、商品やサービスを購入する
4 際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境配慮」の視点を重視して、環境への負
5 荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入するグリーン購入(調達)^{注1}を推
6 進していくことが大切です。グリーン購入は誰でも身近にはじめることができる環
7 境配慮への取り組みの一つです。

8 グリーン購入を推進することは、消費者の環境配慮を促すだけでなく、環境に配
9 慮した製品(グリーン商品)の市場
10 が広がり、事業者に製品開発を一層
11 促すことにつながります。特に、主
12 要企業や行政などの大口調達者が率
13 先してグリーン購入を行うことは、
14 グリーン商品の価格引き下げにつな
15 がり、一般に普及しやすくなります。



16 府はこれまで府内の大口調達者として、エコアクションプランに基づき、率先し
17 てグリーン購入を推進してきましたが、平成13年4月に全面施行された「国等によ
18 る環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」を受けて、新たに「大
19 阪府グリーン調達方針」を定め、グリーン購入のより一層の推進を図っています。

20 また、府民や個人事業者などに対しては、「豊かな環境づくり大阪府民会議」を通
21 じて、府内のスーパーや百貨店の協力を得てグリーン商品の販売・購入や簡易包装
22 の実施・協力、買い物袋の持参(マイバック)を呼びかける「グリーン購入キャン
23 ペーン/NO!!包装キャンペーン」をはじめ、府内のスーパーや百貨店などのグ
24 リーン商品の販売状況を把握する店舗調査を実施するなど「グリーン購入推進運動
25 注2」を行っています。

26 さらに、府内の大口調達者である主要企業や市町村に対しては「グリーン購入
27 ネットワーク(GPN)^{注3}」を通じてグリーン購入の普及促進を図るとともに、
28 ISO14001認証取得企業等により、「大阪グリーン産業創造ネットワーク」を組織
29 し、グリーン購入の普及促進を図っています。

注1 グリーン購入(調達): 一般にはグリーン購入と呼びますが、事業者や行政がグリーン商品を購入する場合は、グリーン調達と呼びます。

注2 グリーン購入推進運動: 豊かな環境づくり大阪府民会議が主体となって取り組む共通運動の一つ。
このほかに、スイッチオフ推進運動やアドリングストップ運動、エコイベント運動、マイバック持参運動、分別収集推進運動があります。

注3 グリーン購入ネットワーク(GPN): グリーン購入を促進するために平成8年2月に設立された消費者、企業、行政からなる全国的なネットワークのこと。

1 課題

2 府内の大口調達者である府自らが率先してグリーン購入のより一層の推進を図
3 っていく必要があります。

4 府民のグリーン購入に対する認知度がまだまだ低いことから、一般消費者や個
5 人事業者に対する認知度を高めることが必要です。

6 府内の主要企業に対しても、グリーン購入を促進する必要があります。

7 取り組み

8 府自らのグリーン購入をより一層推進していくとともに、キャンペーン等の実施
9 により府民へのグリーン購入を促進していきます。また、大口調達者である府内の
10 主要企業や市町村にも購入を促進するよう取り組みます。

11 ア 消費者としての大阪府の率先行動の推進

12 「大阪府グリーン調達方針」に基づき、グリーン調達のより一層の推進を図ると
13 ともに、調達における事業者の選定に当たっては、環境ISOの取得や環境活動
14 評価プログラムへの登録を行っている事業者を優先するなどの方策を検討します。

15 また、物品の配送にあたっては、環境負荷の少ない車の使用を納入業者などに
16 求めるグリーン配送を府が率先して実施するとともに、関西広域連携協議会や大
17 阪自動車公害対策推進会議などを通じて民間事業者にも普及を働きかけます。

18 イ 府民、事業者、民間団体等へのグリーン購入の促進

19 一般消費者や個人事業者、民間団体に対しては、「豊かな環境づくり大阪府民会
20 議」などを通じて、キャンペーン等によるグリーン購入の普及・啓発を積極的に
21 図ります。また、環境配慮型商品を選択する際に役立つエコマークなど環境ラベ
22 ルの普及にも努めます。

23 府内の主要企業や市町村に対しては、グリーン購入ネットワークへの参加をす
24 ずめ、グリーン購入ネットワークの活動を通じてグリーン購入の促進を図ります。
25 また、ISO14001 認証取得企業等からなる大阪グリーン産業創造ネットワー
26 クの活動を通じて、会員の購入の促進を図ります。

27

1
2
3

環境ラベルとは

環境ラベルとは、環境にやさしい製品やサービスを選んでもらうために、製品やサービスの環境情報を製品やパッケージ、カタログ、宣伝広告などに表示するラベルのことで、グリーン購入の際に大変、役に立つ情報です。

国際標準化機構（ISO）では環境ラベルを3つのタイプに分けて規格化しています。

タイプ1・・・第三者機関が一定の基準に基づいて認証するレベルです。わが国では財団法人日本環境協会が提供しているエコマークがあります。

タイプ2・・・企業によって独自に環境宣言の規格を定めたものです。企業が自ら製品やサービスに環境に配慮を主張する場合のルールやテスト方法などを定めた規格で「環境宣言」と呼ばれます。

タイプ3・・・環境負荷情報を定量的に表示するものです。これは環境負荷についての科学的なデータを数値化して情報公開するもので、出された情報をいかに読み取るかは製品を購入する消費者自身にゆだねられています。

ISOで規格化された3つのタイプのほかに、分別回収促進のために「資源有効利用促進法」指定表示製品につけられる識別マークも「環境ラベル」に含まれます。

「豊かな環境づくり大阪府民会議」が、グリーン購入推進の啓発用チラシなどで掲載している主な環境ラベルを紹介します。



エコマーク



グリーンマーク



再生紙使用マーク



牛乳パック再利用マーク

4

1 (3) 環境関連産業振興のための支援

2 現状

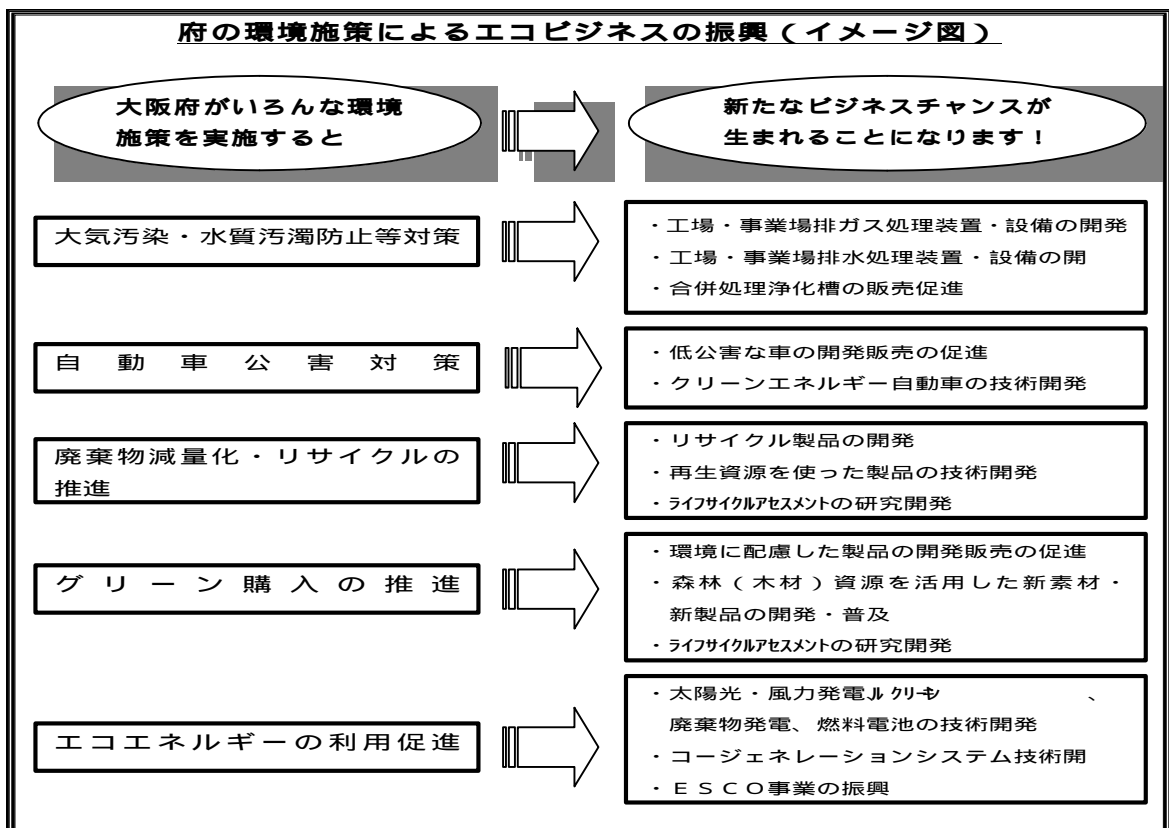
3 近年、環境に配慮した製品開発による新事業の展開やリサイクル産業の成長など、
4 環境関連産業（エコビジネス）が注目を集めています。持続的な発展が可能な経済
5 社会システムを構築するためには、経済社会システムの中に環境配慮を組み込んで
6 いくことが必要であり、エコビジネスの発展は不可欠です。

7 また、エコビジネスは、国際的にも環境配慮がグローバルスタンダード（国際標
8 準）化しつつある中で、企業が国内外の市場における競争力を高めるためにも不可
9 欠であるとともに、事業者にとっても新たなビジネスチャンスを生む分野といえま
10 す。

11 これまでは、工場や事業場など固定的な汚染発生源に対する直接的な規制により、
12 排ガス処理・排水処理装置など公害防止に関連した装置・設備等の技術開発が促進
13 されてきましたが、今後は都市・生活型公害や廃棄物問題、地球温暖化などの様々
14 な環境問題に適切に対応する環境施策の実施によって、多様な分野での環境関連技
15 術の研究や製品開発が進み、これによって新たなエコビジネスが振興し、発展して
16 いくものと考えられます。

17 こうした新たなエコビジネスの振興・発展により、中小企業等の参入が期待され
18 ますが、技術力や企画力が十分に整備されているとはいえない状況にあるものも多
19 く、また、例えば循環資源の再生利用などの分野では、採算性の見通しが見つからない、
20 あるいは対応する技術開発が遅れているなど課題も多く残されています。

21 府の環境施策によるエコビジネスの振興（イメージ図）



1 課題

2 エコビジネスへの参入を図ろうとしている事業者を支援するため、事業者の必
3 要とする環境情報を容易に提供できるような情報システムを整備するとともに、
4 情報交換などビジネス交流ができる機会づくりを行う必要があります。

5 循環資源の再生利用など取り組みが遅れている分野での環境保全技術の開発を
6 支援するため、産・学・官の連携による研究体制を整備する必要があります。

7 事業化に向けた中小企業等への技術移転を円滑に進めるために、試験研究機関
8 や大学、事業者とのコーディネートを行う必要があります。

9 取り組み

10 エコビジネスを振興するため、環境情報を容易に提供できる情報ネットワークシ
11 ステムの整備など総合的な環境情報システムを整備することによって、新規事業者
12 の参入を支援します。また、産・学・官の連携による研究体制の整備や環境技術を
13 コーディネートすることによって、事業者の新規事業化を支援します。

14 ア エコビジネスに役立つ情報の提供

15 エコビジネスに役立つ環境情報を収集・整理し、提供していくためにインター
16 ネット等を活用したシステムを整備します。また、同システムでは、事業者が意
17 見・情報交換などビジネス交流ができるよう情報ネットワークを構築します。

18 イ 調査研究体制の整備

19 エコビジネスに役立つ新たな環境技術について府立の試験研究機関を中心とし
20 て、国等の試験研究機関や大学、事業者と産・学・官の連携による研究体制を整
21 備します。

22 ウ 新規事業化に向けた支援

23 事業化に向けた中小企業等への技術移転を円滑に進めるために、アドバイザー
24 ーボード（経営懇話会）の設置を検討するなど、府は試験研究機関や大学、事業
25 者とのコーディネート役を果たします。

26 また、中小ベンチャー企業の新規事業化を支援するために、未利用の環境技術
27 関連特許（グリーンパテント）に関する調査・検討・マッチング等を行います。

28

1 7 国際協力の推進

2

3 (1) 現状

4 開発途上国においては、急激な人口の増加や急速な工業化に伴い、森林等の植生の減
5 少、水資源の枯渇、砂漠化の進行、野生生物の減少等の問題に直面しています。また、
6 人口の集中、自動車の急速な増加等による都市・生活型公害により、かつてわが国が経
7 験した以上の環境汚染や自然破壊が見られます。さらに、こうした従来型の環境問題に
8 直面する一方、大規模開発や経済活動優先によって地球温暖化やオゾン層の破壊など地
9 球的規模の環境問題への影響も懸念されています。

10 しかしながら、多くの開発途上国では、資金、技術、人材、あるいは制度的基盤等の
11 不足により、公害問題に対して十分な対応が困難な状況にあり、対策を進めるためには、
12 自国の努力に加えて、先進国等の経済的技術的支援が不可欠となっています。

13 一方、先進国にとっても、京都議定書に盛り込まれた「クリーン開発メカニズム
14 (CDM)^注」を活用して、開発途上国において温室効果ガスの削減につながる事業を
15 実施することは、自国の温室効果ガスの削減目標を達成するという観点からも重要にな
16 っています。

17 このような背景から、開発途上国等への国際協力には国レベルの協力だけでなく、事
18 業者、民間団体、地方自治体など地域としての協力も期待されています。

19 府では、国際協力事業団(JICA)と連携し、環境分野の政府開発援助における環
20 境ミッションやプロジェクトへの専門家の派遣、研修員の受け入れ等に積極的に協力し
21 ています。

22 また、1992(平成4)年にわが国ではじめての環境関係の国連機関として、大阪府及
23 び滋賀県に設置された国連環境計画(UNEP)国際環境技術センター
24 (UNEP-IETC)の活動を、同センターの支援組織として設立した財団法人地球
25 環境センター(GEC)を通じて支援し、開発途上国等への環境技術の移転に協力して
26 います。

27 さらに、府独自でもかつての深刻な大気汚染や水質汚濁等の公害を克服してきた経験
28 や先進的な環境保全技術及び公害防止施策のノウハウを活かして、府と友好関係にある
29 インドネシア東ジャワ州や中国上海市と環境保全のための国際交流を進めています。

30 このような国際交流に加えて、1995(平成7)年に大阪で開催されたアジア太平洋経
31 済協力会議(APEC)を契機に、ポストAPEC事業として府をはじめとする関西の
32 自治体や企業、研究機関等からなる「APEC環境技術交流促進事業運営協議会」を発

^注 クリーン開発メカニズム(CDM): 先進国の資金・技術支援により、開発途上国等において、温室効果ガスの排出削減等につながる事業を実施し、その事業によって生じる削減量の全部または一部に相当する量を先進国が排出枠として獲得し、その国の削減目標の達成に利用できる制度のこと。

1 足させ、「A P E C環境技術交流バーチャルセンター」を開設するなど、アジア諸国に
2 向けた環境情報の発信を行っています。

3 4 (2) 課題

5 J I C AやU N E P - I E T Cをはじめとする国際機関を支援するとともに、パ
6 ートナーシップによる開発途上国等への環境技術の移転を行うことが必要です。

7 また、アジア地域を中心に友好都市の提携を結ぶとともに、環境技術のノウハウ
8 の移転だけでなく、専門家の派遣や研修生の受け入れなど相互の技術交流を促進す
9 ることも必要です。

10 開発途上国をはじめとする国際的な環境協力を推進するためには、インターネット
11 を活用した国際的な情報ネットワークへの参加が必要です。

12 13 (3) 取り組み

14 「U N E P国際環境技術センター(大阪)」等の国際機関と連携・協働して開発途上国
15 等への技術支援を行うとともに、府が蓄積してきた環境保全技術や公害防止施策のノウ
16 ハウを開発途上国等に移転するため、J I C A等と協力して専門家の派遣や研修生の受
17 け入れを積極的に行うなど、パートナーシップによる国際協力を推進します。また、イ
18 ンターネットを活用して、開発途上国等をはじめ世界に向けて発信します。

19 国際機関とのパートナーシップによる国際協力の推進

20 「U N E P国際環境技術センター(大阪)」と連携・協働するとともに、同センタ
21 ーの支援組織として設立した財団法人地球環境センター(G E C)に対して、職員
22 の派遣を引き続き行います。

23 また、国際エメックスセンター^注を支援するとともに、同センターが行う事業に
24 参画します。

25 パートナーシップによる国際技術協力の推進

26 J I C Aが実施する研修事業に協力して、財団法人地球環境センター(G E C)
27 とともに、開発途上国からの研修員に対する技術研修を実施します。

28 また、J I C Aと連携し、インドネシアの地方自治体職員を対象にした国別特設
29 研修を実施するとともに、大阪府と友好関係にあるインドネシア東ジャワ州とは、
30 インターネットを活用して環境保全に関する交流を進めます。

31 国際的な情報ネットワークへの参加

32 A P E C環境技術交流促進事業に積極的に参画するとともに、インターネットを
33 活用して環境保全技術や、法制度の解説、環境の状況等について、開発途上国等を

^注 国際エメックスセンター：大阪湾や瀬戸内海などの閉鎖性水域の環境保全と適正な利用をめざす研究や情報交流の中核をなす国際的な組織として1994(平成6)年に発足した組織

1 はじめ世界に向けて環境情報を発信します。

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12



東ジャワ州の執務室の風景

1 第3節 府の率先行動の拡大

2
3 環境総合計画を推進する立場にある大阪府は、府民や事業者、民間団体などすべての主
4 体の模範とならねばならず、また、府自らが事業者、消費者としての側面を持つことから、
5 環境マネジメントシステムの確立やグリーン購入の推進など環境の保全と創造に資する取
6 り組みを率先して実行していきます。また、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上にも努
7 めます。

8 9 (1) 大阪府庁率先行動計画の策定

10 大阪府では、平成9年度から13年度を計画期間として「環境にやさしい大阪府庁行動
11 計画(エコアクションプラン)」を策定し、省エネルギーやリサイクル等の取り組みを
12 推進するとともに、環境負荷改善状況調査を実施し、計画の点検を行ってきました。

13 このエコアクションプランは、府の率先行動計画の基本となるもので、環境マネジメ
14 ントシステムの確立やグリーン購入の推進、低公害車の普及促進などもエコアクション
15 プランに基づくものです。

16 今後は平成14年度に新たな率先行動計画を策定し、これまでの取り組みのさらなる
17 拡大を図り、あらゆる事務事業に環境配慮を徹底することをめざします。

18 19 (2) 環境マネジメントシステムの確立

20 本庁舎においては平成11年2月、環境マネジメントシステムの国際規格である
21 ISO14001を認証取得し、エコオフィスや公共工事における環境配慮などの取り組み
22 【別表、参照】を推進しています。また、出先機関についても同年8月に府営水道の村
23 野浄水場において認証取得しており、大阪府公害監視センターにおいても現在、認証取
24 得に向けて取り組みを進めています。今後は本庁舎等で確立したエコオフィスの取り組
25 みを府庁のすべての出先機関に拡大し、府庁全体の環境マネジメントシステムの確立を
26 図ります。

27 28 (3) グリーン購入の推進

29 平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購
30 入法)」が施行されたことにより、これに伴い、府では、「大阪府グリーン調達方針」を
31 定め、府におけるグリーン購入の一層の推進を図ります。

1 【大阪府グリーン調達方針の概要】

2 物品等の調達にあたっては、性能、機能、品質、価格に加え、環境に対する負荷を考慮して、
3 調達の目的に支障がない範囲において、環境負荷の低減に資する物品等の調達に努める。

4 <平成 13 年度において取り組む物品等とその調達目標>

分野	数値目標
紙類	80%以上 (A4判換算枚数)
納入印刷物	80%以上 (契約件数)
文具類	100% (金額)
OA機器	90%以上 (台数)
自動車	100% (台数)

5

機器類、家電製品、照明、制服・作業服、インテリア・寝装、 作業用手袋、設備、公共工事、役務
数値目標については、今後設定する。

6

7 (4) エコエネルギーの導入

8 省資源、省エネルギーの取り組みを促進させるために、大阪府が率先して府有施設に
9 太陽光発電・風力発電などの新エネルギーやESCO事業等を導入する取り組みを進め
10 ており、今後も府有施設への率先導入を図ります。

11

最近の主な率先導入事例(予定を含む)

エネルギーの種類	施設名称	出力・規模・種類等	事業年度
ESCO事業	府立 母子保健総合医療センター	民間資金活用型 省エネ率 25.1%	平成 13 年度
太陽光発電	村野浄水場	出力 ; 360kw	平成 12 年度
	府立農林技術センター 新実験棟	出力 ; 20kw	平成 13 年度
	安威川流域下水道中央処理場	出力 ; 300kw	平成 13 年度
	三島浄水場	出力 : 360kw	平成 14 年度
	紀泉ふれあい自然塾	出力 : 18kw	平成 15 年度
コージェネレーションシステム	警察本部棟 (仮称)	600kw × 2 基	平成 14 年度

エネルギーの種 類	施 設 名 称	出力・規模・種類等	事業年度
氷蓄熱システム	府立国際会議場	3,500 冷凍ト (12306kw・h)	平成 12 年度
	大阪府警察江口単身寮（仮称）	1,000 冷凍ト (3024000kcal)	平成 12 年度
小型風力発電	ちはや 星と自然のミュージアム （府民の森 ちはや園地）	エコトイレのヒーター 用補助電力	平成 12 年度

（ 5 ）府有施設の緑化推進

「大阪府自然環境保全条例」に基づき、緑化用樹木の配付をはじめとする様々な緑化施策を展開しており、府有施設については、「大阪府施設緑化基準」に基づく緑化の推進に取り組んでいます。特にスペースに限りのある市街地においては、自然と共生する社会の実現やヒートアイランド現象の緩和などの視点から、屋上緑化の推進が効果的な手法であると考えられており、その普及を図るためのモデルとして、平成 13 年度に大阪府庁本館屋上に屋上庭園（350m²）を整備しています。今後、このようなスペースの有効利用による施設緑化についても積極的に取り組んでいきます。

（ 6 ）公用車の低公害化

「大阪府低公害車導入指針」及び「公用車の低公害車への代替方針」に基づき、府公用車について、天然ガス自動車やハイブリッド自動車、LEV-6（京阪神六府県市指定低排出ガス車）などの低公害な自動車を率先導入します。現用のディーゼル車については原則として平成 13 年度中に全車両の低公害化を図り、ガソリン車についても新規登録から 13 年を超える車両は低公害化を図ります。これにより、13 年度中に 160 台（全公用車の 3 分の 1）を低公害化し、NOx 排出量を 55%削減します。

（ 7 ）大阪府職員環境ボランティア活動の推奨

府民一人ひとりの環境保全意識の向上を図るため、大阪府職員自らが率先して環境ボランティア（無報酬）活動に積極的に参加するよう推奨します。

平成 14 年度大阪府新規採用予定職員も参加する森林保全活動
（モデル実施 於 泉南市堀河）



大阪府本庁舎における環境ISOの概要

基本的事項	適用範囲	大阪府本庁舎における事業活動 大阪府が発注する公共工事
	計画年次	平成13年度から16年度
	実施主体	環境行政推進会議(議長:大阪府知事)
環境管理基本方針		平成10年12月8日策定 (平成12年8月22日、平成13年8月28日改定) (別紙参照)
重点的な取組事項		省エネルギー、省資源、リサイクル、グリーン調達 公共工事における環境配慮
推進体制	計画(PLAN)	・環境行政推進会議が実施主体 ・環境管理責任者(環境管理監)が進行管理
	実行(DO)	・庁内環境総括責任者(各部次長)が実施責任者 ・環境推進員(総括担当主査等)(現員90名)が 職場で推進
	点検(CHECK)	・環境監査役(1名)を設置し、内部環境監査を実施
	見直し (ACTION)	・大阪府環境行政推進会議が計画の見直し

環境管理基本方針

1 基本理念

かけがえのない地球を守り、健全で恵み豊かな環境を将来に引き継いでいくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、すべての主体が協働して、環境への負荷が少ない循環・共生を基調とする社会を構築していかなくてはなりません。

大阪府では、「大阪府環境基本条例」に基づき、環境の保全と創造に向けた府民や事業者の自主的な取り組みを促進するため、各種の施策・事業を積極的に推進するとともに、本府自身が事務事業において「環境」という尺度を持ち、率先して環境配慮の行動に取り組むため、本庁舎について環境マネジメントシステムを構築し、平成11年2月、国際標準に則した環境ISO(ISO14001)の認証取得を行いました。

また、平成12年3月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、「大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画」を策定し、平成16年度までに府庁全体の事務事業で発生する温室効果ガスの量を平成10年度と比較して5%削減するという目標を掲げました。この目標を達成するため、本庁舎で構築した環境マネジメントシステムを出先機関等へも積極的に拡大するとともに、市町村や事業者、府民にも呼びかけ、環境の負荷の少ないまちづくりを進めてまいります。

2 基本方針

(1) 21世紀を先導する環境都市大阪の実現をめざします

大阪府環境基本条例の理念である、人のこころがかよいう豊かな環境の保全と創造をめざし、率先して、庁内に環境マネジメントシステムを確立・運用し、環境都市・大阪の実現をめざします。

(2) 環境負荷低減の取り組みを総合的に推進します

本庁舎において、直接及び間接的に環境に与える影響を総合的に把握し、環境目的、環境目標を定め、環境負荷低減の取組を進めてまいります。また、下記の項目については、特に優先して取り組みます。

電気使用量の削減等の省エネルギーを推進します。

コピー用紙使用量の抑制等の省資源を徹底します。

廃棄物処分量の削減等のリサイクルを推進します。

大阪府グリーン調達方針を定め、グリーン調達を推進します。

購入物品等の配送に環境負荷の少ない車を使用するグリーン配送を推進します。

府の発注する公共工事における環境配慮を推進します。

(3) 全ての職員が一步一步着実に取り組みます

職員があらゆる事務活動において、環境にやさしい行動が定着することをめざし、環境負荷低減の取り組みを一步一步着実に進め、環境保全の継続的な改善を図ります。

(4) 法規制、受け入れを決めた要求事項を遵守します

環境に関連する法令及び受け入れを決めた要求事項を遵守し、継続的な環境保全に取り組みます。

(5) 環境方針を一般に公表します

この環境方針は、全職員に周知徹底するとともに、庁内外に公表します。

平成13年8月28日

大阪府環境行政推進会議 議長 大阪府知事 太田 房江

1 第4部 計画の効果的推進

3 第1章 計画の推進体制と進行管理

5 第1節 計画の推進体制

7 本計画に掲げられた長期的な目標の実現を確実なものとし、第3部で掲げた取り組みを効果
8 的に推進するためには、各主体が環境に配慮した取り組みを優先して行動することが極めて重
9 要です。本計画を推進する立場にある大阪府は、内部の計画推進体制としては、環境基本条例
10 第22条に基づき、府内部の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、豊かな環境の保全及
11 び創造に関する施策を推進するための体制として「環境行政推進会議」を設置しています。ま
12 た、府民、事業者、民間団体や市町村などとの協働により、豊かな環境の保全及び創造に関す
13 る施策を積極的に推進するための体制として「豊かな環境づくり大阪府民会議」を組織してい
14 ますが、環境基本条例の理念やこの計画の目標達成に向け、引き続き、これらの会議を適切に
15 運営していきます。

16 さらに、各部局において実施する個別事業について、この計画を十分に踏まえることはもと
17 より、横断的な課題についても部局の枠組みを越えた相互の連携を図り、総合的な視野に立っ
18 て施策を推進するとともに、この計画の基本方向に基づいて環境部門の体制を改め強化してい
19 きます。また、国や近隣府県、府内市町村との関係においても連携を強めていきます。

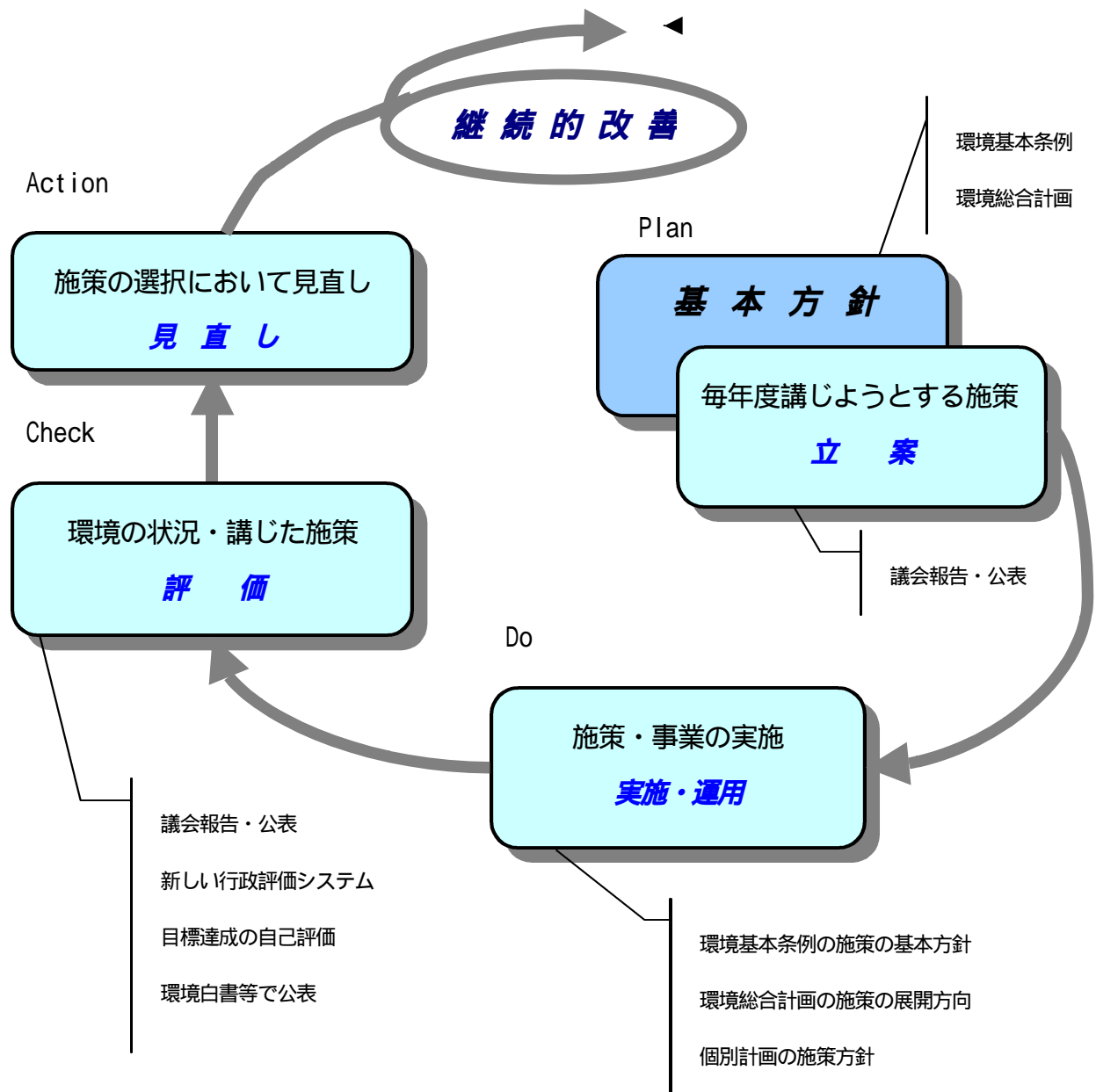
21 第2節 効果的な進行管理

23 私たちが直面する環境の危機を解決し、「豊かな環境都市・大阪」の実現に向け着実に行動し
24 ていくために、より効果的な進行管理・点検評価のシステムが必要です。

25 環境基本条例第10条の規定により、府は、毎年度、年次計画の報告(第2項)と環境の状況と
26 施策の実施内容の報告(第1項)を府議会に行うとともに、環境白書などにおいてとりまとめ
27 て、府民の皆さんをはじめ広く公開しています。また、府は、行政評価システムにより、一つ
28 ひとつの施策など効果を公開しています。

29 今後は、環境の状況、目標達成に向けた取り組みの進捗状況や施策や事業の内容を、さらに
30 分かりやすく公開できるよう努めるとともに、各主体の目標達成に向けた行動についてもその
31 進行管理に役立つように、環境に関する情報の公開に努めていきます。

32 また、PDCA(Plan Do Check Action)による環境マネジメントシステムによる進行管理・
33 点検評価システムの具体化を図り、計画の目標達成に向け継続的改善ができるようにします。



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

PDCAサイクルによる進行管理・点検システムの概念図

立案 (Plan) 段階

○ 基本方針

人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造にむけた基本的な方向としては、環境基本条例に掲げられた基本理念や、本計画で掲げた中長期的な目標、また、分野ごとの個別計画において設定する具体的な目標などを施策等の方針とします。

○ 豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策の報告

環境基本条例第10条により、毎年度の実施プログラムとして、講じようとする施策を府議会に報告するとともに公表を行います。

1 実施・運用（Do）段階

2 環境基本条例第7条の施策の基本方針を踏まえながら、本計画の施策の展開に掲げた具体的
3 な配慮事項、個別計画の配慮事項、さらに、事業ごとの配慮事項に留意し、施策や事業を実
4 施・運用します。

6 評価（Check）段階

7 環境基本条例第10条により、毎年度、環境の状況と、豊かな環境の保全及び創造に関して講
8 じた施策を府議会に報告するとともに公表します。また、府が確立する透明でわかりやすい行
9 政評価システムによる評価を行います。さらに、目標の評価においては、「大阪21世紀の総合計
10 画」の元気リストの活用や、環境保全目標などの達成状況を考慮します。

12 見直し（Action）段階

13 施策評価等をもとに、施策の内容や選択について見直しを行います。

14
15 このPDCAによる環境マネジメントシステムによる進行管理・点検評価システムの確立に
16 より、今後も大きく変化していくことが考えられる社会情勢に柔軟かつ適切に対応できるよ
17 う、必要に応じて目標や計画自体の見直し、修正を行います。なお、府は、このPDCAサイ
18 クルの各段階において、計画、環境の状況、施策の実施内容と評価の結果などについて、府民
19 みなさんへの情報の公開に努めます。また、これらの情報は、できるだけ分かりやすいものと
20 し、すべての主体の目標達成に向けた取り組みの進行管理にも役立つものとなるよう努めま
21 す。

23 第3節 財源の確保

24
25 この計画に掲げられた諸施策や取り組みを着実に実施するためには、必要な財源を確保する
26 必要があります。

27 府としては、本計画の進捗状況などを勘案して、限られた貴重な財源のもとで豊かな環境の
28 保全と創造のために何をすべきかを見極め、施策の重点化を図るとともに、必要な財源の確保
29 に努め、環境保全活動を支援する基金や助成制度の充実を図ります。

30 また、府民、事業者、民間団体、市町村などのすべての主体が、それぞれの自主的な行動を
31 推進するためには、それぞれにおいても財源の確保に努力することが大切です。

32 一方、国に対しては、府や市町村が地域の実情に応じて自主的かつ積極的に環境の保全と創
33 造に関する施策を実施していくため、今後とも必要に応じ国の制度改革や財政上の措置を強く
34 要望していきます。

1 第2章 環境配慮のための行動指針

2

3 第1節 行動指針の性格

4

5 「豊かな環境都市・大阪」を構築するためには、大阪というまちを支えているすべての
6 主体が、「環境倫理^注」に基づいた価値観への変革を進めるとともに、自らのライフスタイル
7 やビジネススタイルを転換していかなければなりません。そのためには、大阪で暮らし、
8 学び、働く私たち一人ひとりが常日頃から環境配慮の意識を身につけるとともに、積極的
9 な実践行動に結びつけていくことが必要です。また、このように私たち一人ひとりの意識・
10 行動様式を環境に配慮したものへと変えていくことは、大量生産・大量消費・大量廃棄型
11 の経済社会システムから脱却し、21世紀も持続的な発展が可能な経済社会システムへと移
12 行するために必要不可欠なことです。

13 ここでは、日常生活や事業活動を営む上で必要な環境配慮についての理解を深めていた
14 だくため、日常生活と事業活動のそれぞれにおける「環境配慮のための行動指針(ガイド
15 ライン)」を掲げました。

16 「日常生活における行動指針」では、まず、私たちの暮らしを「環境配慮の視点」から
17 みつめなおすことからはじめ、そして、より具体的な行動へとつなげていけるように日常
18 生活の場面ごとにいくつかの行動事例を紹介しています。なお、「日常生活における行動指
19 針」は、府民のみなさんだけでなく、事業者、民間団体、行政など他の主体の方々も配慮
20 すべき指針として示してあります。

21 一方、「事業活動における行動指針」では、事業活動は、日常生活に比べ環境への負荷
22 の程度が大きいことから、事業者には環境に配慮した行動がより一層求められます。そこ
23 で、事業者が事業活動においてどのように環境に配慮していくべきかについて、いくつか
24 の視点を示した上で、より具体的な行動事例を業種ごとに紹介しています。なお、「事業活
25 動における行動指針」は、事業者の方々はもちろん、事業者としての側面を持つ行政(大
26 阪府及び市町村)にも配慮すべき指針として示してあります。

27 この行動指針の普及・浸透を図ることによって、私たち一人ひとりが環境への配慮意識
28 を持つとともに、みんながいっしょになって行動することによって、持続的な発展が可能
29 な「豊かな環境都市・大阪」を実現しましょう。

30

^注環境倫理：次の3つの視点に価値観を変革すること(第1部第1節「計画の理念」を参照)

将来の世代に環境上の「負の遺産」や資源浪費型システムを残さないこと(持続性の確保)

エネルギーや物質の取得と廃棄について地域内で可能な限り完結させ、他の地域に正当な代償なく負の要因を添加しないこと(自律性の確保)

すべての生物・生態系に対して負の要因を転嫁しないこと(共生・共存性の確保)

1 第2節 日常生活における行動指針

2

3 「身近な環境を愛する心や行動が環境を守る」と言っても、私たちにできることとはど
4 んなことでしょうか。「どうせ自分一人がやったって、どうにもならない」とあきらめて
5 しまう人がほとんどではないでしょうか。確かに個人の力でできることは限られているた
6 め、環境に配慮した行動をしたからといってすぐに良くなるわけではないかもしれません。

7 しかし、たとえそれが私たち一人ひとりのささいな環境への配慮であっても、無数に積
8 み重なることによって、私たちの住む地域の環境を良くし、ひいては自然環境や地球環境
9 を良くしていくことにつながるのです。

10 そこで、まず、私たちのくらしが、身近な環境にどれくらい負荷を与えているかを自分
11 の目でみて、感じる、くらしや行動スタイルをみつめることからはじめてみましょう。そ
12 して、発見や疑問に気づくことで、環境を良くしていくためにできることから具体的な取
13 り組みにつなげていくようにしましょう。

14

15 1 日常生活における環境配慮の視点

16

17 (1) 歩く、みる、感じることから始めませんか

18 身近なところを歩いたり、みたり、感じたりしてみませんか。そして、日々の生活
19 をみつめてみませんか。「環境問題なんて自分とは関係ない、自分一人で考えてもしか
20 たがない」と、思われるかもしれません。でも、ほんとうにそうなのでしょう。自
21 分のいるまちや、身近な自然がもっと良くなれば、という思いはだれもがもっている
22 はずです。もっと良くするために、もう一度、身のまわりのようすや自分のくらしぶ
23 りなど、身近なことから振り返って、そして、みんなで考えてみませんか。

24 まず、自分の目でみて、自分の感覚で、感じることからはじめてみませんか。

25 あなたのまちや、身近な自然、くらしや行動スタイルを、少し視点を変えて眺め
26 てみましょう。家庭ではどうですか、学校、職場(オフィス)、地域ではどうです
27 か。無駄なこと、もったいないことなどありませんか。あなたのまわりの生活空
28 間をみつめなおしてみませんか。

29

30 (2) 身近な環境はどのようにみえますか。くらしや行動スタイルはどう 31 ですか

32 みなれたまちや公園、いつもどおりの生活、でも、少し気分や視点を変えて身の
33 まわりのようすをみると、いろんな新しい発見や疑問がでてくるのではないでしょ
34 うか。知らず知らずに見過ごしていることはないですか。

35 環境を良くしていくための第一歩は、あなたの身近な環境をみつめなおすこと、
36 感じること、そして気づくことです。

1 私たちはいろんなことでまわりの環境に影響を与えています。例えば、何気なく使っているモノでも、それを買うとき、使うとき、捨てるときにおきるいろんなことを考えてみましょう。何か新しい発見や疑問がありましたか。どのように感じましたか。家庭ではどうですか、学校では、職場では、邪魔くさがってやらないことなどありませんか。使い捨てが身についていませんか。

7 (3) まちや身近な自然がどうあればいいと思いますか

8 子どものころや昔のようす、いろんなまちや自然のようす、思い出したり、くらべてみるうちに、「まちや身近な自然がこうだったらいいな」、「これから、こんなことをはじめよう」など、いろんな思いに気づく人が多いのではないのでしょうか。

11 あなたの思いに少しでも近づくために、何ができるか、どうしたらできるか考えてみませんか。できることからはじめてみましょう。あなたの家のまわりの風景、家から学校や職場までの道のり、昔と今とではどうですか、環境は良くなっていますか。このままでいいのでしょうか。

16 (4) 私はこんなことに取り組んでいます

17 一人でもできることがあります。例えば、環境を考えた日常の買い物や生活の仕方などです。環境を良くしていくための二歩目は、あなたが気づいたことを、行動にしてみる事が大切なのです。

20 いろんなことを、もっとたくさんしていきたいのです。「まちや自然、くらしや行動スタイルがこうだったら」との思いを実現するために、いろんな取り組みが始まっています。あなたも取り組んでみませんか。家庭でできること、学校でできること、職場でできること、そして地域の取り組みへ参加すること。あなたの思いや感じたこと、気づいたことをそのままにしないで、行動に移してみましょう。

27 (5) みんなで取り組んでいきませんか

28 そして、さらにみんなで取り組んでいけば、もっとたくさんの方ができるようではないのでしょうか。

30 テーマを毎年決めて、お年寄りも障害を持つ人も、子どもたちも一緒になって、みんなで取り組んでいきましょう。家庭では家族いっしょになって取り組みましょう。学校や職場ではみんなでいっしょになって取り組みましょう。地域での取り組みに参加してみましょう。

1 (6) 行動の輪を広げませんか

2 取り組みの輪を大阪全体に広げてみませんか。私たちの日々の生活は日本中の、そ
3 して世界中の人と資源によって支えられています。そして、私たちの環境も、他の地
4 域や世界と密接に関係しています。日本中の、そして世界中の人のくらしや環境も、
5 大阪と同じように大切なものです。それぞれができることをお互いに協力しながら取
6 り組んでみませんか。

7 いろんな地域や国々の人、グループ、企業、自治体との出会いでは、まず相手の
8 ことを知り、自分たちのことを知ってもらうことが第一歩です。その中から、新
9 たな輪を広げていきましょう。

10
11 2 日常生活における行動事例の紹介

12
13 私たちの身近なくらしは、私たちが思っている以上に、環境にさまざまな負荷を与えて
14 いることを改めて気づいたのではないのでしょうか。さあ、次は、あなたのできることから
15 具体的な取り組みにつなげていくようにしましょう。

16
17 (1) 家庭生活における主な行動事例

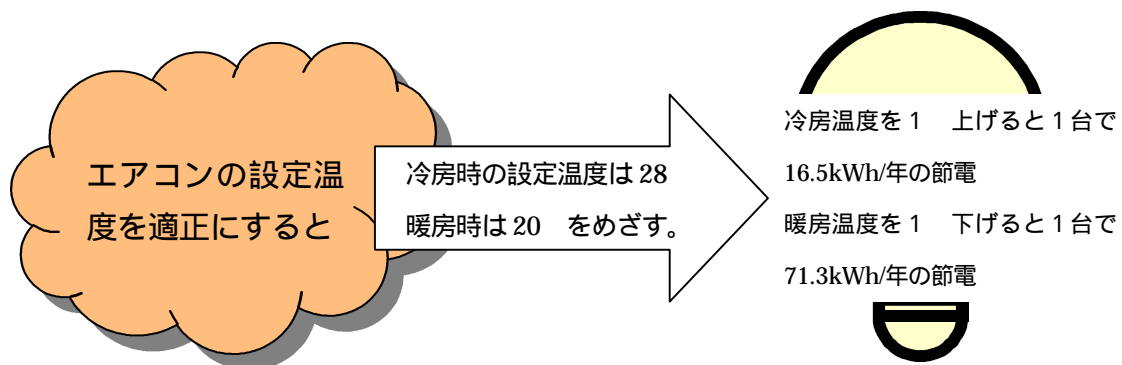
18 部屋では

19 冷暖房は適正温度にしましょう。

20 不要な照明は消しましょう。

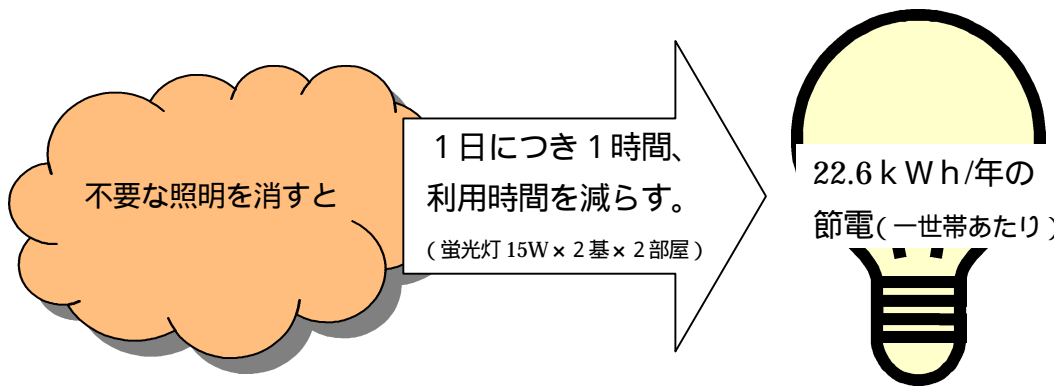
21 テレビやビデオデッキの待機電力の使用はできるだけ避けましょう。特に出か
22 けるときは、電源を切りましょう。

23 環境家計簿^注をつけるようにしましょう。

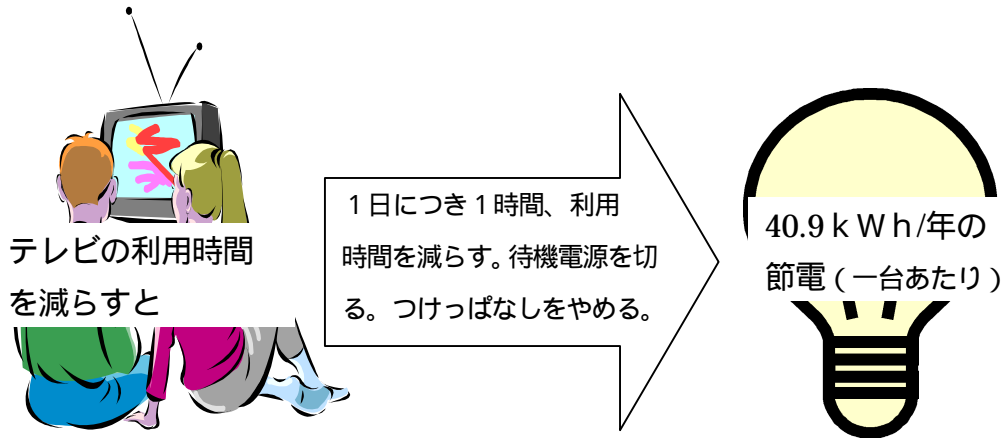


^注 環境家計簿：環境にやさしい生活を実行することで、どれだけ二酸化炭素を減らせるかとお金が節約できたかを知ることができるもの。

1
2
3
4
5
6
7



8
9



10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

台所では

電気冷蔵庫にモノを詰めすぎないようにしましょう。また、ドアを開けている時間をなるべく短くしましょう。

流しにごみ受けをつけて直接流さないようにしましょう。

油を流しに捨てないようにしましょう。

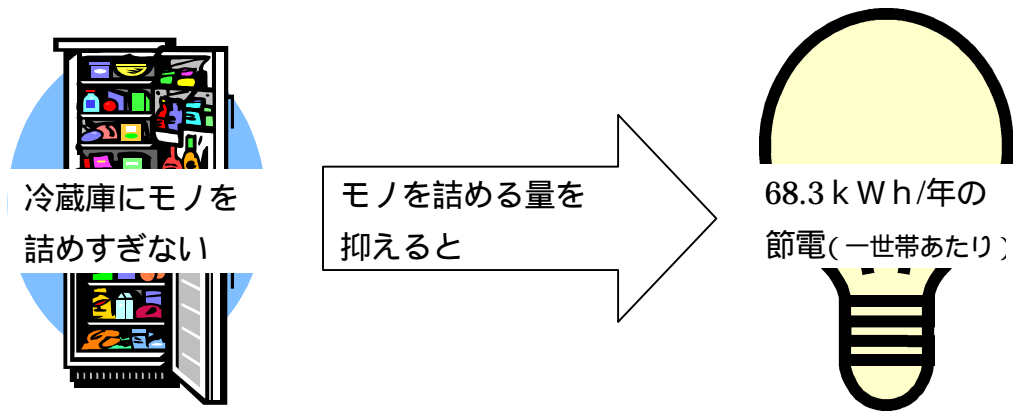
食べ物は無駄にせず、生ごみはできるだけ堆肥にして利用しましょう。

ガス湯沸し器の種火はその都度消しましょう。

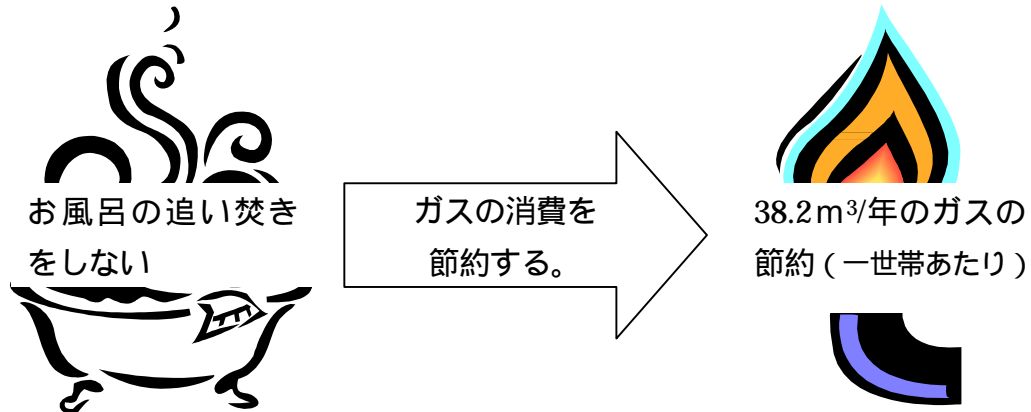
牛乳パックはリサイクルしましょう。

材料を無駄なく使うエコクッキングをしましょう。

20
21



- 1 風呂場や洗面所では
 2 お風呂は間隔を置かずに入るようにしましょう。
 3 トイレットペーパーは古紙を原料としたものを使用しましょう。
 4 お風呂の残り湯を洗濯に使いましょう。
 5 シャワーや水道の出しっ放しをしないようにしましょう。
 6 不要な照明は忘れず消しましょう。
 7 洗濯物はできるだけまとめて洗うようにしましょう。



- 8
 9 買い物では
 10 できるだけ長持ちする良質なモノを買うように心がけ、修理や交換によってご
 11 みを減らしましょう。
 12 エコマーク^{注1}のついた商品やリサイクル商品など環境ラベル^{注2}のついた製品を
 13 購入しましょう。
 14 買い物にはマイバックを持参しましょう。
 15 できるだけ簡易な包装を選択して購入し、過剰包装は辞退しましょう。
 16 使い捨て製品の安易な購入は避けましょう。
 17



- 18
 19
 20

注1 エコマーク：環境保全に役立つ商品につけられるマークのこと。消費者の商品選択に際して、環境への配慮を推進するための手法、環境省が考案（第3部第4章第2節「経済的手法等による環境負荷の低減」を参照）
 注2 環境ラベル：エコマーク、グリーンマークなど環境負荷の少ない商品や省エネルギー型商品、リサイクル商品につけられるラベルのこと（第3部第4章第2節「経済的手法等による環境負荷の低減」を参照）

1 家電製品を購入する際には、省エネ性マーク^{注1}に示された基準達成を確認する
2 とともに、用途にあった適正な能力のものを選択しましょう。

3 できるだけ低公害な車など環境にやさしい車を購入しましょう。

4 家や内装、家具などを購入する際には、できるだけ環境にやさしい地域産の木
5 材を使ったものを購入しましょう。

6 できるだけ木や竹などの自然素材を活用した製品を購入しましょう。
7



8
9
10
11
12
13 移動のときは

14 できるだけマイカーを自粛し、公共交通機関を利用しましょう。

15 不要なアイドリングをやめ、省エネルギー運転に心がけましょう。

16 ごみを出すときは

17 ごみやタバコのポイ捨てはやめましょう。

18 不要になった衣類や家具等は、不要品交換などによる再使用を図りましょう。

19 リサイクルのため、新聞・雑誌、飲料パック、缶類、びん、ペットボトル、乾
20 電池などごみをきちんと分別しましょう。

21 生ごみは堆肥として使うよう、コンポスト^{注2}に取り組んでみましょう。

22 エアコン、電気冷蔵庫を廃棄するときは、フロンが外に漏れないよう注意しま
23 しょう。
24

25 (2) 学校における主な行動事例

26 教室や校舎内では

27 教室を使わないときは、電気を消しましょう。

28 窓の開け閉めやカーテンを使うことによって、室温を調整しましょう。

29 掲示板などのお知らせは、広告やチラシ、カレンダーの裏を利用しましょう。
30

^{注1} 省エネ性マーク：家電製品（対象家電はエアコン、蛍光灯器具、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫の5製品）が国の省エネルギー基準をどの程度達成しているか、その達成率をラベルに表示するもので、製品を選ぶ際の性能比較などに役立ちます。

^{注2} コンポスト：生ごみを発酵させて堆肥にする処理方式のこと。ごみの減量化・リサイクルを推進するために重要な方策の一つ。

1 洗面所では

2 トイレトペーパーは古紙を原料とした再生紙を使用しましょう。

3 水道の出しっ放しをせず、トイレの照明は忘れず消しましょう。

4 授業では

5 環境学習講座など環境教育・環境学習に関する授業を積極的に取り入れましょ
6 う。

7 給食のときは

8 給食などの食べ残しを減らしましょう。

9 流しにごみ受けをつけて直接流さないようにしましょう。

10 物を買うときは

11 文房具を新しく買うときは、環境ラベルのついたものを買うようにしましょう。

12 校舎や内装、机や椅子などに地域産木材の利用に努めましょう。

13 ごみを出すときは

14 リサイクルのため、新聞・雑誌、飲料パック、缶類、びん、ペットボトル、乾
15 電池などごみをきちんと分別しましょう。

16 課外授業や遠足では、ごみを持ち帰りましょう。

17 その他

18 学校で学んだ環境のことについて、家でみんなといっしょに考えてみましょう。

19 校内の清掃に努めましょう。

20 校内に自然と親しめるビオトープづくり^注に取り組んでみましょう。

21 校区内の人々と協力して、まちの美化に取り組んでみましょう。

23 (3) 職場（オフィス）における主な行動事例

24 物を買うときは

25 再生紙の利用を徹底するとともに、トイレトペーパー、パンフレット類や名
26 刺なども再生紙を利用しましょう。

27 エコマーク・グリーンマーク商品やリサイクル商品など環境ラベルのついた製
28 品を購入しましょう。

29 営業用又は公用などで購入する車は、できるだけ環境にやさしい低公害な車を
30 導入しましょう。

31 O A 機器や事務用品は省エネ型のものを購入しましょう。

32 家電製品を購入する際には、省エネ性マークに示された基準達成を確認すると
33 ともに、用途にあった適正な能力のものを選択しましょう。

^注 ビオトープ：ドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。いきものの繁殖地やねぐらだけでなく、隠れ場や移動経路も含んだ一定の空間的広がりをもった概念（第3部第3章第2節「生物多様性の確保」を参照）。

1 職場（オフィス）内では

2 照明を高効率なものに切り換え、不必要な照明はこまめに消しましょう。

3 電子機器の普及に伴い増加した紙の使用量の削減を図りましょう。

4 O A 機器等の情報処理機器の普及などに伴い増加した電力使用量を抑制するた
5 め、より一層の節電に努めましょう。

6 冷暖房の温度を適正温度に保つとともに、できるだけ運転時間を短縮しましょ
7 う。

8 夏場はエコスタイル(ノー上着、ノーネクタイによる軽装)を心がけましょう。

9 ごみを減らすように心がけましょう。

10 リサイクルのため、新聞・雑誌、飲料パック、缶類、びん、ペットボトル、乾
11 電池などごみをきちんと分別しましょう。

12 職場における環境配慮の社員（職員）自身の心がけ

13 省資源・省エネを心がけましょう。

14 節水を心がけましょう。

15 紙の使用量の削減に心がけましょう。

16 できるだけモノを長く使うために、大切に使うよう心がけましょう。

18 (4) 地域社会における主な行動事例

19 自然環境の保全

20 自然観察会やハイキングなど、自然と接する機会を増やしましょう。

21 森林や里山の自然環境を守るため、森林ボランティアなどの保全活動に参加し
22 ましょう。

23 山地や河川の美化キャンペーンなどのクリーン活動に参加しましょう。

24 健全な森林の維持管理が進められるよう、地域産の間伐材や森林資源を活用し
25 た製品を使いましょう。

26 地域環境の保全

27 地域の緑化活動や清掃活動に参加しましょう。

28 家のまわりなどの緑化やビオトープづくりをすすめましょう。

29 道路等の公共・公益施設の緑化に努めましょう。

30 土を大切にし、舗装するなら透水性舗装に努めましょう。

31 太陽熱や太陽光等の自然エネルギーをできるだけ利用しましょう。

32 史跡や古墳などの歴史的、文化的な遺産の保全、整備に努めましょう。

33 まちぐるみで環境や景観に配慮しましょう。

34

1 第3節 事業活動における行動指針

2

3 20世紀に築き上げられた大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムを支え続
4 けてきたのは、石油に代表される化石燃料や鉱物など地下資源です。しかし、これらの地
5 下資源は何百万年という長い年月をかけて自然が作り出した資源であり、決して無限にあ
6 るものではありません。したがって、このまま引き続き大量生産・大量消費・大量廃棄と
7 いった使い捨ての社会を続ければ、やがてそう遠くないうちに資源は枯渇してしまい、い
8 まの私たちの豊かなくらしもできなくなってしまいます。だからといってもちろん、いま
9 の豊かなくらしを捨てて原始の社会に戻るなどできません。

10 いまこそ、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムから脱却し、21世紀も
11 持続的な発展が可能な経済社会システムに移行しなければなりません。そして、持続的な
12 発展が可能な経済社会システムをめざすためには、環境と調和した経済社会システムをつ
13 くっていくことが必要であり、そのためには環境効率性や資源生産性を高めるなど環境配
14 慮を経済社会システムに組み込んでいくことが必要です。いまの豊かなくらしを続けてい
15 くためには、経済性や利便性を優先させるだけでなく、それと同じくらいに、環境への配
16 慮を優先し、豊かな環境の保全と創造を積極的に図っていくことが、持続的な発展が可能
17 な経済活動を保証するものであるといえます。

18

19 1 事業活動における環境配慮の視点

20

21 ここでは、事業活動において、どのように環境に配慮していくべきかについて、まず、
22 2つの中期的な視点（概ね10年以上）を示し、さらに、より長期的な視点（概ね25年以
23 上）を示すこととします。

24

25 (1) 環境効率性を高めるようにしましょう（中期的な視点その1）

26 事業活動は、できるだけ経済効率を高める方向に活動を展開するものですが、持続可
27 能な事業活動を支える基盤を維持するためには、環境配慮への取り組みが必要です。つ
28 まり、さまざまな事業活動を行う際に、できるだけ環境への負荷を少なくするような活
29 動を積極的に行っていくこと（環境効率を高めること）が必要です。

30

31 (2) 資源生産性を高めるようにしましょう（中期的な視点その2）

32 地下資源の利用を減らし、いまの豊かなくらしを維持する、あるいは倍増させるため
33 には、資源の生産性を高める事業活動を行うことが必要です。つまり、資源の再生利用
34 など貴重な地下資源をできるだけ有効に活用するとともに、地下資源に変わる資源エネ
35 ルギーの利用に積極的に取り組んでいくことが必要です。

36

1 (3) 自然のはたらきと調和した経済社会システムをつくる必要があります
2 (より長期的な視点)

3 石油に代表される化石燃料や鉱物などの地下資源は、何百万年という長い年月をかけ
4 て自然が作り出した資源です。したがって、一度、掘り起こしてしまうと、すぐには再
5 生されません。また、私たち人間が、豊かさや利便性を追求するために作り出した物質、
6 例えば有害化学物質などは、土壌汚染などにみられるように、いったん発生すると、自
7 然分解などによる回復が困難であり、簡単には自然に戻りません。このように自然の回
8 復力や浄化力は、人間の営みに比べると多くの時間を必要とします。私たちが、21世紀
9 も引き続き、いまの豊かなくらしを続けていくためには、できるだけこうした自然の働
10 きと調和した経済活動を営むとともに、豊かな環境の保全と創造を積極的に図っていく
11 ことが必要であることを考えなければなりません。

12
13 2 事業活動における行動事例の紹介

14
15 ここでは、先ほど示した2つの中期的な視点を持って、環境への配慮を具体的に事業活
16 動に組み込んでいけるように、事業者共通といえる行動事例と業種ごとに分けた行動事例
17 をいくつか紹介します。

18
19 (1) 事業者共通の主な行動事例

20 環境効率性

21 事業の立案にあたって、周辺地域の環境資源や土地利用状況等を調査し、周辺
22 の土地利用との整合を図りつつ、極力環境への影響を小さくするよう、場所の選
23 定、事業の規模、配置、構造等について配慮しましょう。

24 既定の事業計画等であっても、環境保全の視点から、必要に応じて見直しまし
25 ょう。

26 地域の特性を考慮しながら、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めま
27 しょう。

28 自主的な環境管理・監査の手法の導入等に努めましょう。

29 事業の内容やそれに伴う環境への影響と対策などの情報を、地域住民に適切に
30 公開、提供するよう努めましょう。

31 環境に配慮した製品の流通や購入(グリーン購入)を進めましょう。

32 できるだけ自動車の利用を控え、公共交通機関を利用しましょう。

33 緑地の保全、施設の緑化やビオトープづくり、水辺の保全、整備など、野生動
34 植物の生息・生育環境の保全、回復、創造に努めましょう。

35 歴史的文化的遺産の保存に配慮するとともに、保全・活用に資する活動への参
36 加・協力を努めましょう。

1 従業員が環境に配慮した行動がとれるように、社内で研修や環境学習講座を開
2 くなど、積極的に支援しましょう。

3 自然保護活動、清掃活動等の環境保全活動に従業員が参加しやすい社内体制づ
4 くりを努めましょう。

5 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の発生防止、土壌・地下水の保全、
6 有害物質の適正管理に努めましょう。

7 資源生産性

8 太陽光、太陽熱等の自然エネルギーの利用に努めましょう。

9 エネルギーの効率的利用や、節水、節電、資材の再利用など省資源、省エネル
10 ギーに努めましょう。

11 効率的な業務の運営を行い、自動車の使用時の走行量の抑制に努めましょう。

12 廃棄物の減量化・リサイクルに努めるとともに、適正処理を行いましょ
13 う。

14 (2) 業種別の主な行動事例の紹介

15 商業における主な行動事例

16 環境ラベルのついた商品や再生品などの環境への負荷の少ない製品を積極的に
17 取り扱うとともに、消費者への情報提供に努めましょう。

18 梱包材を削減・再使用したり、販売時の包装材の使用削減や量り売りの拡充に努
19 めましょう。

20 店舗内の冷暖房や照明の適正化などにより、省エネルギー化を図るとともに、
21 太陽光等自然エネルギーの利用や資源ごみの自主回収などに努めましょう。

22 発注の平準化、多頻度小口輸送の抑制などにより交通量の抑制に努めましょ
23 う。

24 店舗周辺の植栽等により緑化空間の創造に努めましょう。

25 看板・広告塔の設置は、周辺の環境と調和するよう十分配慮しましょう。

26 大規模小売店舗の設置にあたっては、交通渋滞や騒音などによる周辺の生活環
27 境への影響が生じないように配慮しましょう。

28 動植物の輸入、販売にあたっては、貴重な野生生物の保護に留意しましょ
29 う。

29 製造業における主な行動事例

30 事業者としての環境配慮に関する基本方針や行動指針を策定しましょう。

31 環境管理に係る組織を設置し、環境活動評価プログラムやISO14000 シリー
32 ズなどの環境マネジメントシステム^注の導入に努めましょう。

^注 環境マネジメントシステム：組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案し、それを実施・運用し、点検・是正措置を行
い、見直すという一連の行為により、環境負荷低減を継続的に実施できる仕組みのこと。
国際標準化機構では、ISO14000 シリーズとして規格化している(第3部第4章第2節「事
業活動における環境への配慮」を参照)。

1 製品に関わる原料の採取から製造、輸送、使用、廃棄などすべての段階を通し
2 て、投入資源や排出環境負荷など環境影響を定量的に評価するライフサイクルア
3 セスメントの導入に努めましょう。

4 再使用・リサイクルが容易であるなど、環境への負荷の少ない製品等の開発・
5 生産等をすすめましょう。

6 部品の長期確保などにより、製品の長寿命化を図りましょう。

7 製品について、分別しやすいようにその成分表示や適正な廃棄方法を明示する
8 など適切な情報の提供に努めましょう。

9 事業活動により生じる廃棄物の減量化・リサイクルを推進し、適正処理を行う
10 ことにより、排出者責任を果たしましょう。

11 製品等が廃棄された後の自主回収、再生ルートの整備に努めましょう。

12 適切な施設や工程の管理や環境対策により、大気汚染、水質汚濁、悪臭の発生、
13 土壌汚染、地下水汚染の防止に努めましょう。

14 有害性の少ない化学物質に代替した製品の開発とともに、有害な化学物質による
15 環境汚染が生じないよう保管、使用、輸送等における適正な管理、排出抑制の設
16 備の整備に努めましょう。

17 原材料、製品等の輸送にあたっては、鉄道等の公共交通機関の利用拡大に努め
18 ましょう。また、発注の平準化、多頻度小口輸送の抑制などにより、交通量の抑
19 制に努めましょう。

20 コージェネレーションシステム^注の採用や余熱の利用などエネルギーの効率的
21 利用に努めましょう。

22 太陽光や太陽熱等自然エネルギーの利用に努めましょう。

23 節水、節電に努めましょう。

24 雨水の貯留・活用や中水の利用に努めましょう。

25 施設の植栽等により緑化空間の創造に努めましょう。

26 建設業における主な行動事例

27 環境マネジメントに係る組織を設置し、環境活動評価プログラムやISO14000
28 シリーズなどの環境マネジメントシステムの導入に努めましょう。

29 地形、水系、緑地、生態系等の自然環境や周辺の土地利用に配慮した計画を策
30 定しましょう。

31 分別解体が容易な設計計画を策定しましょう。

32 再生建設資材等環境への負荷の少ない資材の利用に努めましょう。

^注 コージェネレーションシステム：燃料を燃やして発電する際に生じる蒸気や熱水を暖房や給湯などに利用するシステムのこと。総合エネルギー効率が高いことが特徴（第3部第1章第2節「環境に配慮したエネルギー利用の促進」を参照）

1 有害な化学物質を含む資材等は、使用しないようにしましょう。
2 太陽光や太陽熱等自然エネルギーの利用に努めましょう。
3 建物の断熱化や二重ドアによる熱効率の向上など省エネルギー化に努めましょ
4 う。
5 雨水浸透枿^{注1}の設置、透水性舗装^{注2}の採用など地下水のかん養を図るとともに、
6 建築物の設置等により地下水の流動を妨げないように努めましょう。
7 周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めましょう。
8 雨水の貯留・活用や中水の利用に努めましょう。
9 施設の植栽等により緑化空間の創造に努めるとともに、地域の生態系に配慮し
10 ましょう。
11 周辺環境への負荷の少ない工事方法の採用、低公害型機械^{注3}の使用や適切な対
12 策により、周辺環境への配慮に努めましょう。
13 建設廃材など産業廃棄物や建設発生土等の減量化・リサイクルを推進し、適正
14 処理を行うことにより、排出者責任を果たしましょう。
15 改修や解体においては、アスベストや断熱材などの適正処理を行いましょう。
16 既存及び工事に伴い出土した文化財等歴史的文化的遺産の保全・整備に努めま
17 しょう。
18 間伐材^{注4}などの地域内産木材の利用に努めましょう。

19

20 運輸業における主な行動事例

21 荷主と連携しつつ、共同輸送、帰り荷の確保等を進めるなど輸送効率の向上を
22 図り、物流の合理化に努めましょう。
23 中長距離の輸送等については、鉄道の積極的活用を通じ、適切な輸送機関の利
24 用に努めましょう。
25 交通渋滞の著しい地区への乗り入れや、生活道路への大型車の乗り入れを自粛
26 しましょう。
27 環境負荷の少ない低公害な車の導入を図りましょう。
28 駐停車時のアイドリングや急発進・急加速をやめましょう。
29 再使用可能な梱包用資材の使用に努めましょう。
30 洗車用水として雨水の貯留・活用に努めましょう。

31

^{注1}雨水浸透枿：土壌の持つ雨水の浸透能力を利用して地下水のかん養や治水を主な目的に設置される雨水浸透施設の一つ（第3部第1章第2節「水循環の再生」を参照）。

^{注2}透水性舗装：雨水が地中に浸透することのできる舗装のこと（第3部第1章第2節「水循環の再生」を参照）。

^{注3}低公害型機械：国土交通省が排出ガス、騒音・振動の排出基準を設定し、基準を満たすものについて、型式の指定を行っている排出ガス対策型、低騒音型及び低振動型建設機械のこと。

^{注4}間伐材：森林の成長過程で、樹木相互間の競争を緩和するために行われる「木の間引き」により生産される木材のこと。

1 農林水産業における主な行動事例

2 ア 農業

3 家畜排泄物等の適正管理や有効利用など資源のリサイクルに努めるとともに、
4 適切な対策により、水質汚濁、悪臭の発生、土壌や地下水汚染等の防止に努め
5 ましょう。

6 食品残渣（残りかす）等の有機肥料の利用など食品リサイクルに努めましょ
7 う。

8 農薬、化学肥料の適正管理や適正使用により、大気汚染、水質汚濁、悪臭の
9 発生、土壌汚染、地下水汚染の防止に努めましょう。

10 廃ビニール等の農業用廃プラスチックは、再使用に努めるとともに、適正に
11 処理しましょう。

12 雨水の貯留・活用に努めましょう。

13 用水施設整備等においては、用水路やため池等における多自然型工法の採用
14 に努めるなど、地域の生態系に配慮しましょう。

15 風力、水力、太陽光等自然エネルギーの利用に努めましょう。

16 イ 林業

17 人工林^{注1}・広葉樹林の適正な維持管理・育成に努め、森林の持つ湧水や洪水
18 の緩和と水質の浄化機能の向上や表土の流出防止等を図りましょう。

19 複層林^{注2}の造成や伐採期の長期化、広葉樹の育成など多様な森林施業への取
20 り組みを推進しましょう。

21 間伐、枝打ち、下草刈りなどの適正な管理や、資源の持続的な確保に配慮し
22 た林業経営を行うことにより、森林の持つ環境保全機能を保持しましょう。

23 林道等生産基盤の整備にあたっては、自然景観の保全や地域の生態系へ配慮
24 しましょう。

25 森林ボランティア活動などの多様な主体の参加する森づくり活動とも協働し
26 ながら、多様な公益的機能を発揮する豊かな森づくりに努めましょう。

27 ウ 水産業

28 資源管理型漁業^{注3}を推進し、持続可能な水産資源の育成により、生物の多様
29 性の確保に努めましょう。

30 養殖に当たっては、飼料や化学薬品の適正な使用とそれらの低減に努め、公
31 共用水域の水質保全に配慮しましょう。

32

注1 人工林：スギやヒノキなど植栽してできた森林のこと。

注2 複層林：樹齢・樹高の異なる樹木で構成される人工林のこと（第3部第1章第2節「水循環の」を参照）。

注3 資源管理型漁業：幼魚、仔魚の捕獲を控えるなど、漁業者自らが水産資源を自主的に管理して資源の回復、増大及び経済的有効利用を促進すること。

1 漁民の森づくり活動^{注1}への参加、協力を努めましょう。

2 F R P^{注2}製の漁船や魚網等の長期使用に努めるとともに、廃棄にあたっては適
3 正処理を行いましょ。

4 水産廃棄物の適正処理に努めましょう。

5
6 土地造成業における主な行動事例

7 地形、水系、緑地、生態系等の自然環境や周辺の土地利用に配慮した造成計画
8 を策定しましょ。

9 自然緑地を可能な限り保全しましょ。

10 ビオトープや緑地整備等の野生動植物の生息・生育環境の確保、必要に応じて
11 移植や代替生息地の確保を図るとともに、貴重な野生動植物の繁殖期等生息・生
12 育に著しい影響を及ぼす時期での工事の実施を避けるように努めましょ。

13 雨水の地下浸透や地下水の流動を妨げないように努めましょ。

14 建設発生土の減量化・リサイクルを推進し、適正処理を行うことにより、排出
15 者責任を果たしましょ。

16 周辺環境への負荷の少ない工事方法の採用、低公害型機械の使用や適切な対策
17 により、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地下水汚染等の防止に努めましょ。

18 既存及び工事に伴い出土した文化財等の歴史的文化的遺産の保存に努めましょ
19 う。

20
21 エネルギー供給業における主な行動事例

22 施設の適正な管理や環境保全対策により、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等
23 の発生防止に努めましょ。

24 エネルギー効率の向上を図り、環境への負荷の低減に努めましょ。

25 太陽光、風力、木質バイオマス^{注3}等の自然エネルギー利用の開発、消費者と連
26 携した導入促進のための取り組みの普及に努めましょ。

27 燃料電池など環境負荷の少ない新技術の開発に努めましょ。

28 コージェネレーションシステムなどの熱効率の優れた設備の普及に努めましょ
29 う。

30 施設内において、太陽光、下水の熱やごみの焼却余熱など多様なエネルギー源
31 を有効に活用しましょ。

^{注1} 漁民の森づくり活動：豊かな漁場を維持する上で森林から供給される河川水が重要な役割を果たしていることへの認識から、漁業者がはじめた山に木を植える活動のこと。

^{注2} F R P：繊維強化プラスチックの略称で、ガラス繊維や炭素繊維などを補強材として埋め込んだ合成樹脂複合材料のこと。耐食性、成形性に優れた材料、船体、航空機材に使われている。

^{注3} 木質バイオマス：樹木（幹、枝、葉、樹皮、根）や草本、植物成分、廃材などからつくった燃料、抽出物のこと（第3部第1章第2節「環境に配慮したエネルギー利用の促進」を参照）。

- 1 雨水の貯留・活用や中水の利用に努めましょう。
- 2
- 3 廃棄物処理業における主な行動事例
- 4 処理基準を遵守し、廃棄物処理施設の適正な管理・運営を行いましょ
- 5 廃棄物処理のエキスパートとして、排出事業者と連携し、適正処理を推進しま
- 6 しょう。
- 7 適正な燃焼管理、集塵処理や汚水処理等の管理、さらに処理技術の向上や施設
- 8 の整備等により、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の発生防止に努めま
- 9 しょう。
- 10 省資源、省エネルギー型の施設の導入に努めましょう。
- 11 ごみの収集・運搬に低公害な車を導入し、環境負荷の低減を図りましょ
- 12 余熱利用による発電、地域冷暖房や温水プールへの熱供給などにより、エネル
- 13 ギーの効率的な利用に努めましょ
- 14 中間処理により廃棄物の減量化・リサイクルを徹底することにより、最終処分
- 15 量の一層の削減に努めましょ
- 16 施設周辺の緑化により、緑豊かな空間を創造するとともに、施設周辺の景観と
- 17 の調和を図りましょ
- 18 雨水の貯留・活用や中水の利用に努めましょ

参考 環境保全目標

環境保全目標は、府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いています。

なお、専門家による検討結果など新たな知見が得られたときは、それを踏まえ、環境保全目標について必要な改訂を行います。

1 大気汚染

項目	目標値	対象地域
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	府内全域 ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること、また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	
ベンゼン	年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること	
トリクロロエチレン	年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること	
ジクロロメタン	年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること	
ダイオキシン類	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること	
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度	府内全域

(注) 1 二酸化窒素は、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)で評価を行う。

2 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素に係る評価は以下の方法による。

- ・短期的評価は、連続して、又は同時に計測を行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。
- ・長期的評価は、年間における1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。
ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱はしない。

3 ジクロロメタンは平成13年4月20日から適用

2 水質汚濁

健康項目（河川、海域、湖等）

項 目	目 標 値	対 象 水 域
カドミウム	0.01 mg / L以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg / L以下	
六価クロム	0.05 mg / L以下	
砒素	0.01 mg / L以下	
総水銀	0.0005 mg / L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg / L以下	
四塩化炭素	0.002 mg / L以下	
1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg / L以下	
1, 1 - ジクロロエチレン	0.02 mg / L以下	
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 mg / L以下	
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg / L以下	
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg / L以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg / L以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg / L以下	
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg / L以下	
チウラム	0.006 mg / L以下	
シマジン	0.003 mg / L以下	
チオベンカルブ	0.02 mg / L以下	
ベンゼン	0.01 mg / L以下	
セレン	0.01 mg / L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / L以下	
ふっ素	0.8 mg / L以下	
ほう素	1 mg / L以下	
ダイオキシン類	1pg-TEQ / L以下	

(注) 1 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びP C Bについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は(注) 4のとおり。

2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値が 0.0005 mg / L を超える検体数が調査対象検体の 37 %以上である場合を不適とする（昭和49年12月23日付け環水管第182号）。

生活環境項目
ア 河川

項目		類型	AA	A	B	C	D	E
		利用目的の適応性	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
目標値	水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1mg/L以下	2mg/L以下	3mg/L以下	5mg/L以下	8mg/L以下	10mg/L以下	
	浮遊物質 (SS)	25 mg/L以下	25 mg/L以下	25 mg/L以下	50 mg/L以下	100 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	
	溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/L以上	7.5 mg/L以上	5 mg/L以上	5 mg/L以上	2 mg/L以上	2 mg/L以上	
	大腸菌群数	50MPN /100mL以下	1,000MPN /100mL以下	5,000MPN /100mL以下	-	-	-	
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする						

(注) 1 目標値は、日間平均値とする(海域もこれに準ずる)。
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5mg以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

イ 海域

項目		類型	A	B	C
		利用目的の適応性	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	環境保全
目標値	水素イオン濃度 (pH)	7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	
	化学的酸素要求量 (COD)	2 mg/L以下	3 mg/L以下	8 mg/L以下	
	溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/L以上	5 mg/L以上	2 mg/L以上	
	大腸菌群数	1,000MPN /100mL以下	-	-	
	ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	検出されないこと	-	
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする			

(注) 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN / 100 mL以下とする。

全窒素、全りん

項目 類型	利用目的の適応性	目標値		対象水域
		全窒素	全りん	
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下	対象水域は別表のとおり
	水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
	水産3種 工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下	

(注) 目標値は、年間平均値とする。

(別表) 対象水域及びその水域が該当する水域類型

河川

区分	水域名	範囲	該当類型
淀川水域	淀川下流(1)	宇治川合流点から長柄堰まで	B
	淀川下流(2)	長柄堰より下流	D
	芥川1	京都府界から塚脇橋まで	A
	芥川2	塚脇橋より下流	B
	檜尾川	全域	B
	穂谷川	全域	B
	船橋川	全域	B
	天野川	奈良県境より下流	B
	水無瀬川	全域	A
	神崎川水域	安威川上流	茨木市取水口より上流
安威川下流(1)		茨木市取水口から戸伏まで	B
安威川下流(2)		戸伏から大正川合流点まで	C
安威川下流(3)		大正川合流点より下流まで	E
猪名川上流		箕面川合流点より上流	B
猪名川下流(1)		箕面川合流点より下流(藻川を含む)ただし、藻川分岐点から藻川合流点を除く	B
猪名川下流(2)		藻川分岐点から藻川合流点まで	D
神崎川		安威川、猪名川を除く神崎川	B
余野川		全域	B
箕面川1		箕面市取水口より上流	A
箕面川2		箕面市取水口から兵庫県界まで	B
千里川		全域	C
勝尾寺川		全域	C
茨木川		全域	C
大正川		全域	C
寝屋川水域		寝屋川	全域
	恩智川	全域	E
	古川	全域	E
	第二寝屋川	全域	E
	平野川分水路	全域	E
	平野川	全域	E
大阪市内河川水域	大川	大川全域及び城北川全域	C
	堂島川	全域	C
	土佐堀川	全域	C
	安治川	全域	C
	道頓堀川	全域	C
	尻無川	全域	C
	木津川	全域	C
	住吉川	全域	C
	六軒家川	全域	C
	正蓮寺川	全域	C
	木津川運河	全域	C

区分	水域名	範囲	該当類型
大和川水域	大和川中流	桜井市初瀬取入口から浅香山まで	C
	大和川下流	浅香山より下流	D
	石川	全域	B
	東除川	全域	C
	西除川(1)	狭山池流出端より上流	B
	西除川(2)	狭山池流出端より下流	D
	千早川	全域	B
	石見川	全域	A
	天見川	全域	B
	泉州諸河川水域	石津川	全域
和田川		全域	C
大津川上流		泉大津市高津取水口より上流	B
大津川下流		泉大津市高津取水口から下流	D
牛滝川		全域	B
松尾川		全域	B
槇尾川		全域	B
父鬼川		全域	A
春木川		全域	E
津田川		全域	E
近木川上流		梶谷川合流点より上流	B
近木川下流		梶谷川合流点から下流	E
見出川		全域	E
佐野川		全域	E
櫻井川上流		兔田橋より上流	B
櫻井川下流		兔田橋より下流	E
金熊寺川		全域	A
男里川		全域	A
菟砥川	全域	A	
山中川	全域	A	
番川	全域	A	
大川	全域	A	
東川	全域	A	
西川	全域	A	

(注) 神崎川(安威川、猪名川を除く神崎川)の該当類型は平成13年3月30日付け環境省告示第17号によりE類型からB類型に見直されました。

(別表つづき)

海 域

・COD

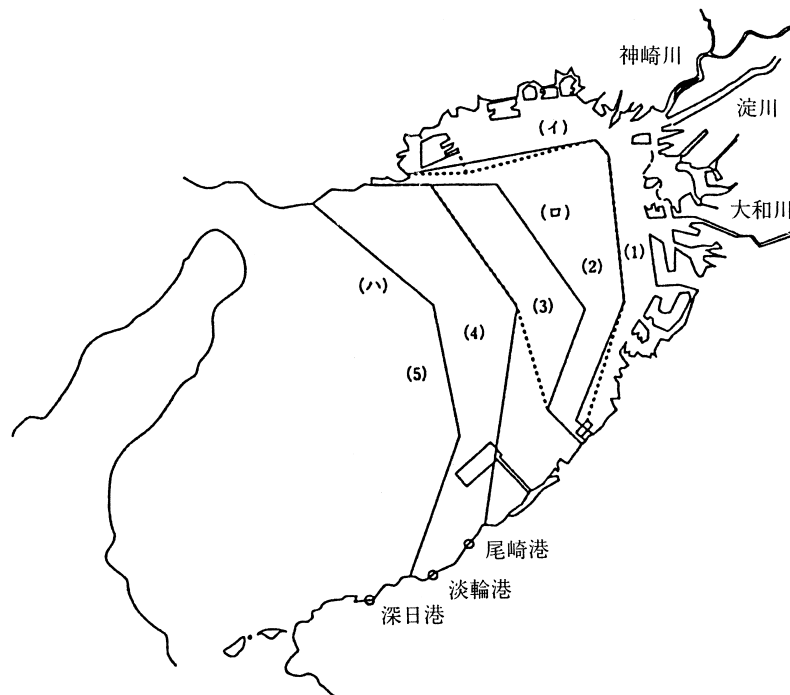
水域類型指定	
水 域	該当類型
大阪湾(1)	C
大阪湾(2)	B
大阪湾(3)	A
大阪湾(4)	A
大阪湾(5)	A
尾崎港	C
淡輪港	C
深日港	C

・全窒素、全りん

水域類型指定	
水 域	該当類型
大阪湾(イ)	
大阪湾(ロ)	
大阪湾(ハ)	

(注) 尾崎港、淡輪港及び深日港の区域は、いずれも防波堤の先端を結ぶ線で囲まれた海域をいう。

大阪湾水域類型



(注)は全窒素、全磷に係る水質環境基準の水域を表す。

特殊項目
ア 河川

項目	対象水域	上水道水源水域	その他の水域 (水域類型C以上の河川)
フェノール類		0.005 mg / L以下	0.01 mg / L以下
銅		0.05 "	0.05 "
亜鉛		0.1 "	0.1 "
溶解性鉄		0.3 "	1.0 "
溶解性マンガン		0.05 "	1.0 "
全クロム		0.05 "	1.0 "
アンモニア性窒素		0.1 "	1.0 "
陰イオン活性剤		0.5 "	0.5 "
ノルマルヘキサン抽出物質		0.01 "	0.01 "

イ 海域

項目	対象水域	大阪湾 (3) (4) (5)	大阪湾 (2)	大阪湾 (1) 尾崎港、淡輪港、深日港
フェノール類		0.01 mg / L以下	0.01 mg / L以下	0.01 mg / L以下
銅		0.02 "	0.02 "	0.02 "
亜鉛		0.1 "	0.1 "	0.1 "
鉄		0.1 "	0.2 "	0.5 "
全クロム		1.0 "	1.0 "	1.0 "
陰イオン活性剤		0.1 "	0.1 "	0.1 "

底質
ア 河川

項目	環境保全目標	対象水域
P C B	10 mg / kg	全公共用水域
水銀	25 mg / kg	"

イ 海域

項目	環境保全目標	対象水域
P C B	10 mg / kg	全公共用水域
水銀	「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月28日環水管第119号水質保全局長通知)に定める基準に該当しないこと	"

3 地盤環境

地盤沈下

項目	環境保全目標	対象地域
地盤高	地盤沈下を進行させない	府内全域

地下水質

水質汚濁に係る環境保全目標・健康項目に同じ

土壌汚染

目	目 標 値	対象地域
カ ド ミ ウ ム	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地において米 1 kg につき 1 mg 未満であること	府内全域
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと	
有 機 リ ン	検液中に検出されないこと	
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
六 価 ク ロ ム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること	
砒 素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること	
総 水 銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること	
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと	
P C B	検液中に検出されないこと	
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること	
四 塩 化 炭 素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること	
1, 2 - ジク ロ ロ エ タ ン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること	
1, 1 - ジク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること	
シス - 1, 2 - ジク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること	
1, 1, 1 - トリク ロ ロ エ タ ン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること	
1, 1, 2 - トリク ロ ロ エ タ ン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること	
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること	
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
1, 3 - ジク ロ ロ プ ロ ベ ン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること	
チ ウ ラ ム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること	
シ マ ジ ン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること	
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること	
ベ ン ゼ ン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
セ レ ン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
ふ っ 素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること	
ほ う 素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること	
ダ イ オ キ シ ン 類	土壌 1 g につき 1,000pg-TEQ 以下であること	

(注) 1 検液とは土壌(重量)の10倍の水(容量)で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。

2 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び廃棄物の埋立地その他の場所であって外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

4 騒音・振動

環境騒音

ア 一般地域

地域の類型	目 標 値		対 象 地 域
	昼 間 午前6時から午後10時まで	夜 間 午後10時から翌日の午前6時まで	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	貝塚市名越 国立療養所千石荘病院の敷地 貝塚市橋本 大阪市立貝塚養護学校の敷地 富田林市大字甘南備 大阪府立金剛コロニーの敷地
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。）
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）

イ 道路に面する地域

地 域 の 区 分	目 標 値	
	昼 間 午前6時から午後10時まで	夜 間 午後10時から翌日の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の目標値の欄に掲げるとおりとする。

目 標 値	
昼 間 午前6時から午後10時まで	夜 間 午後10時から翌日の午前6時まで
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。

注 (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）

に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第9項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

航空機騒音

地域の類型	目標値	対象地域
	70WECPNL以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。 1 関西国際空港及び八尾空港の敷地 2 国土利用計画法第9条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地域
	75WECPNL以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。

新幹線鉄道騒音

地域の類型	目標値	対象地域
	70デシベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
	75デシベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注)「地域類型の当てはめをする地域」とは、大阪市及び吹田市の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300メートル以内の地域並びに摂津市、高槻市、茨木市及び島本町の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ400メートル以内の地域(河川敷を除き、橋りょうに係る部分については別途図面に表示する地域を含む。)をいう。

鉄軌道騒音、建設作業騒音、小規模飛行場騒音、振動、低周波音

項目	目標値	対象地域
鉄軌道騒音 (新幹線鉄道を除く)	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域
建設作業騒音		
小規模飛行場騒音*		
振動		
低周波音		

*...1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場を対象とする。